

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	健康づくり県民運動事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H30
-----	-------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	1	健康づくりの推進

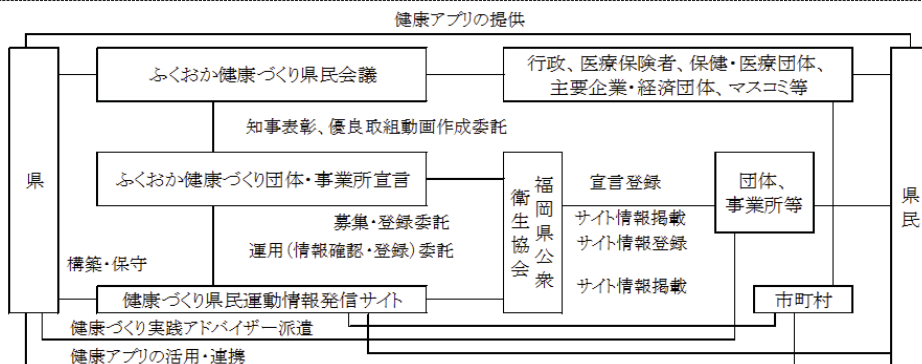
1 事業のねらい・目的

○ 県民一人ひとりが健康づくりを自分の問題として捉え、健(検)診の受診や食生活の改善、運動習慣の定着といった具体的な健康づくりに取り組むよう、健康づくり県民運動を推進し、健康寿命の延伸を目指す。

2 事業概要

- 1 健康づくり県民運動基盤事業
 - (1) 「ふくおか健康づくり県民会議」による健康づくり県民運動の推進
 - (2) 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の募集と登録
 - (3) ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトの運用
 - (4) ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトを活用した健康づくりに取り組むきっかけづくりの提供
 - (5) アプリを活用した健康ポイント事業の実施
- 2 健康づくり県民運動推進事業
 - (1) 健(検)診受診率の向上に関する取組み
 - ① 健康づくり実践アドバイザー派遣事業
 - ② 健康測定機器を活用した健(検)診の受診勧奨の実施
 - (2) 食生活の改善に関する取組み
 - ① 「チャレンジ! レシピコンクール」の開催
 - ② 「ふくおかヘルシーメニュー」を活用した料理教室の開催
 - ③ 「県庁地下食堂ホール」における食生活改善の取組み
 - (3) 運動習慣の定着に関する取組み
 - ① 県民の運動習慣の定着に向けたスロージョギングの普及
 - ② 県民の運動習慣の定着に向けた地域における取組みの促進

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録団体・事業所数	目標	5,000	7,000	8,000	9,000	10,000
	実績	4,382	5,601			
特定健診実施率	目標	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上
	実績	47.2%(H28)	49.0%(H29)	50.5%(H30)		
特定保健指導実施率	目標	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上	45%以上
	実績	19.3%(H28)	20.8%(H29)	25.4%(H30)		
「健康づくり実践アドバイザー」派遣件数(事業所数)	目標		150	150	150	150
	実績		111(83)			

【指標の考え方】

- ・ 健康づくり団体・事業所宣言の登録目標は、H30、R1年度に既存の健康づくりに関する取組み(がん検診推進事業登録事業所、食の健康サポート店等)を行っている事業所の登録を進めていくため、H30年度は5,000件、R1年度は2,000件とし、次年度以降は年間1,000件の増加を目標とする。
- ・ 特定健診・保健指導実施率は、県健康増進計画(第2次)に合わせて設定する。
- ・ 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業所数は見直し(協会けんぽの制度との統合)以前の実績に基づき、目標を150事業所に設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」事業所数は、新型コロナウイルスの影響で年度末の団体等への要請が制約されたことが影響。
- ・ 特定健診実施率については、県の人口の約半分を占める両政令市が低いことが大きく影響している。
- ・ 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業所数は、新型コロナウイルスの影響で年度末の2回目の派遣が減少したことが影響。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 「県民運動」として健康づくりの取組み推進と情報発信を行うことで、県民や企業・事業所に健康づくりの意識が浸透する。その結果、従業員の健康づくりなどの「健康経営」が広がるとともに、健（検）診受診者の増加や自主的健康づくりに取り組む者の増加など、県民の健康づくりに関する行動変容につながり、結果として医療費等社会保障負担の軽減が図られる。
	【事業の効率性】 様々な分野の関係団体が一体となって自主的な健康づくりを県民運動として展開することで、県民にいろいろな角度から健康づくりの働きかけを行うことができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2.4補	R2.6補	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	54,558	130,888	▲33,145	▲9,385	187,036	時間	5,400	6,480	6,480
（うち一般財源）	41,879	67,639	▲17,871	▲7,704	95,470	人件費（千円）	22,184	26,167	26,167

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- 健康寿命の延伸のためには、引き続き上記事業を実施し、県民一人ひとりに健康づくりの取組みを働きかけていく必要がある。
- コロナ禍では健康づくりが一層重要であり、新しい生活様式下でも実施できる健康づくりを重点的に進める必要がある。

【見直し内容】

- 福岡県保険者協議会と連携し、令和2年度から実施している「健（検）診受診促進月間」（9月）について、現行のポスター・チラシに加え、街頭キャンペーンや各種広告、県民会議構成団体と連携した取組み（レシート印字等）等を実施する。
- ウォーキングは新しい生活様式下でも一人で密にならずにできる運動であり、県では、県民が楽しみながら継続してウォーキングなどに取り組めるよう、ふくおか健康ポイントアプリを配信している。アプリの登録者数の増加やアプリ稼働率の向上を通じた県民の運動習慣の定着を図るため、新規登録キャンペーン、登録者向けキャンペーン、バーチャルコースの追加等を実施する。（+1,364千円）
- アプリには市町村が自ら活用できる機能を設けており、アプリを活用した住民への健康情報の発信や健康教室・イベント等への参加によるポイント付与、独自の特典の設定も可能。これまで説明会を実施してきたが、市町村向け会議や各種研修会等の機会を捉え、活用を繰り返し呼び掛けていく。
- アプリの登録者数の増、特典協力店の増のほか、ふくおか健康づくり団体・事業所宣言の登録団体・事業所の増加を図るため、ふくおか健康づくり県民会議の構成団体や、「健康づくり県民運動に関する連携協定」を締結している生命保険会社等と連携し、顧客や関係事業所等に対するチラシ配布等に協力を得る。
- 中小事業所への健康づくり実践アドバイザー派遣事業の増を目指し、協会けんぽをはじめとする保険者や、商工関係団体等の様々な関係機関と連携を図り、事業の周知に協力してもらうとともに、あらゆる機会を捉え事業の周知を実施していく。
- 県庁地下食堂にオープンする健康づくりの情報コーナーを活用し、食生活の改善をはじめとした健康づくりについて情報を発信するとともに、食堂ホールを利用し、食育キャンペーンのイベント等を開催する。
- 県民の運動習慣の定着に向けた地域における取組みの一層の促進を図るため、令和元年度から実施している市町村の運動教室への助成のうちケア・トランポリン教室について、1か所あたりの補助上限額を増額するとともに、助成件数を76教室から210教室に拡大する（+59,386千円）。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	歯科口腔保健強化推進事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課		事業 開始年度	H26
総合 計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる	
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	3	歯科口腔保健の推進	

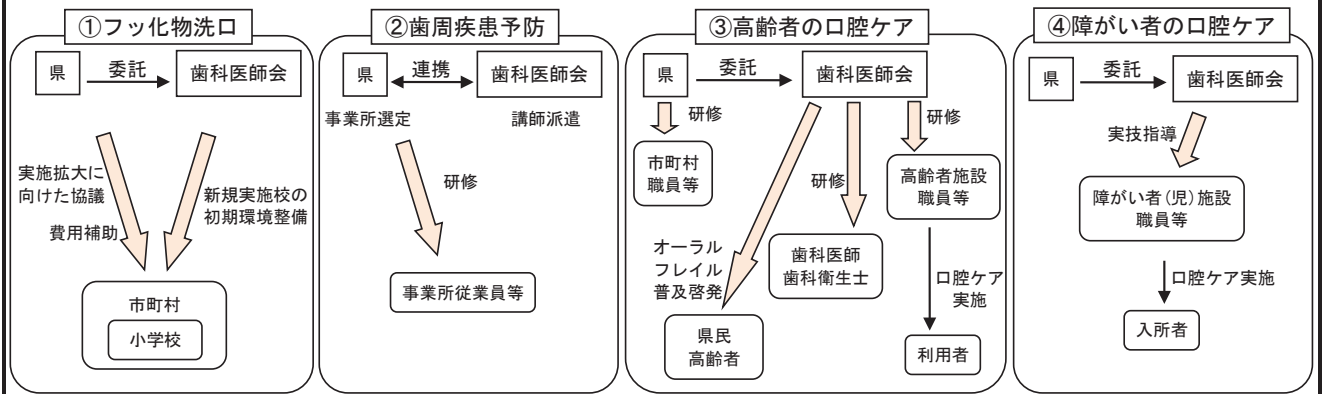
1 事業のねらい・目的

平成26年3月「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定した。本条例に基づき、科学的根拠に基づくむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢者や心身障がい者(児)の口腔衛生の向上を推進するため、取組みを一層強化していく。

2 事業概要

- ①学童期におけるフッ化物洗口導入促進事業
フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行う。
- ②歯周疾患予防推進事業
事業所の従業員等に対し、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連に関する講話及びブラッシング指導を行う研修会を開催する。
- ③高齢者に関する口腔ケア事業
高齢者施設の職員等に対し、高齢者の口腔ケアの重要性についての講話及び専門的口腔ケアの手法を学ぶ研修会を開催する。また、オーラルフレイル(軽微な口腔機能の低下)の普及啓発のため、講話や歯科健診、嚥下機能評価等のイベントを開催するとともに、地域の高齢者を対象とした出張講座や、歯科専門職及び市町村職員等に対する研修を実施する。
- ④障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業
障がい者(児)入所施設において、入所者の特性に応じた口腔ケアの方法を実技指導する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
12歳児一人平均むし歯本数の減少	目標	H30までに 1.0本	→	1.0本	R5までに 0.8本	→	→
	実績	1.1本	1.0本	1.0本	0.9本	調査中	
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	目標	H30までに 60%	→	60%	R5までに 65%	→	→
	実績	57.8%	-	-	-	-	

【指標の考え方】

12歳児一人平均むし歯本数: H30年度に「福岡県歯科口腔保健推進計画(第2次)」(以下、「歯科計画」という。)を策定し、本県及び全国平均の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。既存の調査項目で全国的に実施されているため、比較しやすい。

歯科健診を受診した者の割合: H30年度に「歯科計画」を策定し、本県の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。歯周疾患予防のためには定期的な歯科健診が必要なことから、5年毎に実施する県民健康づくり調査の調査項目を利用している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

12歳児一人平均むし歯本数は目標を達成していないがR1年度の数値はH30年度と比較して減少しており、R5年度の最終目標に向けて引き続き取組みが必要である。成人の定期歯科健診受診率については、数値の公表が5年毎となっているが、着実に普及啓発は進んでいると考えている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康は、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たすものである。学校関係者や保護者、事業所の健康管理担当者等を対象に、歯科口腔保健に関する正しい知識を普及し、学齢期の科学的根拠に基づくむし歯予防の取組みや成人期の歯周病予防に向けた歯科健診等の実施の促進を図ることは、県民の健康維持・増進に有効な方策である。 ・高齢者施設における効果的な口腔ケアの手法の普及を促るとともに、広く県民に対してオーラルフレイルに関する普及啓発を図ることは、誤嚥性肺炎やフレイルの予防など高齢者の健康維持に繋がるものである。 ・障がい者(児)施設の従事者等に対し、口腔ケアの専門的な実技指導を行い、入所者の口腔衛生の向上を図ることは、治療に専門的な知識・技術を必要とする障がい者(児)の歯科疾患を予防し、健康の維持・増進に有効な方策である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童期、成人期、高齢期それぞれの世代に応じた取組みを行うことによって、効果的に歯科保健を推進することが出来る。 ・歯科医師会など関係団体との連携や事業の一部委託等により、当該団体の専門性を生かした効率的な事業実施が出来る。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	7,344	33,144	▲3,354	▲4,125	35,146	時間	4,048	4,048	4,020
(うち一般財源)	3,975	19,991	▲3,354	▲3,293	17,160	人件費(千円)	16,630	16,346	16,233

6 見直しの内容
<p> <input type="checkbox"/>継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/>一部改善 縮小) <input type="checkbox"/>終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>(学童期におけるフッ化物洗口導入促進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口の実施校数の増加を図るため、引き続き市町村への支援が必要。 <p>(歯周疾患予防推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会実施事業所において従業員の意識変化や行動変容等の効果が見られたことから、取組みを継続し研修会受講事業所を増やすことで、普及啓発を進める必要がある。 <p>(高齢者に関する口腔ケア事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度より研修会対象の高齢者施設が増加したことから、取組みを継続し研修会受講施設を増やすことで、普及啓発を進める必要がある。 ・広く一般県民を対象としたオーラルフレイルに係る普及啓発については、2年間で一定の成果が得られると考えられることから、R2年度をもって終了。 ・地域におけるオーラルフレイル対策の定着のため、引き続き個々人の状態に合わせたきめ細かな対策を行う必要がある。 <p>(障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間35施設を目標に、R1～R3年度の3年間で105か所の入所施設に対する支援を行っていく予定であり、取組みを継続する。(105か所：平成30年に県内約150の入所施設を対象に実施した実態調査において、約7割(＝約105施設)が効果的な口腔ケアの手法や口腔機能向上に向けた取組み等について学びたいと回答)
<p>【見直し内容】</p> <p>(高齢者に関する口腔ケア事業 3,484千円増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設を対象とした研修会開催について、大牟田市での研修会を廃止し、当地域の施設は保健所実施の研修会の対象に追加。(281千円減) ・オーラルフレイルキャンペーンはR2年度で事業終了。(2,140千円減) ・オーラルフレイル対策の定着促進のための高齢者を対象とした出張講座について、R3年度は対象地域を拡大して実施。(5,905千円増) <p>(障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業 537千円減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技指導について、他事業における研修会の実績等を踏まえ、講師数を3人から2人とし、経費を537千円削減。

事業名	精神障がい者地域生活支援事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H23
-----	----------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	1	こころの健康の推進

1 事業のねらい・目的

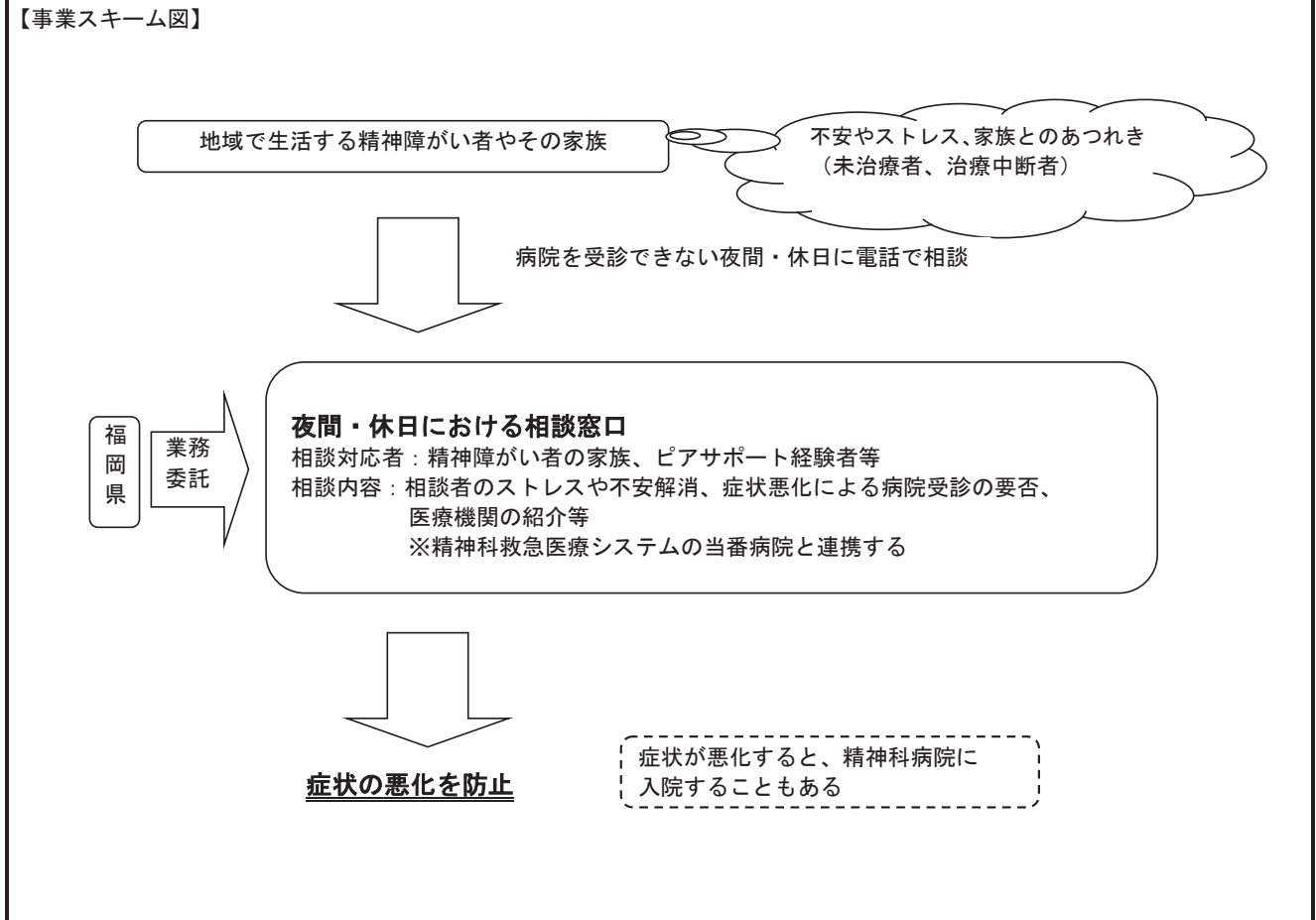
「夜間・休日における相談窓口」を設置し、精神障がいのある方の夜間・休日における不安感の増大等に対処することで、症状の悪化を未然に防止し、精神障がいのある方の地域での生活継続に寄与する。

2 事業概要

「夜間・休日における相談窓口」

精神障がいのある方の夜間・休日における不安の軽減を図るために電話相談窓口を設置・運営する。

- 対象者 日常生活においてストレスや不安等を解消できずに悩みを抱えている精神障がいのある方及びその家族
- 窓口時間 夜間 17時～翌日 8時
休日 8時～ 17時
- 主な相談内容 相談者のストレスや不安解消、症状の悪化による病院受診の要否、医療機関の紹介等



3 事業目標等			H28	H29	H30	R1	R2	R3
休日・夜間における相談件数	成果指標							
	目標		6,200	12,700	14,300	14,700	14,900	15,400
	実績		14,674	14,724	14,975	17,505	7,963	

※R2の実績は4月～9月までの6か月分

【指標の考え方】
 休日・夜間における相談件数を設定する。
 令和元年度の目標値はH29年度実績ベースの14,700件とした。
 平成30、令和元年度は目標を達成したため、目標値の見直しを行った。
 令和2年度目標値はH30年度実績ベースの14,900件、令和3年度目標値は、H28～R1実績の平均である15,400件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 令和元年度は目標を達成した。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・年間14,000件以上の相談が寄せられており、相談者の不安解消等が図られる相談窓口として機能している。 ・「夜間・休日における相談窓口」の設置後は、精神疾患の急変患者等、速やかに医療を必要とする者に対応するための窓口である「精神科救急医療情報センター」に寄せられていた相談件数が減少し、機能分担が図られた。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者家族会に委託することにより相談対応経験者が多く、幅広い相談に効率的に対応できている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	14,025	14,077	14,116	時間	576	576	576
（うち一般財源）	14,025	14,077	7,058	人件費（千円）	2,367	2,326	2,326

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 より効率的な事業執行を図る必要がある。
【見直し内容】 夜間・休日電話相談を精神科救急医療システムの当番病院と連携させ、症状急変により緊急に診療が必要となる場合にも対応できる体制を整備することにより、令和3年度以降は国庫補助金（補助率1/2）を活用する。

事業名	ひきこもり対策推進事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H22
-----	-------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	2	自殺防止対策・アルコール健康障がい対策の推進

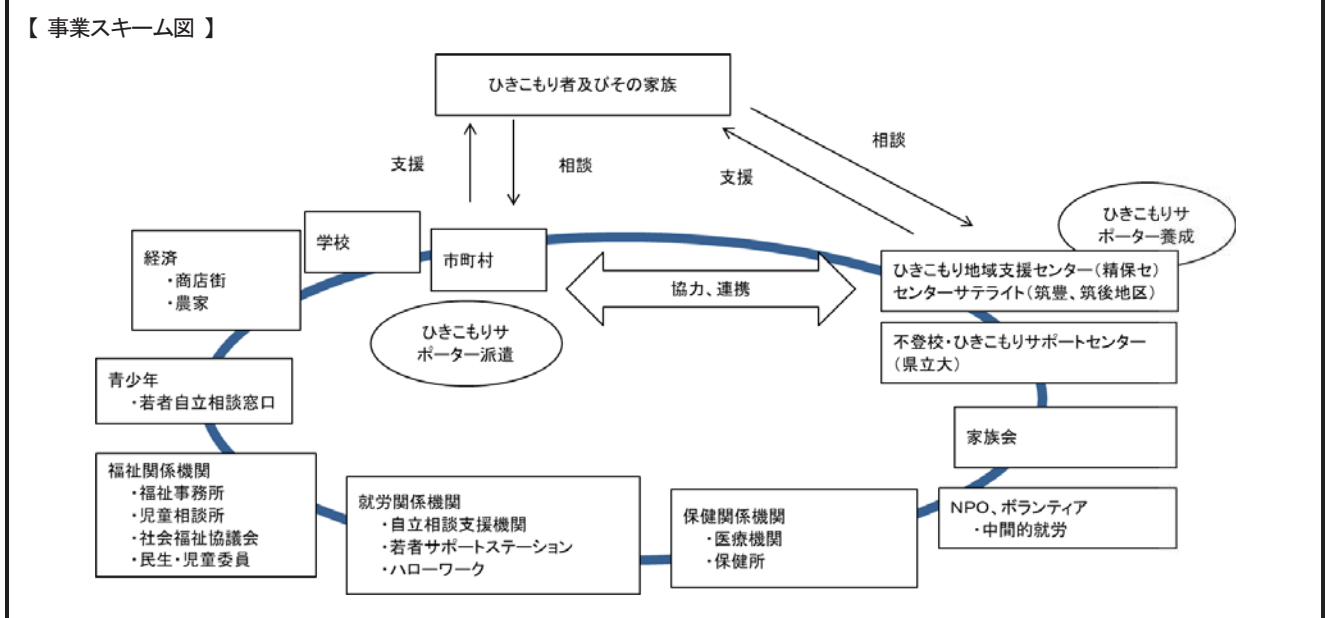
1 事業のねらい・目的
「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり者及びその家族の支援を行い、早期の社会復帰を促す。

- 2 事業概要
- ひきこもり相談・訪問支援事業
 - ひきこもり者及びその家族を対象とした電話相談・来所相談・訪問支援・同行支援を実施。
 - 人材育成事業
 - ひきこもり家族教室の開催
ひきこもり者の家族に対し、ひきこもりに対する正しい知識を普及し、家族の不安・孤立感の軽減を図るとともに、ひきこもり者への効果的な関与ができるように支援する。
 - ひきこもり支援関係者研修会の開催
保健福祉(環境)事務所、市町村職員等ひきこもり支援関係者のスキルアップを図るための研修を開催。
 - 事例検討会の開催
ひきこもり者への支援を行っている保健福祉(環境)事務所等職員が、様々な事例への対応を学び、支援のスキルアップを図る。
 - 関係機関連携強化事業
 - ひきこもり対策連絡調整会議の開催(医療・福祉・教育・労働等支援関係機関の連携を強化し支援体制の充実を図る)
 - ひきこもり地域支援センター実務者連絡会の開催(県及び政令市の地域支援センター実務者が協議し支援能力向上を図る)
 - 保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議の開催(保健福祉(環境)事務所実務者が協議し支援能力向上を図る)
 - ひきこもり支援者等ネットワーク会議の開催(地域支援センター、保健福祉(環境)事務所、NPO、親の会、社会福祉協議会等幅広い支援者等によるグループワークを実施し支援能力向上を図る)
 - 福岡県若者自立相談窓口と連携して若年層ひきこもりを早期に発見し、適切な支援を実施する
 - ひきこもり者及び家族支援事業
 - 家族サロンの開催(家族同士の語らいを通じて、家族の癒しや情報交換の場とし、家族の対応能力を高める。)
 - 情報発信事業
 - ひきこもり相談事業のマニュアル作成
 - ひきこもり支援等関係団体ガイドブックの作成
 - ホームページの作成

<事業実績>

		H27	H28	H29	H30	R1
家族教室	回数	8回	8回	8回	7回	8回
	延参加人数	53人	63人	142人	99人	164人
家族サロン	回数	12回	12回	12回	12回	12回
	延参加人数	52人	38人	41人	29人	37人

		H27	H28	H29	H30	R1
ひきこもり支援関係者研修会	回数	1回	1回	1回	1回	1回
	延参加人数	115人	66人	98人	102人	108人
ひきこもり対策連絡調整会議	回数	2回	1回	1回	1回	1回
	延参加人数	36人	24人	18人	22人	25人
ひきこもり地域支援センター実務者連絡会	回数	1回	1回	1回	1回	1回
	延参加人数	12人	11人	14人	14人	11人
保健福祉(環境)事務所等とのひきこもり対策連絡会議	回数	3回	3回	3回	3回	1回
	延参加人数	29人	25人	24人	28人	14人
ひきこもり支援者等ネットワーク会議	回数	1回	1回	1回	1回	2回
	延参加人数	58人	62人	60人	56人	113人



3 事業目標等

成果指標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ひきこもり者等来所相談・訪問支援件数（実人数）	目標		96	106	115	125	165	174
	実数	83	96	117	130	143	53※	
	うち来所	73	81	107	110	127	47※	
	うち訪問	10	15	10	20	16	6※	

※R2年度については7月末時点

成果指標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結び付いた者の数	目標	—	15	16	17	19	21	22
	実数	14	16	16	36	25		

【指標の考え方】

- ひきこもり者を社会参加に結びつけるための自立支援を行っていくことが主な目的であり、対象となるひきこもり者はひきこもり地域支援センターに来所した相談者や訪問を行った者であることから、来所相談・訪問支援件数を成果指標とする。
 - ・来所相談・訪問支援件数の目標値は5年かけて現状の1.5倍の人数に対応していくものとする。平成28年度の目標値は平成25年から平成27年までの3ヶ年平均値である96人とし、平成29年度の目標値はこの1.1倍の人数である106人とし、平成30年度の目標値は96人の1.2倍である115人とする。同様に令和元年度を1.3倍、令和2年度を1.4倍、令和3年度を1.5倍とする。
 - ・令和2年度から事業を拡大しているため、現在の訪問件数に政令市分（北九州市70件、福岡市86件）と同程度の増加が見込まれる。そのため、1人当たり5回訪問すると仮定した場合、実人数は30人増加するため、令和2年度の目標値を165件、令和3年度の目標値を174件とする。
- 来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結びついた者の人数
 - ・来所相談・訪問支援を行った者のうち、社会参加（一般就労、福祉的就労、専門学校・予備校等通学、職業訓練、ハローワーク等で求職活動）に結びついた者の人数も、成果指標に設定。
- ※目標については、平成26、27年度の来所相談・訪問支援実施実人数のうち社会参加に結びついた者の比率2か年の平均値である15%を用いて算出する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

来所相談・訪問支援件数及び来所相談・訪問支援を行った者のうち社会参加に結びつく者について目標を達成できている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり者及び家族の直接的な支援につながっている。 ・家族教室、家族サロンの実施により、ひきこもり者及び家族の居場所や社会復帰のきっかけを提供している。 ・支援関係者への研修等により、支援者のスキルアップが図られるとともに、支援センターの周知につながっている。 ・各種会議開催により、関係機関との連携体制が一定構築されている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援関係者への研修実相談マニュアルにより、支援関係者をスキルアップさせ、事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	6,565	27,941	28,082	時間	1,225	1,225	1,225
（うち一般財源）	2,439	13,957	10,322	人件費（千円）	5,033	4,947	4,947

6 見直しの内容
<p>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり地域支援センターでは、各市町村におけるひきこもり支援の現状や課題についてヒアリングを実施しており、令和2年度に開設した筑豊・筑後サテライトオフィスと共に、市町村が行う相談への支援を行っている。また、令和2年度中に、民生委員に依頼しひきこもりの実態調査を行うこととしている。令和3年度は、当調査を踏まえ、ひきこもり地域支援センターが中心となって市の自立相談支援機関へ助言や相談対応等の強力なバックアップを行うことにより、ひきこもりの方及びその家族にとって身近な市町村の相談体制の充実を図る。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の拡充（+193千円） センター及び筑豊・筑後サテライトオフィスにおいて、市町村の相談支援へのサポートを実施する。 ・訪問支援体制の強化（△188千円） ひきこもりサポーターを養成するための研修会において、名簿に登録したサポーターを活用する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アルコール依存症支援事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H24
-----	--------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	2	自殺防止対策・アルコール健康障がい対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ アルコール依存症者及びその疑いのある者の減少により、県民の健康増進を図る。
 ○ アルコール健康障がいに関する知識の普及、アルコール依存症の予防のための飲酒行動改善の取組み、アルコール依存症の早期発見と相談、医療へのつながりを促進する。

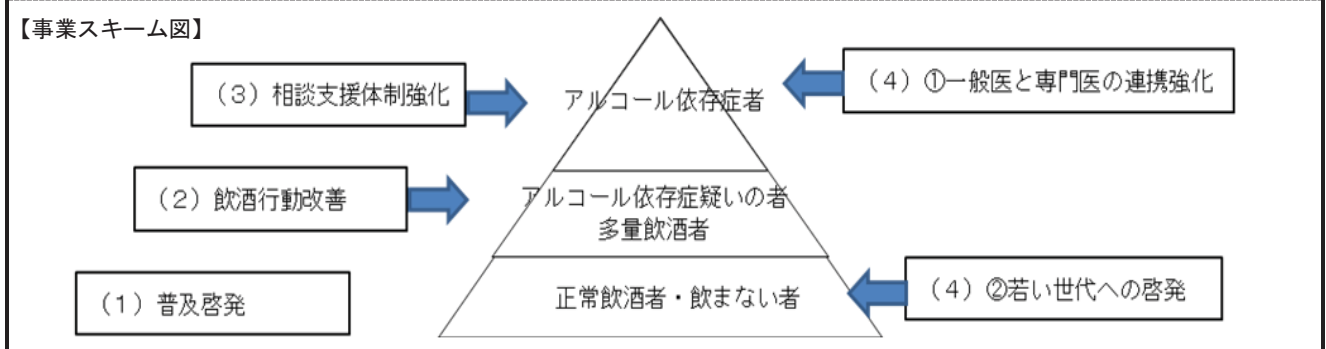
2 事業概要

(1) アルコール依存症講習会の開催
 ○ 事業主を対象に、職場におけるアルコール問題について啓発し、飲酒習慣の自己チェックによるアルコール依存症従業員からの早期発見や、対応方法などを習得する講習会を開催する。
 ○ アルコール依存症者を持つ家族を対象に、アルコール依存症者に対する適切な対応方法を習得する講習会を開催する。

(2) 人材育成
 ○ 市町村、事業所等の保健指導を行う者にアルコール健康障がいや減酒支援に関する研修を実施する。

(3) 相談支援体制の強化
 ○ 自助グループの会員（特に相談対応を行う者）を対象にした研修会を開催し、自助グループの相談体制の強化を図る。

(4) アルコール健康障がいに関する早期発見・早期治療促進事業
 ① 一般医にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を行い、アルコール依存症等の早期発見、専門機関への早期受診、早期治療を促進する。
 ② 若い世代（大学生等）に、アルコール健康障がいや適正飲酒に関する情報を普及するため、平成28年度に作成したガイドブックを随時改定のうえ配布し、大学の保健管理担当者への研修を開催する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談者のうち専門医療機関の受診につながった人数	目標	19	19	19	19	19	17	17
	実績	15	17	17	13			
一般医と専門医の連携促進のための研修受講者数（累計）	目標	300	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100
	実績	306	662	1,207	1,486			

【指標の考え方】

○ アルコール依存症に関する知識を普及させることにより、アルコール依存症の疑いがある者やその家族が保健所等に相談することに繋がり、相談者の中で治療の必要があると判断した人を専門医療機関に結びつけることで早期発見・早期治療へ繋がるため「相談者のうち専門医療機関への受診につながった人数」を成果指標とする（相談件数の10%相当（R2年度まで19人、R3年度以降17人）とする）。

国の報告書によると、アルコール依存症に該当する者（AUDIT20点以上の者）の多くが何らかの医療機関を受診しているが、専門の医療機関を受診している者は約2割にすぎないとされている。そのような者を専門医に繋げていくために、福岡県内の内科医師等（約3千人）に対して、計画的な研修を行う。3,000（人）÷10（年）＝300

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○相談者のうち専門医療機関につながった人数目標を下回っているのは、家族からの相談が多く、患者本人を専門医療機関の受診へつなぐことに時間を要しているためと考えられる。

一般医と専門医の連携促進のための研修受講者数については、目標を達成し、計画的に研修が実施されている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒習慣の自己チェックの普及を図り、アルコール問題に早期に気づくことができる。 ○ 家族や事業主など周囲の者のアルコール依存症者への対応力を向上させることで、医療機関への受診、治療につなげることに寄与している。 ○ 飲酒行動に問題がある者を対象に、飲酒に関する正しい知識と飲酒のコントロール手法を習得する研修を行い、アルコール依存症に進行する者を減少させる。 ○ 一般医にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を行うことにより、一般医療機関を受診していないが専門の医療機関を受診していないアルコール依存症の疑いがある者のアルコール依存症等の早期発見、専門機関への早期受診、早期治療を促進する。 ○ H28年度に作成した若い世代向けの適正飲酒ガイドブックを大学に配布し、大学生及びその健康管理を担当する職員に対する研修を開催し、学内でのアルコール健康障がいに関する知識の普及啓発等の取組みにつながることで、若い世代のアルコール依存症や将来にわたるアルコール健康障がいの発生を予防することができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 断酒会の会員を対象としてアルコールに関する研修会を行い、断酒会の機能を強化し、アルコール依存症者の治療（断酒）の継続を支援する。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,240	5,924	5,822	時間	2,116	2,116	2,116
（うち一般財源）	2,011	4,059	4,006	人件費（千円）	8,693	8,545	8,545

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くのアルコール依存症患者がいると推計されているが、必ずしも専門医療機関に繋がっている訳ではないため、引続きアルコール関連問題の普及啓発を行う必要がある。 ○ 普及啓発をより効率的に実施できるように、飲酒行動に問題がある者、依存症の疑いがある者に相談機関を周知し、専門医療機関につなげる。 ○ 飲酒に関する正しい知識や適正飲酒を普及し、飲酒行動の改善を図ることを目的に、事業所等における減酒支援の取組みを促す。 ○ 一般医への受診をしている者は多いが専門医への受診は少ないため、アルコール健康障がいについて一般医と専門医との連携を充実し、アルコール依存症の疑いがある患者に必要な専門医療につなげていく。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学生及びその健康管理を担当する職員に対する研修において、講義形式からグループワーク形式に変更することで、積極的にアルコール健康障がいについて考え、学ぶことが出来、学内でのアルコール健康障がいに関する普及、啓発活動等の取組みへつなげ、若い世代の将来におけるアルコール依存症の発生を予防する。 ○ 平成29年6月に策定した「福岡県アルコール健康障がい対策推進計画」に基づき、上記事業をはじめとした施策を関係機関と連携し、推進していく。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	インターネット上での相談窓口の広告表示による自殺対策事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業開始年度	R1
-----	------------------------------	--	-------	------------------------------	--------	----

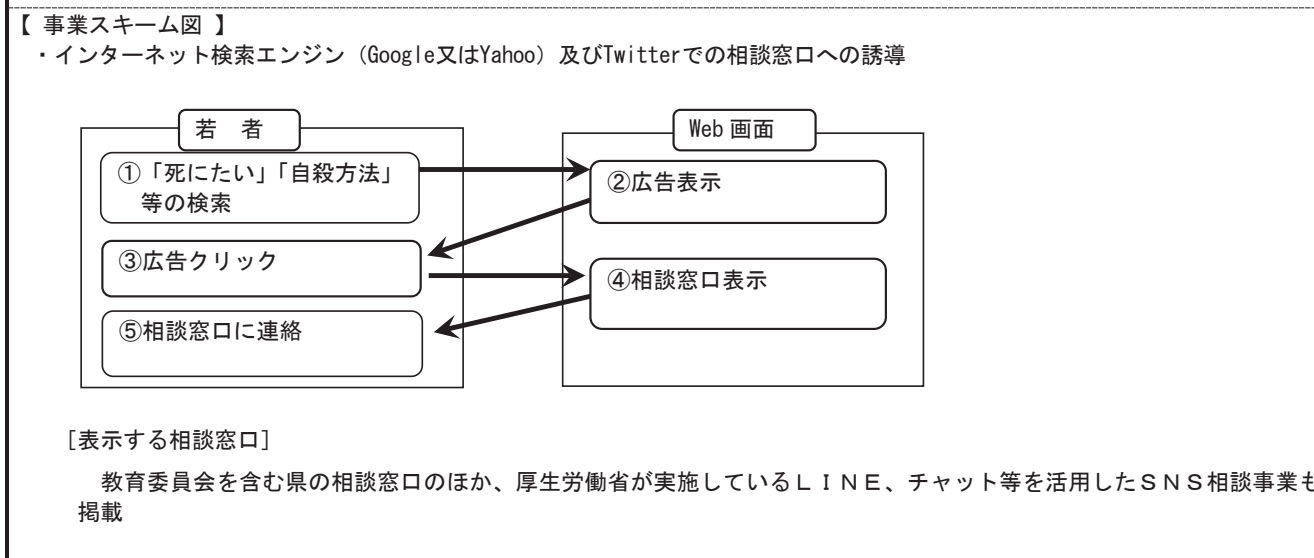
総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	2	こころの健康の保持増進	施策	2	自殺防止対策・アルコール健康障がい対策の推進

1 事業のねらい・目的

悩み・苦しみにより心理的に追い詰められている若年層からの相談を増やし、若年層の自殺予防の推進を図る。

2 事業概要

○ インターネット検索エンジン及びツイッターでの相談窓口の広告表示
 ・インターネット上でのGoogle又はYahooの検索エンジンやTwitterで、「自殺方法」「死にたい」等の希死念慮を伺わせるワードを検索した者や書き込んだ者に対して、検索連動型広告及び広告をクリックすると表示される相談窓口への相談を促すウェブページを効果的に表示することにより、相談窓口への誘導を図る。



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
広告クリック数	目標	—	月2,500	月2,500	月2,500	月2,500	月2,500
	実績		月4,335				

【指標の考え方】
 ・Google、Yahooの検索連動型広告等を活用して相談窓口へ誘導する取組みをすでに実施している他県の実績では、人口100万人当たり1年間でGoogle約4,500件、Yahoo約1,300件で計5,800件となる。それを参考に本県人口約510万人で換算するとともに、Twitterも活用することも考慮し、目標は年約3万件で、月2,500件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・事業を開始した令和元年9月以降、各月のクリック数は目標を達成している。このウェブページに掲載されている「福岡県自殺予防ホットライン」の相談件数は、事業開始前1年間の月平均が、156件であったが、開始後から今年8月までは、204件に伸びており、一定の成果が出ているものと考えられる。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・若年層が使用する機会の多いインターネット上で広告を表示することで、窓口への相談につなげることに寄与している。
	【事業の効率性】 ・広告を表示する検索ワードを適宜追加するなど、より効果的に広告を表示している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,355	5,972	5,645	時間	296	507	507
（うち一般財源）	2,178	2,986	2,823	人件費（千円）	1,216	2,048	2,048

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	・依然として自殺が20～30代の死因の1位を占めるなど深刻な状況であるので、引き続き若年層の自殺防止を図っていく必要がある。
【見直し内容】	・クリック数や検索ワードの分析を実施し、相談窓口に誘導するためウェブページや広告頻度などについて見直しを行う。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	災害派遣精神医療チーム整備事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

○ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)が発災直後から中長期にわたり活動できる体制を確保し、他県への支援にも十分に対応するため、県内の大学病院や民間の精神科医療機関とDPATの派遣に関する協定を締結し、「ふくおかDPAT」の派遣体制の充実を図る。

2 事業概要

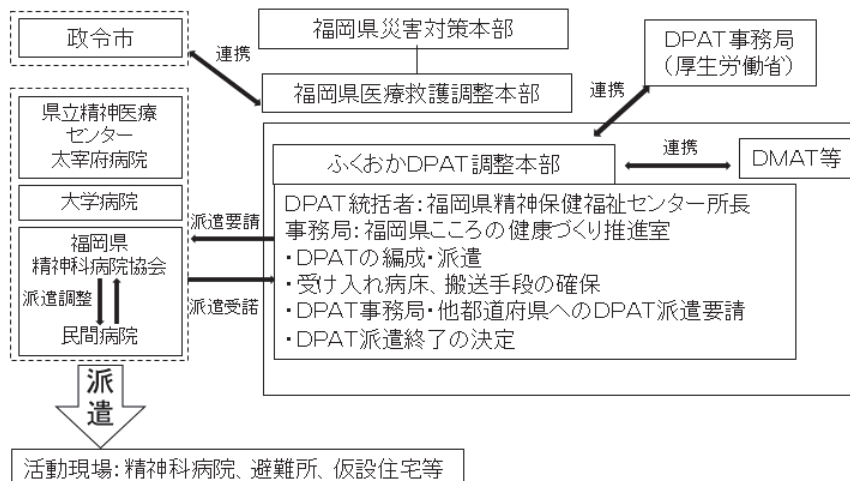
① ふくおかDPAT運営委員会の開催(年2回)
委員構成: 福岡県、政令市、太宰府病院、県内4大学病院、県精神科病院協会など
協議内容: ふくおかDPATの研修の企画、活動マニュアル等の作成、DPAT活動の検証など

② ふくおかDPAT派遣人材養成にかかる研修
ア 県主催研修の実施(2日間、年2回実施(北九州市、福岡市))
対象: 精神科医師、看護師、事務職員等を対象とし、1回につき75名程度(1チーム3名×25チーム)
内容: ふくおかDPAT隊員としての基本的な知識と技能の習得・維持、DPATの役割と関係機関との連携、EMIS(広域災害救急医療情報システム)実習、災害演習(被災病院支援、避難所支援等)
イ 国等が主催する研修への県内医療機関の参加
対象: 厚生労働省DPAT事務局が実施する先遣隊研修(2泊3日、1チーム)年2回

③ ふくおかDPATの活動に要する資機材の整備
資機材: ライティングシート、地図、パソコンソフト等

【事業スキーム図】

ふくおかDPAT 体制図



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
災害派遣精神医療チーム指定数	目標	—	55	55	55	55	55
	実績	5	45				

【指標の考え方】

- ・1週に出動するチーム数は最大4チームとされていること、活動期間が6ヶ月(27週間)程度に及ぶことがあることを考慮すると、55チームの整備が求められる(1チーム2回出動を想定)。
- ・H30時点で現存する5チームに加え、R1に25チームを対象とする研修を2回開催して50チーム整備し、R2以降はフォローアップ研修により技能維持を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・講師スケジュールの調整が難航し、R1の研修が1回の開催となったことで、養成チーム数が未達となった。
- ・R2以降はフォローアップ研修を実施予定だったが、新規チームの養成についても並行して行っていく。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により新規に40ものチームが養成されるなど、災害時の精神医療体制が大きく整備された。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修を政令市と共催とすることで、研修会場に政令市の庁舎を使用できたため、経費節減につながった。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	5,795	4,445	▲271	4,177	時 間	784	784	784
（うち一般財源）	3,813	1,827	▲271	1,558	人件費（千円）	3,221	3,166	3,166

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 </p> <p> <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
【上記の理由】	<p>・近年、本県や近隣県が被災する災害が毎年発生しており、南海トラフ巨大地震も今後30年以内に発生する確率は70-80%程度とされているなど、次の災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、常に災害時の精神医療体制の整備を図る必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>・DPATの研修・訓練に加え、福岡県DMAT（災害派遣医療チーム）の研修や訓練に参加することで、より実践的な訓練に参加した実効性の高いチーム養成を行う。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	飲酒運転撲滅条例適正飲酒指導事業 (飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業)	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H30
-----	---	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的

飲酒運転違反者の中には、不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつけることにより、再犯を防止すること。

2 事業概要

○ 飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業

- ・ 県警本部での週2回の行政処分に合わせて、県警による意見聴取の上、処分が決定した1回目の飲酒運転違反者を行政棟に当室職員が誘導し、その場で看護職等による適正飲酒指導を実施する。
- ・ 飲酒運転違反者が検挙された際、身元引き受けに来た身元引受人に対し、警察官から受診等義務の履行を促すよう協力依頼を行うとともに、身元引受人から承諾を得たうえで、当室に情報提供をする。

違反者が受診等義務を履行しない場合には、本人だけでなく情報提供を受けた身元引受人に対して、本人へ受診等を促す旨の依頼文送付等を行い、身元引受人から本人へ受診等を促す。

- ・ 受診義務未履行者に対して勧告文(催促状)が届くタイミングに合わせて、対象者へ架電を行い、義務履行を促す。

【事業スキーム図】
(受診等義務の履行促進事業)

```

    graph TD
      A[〇現行のながれ  
飲酒運転違反による検挙  
(本人に受診義務がある旨の文書交付)] --> B[免許停止等の行政処分 (毎週2回実施)]
      B --> C[県警察から当室へ違反者の情報提供 (毎月1回)]
      C --> D[違反者に受診義務等について通知]
      D --> E[催促状の送付]
      E --> F[電話、訪問による催促]
      
      A --> A1[県警察による身元引受人に対する協力依頼の実施]
      B --> B1[警察本部の行政処分 (週2回) に合わせて、看護職等による適正飲酒指導の実施]
      C --> C1[県警察から承諾を得た身元引受人の連絡先を併せて情報提供]
      E --> E1[勧告文 (催促状) が届くタイミングに合わせて対象者へ架電を行い、義務履行を促す (R2年度新規事業)]
      F --> F1[身元引受人に対して違反者本人に受診等義務の履行を促すよう依頼]
      
      style A stroke-dasharray: 5 5
      style B stroke-dasharray: 5 5
      style C stroke-dasharray: 5 5
      style A1 stroke-dasharray: 5 5
      style B1 stroke-dasharray: 5 5
      style C1 stroke-dasharray: 5 5
      style D fill:#fff,stroke:#000
      style E fill:#fff,stroke:#000
      style F fill:#fff,stroke:#000
      style E1 fill:#fff,stroke:#000
      style F1 fill:#fff,stroke:#000
  
```

 県警の業務 県の業務

3 事業目標等

成果指標			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
飲酒運転違反者への 受診通知・指導	受診報告義務履行率 (累計)	1回目 違反者	目標 実績	—	—	100%	100%		
				44.7%	50.2%	59.5%	59.6%		

【指標の考え方】

- ・ 飲酒運転違反者の中には不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつける。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 1回目の飲酒運転違反者の受診報告義務履行率は目標を下回っている。
- ・ 飲酒運転違反者に対する義務通知の際に条例について周知を図っているが、中には規範意識の低い違反者がみられ、その者に対する催促(文書、電話等)について十分に実施できていない。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・受診報告義務履行率（累計）が高まっている。 ・聴聞に来た飲酒運転違反者の約9割が適正飲酒指導を受けており、飲酒に関する正しい知識の習得を始めとするアルコールの問題について情報提供できている。 ・アルコール依存症が疑われる者に対する医療機関の受診勧奨を行い早期発見・早期治療を図る。
	【事業の効率性】 ・令和元年度における1回目違反者の対象者は1,163名であるが、そのうち275名（約24%）を聴聞実施の際に、適正飲酒指導に繋げている。これは、聴聞参加者総数308名のうち、約89%を適正飲酒指導に繋げることが出来ている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,300	6,042	7,738	時間	4,125	4,125	4,125
(うち一般財源)	3,300	6,042	7,738	人件費(千円)	16,946	16,657	16,657

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 ・不適切な飲酒の影響によるアルコール健康障がい、本人の健康問題であるだけでなく、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性を高めるため、飲酒運転違反者に対し、引続き啓発を実施する必要がある。 ・飲酒運転事故発生件数が令和元年において133件（前年同月11件）に及んでおり、全国ワースト5位という状況である。また、飲酒運転違反者の中にはアルコール依存が疑われる者や飲酒行動に問題がある者が相当数存在する。そのため、アルコール依存症に関する診察などの受診機会の充実を図るとともに、必要に応じ県警察と連携しながら、受診義務等の周知強化に取り組む必要がある。
【見直し内容】 ・指定医療機関にてアルコール依存症の診察を受診した対象者に対し、1人1回、医療費の自己負担分の50%を公費にて助成する。（+1,894千円）

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H29
-----	----------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子供を生み育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子どもと母親などの健康の推進	施策	2	小児医療の充実

1 事業のねらい・目的

家族の休養等のため、医療機関において患児を一時的に預かり、小児慢性特定疾病児童等とその家族が安心して地域で療養生活を送ることができるよう支援する。

2 事業概要

小児慢性特定疾病児童等を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話、その他必要な支援を行う医療機関に対して、県は受け入れに係る費用の一部を負担する。

(対象者)

小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、以下の1)又は2)に該当する者

- 1) 人工呼吸器等装着の認定を受けている
- 2) 重症患者認定を受け、次の①、②、③のいずれかの状態にある者
 - ① 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - ② 気管切開を行っている
 - ③ 常時頻回の喀痰吸引を実施している

(利用日数)

患児一人当たり、年間14日間

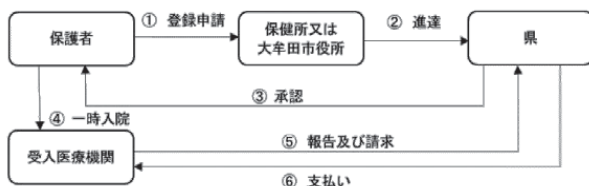
(費用負担)

患児一人につき、一日当たり24,445円を受入医療機関に支払う

【事業スキーム図】

- ・ 患児の保護者は、予め、保健所等に登録の申請を行い、県が承認する。(①、②、③)
- ・ 保護者は、一時的に入院を希望する場合、原則、直接かかりつけ(※)の受入医療機関に相談する。(④)
- ・ かかりつけの受入医療機関は、一時入院受入後に県に実績報告、請求を行う。(⑤)
- ・ 県は、一時入院の実施を確認し、かかりつけの受入医療機関に費用を支払う。(⑥)

(※) かかりつけの受入医療機関が対応できない場合、保護者からの依頼により、小児慢性特定疾病児童等自立支援員が調整を行う。



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
受入医療機関数	目標	8	12	16	20	23	26
	実績	10	14	15			
一時入院延人数	目標	37	37	37	37	37	37
	実績	2	16	18			

【指標の考え方】

- 人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時入院の受入が可能な医療機関を、事業開始から5年間で、二次医療圏に2か所ずつ整備する。
- 一時入院は、対象者(107人)の3分の1が利用することを目標とする。(※1)
- (※1) 小児慢性特定疾病児童等へのアンケート調査にて、3人に1人がレスパイトを希望。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 受入医療機関数は、事業開始時に協力が得られた10箇所から15箇所に増加しているが、レスパイト患者を受け入れるための人員の確保が難しい等の課題により、受入医療機関数の目標達成に至っていない。
- できる限り在宅介護を継続したいと考える保護者は多く、まだきょうだい児の学校行事への出席や患児家族の病気等、緊急・やむを得ない事情が発生した際に事業を利用する傾向があるため、登録者は増えているが利用の拡大につながらない。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 医療機関に費用を助成することで、一時入院の受入れの円滑化が図れている。 ・ 医療的ケアを必要とする患児の介護者が必要な時に休息等が取れるようになることで、在宅療養の継続が図れている。
	【事業の効率性】 保護者の申請窓口は保健福祉（環境）事務所とすることで、利用者の負担軽減を図っている。 また、申請者がすぐに本事業を利用できるよう、審査結果の回答は申請窓口を介さず、当課から直接通知している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	1,777	7,688	2,208	時間	330	330	330
（うち一般財源）	888	3,844	1,104	人件費（千円）	1,356	1,333	1,333

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】 医療的ケアを必要とする患児の介護者は、患児に付きっきりで介護しており、心身の疲労が非常に大きい。在宅療養する医療的ケア児は年々増加する中、介護者支援は小児在宅医療の推進に不可欠であり、本事業はその一助となる。	
【見直し内容】 対象者への周知徹底とともに、在宅医療従事者等の関係者に周知拡大を図る。 小児慢性特定疾病医療受給者については、引き続き、医療費助成の申請窓口や訪問等の個別支援の中で事業を周知するとともに、医療的ケア児支援者向け研修や各保健所で設置する難病対策地域協議会等を通じて、在宅医療従事者にも周知を図る。	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん対策推進事業 (福岡県がん診療連携拠点病院の機能強化、 県指定がん診療拠点病院の整備)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H22
-----	---	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的	
がん診療連携拠点病院等を整備、機能強化することにより、がん医療水準の向上、均てん化を図り、死亡率の逓減をめざす。	
2 事業概要	
<p>1 がん診療連携拠点病院等の機能強化</p> <p>(1) がん診療連携拠点病院等機能強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療専門医療従事者等の育成(医師、診療放射線技師、看護師等を対象とした研修会の実施) ・がん診療医療従事指導者の育成(緩和ケア、がん化学療法医療チーム養成指導者等研修への派遣) ・がん相談支援事業(相談支援センター) ・がん診療従事医師の緩和ケア研修整備事業 ・院内がん登録促進事業 <p>2 福岡県指定がん診療拠点病院の整備</p> <p>(1) 福岡県指定がん診療拠点病院の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度ながん診療提供体制を向上させるため、福岡県知事が指定する病院制度を創設 ・指定要件：国指定の拠点病院と同様 ・院内がん登録の実施、地域がん医療従事者への研修実施 <p>(2) がん診療従事医師の緩和ケア研修整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くのがん診療に携わる医師が受講しやすい緩和ケア研修会の体制整備 ・受講者の希望に合わせて日時、場所を選択し、必要な単位を取得する「単位型研修会」を実施 <p>3 福岡県がん登録事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院及び県指定病院が行う院内がん登録を実施し、登録データを県拠点病院(九州大学病院)において分析・評価を行う。 ・がん診療に携わる医師等に対して、がん登録の精度向上のための研修会を実施する。 	
【事業スキーム図】	
<p>福岡県のがん診療連携体制の整備</p> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高いがん診療の提供 ・がん診療従事者の教育、人材育成(研修の実施) ・緩和ケアの推進(緩和ケア研修整備事業) ・相談支援事業、情報提供 ・がん登録促進事業 	

3 事業目標等																				
成果指標		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口10万対の75歳 未満年齢調整死亡率	目標	-	98.8	96.8	94.8	92.8	90.7	88.7	86.7	84.7	82.6	80.6	78.6	78.6 以下	-	-	-	-	-	72.3
	実績	100.8	97.2	94.3	93.5	89.0	87.6	88.9	86.0	84.6	83.9	82.7	80.5	80.3	74.4	/	/	/	/	/

H30以降の目標は、第3期福岡県がん対策推進計画(H30年度～R5年度)で10%減少としている(基準年:H29(80.3))。

成果指標			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
緩和ケアの 推進	医師に対する研 修会総修了者数	目標	-	-	-	-	-	6,000	※2	※2
		実績	1,330	2,270	2,405	2,950	4,073	5,140	5,717	6,270
がん相談 支援体制の 整備	指導者研修総 修了者数	目標	-	-	-	-	-	17以上	※2	※2
		実績	9	12	12	18	19	22	22	※3
	相談件数合計 (2か月間)※1	目標	-	-	-	-	-	5,000以上	※2	※2
		実績	3,565	3,436	3,869	3,964	4,377	4,312	4,702	※3

※1：がん診療連携拠点病院等現況報告書の6月～7月実績
 ※2：H30以降の目標は、今後開催する福岡県がん対策推進協議会において決定予定。
 ※3：令和元年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により、算出根拠としているがん診療連携拠点病院の現況報告書の提出が省略されたため、不明。

【指標の考え方】

- ・第3期福岡県がん対策推進計画（平成30年3月策定）では、「がんによる死亡率（75歳未満年齢調整死亡率）を6年間で10%減少」を目指すこととしている。
- ・また、同計画において、緩和ケアについての基本的な知識を習得するための研修を修了した医師や医療従事者の増加を目指すとともに、がん相談支援センター相談件数の更なる増加を目指すこととしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・がん予防・がん検診の受診率及びがん医療水準の向上により、人口10万対の75歳未満年齢調整死亡率は、近年は年々低下傾向となっている。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・がん相談支援センターの設置・相談体制の充実、並びに専門的な緩和ケアを行う体制を充実させることにより、がん患者への情報提供や支援の充実が可能となり、安心してがんの治療が受けられる診療体制の整備につながる。
- ・国指定がん拠点病院だけでなく、医療の提供が不足する地域に、国指定の拠点病院と同様の県指定がん診療拠点病院を設置することにより、福岡県のがん医療の均てん化、高度ながん診療提供体制の整備を図ることができる。

【事業の効率性】

- ・国指定がん拠点病院等と福岡県指定がん診療拠点病院が、がん医療に関する情報共有や連携をとることで、地域におけるがん医療従事者の人材育成や専門的ながん診療機能の充実を効率的に図ることができ、地域全体におけるがん医療水準の向上が拡がる効果が期待できる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	55,952	56,545	56,420	時間	1,776	1,776	1,776
（うち一般財源）	27,976	28,573	28,212	人件費（千円）	7,296	7,172	7,172

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・国は、平成30年度にがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（以下、「新指針」という）を新たに発出した。この指針に定められている指定要件を充足している医療機関を拠点病院又は地域がん診療病院等に指定し、整備することで標準的な治療の提供、緩和ケアの実施、がん相談支援センターの設置により医療の均てん化を図ることとしている。県民が安心してがん医療が受けられることが出来るよう、今後も引き続き本事業を継続する必要がある。

【見直し内容】

- ・R2.4.1より、新たに「浜の町病院」「九州中央病院」「九州労災病院」を地域がん診療連携拠点病院に国指定され、「原三信病院」をがん診療拠点病院と県指定。
- ・国の患者体験調査によると、がん相談支援センターを認知していないと回答された割合が33.4%に上り、相談を必要とするがん患者に対し、がん相談支援センターの周知が課題である。県民に対する講演会の場において、がん相談支援センターの周知や県庁ロビー展での周知に取り組む。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	肝炎対策事業 (肝炎ウイルス無料検査)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H22
-----	------------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

肝炎ウイルス検診機会の拡大と検診後のフォロー体制を確立し、肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療を促進する。

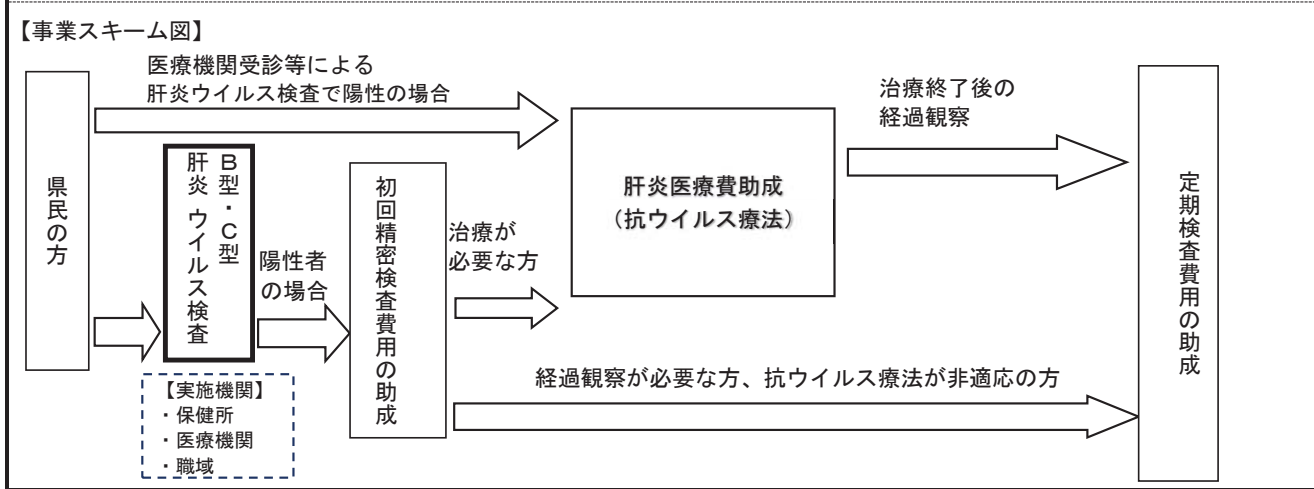
2 事業概要

肝炎ウイルスに感染しているリスクが高いと考えられる以下の対象者に対し、保健所、医療機関において肝炎ウイルス無料検査を実施する。

【肝炎ウイルス無料検査の対象者】

○ 福岡県在住の20歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者。かつ、以下の①～⑥項目のいずれかに該当する者(北九州市・福岡市・久留米市の市民は除く)

- ① 1992年(平成4年)以前に輸血を受けたことがある
- ② 長期に血液透析を受けている
- ③ 非加熱凝固因子製剤や1994年(平成6年)以前にフィブリゲン製剤(フィブリ糊としての使用を含む)の投与を受けたことがある
- ④ 臓器移植を受けたことがある
- ⑤ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある
- ⑥ 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
肝炎ウイルス検診受診者数	目標(人)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	実績(人)	1,914	2,086	1,808	1,861	2,327	2,248	2,271	3,824	2,634	2,922		

【指標の考え方】

- これまで職場検診、市町村検診を受検していない者のうち、肝炎ウイルスに感染している恐れが極めて高いと考えられる者を約22,000人と推定。これを平成22年度からの5年間で除した数(4,400人/年)を当面の検査目標数と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 当該検査の受検にあたっては、職場検診、市町村検診でのウイルス検査が優先され、またハイリスク者に限定されること。また、ウイルス感染者は、自覚がない、きっかけがない等の理由で検診の機会を逃していると考えられ、目標を下回っている。
- B型、C型ともに肝炎ウイルスには、新たに感染することが極めて少ないことを考えると、現在の感染者を早期発見することが重要である。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝がんの原因の大半は、肝炎ウイルスの感染によると言われており、肝炎ウイルスを早期に発見することで、その後の肝硬変や肝がんへの移行を防止できる。（肝がん死亡率（75歳未満年齢調整死亡率）平成22年度10.6→平成30年度5.2）
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料検査の実施、陽性者に対する電話や文書での精密検査受診勧奨、精密検査費用への助成、治療が必要な場合の医療費への助成といった受検から治療まで一貫した支援により、早期発見、早期治療につなげている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	27,021	30,593	33,185	時間	410	410	410
（うち一般財源）	11,391	13,037	13,758	人件費（千円）	1,685	1,656	1,656

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p>肝がん死亡率は減少しているものの、いまだ全国平均（平成30年度4.2）に比べ本県は高い水準にある。肝炎ウイルス陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけることは、肝硬変や肝がんを防ぐことにつながる。県民誰もが健康で暮らすことができるよう、引き続き、無料検査を継続して実施する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>肝炎ウイルス無料検査を推奨する新たな啓発資材を作成し、県の研修会や市町村の成人式、医療機関等で配布を行うことにより、肝炎ウイルス無料検査の情報が広く県民の方に伝わるよう取り組む。</p>

事業名	がん検診受診率向上対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
-----	---------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

- ・全国に比べ低位であるがん検診受診率を向上させるため、県民、患者会や企業、政令市と連携し、受診促進の啓発活動を行っていくことが必要。
- ・企業等での出前講座を実施し、がん検診受診促進の取組みを行う。

2 事業概要

(1) がん検診推進事業

- ①「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所における受診率は、県全体の受診率に比べて高いことから、当該事業への登録を増やし、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体の受診率向上を図るもの。
(内容) … 「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」への支援
 - ・電子メールを活用した情報提供
 - ・がん検診啓発資料の無償提供
- ②「がん対策基本法」の策定や「福岡県がん対策推進計画」の改訂を好機と捉え、県民、事業所、市町村、県が一丸となってがん検診の受診率向上に取り組む機運の醸成を図るため、「働く世代をがんから守るがん検診受診促進大会」を開催。
(内容) … 登録事業所による優良事例発表
 - ・市町村による検診受診促進のための優良事例発表
 - ・著名人によるトークショー
 - ・がんに関する基調講演

(2) 企業と連携したがん予防啓発事業

- がん予防の取組みを行う企業等と県が「福岡県がん対策推進企業等連携協定」を締結し、検診の受診促進を図る。
(協定企業等)
百貨店、銀行、放送局、新聞社、ホテル、保険会社等
(協定企業等への支援)
- ・がん検診等に関する情報提供
 - ・研修への講師の派遣
 - ・協定企業等におけるがん対策を推進するリーダー養成研修会の開催
 - ・県のHPや広報誌への協定企業等の名称や取組み等の掲載
 - ・協定企業等の商品や広告に協定企業である旨の表示を認める

(3) がん検診啓発事業

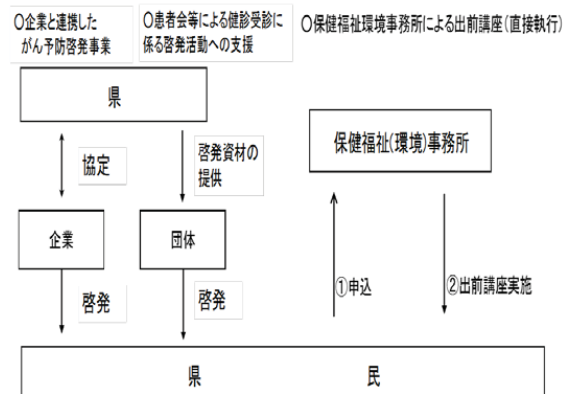
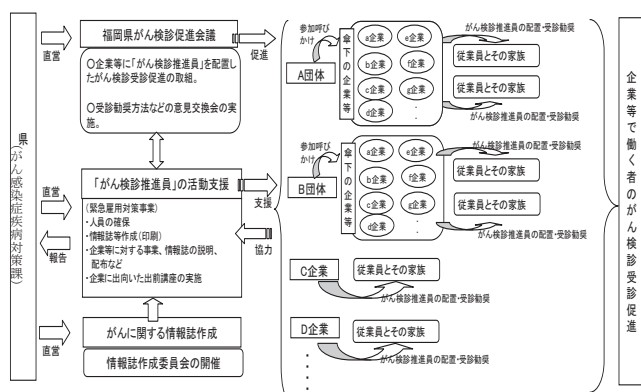
- 患者会等による検診受診に係る啓発活動への支援
(内容) … リフレットなどの啓発資料を県が作成し、患者会等に提供
- ・保健福祉環境事務所による出前講座の実施(各8回)
 - ・県・市町村職員合同会議(研修会)の実施(年1回)

(4) がん検診受診率向上事業

- 外部講師による中学校における講演会の実施
(内容) … 命の尊さ、家族等への思いやりを伝え、学んでもらうため、「がん」を題材として講演する外部講師を県下の中学校へ派遣する。
- ・県下の市町村の全中学校205校(政令市除く)で実施(約40校/年×5か年)
 - ・外部講師に対する研修の実施(年2回)
 - ・生徒が講演で感じた想いをメッセージカードに記入し、親等大切な人へ伝え、がん検診の受診を勧奨

【事業スキーム図】

福岡県がん検診推進事業(がん検診受診率向上対策)概要図



3 事業目標等

成果指標			H25	H28	R1	R2	R3	R5 (目標)
各がん検診の受診率	胃	目標		—	—	—	—	50.0%
		実績	36.4%	38.2%	40.5%	—	—	
	肺	目標		—	—	—	—	50.0%
		実績	36.2%	40.9%	44.5%	—	—	
	大腸	目標		—	—	—	—	50.0%
		実績	32.1%	36.4%	38.5%	—	—	
	子宮	目標		—	—	—	—	50.0%
		実績	40.0%	37.9%	39.6%	—	—	
	乳	目標		—	—	—	—	50.0%
		実績	39.4%	40.9%	44.3%	—	—	

※国民生活基礎調査による3年ごとの受診率（次回はR4年調査）

【指標の考え方】

平成29年度に策定した「福岡県がん対策推進計画（H30年～R5年度）」において「各がん検診の受診率50%以上」を目標としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

がん検診受診率は、令和元年度の調査では、平成28年度に比べて5がん（胃、肺、大腸、乳、子宮頸）全てで増加しているが、目標には達していない。令和元年度のがん対策・たばこ対策に関する世論調査では、検診に行かない理由として、「時間が無いから」、「健康に自信があり必要性を感じないから」、「いつでも病院に行けるから」などの順になっている。

4 【事業の有効性】

がん検診に積極的な県内の事業所を募集・登録し、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体のがん検診受診率の向上を図ることができる。

【事業の効率性】

営業活動での顧客訪問など、県民と接することの多い生命保険会社等と連携協定を締結することで、福岡県のがん検診に関する情報を掲載したチラシ等を効率よく県民に配布することができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	11,978	12,426	11,055	時間	977	977	977
（うち一般財源）	6,073	6,214	5,529	人件費（千円）	4,014	3,946	3,946

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

国民生活基礎調査の結果より、福岡県のがん検診受診率は依然として全国的に比べ低いことが明らかになっている。がん検診受診率の低い「働く世代」へ働きかけることは、がん検診受診率の向上に寄与すると考えられる。

年齢階級別受診率(福岡県)

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
胃がん	—	—	4.5%	5.2%	8.0%	11.6%	12.1%	4.0%
大腸がん	3.2%	3.1%	3.4%	4.2%	6.8%	10.8%	13.5%	4.9%
肺がん	2.6%	2.4%	2.7%	3.3%	5.6%	9.6%	12.0%	3.6%

平成30年度地域保健・健康増進事業報告

【見直し内容】

「ふくおか健康づくり県民運動」と一体となった取り組みや、がん対策推進企業連携協定企業及び包括提携協定企業と連携し広く啓発などに取り組み、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」への参加登録事業所数の更なる拡大を図るとともに、労働者とその家族（特に配偶者）のがん検診受診率の向上を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん患者就労相談支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

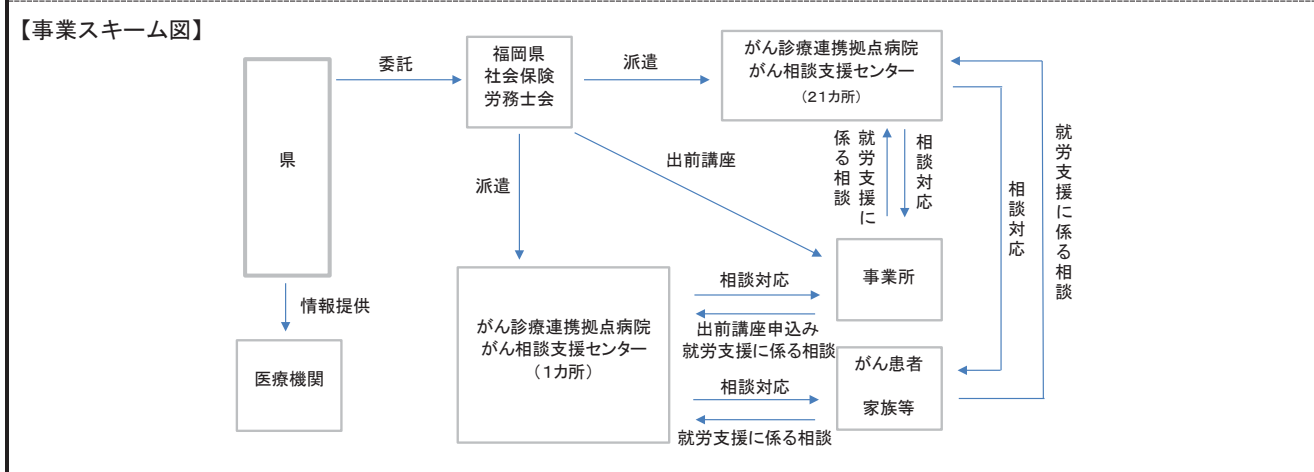
1 事業のねらい・目的

○ 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
 ○ がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

県内の「がん相談支援センター」のうち1か所に社会保険労務士(以下、「社労士」という)を「就労支援アドバイザー」として派遣し、がん患者、その家族からの就労相談に対する支援等を強化する。

① 就労支援アドバイザーが、県内のがん相談支援センターに出張し、就労相談に対応。新規の就職あっせんの場合は、ハローワークへ紹介する。
 ② 事業所を対象に、「仕事と治療の両立」のための出前講座を実施。
 ③ 就労相談の際に社労士に円滑につなげるための「就労相談マニュアル」を作成し、がん相談支援センターの相談員が活用。
 ④ 医療機関やがん患者に対し、がん治療と仕事の両立に関する情報提供や相談窓口を周知。(ポスター、ちらし作成・配布)



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数	目標	750件	750件	750件	750件	750件
	実績					

【指標の考え方】

- 当該事業は、県内のがん診療連携拠点病院等(以下、拠点病院等)の1カ所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応。また、他の18カ所の拠点病院等においても定期的に社労士を派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、「拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数」を設定する。
- 令和2年度以降、平成30年実績値(751件)を維持することを目標とする。
 ※令和元年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により、算出根拠としているがん診療連携拠点病院の現況報告書の提出が省略されたため、不明。

成果指標		H29	H30	R1
社会保険労務士による相談件数	目標	270件	350件	350件
	実績	319件	824件	291件

【指標の考え方】

- 当該事業は、県内の拠点病院等の1カ所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応する。また、他の18カ所には依頼に応じて派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、相談件数を設定する。
- 19カ所のがん相談支援センターの相談件数が年間(H27年)23,703件あり、就労に関する相談は全体の約1.5%程度であることから、 $23,703 \times 1.5\% = 356件 \approx 350件$ を目標とする。
 なお、事業初年度のH29年度は事業実施期間が9ヶ月分であったため、 $350件 \times 9/12$ で換算している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 社会保険労務士による相談件数について、事業所や病院内の患者サロン等における出前講座の申込が減少したため、目標を達成できなかった。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 社会保険労務士が社会保障制度（傷病手当金や障がい基礎年金）を説明し、事業所の就業規則を確認した上で、勤務・休暇制度について助言をすることにより、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
	【事業の効率性】 就労に関する相談支援体制を充実することにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上を図ることができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	7,133	6,952	3,834	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	3,570	3,476	1,917	人件費（千円）	2,007	1,973	1,973

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】 第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。	
【見直し内容】 がん診療連携拠点病院の広報媒体（院内テレビや院内放送）の活用や出張相談会の開催、がん診療連携拠点病院の医療従事者に対する就労支援の院内研修を実施し、事業の周知を図るとともに、就労支援アドバイザーが常駐している九州がんセンター以外のがん診療連携拠点病院等に対しても就労支援アドバイザーを定期的に派遣し、患者・家族が相談しやすい体制の強化を図る。 また、がん患者が外来受診に来た際に医師や看護師からがんの治療と仕事の両立や本事業について案内を行うよう、各がん診療連携拠点病院に依頼する。 九州がんセンターへの就労支援アドバイザー派遣日数については、1日あたりの相談件数実績を踏まえ、週5日（月～金）から週2日に見直し、効率化を図る。（▲3, 118千円）	

事業名	がんの治療と仕事の両立支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H30
-----	-----------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
 ○ がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

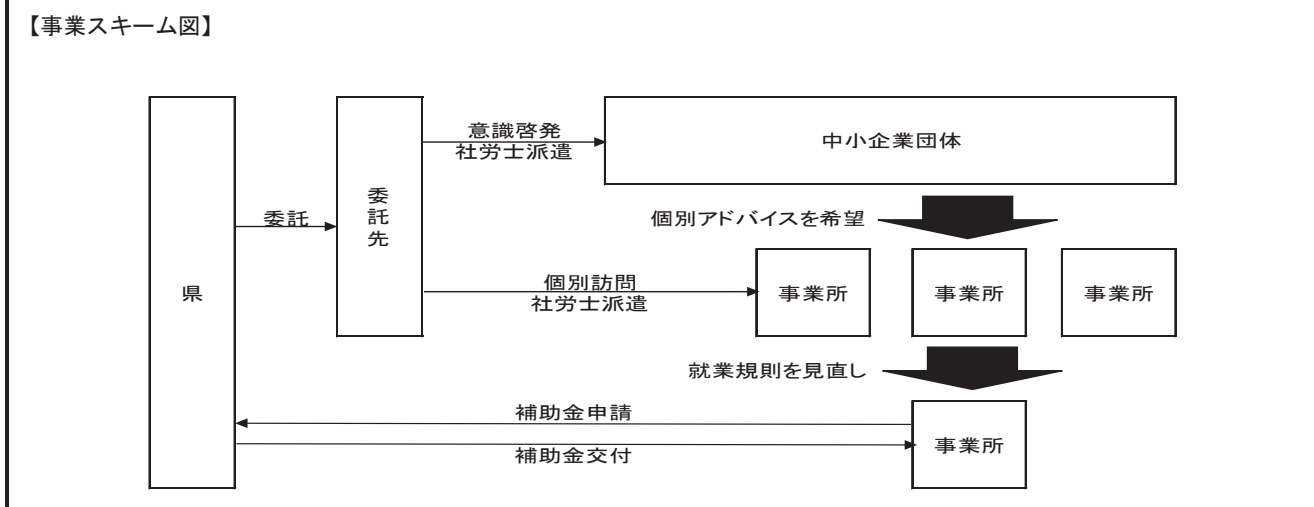
治療と仕事の両立支援員(社会保険労務士)による、事業主や人事労務担当管理職に対する意識改革を行い、事業所の就業規則見直しにかかる支援を行う。

(1) がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識啓発の促進

① がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識改革の促進
 支援員を働き方改革に積極的に取り組んでいる企業が集まる場に派遣し、事業主や人事労務担当管理職に対し、就業規則を見直したモデル事例や両立支援の意義を説明。説明後に、個別アドバイスが必要か否かを把握。

② 個別アドバイザー派遣
 ①で個別アドバイスを受けたいと回答した事業所に対し、当該事業所の就業規則を見て、具体的な見直し(深夜勤務、時差出勤、半休制度等の導入等)の方針についてアドバイスを実施。また、両立支援に伴う就業規則の見直し等に要する経費補助の詳細を説明。

(2) がんの治療・介護と仕事の両立を可能とする就労環境の整備支援
 がんの治療や介護と仕事の両立を支援するため、有給の病気休暇や短時間勤務制度、時間単位の休暇制度等を導入する事業所に対し、就業規則の見直し等に係る経費を助成。



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2
個別事業所へのアドバイザー派遣数	目標	200件	200件	200件
	実績	171件	177件	
就業規則の見直し	目標	100件	50件	50件
	実績	8件	42件	

【指標の考え方】

- ・ 中小企業団体の定例会等に出向いた説明会で、事業主の意識の向上を図り、病気休暇制度のないがん登録事業所(※)(約1,300社)の半数程度の事業所数(650社≒200社/年×3年)を目安にアドバイザーを派遣する。
- ・ アドバイザーを派遣した事業所の1/4程度が、就業規則の見直しを行うことを目指す。
 (※)従業員やその家族に対して、がん検診の受診促進に取り組む事業所

成果指標		R3	R4	R5
がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について配慮している事業所数	目標	100社	100社	100社
	実績			

【指標の考え方】

- ・ 両立支援アドバイザーを派遣した事業所(各年度200件)において、がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について配慮している事業所が50%以上(100社)となることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・R1年度は、商工会等を通じた事業所への周知や「子育て・介護応援宣言登録企業」へのメールマガジン送付による周知を実施し、助成件数は増加したが、目標件数に届かなかったため、更なる周知が必要。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】
 治療と仕事の両立支援員（社会保険労務士）が事業主や人事労務担当者の意識改革を行い、事業所の就業規則を見直すことにより、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。

【事業の効率性】
 がん患者が働きやすい環境を整備することにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上を図ることができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	10,721	11,490	11,683	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	7,455	8,245	8,217	人件費（千円）	2,007	1,973	1,973

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小)
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】
 第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。

【見直し内容】
 がんの治療と仕事の両立支援のため、従業員の健康状態を踏まえた就業上の措置、休暇制度の導入など、職場環境の整備等に取り組む事業所を登録し、先進的な事業所の取組みを紹介・表彰する制度を創設する。
 また、経費助成の対象を拡充し、在宅勤務に係る環境整備に要する経費や、がん患者を新たに雇い入れた場合の賃金、がん治療のために休職する従業員の代替職員の賃金についても助成を実施する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	小児・AYA世代の末期がん患者に対する療養支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業開始年度	R1
-----	---------------------------	-------	-----------------------	--------	----

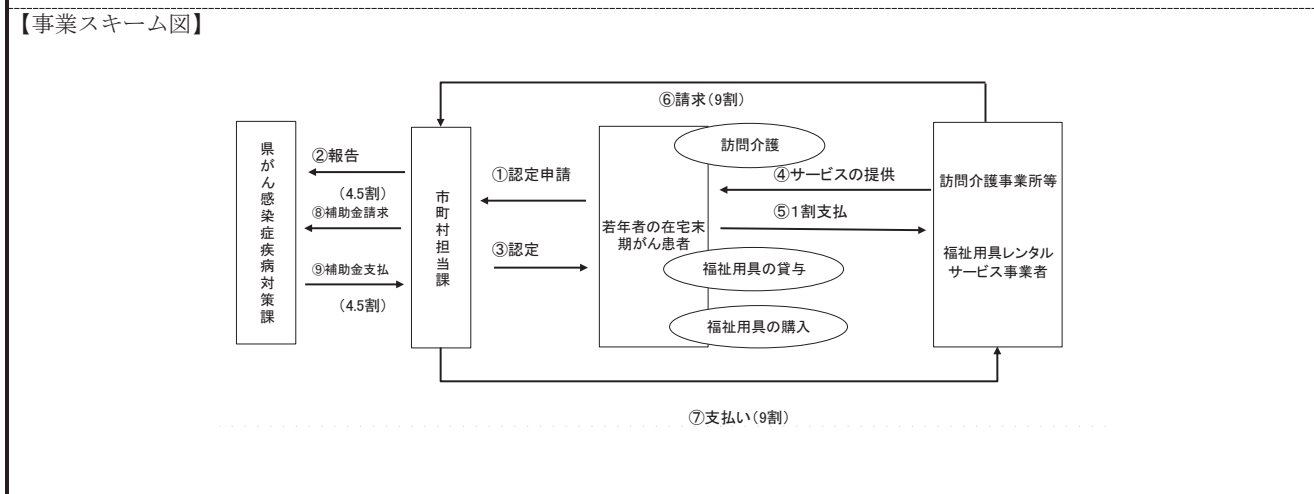
総合計画	10の事項	6	誰もが元気で暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

40歳未満の末期がん患者が、介護サービスが受けることができる体制を整備することにより、本人及び家族の身体的、経済的負担を軽減し、安心して地域で療養生活を送ることができる。

2 事業概要

○小児・AYA世代（AYA (Adolescent and Young Adult) 世代は、15～39歳の思春期世代と若年世代をいう）の末期がん患者に対し、療養支援のサービスを提供した市町村に補助を行う。
 <対象者> 40歳未満の末期がん患者（※1）
 <対象となるサービス> ①訪問介護 ②福祉用具貸与・購入（20歳から40歳未満（※2））
 <支給限度額> 60,000円（月額）
 <経費負担> 患者1/10、市町村4.5/10、県4.5/10
 ※1 治癒困難で余命が概ね6ヶ月未満の者
 ※2 0歳から19歳のうち、小児慢性特定疾病医療受給者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を活用



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
制度導入の市町村数	目標	10	15	30	45	60
	実績	6	15 (※)			

(※) 令和2年10月時点

【指標の考え方】
 県が市町村に対する助成制度を創設することにより、助成する市町村が拡大し、5年間で全市町村が実施することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 事業説明会や意見交換会を通して各市町村へ助成事業の創設を依頼したが、事業実施に伴う体制が整っていないことや財政力不足等の理由により、令和元年度は制度導入の市町村数が目標を下回った。
 引き続き、市町村へ直接説明に伺う等、事業の必要性や制度導入市町村の状況を周知し、県内全市町村での実施を目指す。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 40歳から64歳の介護保険の第2号被保険者では、末期がん等の場合には介護保険が利用できるが、40歳未満の小児・AYA世代のがん患者は、介護保険のサービスを受けることができない。 県政モニターアンケート「終末期の療養場所に関する希望」（平成23年度調査）では、86.5%の人が「自宅で療養したい」と回答している。 本人及び家族の身体的、経済的負担の軽減を図るため、40歳未満の末期がん患者が、介護サービスを受けることができる体制を整備する必要がある。</p>
	<p>【事業の効率性】 当該事業は、介護保険制度準じた介護サービスを利用するものである。介護保険制度の実施主体である市町村と県が共同で事業を実施することにより、利用者の地域の状況に応じたサービスの提供が可能である。また県が市町村に対する助成制度を創設し双方で事業に取り組むことで、県並びに市町村における財政負担の軽減が図られる。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	33	6,637	6,637	時間	830	830	830
（うち一般財源）	33	6,637	6,637	人件費（千円）	3,410	3,352	3,352

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
<p>【上記の理由】 令和元年度における制度導入の市町村数は6市であるものの、令和2年度10月時点では15市町村が制度導入している。さらに、令和3年度の事業実施に向けて検討している市町村もある。 40歳未満の末期がん患者及びその家族の身体的、経済的負担を軽減し、安心して地域で療養生活を送ることができる体制整備を進めるため、引き続き事業を実施する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】 導入していない市町村に対し、制度導入における課題等のヒアリングを行うとともに、既に制度を導入している市町村の執行体制や患者ニーズを伝えることで、制度導入を支援していく。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	小児・AYA世代のがん患者妊孕性温存支援事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R1
-----	------------------------	-------	-----------------------	------------	----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	2	がん対策の推進

1 事業のねらい・目的

将来、子どもを持つことを望む小児・AYA世代(AYA(Adolescent and Young Adult)世代は、15~39歳の思春期世代と若年世代をいう)のがん患者に対し、生殖補助医療を用いた妊孕性温存治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

2 事業概要

○小児・AYA世代の妊孕性温存治療を行う患者に対して、直接その費用を助成する。

<対象者>(以下の要件全てを満たす者)

- ア 妊孕性温存治療開始日において、県内に住所を有する者
- イ 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」に基づきがん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に判断された者
- ウ 妊孕性温存治療開始日における年齢が43歳未満の者
- エ 福岡県が定める所得要件を満たす者
- オ 福岡県が定める医療機関において妊孕性温存治療を受けた者
- カ 申請を行う妊孕性温存治療について、不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない者

所得要件
 ・結婚している場合
 妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の合計が730万円未満
 ・結婚していない場合
 成年:妊孕性温存治療を受けた者の所得が730万円未満
 未成年:妊孕性温存治療を受けた者の保護者全員の所得額の合計が730万円未満

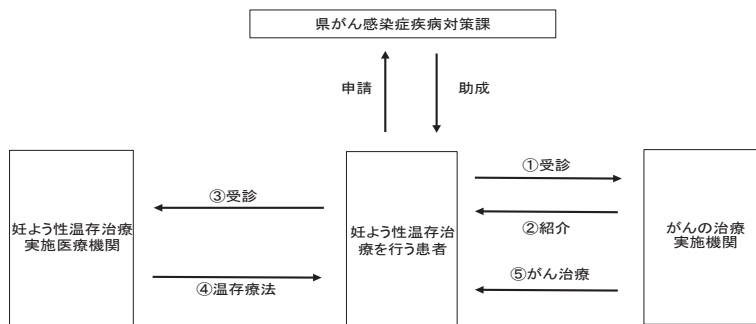
<補助対象経費>

精子、卵子、卵巣組織の採取・凍結及び受精卵の凍結に要する費用(初回の保存料含む)とする。ただし、入院費、入院時の食事代、証明書などの文書料等、温存治療に直接関係のない費用、凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

<補助額>

男性 2万円、女性 20万円(費用の1/2程度)を上限として、1回を限度とする。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
助成件数	目標	45	45	45	45	45
	実績	14	18(※)			

※令和2年10月末時点

【指標の考え方】

新たにかんと診断された、県内の43歳未満のがん罹患者の数(平成24年地域がん登録) 男性457人(A)、女性1,399人(B)に対し、本県の小児がん拠点病院(九州大学附属病院)において、平成27年にかんと診断された患者(0~39歳)のうち、妊孕性温存目的の治療を実施若しくは照会した割合 2.4%(C)を乗じたものを年間の目標値とする。

対象者数推計: 男性(A) × (C) = 11人 / 女性(B) × (C) = 34人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

R1年度は事業の案内リーフレットを作成し医療機関や市町村等の関係機関に配布し周知をするとともに、がん診療連携拠点病院等で構成される協議会において、事業実施の報告及び周知の協力依頼を行ったものの、がん治療を行う主治医まで浸透せず、目標の達成に至らなかった。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 精子凍結保存や受精卵（胚）や未受精卵子の凍結保存といった生殖医療を用いた妊よう性温存治療は高額であり、医療保険の適用外である。 妊よう性温存治療に要する費用の一部を助成することで経済的負担を軽減することができ、小児・AYA世代のがん患者が希望を持ってがん治療に取り組むことができる。</p>
	<p>< 生殖補助医療を用いた妊よう性温存治療に係る費用の目安 > (1) 精子採取・凍結: 約5万円 (2) 卵子採取・凍結: 約35万円 (3) 卵巣採取・凍結: 約60万円 (4) 卵子採取・体外受精・受精卵凍結: 約40万円 (5) 卵子採取・顕微鏡受精・受精卵凍結: 約45万円 (6) 凍結保存した場合の更新料: 約2～6万円/年</p>
	<p>【事業の効率性】 当該事業を県が実施主体として行うことで、事業の開始時期を県内一律にすることができる。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	2,113	7,260	9,493	時 間	930	930	930
（うち一般財源）	2,113	7,260	4,747	人件費（千円）	3,821	3,756	3,756

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】	<p>AYA世代発症のがんサバイバーの抱える悩みとして、「AYA世代がん医療に関する包括的実態調査」によると、「不妊治療や生殖機能に関する問題」が「今後の自分の将来のこと」に次いで第2位になっている。 令和元年度の助成実績は14件であるものの、令和2年10月末時点において18件となっている。 このようなことから、将来、子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者が希望を持って治療に取り組むことができるよう、引き続き事業を実施する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>医療機関や市町村等の関係機関に周知をするとともに、特にがん患者と接する機会が多い、がん治療の主治医に対し、がん診療連携拠点病院等の協議会等を通じて、事業の周知を図る。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	難病患者地域支援ネットワーク事業 (在宅難病患者レスパイト入院事業)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
-----	---------------------------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	3	難病患者等の支援	施策	1	難病患者等への支援の充実

1 事業のねらい・目的

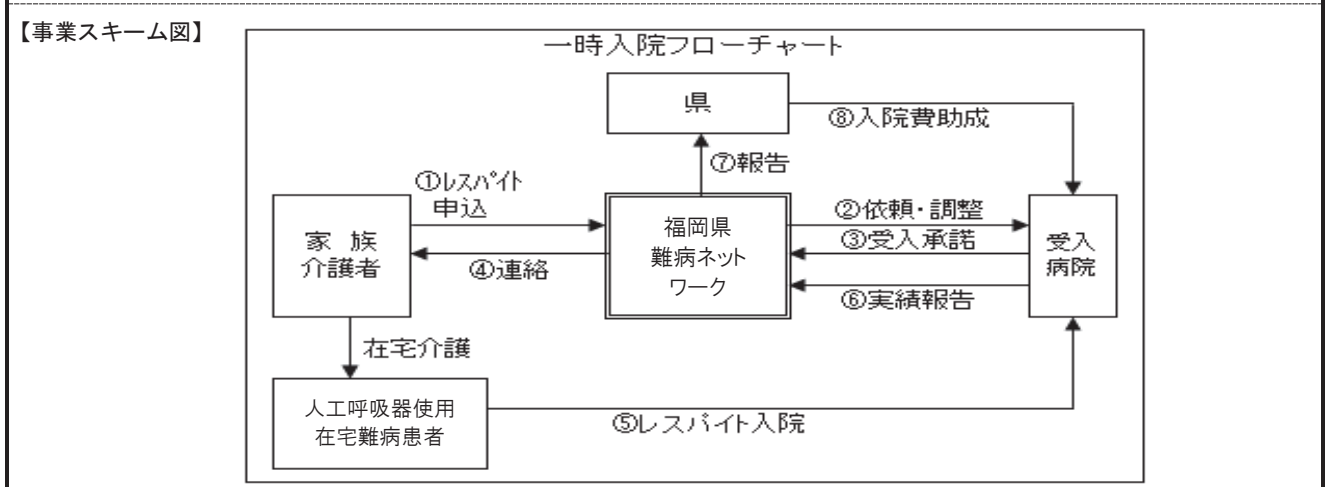
人工呼吸器を使用する難病患者を在宅介護する家族が一時休息（レスパイト）することによる、患者の在宅療養の継続を支援する。

2 事業概要

平成24年9月から、人工呼吸器を使用する難病患者を在宅で介護する家族が一時休息（レスパイト）するための入院受入事業を実施し、受入病院の看護職員一時的配置増等に必要な費用を助成する。

なお、当事業における入院調整は、福岡県難病ネットワークが行う。

- ・ 1人当たり利用限度： 14日×2回/年
- ・ 補助単価： 19,270円/日



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
受入医療機関数	目標	39	52	65	65	65	65	65
	実績	47	53	57	57	58		
レスパイト入院延人数	目標	128	128	128	128	128	128	128
	実績	46	51	38	41	35		

【指標の考え方】

人工呼吸器を使用する在宅難病患者のレスパイト入院を受入れ可能な医療機関を、県内各医療圏に5か所整備することを当面の目標とする。また、レスパイト入院延人数は事業開始時の対象者（64人）年2回の利用を当面の目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

受入医療機関については、福岡県難病ネットワークの活動により平成28年度までは順調に目標達成できた。開拓できる医療機関には一定の働きかけを行ってきたため、新たな開拓のためには、繰り返し協力を求めていく必要があり、時間を要する。

レスパイト入院延人数については、対象者が限られている中で新たな利用者が少なく、実績が伸びていない。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に費用を助成することで、レスパイト入院の受け入れの円滑化が図れている。 ・ 家族介護者が必要なときに休息が取れるようになることで、在宅療養の継続が図れている。
	【事業の効率性】 医療機関や患者等とのつながりが多い福岡県難病ネットワークとの連携で事業を実施していることで、受け入れ病院の確保や事業の周知等が効率的に実施できている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	7,611	9,348	8,788	時間	90	90	90
（うち一般財源）	3,805	4,674	4,394	人件費（千円）	370	364	364

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	在宅で人工呼吸器を使用する患者の家族は、通常の介護だけではなく、人工呼吸器の管理、排痰作業のための昼夜介護を要するため、在宅療養の継続には一時休息（レスパイト）が不可欠である。 人工呼吸器使用者を医療機関が受け入れるには、人工呼吸器の予備電源、専用のナースコール、人員配置の増等が必要となるため、受け入れ促進のためには体制整備に係る助成が必要である。		
【見直し内容】	レスパイト入院の受け入れは医療機関側への負担が生じるが、福岡県難病ネットワークが実施する医療機関に対する啓発や医療従事者への研修を活用して、事業を周知し、医療機関の拡大を図ることで、患者の利便性の向上を目指す。		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	臓器移植対策事業 (骨髄等移植ドナー助成事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R1
-----	----------------------------	--	-------	-----------------------	------------	----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	3	難病患者等の支援	施策	1	難病患者等への支援の充実

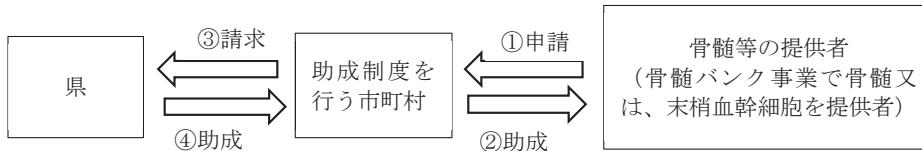
1 事業のねらい・目的

骨髄等移植ドナーの経済的負担の軽減を行うことで、骨髄等の提供を行いやすい環境を促進し、骨髄移植の促進を図る。

2 事業概要

骨髄等移植ドナーの助成を行う市町村に対し、その2分の1を助成する。
 <補助対象者> 骨髄バンク事業で骨髄等の提供を行った者。
 <補助対象経費> 骨髄等を提供した者が提供に要した日数×市町村補助額の2分の1(但し、1日2万円、7日間を上限とする)
 ※交付対象者となる者が企業、団体等が定めるドナー休暇制度、休日を利用した場合は、当該日数から減ずる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		基準	R1	R2	R3	R4	R5
制度導入の市町村数	目標	8	10	15	30	45	60
	実績		12				

【指標の考え方】
 県が助成制度を創設することにより、助成する市町村が拡大し、5年間で全市町村が実施することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 事業説明会で市町村へ助成事業の創設を依頼し、初年度の目標は達成した。
 引き続き、市町村へ直接説明に伺う等、事業の必要性を周知し、県内全市町村での実施を目指す。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・骨髄等の提供に当たっては、健康診断や骨髄の採取などのため7日から10日程度の通院や入院が必要となっている。骨髄バンクの事業として、骨髄等の提供のための検査や入院の費用負担は不要となっているが、休業補償は行われていないことから、骨髄等移植ドナーの休業による経済的負担の軽減を行うことで、骨髄移植の推進を図る。
	【事業の効率性】 ・骨髄等の提供が行いやすい環境整備を促進することで、骨髄移植の推進を図ることができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	870	3,430	3,430	時間	1,208	1,208	1,208
（うち一般財源）	870	3,430	3,430	人件費（千円）	4,963	4,878	4,878

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】 骨髄バンク事業では、移植を希望する患者の約9割にHLA型が適合するドナーが見つかるが、実際に移植に至るのはその約6割となっている。移植に至らなかった場合の9割がドナーの理由によるものであり、より迅速に全国規模で骨髄等の提供が行える環境整備が課題となっている。 骨髄等移植ドナーの休業による経済的負担の軽減を行うことで、骨髄移植の推進を図るため、引き続き県内市町村への助成を行うとともに、助成制度を創設していない市町村に対しては助成制度の創設を働きかける。	
【見直し内容】 助成制度を創設していない市町村に対し個別訪問を実施し、骨髄バンク事業や県内の助成制度の現状などを説明するとともに、助成制度の創設を強く働きかける。	

事業名	新型インフルエンザ対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H21
総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	4	感染症による健康被害の防止	施策	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

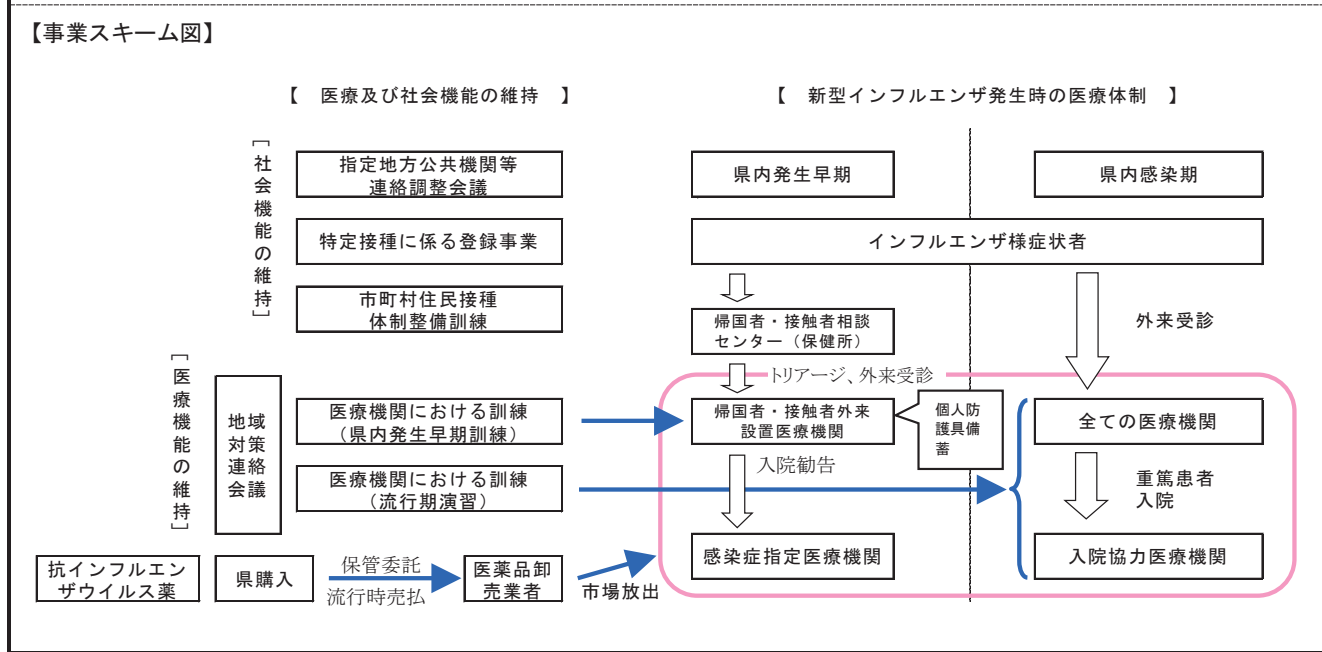
1 事業のねらい・目的

新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないと考えられるため、世界的流行を呈する状態（パンデミック）となり、甚大な健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。そのため、政府行動計画を踏まえ、県行動計画を策定し、新型インフルエンザの県内発生早期の段階では感染拡大を可能な限り遅らせ、また県内感染期には、健康被害を最小限にとどめ、医療及び社会機能を破たんにはいたらないような対策をとる。

2 事業概要

【事業内容】

- 指定地方公共機関等の連絡調整会議
指定（地方）公共機関や市町村、消防等との発生時の連絡調整や新型インフルエンザ等対策の実施に必要な事項等にかかる連絡調整会議の開催
- 新型インフルエンザ等対策実地訓練
発生早期の帰国者・接触者専用外来の設置・運営や特措法で新たに市町村が実施することとなった住民接種など、新型インフルエンザ等発生に備えた訓練の実施
- 備蓄抗インフルエンザウイルス薬の購入、保管及び管理
抗インフルエンザウイルス薬の購入及び医薬品卸売業者への委託・保管
(新型インフルエンザ発生時には、医薬品卸売業者を通じて、市場に放出することで良質かつ適切な医療の提供及び感染拡大の防止を図る。)
- 個人防護具の備蓄に係る補助
帰国者・接触者外来が行う個人防護具の備蓄に対する補助
- 地域対策連絡会議
13医療圏に設置し、市町村、医療機関、警察、消防など地域の関係機関と、医療圏内の医療協力体制の確立、警察、消防との連携強化を協議



3 事業目標等

成果目標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
指定地方公共機関延べ数 (医療関係団体・医療機関)	目標数	17	18	18	18	18	20	20	20
	達成数	6	13	17	17	18	20	20	
	達成率	35%	72%	94%	94%	100%	100%	100%	

※平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、平成25年度より指定地方公共機関の指定を行ってきた。平成26年度からは、医療関係団体の他に、国の指定基準を参考にして医療機関の指定を行うこととした。

(細)事項名	成果指標	H22	H23	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
新型インフルエンザ対策	タミフルカプセル	国の目標	942,100		845,200	242,800	204,000	189,400	189,400	189,400	
		購入数量	154,300	154,300					32,100	70,300	
		廃棄数量				193,690	224,310		174,700	154,300	154,300
		県備蓄量	747,000	901,300	901,300	707,610	483,300	483,300	308,600	186,400	102,400
	タミフルドライシロップ	国の目標				130,400	98,200	91,200	91,200	91,200	91,200
		購入数量				22,100	108,300			0	0
		廃棄数量				22,100	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400
		県備蓄率				17%	100%	133%	143%	143%	143%
	リレンザ	国の目標	52,600		211,300	140,100	75,500	70,100	70,100	70,100	70,100
		購入数量	20,400	20,400	117,900					0	0
		廃棄数量							73,000	0	20,400
		県備蓄率	139%	178%	100%	211,300	211,300	211,300	138,300	138,300	117,900
	イナビル	国の目標				373,200	339,900	315,600	315,600	315,600	315,600
		購入数量					20,000	66,000	122,200	107,400	
		廃棄数量					20,000	86,000	208,200	315,600	
		県備蓄率				0%	5%	6%	27%	66%	100%
	ラビアクタ	国の目標				46,600	37,800	35,100	35,100	35,100	35,100
		購入数量				38,100		0	35,100		
		廃棄数量						0	38,100		
		県備蓄率				82%	82%	101%	109%	109%	100%
	合計	国の目標	994,700		1,056,500	933,100	755,400	701,400	701,400	701,400	701,400
		県備蓄量	820,000	994,700	1,112,600	979,110	883,100	701,400	701,400	701,400	701,400
		県備蓄率	82%	100%	105%	105%	95%	117%	100%	100%	100%

※現在備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用期限切れに伴い、イナビルへの切り替えを順次行っていく。
令和3年度は使用期限切れとなるタミフルカプセル、リレンザ及びラビアクタを廃棄し、国の目標量に達するよう、タミフルカプセルとラビアクタに加えイナビルの追加購入を行う。

【指標の考え方】

厚生労働省が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標数及び、県が指定を行う指定地方公共機関の医療機関（感染症指定医療機関、3次救急、周産期母子医療センター等）数を目標値とした。

患者の治療に欠かせない抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することは、新型インフルエンザ対策において、県民に対する良質かつ適切な医療を提供する観点から重要であるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄数を成果指標として設定する。

また、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等対策に欠かせない感染症指定医療機関、救命救急患者（小児、周産期を含む）の治療に必要な医療機関及び、医師等の医療従事者の調整を行う医療関係団体の指定数を成果指標として設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成25年3月11日厚生労働省通知による備蓄目標については、タミフル、リレンザ共に、平成25年度に達成した。

以降は、期限切れ抗インフルエンザウイルス薬の更新時に、国の目標量に達するよう、追加購入を行う。

指定地方公共機関の指定については、当該法人に説明し承諾を得た上で指定をするものである。

医療関係団体は平成25年度指定をした。

医療機関は平成26年度より協議を行い、承諾を得た医療機関から速やかに指定を行うこととしている。

4 【事業の有効性】

抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することで、新型インフルエンザが発生した場合にも、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を市場に放出することにより、県民に対する良質かつ適切な医療を提供することができる。

医療関係団体・医療機関を指定地方公共団体に指定することで、医療を安定的に提供するため、重症あるいは新型インフルエンザ等が県内で発生した場合、多くの医療従事者が欠勤等により不足することが想定されることから、医療関係団体の協力により医療従事者の調整が可能となる。

【事業の効率性】

抗インフルエンザウイルス薬の保管を医薬品卸売業者に委託することで、流行時に抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合には、速やかに市場に放出することが可能である。

行政及び指定地方公共機関が連携を強化することで、発生時に迅速かつ適切に対応することが可能となる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	140,246	387,504	421,317	時間	2,696	2,696	2,696
（うち一般財源）	136,995	383,499	417,451	人件費（千円）	11,076	10,887	10,887

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国通知により都道府県別備蓄目標が新たに示された為。
帰国者・接触者外来の医療従事者が感染を防止して、医療体制を維持するため、個人防護具の助成を行う。

【見直し内容】

現在備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用期限切れに伴い、イナビルへの切り替えを順次行っていく。
帰国者・接触者外来における個人防護具の備蓄に対して、計画的に助成する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	感染症予防事業 (感染症対策事業)	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H23
-----	----------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	4	感染症による健康被害の防止	施策	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

感染症指定医療機関の確保充実を図ることにより、入院勧告の対象となる感染症の発生に備える。

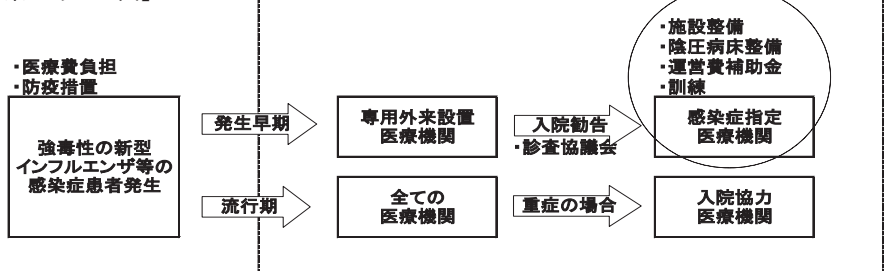
2 事業概要

(1) 筑後ブロックで不足していた第2種8床を、平成27年12月に指定し、確保するとともに、当該病床に陰圧設備を整備した。
(2) 感染症指定医療機関において、感染症患者の病室への搬入を円滑に行くとともに院内感染対策を確実にするための訓練を行う。
(3) 感染症指定医療機関や保健所設置市等との関係機関による連絡会議を設置し、感染症発生時に備え連携を強化する。

○感染症指定医療機関の指定状況 令和2年11月1日

種別	ブロック	基準病床	医療機関名	指定病床数
第一種	県全体	2	福岡東医療センター	2
	小計	2		2
第二種	北九州	16	北九州市立東医療センター	16
	福岡	22	福岡東医療センター	10
			九州医療センター	2
			福岡赤十字病院	2
			福岡市民病院	4
			福岡大学筑紫病院	2
			福岡徳洲会病院	2
	筑豊	8	田川市立病院	8
	筑後	18	聖マリア病院	6
			新古賀病院	8
筑後市立病院			2	
大牟田病院			2	
小計	64			64
合計		66		66

【事業スキーム図】



3 事業目標等										
成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
感染症指定医療機関指定病床数	目標	46	48	66	66	66	66	66	66	66
	実績	36	38	58	66	66	66	66	66	66
感染症指定医療機関陰圧病床数	目標	37	39	66	66	66	66	66	66	66
	実績	27	29	58	66	66	66	66	66	66
【指標の考え方】										
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関の機能充実を示す指標として、指定病床数及び陰圧病床数を設定する。 ・平成26年以降、福岡県保健医療計画に定める基準病床数である66床を目標に設定している。 ・令和2年度も引き続き、66床を感染症病床数の目標とする。 										
【目標達成状況、未達成のときはその理由】										
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月に感染症指定医療機関病床数及び陰圧病床数については目標を達成。 ・今後も病床数を維持していく。 										

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	・感染症法の規定に基づく入院勧告対象患者の受入れ医療機関となる感染症指定医療機関を整備することで、感染症患者への適正な医療提供及び感染症のまん延防止を図ることができる。
【事業の効率性】	
・当該事業は、感染症法に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する医療機関について、その開設者の同意を得たうえで知事が指定するものである。必要な施設・設備については、当該基準に基づき整備するものであり、整備等に当たっては、適正な価格であることを確認している。	

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	87,214	92,818	89,042	時間	2,000	2,000	2,000
（うち一般財源）	43,842	46,409	44,521	人件費（千円）	8,216	8,076	8,076

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了（完了） <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法及び福岡県保健医療計画で規定される感染症病床数の整備は完了した。 ・感染症病床の維持管理を行う必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・当該病床の安全性等を維持するために必要な施設・設備等の改修等整備を行っていく。 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	風しん抗体検査助成事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H26
-----	-------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	4	感染症による健康被害の防止	施策	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

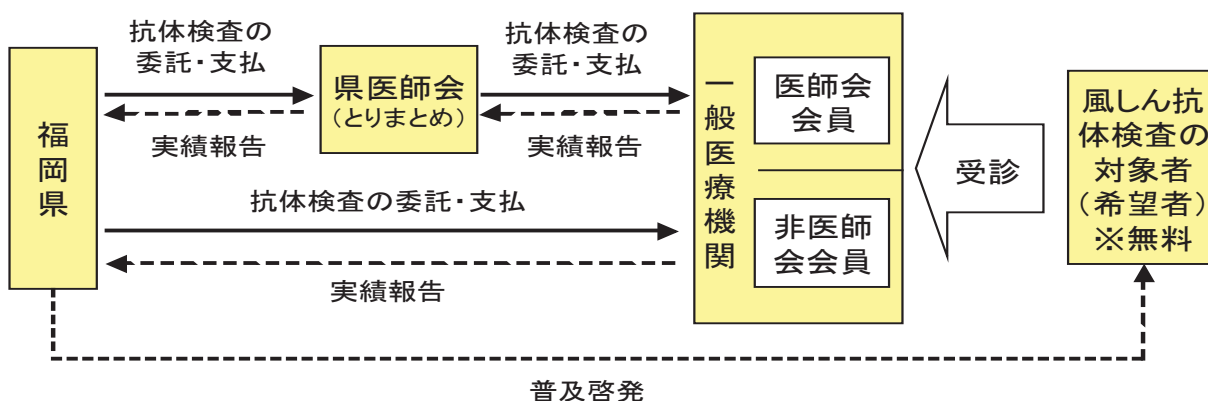
風しんの抗体を十分に保有していない人に対して風しんの予防接種の促進を図ることで、先天性風しん症候群の発生を防ぎ、妊娠希望者等が将来、安心して子供を産み育てやすい環境を整備する。

2 事業概要

- 県内（保健所を設置する市を除く。）に在住する以下の者に対し、風しん抗体検査費用を助成する。
①妊娠希望者 ②妊娠希望者及び妊婦のパートナー・同居者
- 風しんの抗体検査は、医療機関（委託契約を締結）で実施する。
- 県民の風しん予防に対する関心と理解を深めるため、風しんの発生状況や予防接種の必要性について、県のホームページ等を通じ県民に対し情報提供を行うとともに、医療機関、公共施設等へのポスター掲示を実施し、風しんの予防について周知を図る。

【事業スキーム図】

《医療機関実施》



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
先天性風しん症候群の発生数	目標	0	0	0	0	0	0	0
	発生数	0	0	0	0	0		

【指標の考え方】

風しんの抗体を十分に保有していない方に風しんの予防接種を促し、県内における先天性風しん症候群発生を予防する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

先天性風しん症候群の報告は、目標の0件を達成

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・風しんの抗体検査を実施し、抗体を十分に保有していない場合は風しんの予防接種の実施を促すとともに、風しんについて県民に周知を図ることにより、県内における先天性風しん症候群の発生を防ぐことができる。
	【事業の効率性】 ・医療機関に委託契約し風しん抗体検査機関を整備することで、より多くの対象者が抗体検査を受けることが可能となる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	21,623	5,775	6,501	時間	1,744	1,744	1,744
（うち一般財源）	13,066	3,216	3,530	人件費（千円）	7,165	7,043	7,043

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 県内（政令市及び中核市を含む。）のより多くの医療機関で抗体検査を受けられるよう整備を行い、先天性風しん症候群の発生を防ぐため。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 大牟田市保健所廃止に伴い、検査件数が増加。（＋735千円） 風しんの抗体検査を受けられる医療機関数を、現行の約1,400か所から増やすことができるよう、医療機関等と調整を行っていく。

事業名	食品衛生監視体制整備事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H21
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	2	食品の安全・安心の確保	施策	1	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

食品製造業者に対する監視指導体制を強化し、製造業者における自主管理体制を確立させることにより、消費者が安心して購入できる福岡県産品の食品の確保を図る。

2 事業概要

(1) 食品衛生監視の充実

ア 広域的監視指導の強化

・ 食品衛生広域専門監視班の増員

専監設置事務所	H20	H21以降
筑紫	2班(4名)	3班(6名)
田川	1班(2名)	2班(4名)
南筑後(旧久留米)	2班(4名)	3班(6名)

・ 食品衛生広域専門監視班による監視対象業種の拡大

	H20	H21以降
専門監視班	製造業14業種等(流通拠点含む) (監視計画)【554施設、2,213回】	すべての製造業を含む29業種及び流通拠点 (監視計画)【R1:6,230施設、3,654回】 【R2:6,416施設、3,837回】
一般食監	製造業14業種等以外 (監視計画)【62,462施設、40,581回】	飲食店営業、食品販売業 (監視計画)【R1:54,397施設、22,854回】 【R2:57,293施設、24,381回】

・ 監視指導における残留塩素測定及び空中浮遊測定検査試薬の購入

イ 重点広域専門監視計画会議の開催

- ・ 監視指導マニュアル、各種チェック票の作成・見直し
- ・ 監視指導結果の情報共有、進捗状況確認、公開

ウ 食品衛生広域専門監視班の専門性の強化

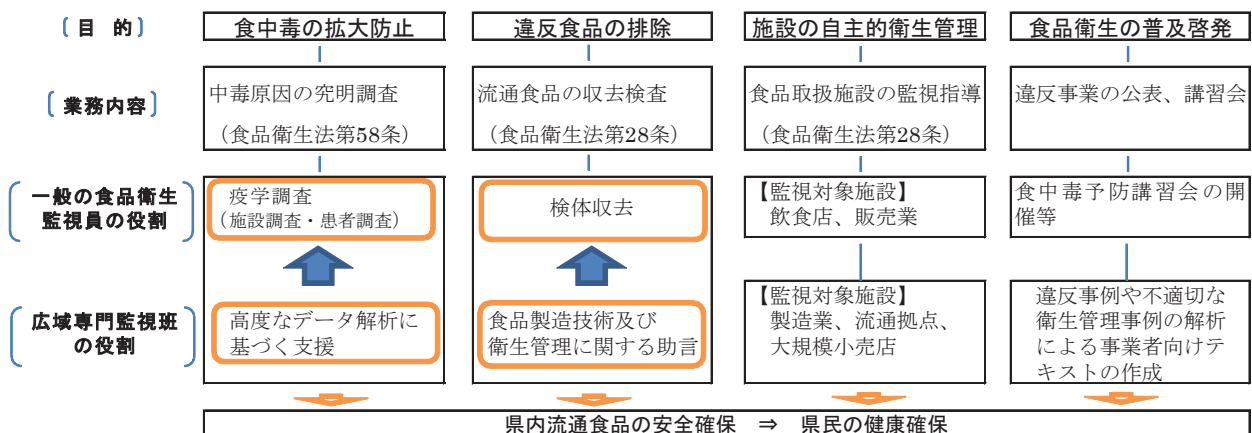
- ・ 国立保健医療科学院が実施する研修の受講

(2) 食品検査機器の整備(食品検査体制の充実)

ア 高度で専門的な検査体制の強化

- ・ 苦情対応検査の実施(残留農薬、毒物、アレルギー、DNA検査の実施)
- ・ 農薬標準品、劇毒物検査キットの購入

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
収去検査適合率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%		
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 消費者が購入できる福岡県内に流通する食品の安全確保を示す指標として収去検査適合率を設定し、適合率100%を目標値とする。 収去検査適合率：広域専門監視班を含む保健福祉（環境）事務所の食品衛生監視員が、製造施設や市場等の流通拠点の監視指導において収去した食品について、規格基準に基づく検査を実施し、適合したもの。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 目標達成することはできなかったが、目標値に近い高い値であり、近年約99%と高い値で推移している。 未達成の理由は、違反業者の多くは小規模製造業者であり、そのため自主管理の徹底の指導が難しいことが考えられる。 							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> 各製造業において監視マニュアルを作成し、監視指導により、事業者の安全性に対する理解、認識を深め、事業者に自主管理体制を促し、食品の安全確保につながっている。 製造段階での広域専門監視班による監視により、アレルギー物質等の表示の不備の発見が可能になり、未然に不適正表示食品の流通並びに健康被害を阻止できている。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 検査不適合の場合は、改善報告を求め改善確認することにより再発防止を図るとともに、各製造業者においては、製造した食品について自ら自主検査を行うなど、自主管理体制を確立してきている。 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導を行うことにより、より安全な食品の流通確保につながっている。

5	事業費（千円）	R1 決算	R2 当初	R3 当初	人件費	R1	R2	R3
	歳出	6,313	6,559	6,731	時間	30,720	30,720	30,720
	（うち一般財源）	6,313	6,559	6,731	人件費（千円）	126,198	124,048	124,048

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 各製造業に対する広域専門監視班による監視指導により、監視対象施設の違反食品、食中毒事故等発生時は迅速な原因究明が可能となっている。 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導により、より安全な食品の流通確保につながるため、継続して実施する必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年に改正食品衛生法が公布され、全ての食品事業者を対象にHACCP（※）が制度化され、事業者の自主管理体制の確立が図られることから、広域専門監視班の専門性及び機動性を特化させるよう監視体制の見直しを検討する。 	
※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌)などを継続的に監視・記録する衛生管理の手法	

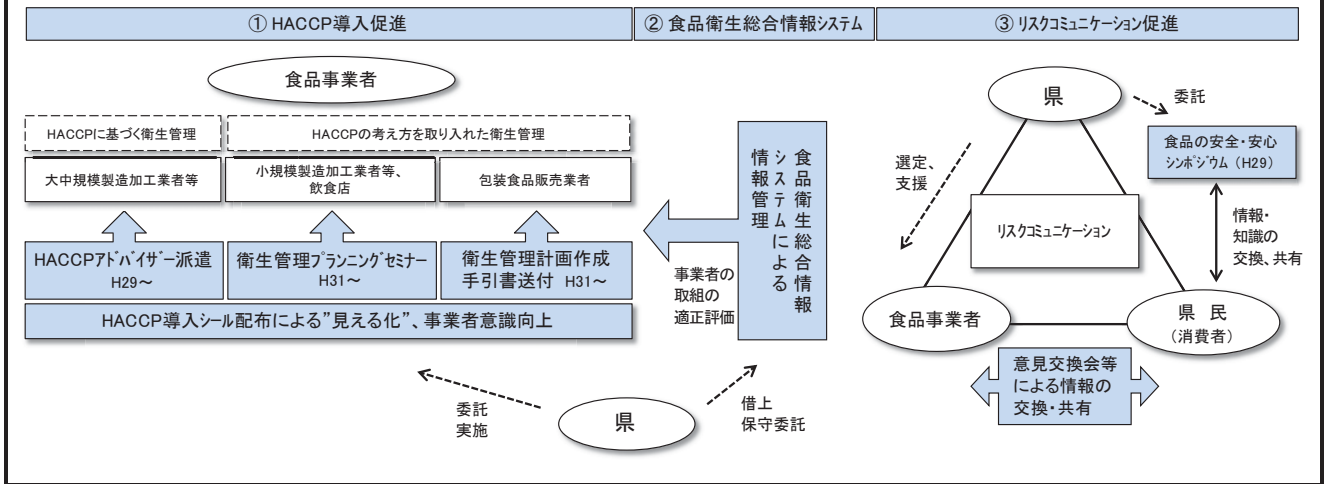
(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	2	食品の安全・安心の確保	施策	1	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的	<p>東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、食品衛生管理の国際標準となっているHACCP*による衛生管理で製造・調理された県産食品の提供をPRし、県産加工食品の購入・消費拡大に繋げていく。</p> <p>※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌)などを継続的に監視・記録する衛生管理の手法</p>
2 事業概要	<p>(1) 食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進</p> <p>ア HACCP導入促進</p> <p>平成30年の改正食品衛生法の適用基準に沿った形で、以下の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣による事業者の実情に応じた相談対応 (対象: 大規模製造加工業者等) ・衛生管理プランニングセミナー開催による衛生管理計画書作成実習 (対象: 小規模製造加工業者等、飲食店) ・販売業者への衛生管理計画作成手引書の送付 (対象: 包装食品販売業者) ・HACCP導入シールの配布 <p>イ 「食品衛生総合管理システム」の運用・保守</p> <p>(2) 食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション*の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民協働による食品安全・安心情報の発信及び事業所見学・意見交換会等の実施 <p>※ リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換するもの。関係者が会場に集まって行う意見交換会や新たな規制の設定などの際に行うパブリックコメントの他、ホームページを通じた情報発信なども含まれる。</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
① HACCP推進アドバイザーの派遣施設数	目標	32	34	43	42	-
	実績	25	20	20	-	-
② 衛生管理プランニングセミナー受講者における衛生管理計画書作成率	目標			100%	100%	-
	実績			100%	-	-
③ リスクコミュニケーション参加者数	目標	500	4,000	4,000	4,000	8,000
	実績	3,541	16,744	7,202	-	-

【指標の考え方】

- ① HACCPを導入していない大規模製造加工業者等への支援事業であることから、アドバイザー派遣施設数とする。
- ② HACCPを導入していない（衛生管理計画を作成していない）小規模製造加工業者等及び飲食店への支援であることから、セミナー受講者における衛生管理計画書作成率とする。
- ③ 消費者と事業者の相互理解の向上が目標であることから、リスクコミュニケーション参加者数とする（これまでの協力事業者1事業者あたりの平均実施数から算出）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ HACCPアドバイザー派遣については、目標達成することはできなかったが、派遣実績は順調に伸びている。
- ・ 未達成の理由は、対象事業者のうち、アドバイザー派遣を希望する全ての事業者に派遣を実施し、アドバイザーの派遣を希望しなかった事業者は独自でHACCPを導入したため、派遣を必要とされなかった。これにより、派遣施設数が当初の予定を下回ったもの。
- ・ リスクコミュニケーションについては、食品事業者による食品の安全・安心情報の発信等が順調に進んでおり、目標を達成できている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正食品衛生法の適用基準に沿った形でアドバイザー派遣やセミナー開催を行うことにより、改正法が施行される令和3年6月1日までに、県域内の全ての事業者にHACCP導入を促進できる。 ・ 食品の安全性に関する情報の共有や意見交換を促進することにより、県、食品事業者及び消費者がそれぞれの責務、役割を認識し、相互理解を深めることにより、信頼関係を築くことができ、県産食品の安全・安心の向上につながっている。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模事業者に対しては、専門家(アドバイザー)を派遣することにより、事業者の取組状況に応じた的確かつ具体的な支援が可能となっている。小規模事業者や飲食店等に対しては、衛生管理計画の作成実習を行うことにより、きめ細やかな導入支援となっている。 ・ 県が、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への情報発信や施設見学における意見交換を実施することにより、広範囲かつ多種多様なコミュニケーションの機会の提供につながっている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,053	19,846	10,426	時間	657	657	657
(うち一般財源)	4,997	9,250	5,839	人件費(千円)	2,699	2,653	2,653

6 見直しの内容	<p>継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>
----------	--

【上記の理由】

- ・ 食品衛生総合管理システムの運用・保守及び法改正の施行による営業許可・届出業種の見直しに伴う改修が必要となる。

【見直し内容】

- ・ アドバイザー派遣の終了 (△5,040千円)
- ・ 衛生管理プランニングセミナーの終了 (△4,629千円)
- ・ 衛生管理計画作成手引書の送付の終了 (△1,250千円)
- ・ 食品衛生総合管理システムの改修(大牟田市データ移行)の終了 (△3,300千円)
- ・ 食品衛生総合管理システムの改修(法改正対応)の追加 (+4,800千円)

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地域猫活動支援事業	部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H26
-----	-----------	-------	------------------	------------	-----

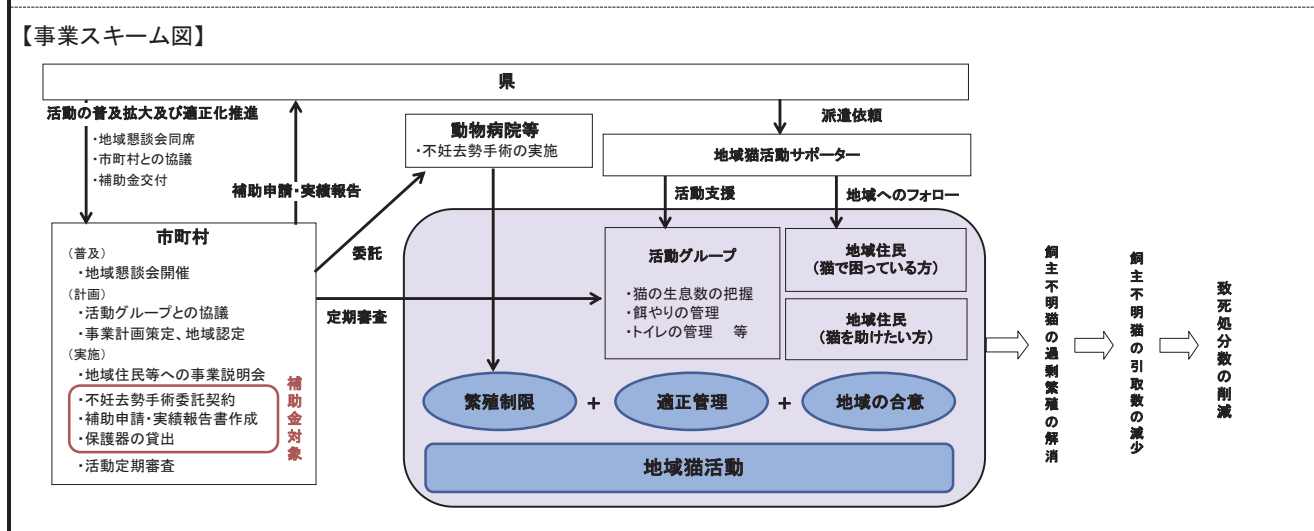
総合計画	10の事項	10	環境と調和し、快適に暮らせること	中項目	3	自然と共生し、快適な環境をつくる
	小項目	2	快適な生活環境の形成	施策	3	動物愛護の推進

1 事業のねらい・目的

県内に「地域猫活動」の普及・定着を図り、飼い主のいない猫の引取数を削減することで、猫の致死処分数の減少を目指す。
 ※「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫の地域における過剰繁殖やトラブル防止のために、地域住民が主体となり、地域の合意のもとに不妊去勢手術の実施や餌の管理など猫を適正に管理する活動をいう。

2 事業概要

- 活動の普及拡大及び適正化推進事業
 - ・市町村等が開催する地域懇談会に同席
 - ・猫除け装置の貸出し
 - ・地域猫活動グループの活動支援、地域の調整を行う「地域猫活動サポーター」を登録・派遣
- 市町村助成事業
 - ・飼い主のいない猫への不妊去勢手術費 (1/2補助)
 - メス：26,000円×112匹
 - オス：16,000円×80匹
 - ・資材購入費 (1/2補助)
 - 対象：猫除け装置、保護器等購入費
 - 上限：50,000円×4市町村



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
福岡県域内の猫の引取数 (匹)	目標	1,775	1,645	1,515	1,385	1,255	1,125	995
	実績	1,775	1,405	1,192	1,012	932		

【指標の考え方】

平成26年度から地域猫活動事業を開始し、猫の引取数削減の効果を得ている。
 平成27年度の引取数1,775匹を起点に毎年度130頭減^{※1}を目標とした。
 ※1 福岡県総合計画において設定した数値目標が犬猫216頭(匹)減、引取数割合が犬：猫=40：60から、毎年度の猫の引取数削減目標=216頭(匹)×60%=130匹とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度時点の猫の引取数は目標値を達成している。
 一方、猫の致死処分数1,851匹は犬・猫の致死処分数2,218頭(匹)(全国ワースト5位)^{※2}の83%を占めており、致死処分数削減をさらに進めるとともに、県内市町村へ同活動をさらに浸透させる必要がある(数値は平成30年度実績)。
 ※2 環境省「動物愛護管理行政事務提要」より(保健所設置市含む県全域)

有効性・効率性	4	【事業の有効性】																																								
		・令和元年度までに20市町の一部の地域において地域猫活動が取り組まれ、合計1,464匹の飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、飼い主のいない猫の増加及び生活環境被害が抑制されたことで、引取数の減少に寄与した。																																								
		「地域猫活動実績及び飼い主のいない猫の引取数（保健所設置市を除く）」																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動市町数</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>手術数（匹）</td> <td>—</td> <td>156</td> <td>302</td> <td>288</td> <td>268</td> <td>239</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>引取数（匹）</td> <td>2,158</td> <td>1,636</td> <td>1,524</td> <td>1,184</td> <td>982</td> <td>830</td> <td>757</td> </tr> <tr> <td>前年度から減少した引取数の割合（％）</td> <td>—</td> <td>24.2</td> <td>6.8</td> <td>22.3</td> <td>17.1</td> <td>15.5</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	活動市町数	—	9	13	13	11	13	9	手術数（匹）	—	156	302	288	268	239	211	引取数（匹）	2,158	1,636	1,524	1,184	982	830	757	前年度から減少した引取数の割合（％）	—	24.2	6.8	22.3	17.1	15.5	8.8
	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																		
	活動市町数	—	9	13	13	11	13	9																																		
	手術数（匹）	—	156	302	288	268	239	211																																		
	引取数（匹）	2,158	1,636	1,524	1,184	982	830	757																																		
	前年度から減少した引取数の割合（％）	—	24.2	6.8	22.3	17.1	15.5	8.8																																		
		・飼い主のいない猫の引取数・苦情数における、地域猫活動実施地域と未実施地域の内訳は以下のとおり。																																								
	「飼い主のいない猫の引取数・苦情数（保健所設置市を除く）」																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1引取数</th> <th>引取数の割合</th> <th>R1苦情数</th> <th>苦情数の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施地域</td> <td>0匹</td> <td>0％</td> <td>8件</td> <td>0.80％</td> </tr> <tr> <td>未実施地域</td> <td>757匹</td> <td>100％</td> <td>965件</td> <td>99.20％</td> </tr> </tbody> </table>		R1引取数	引取数の割合	R1苦情数	苦情数の割合	実施地域	0匹	0％	8件	0.80％	未実施地域	757匹	100％	965件	99.20％																										
	R1引取数	引取数の割合	R1苦情数	苦情数の割合																																						
実施地域	0匹	0％	8件	0.80％																																						
未実施地域	757匹	100％	965件	99.20％																																						
	【事業の効率性】																																									
	・飼い主のいない猫による生活環境被害に係る苦情が発生している地域において、住民自らが地域の課題に向き合い、主体的に地域猫活動に取り組むことで、効率的・効果的に生活環境の改善が行える。																																									

5	事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
	歳出	4,640	6,437	2,813	時間	1,000	1,000	1,000
	（うち一般財源）	4,640	6,437	2,813	人件費（千円）	4,108	4,038	4,038

6	見直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
	【上記の理由】
	<input checked="" type="radio"/> 継続の理由 ・知事が議会答弁において、犬猫の致死処分数ゼロを目指すとしており、犬・猫の致死処分数の83%を占める猫の致死処分数をさらに削減するためには、本事業の継続は不可欠である。 ・事業主体である市町村（保健所設置市を除く）には動物に関する専門職員が配置されておらず、地域に対して活動の導入を円滑に行うには、地域猫活動サポーターのような活動に対する十分な知識等を有する者による支援が必要である。 ・地域猫活動サポーター派遣を開始する以前は、一部の地域猫活動実施地域において、活動の適正管理が不十分な事例が確認されたことから、適正管理された地域猫活動を浸透させるため、地域猫活動サポーターによる継続的な活動支援が必要である。
	<input type="radio"/> 改善の理由 ・本来、所有者のいない猫の糞尿や鳴き声などによる生活環境被害の対応は基礎自治体である市町村の役割であるため、令和元年度から不妊去勢手術費を獣医師会への委託から市町村への補助金助成に変更して、市町村の主体的な事業の推進を図ってきた。市町村による地域猫活動事業への定額による支援が2年経過し、約半数の市町村に事業の普及が図れたことから、市町村が単独で事業に取り組むまでの経過措置として、来年度からは市町村助成の補助率を見直す。活動における技術的な支援については、引き続きサポーター派遣により実施する。
	【見直し内容】
	・市町村助成の補助率を1/2に見直し。（▲2,096千円）

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

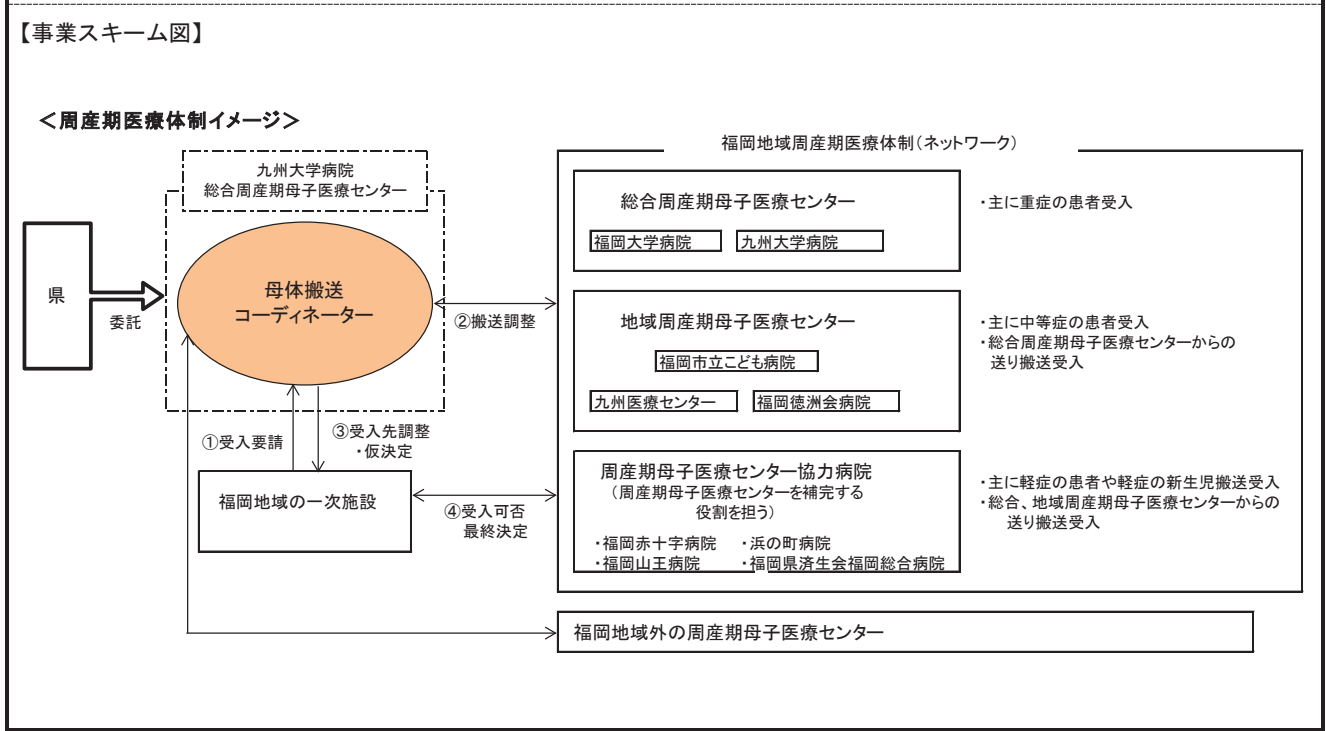
事業名	周産期医療対策事業 (周産期救急搬送時受入調整事業)		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること	中項目	1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる		
	小項目	2 子どもと母親などの健康の推進	施策	1 周産期医療体制の確保		

1 事業のねらい・目的

- 福岡地域における医師の負担を緩和するとともに、受入不可の事案を解消し、搬送の円滑化を図る。
- 福岡地域の総合周産期医療センターが常時重篤な患者に対応できるよう、NICU(新生児集中治療管理室)病床の空床確保を図る。

2 事業概要

- 福岡地域において、周産期母子医療センターに準じる機能を有する医療機関を協力病院とし、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、協力病院の機能に応じ、妊産婦の週数や病態に応じた受入基準を定める。
- 当日の受入可否情報等を共有するために、スマートフォンを活用して、各医療機関の医師がリアルタイムで受入可否情報を入力・把握できる仕組みを構築する。
- 福岡地域における一般産科医療機関等からの救急搬送要請を受け、受入可否情報や搬送先の選定基準に則り、搬送先医療機関の選定・調整を行う母体搬送コーディネーター(助産師・看護師)を、総合周産期母子医療センターに配置する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
妊婦の搬送先への調整数	目標	-	70	70	70	70	70
	実績	16	67	93	91		

【指標の考え方】
総合周産期における母体搬送件数(平成26年度:276件)を基に、搬送調整の対象となる症例及び対応時間帯(平日夜間・休日)を考慮した件数、年間70件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和元年度は目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 NICUに余裕がない福岡地域においては妊婦の受入れ調整に係る医師の負担が大きかったところ、事業の実施後は、母体搬送コーディネーターによる調整が行われ、医師の負担軽減、妊婦搬送の円滑化に寄与している。</p>
	<p>【事業の効率性】 スマートフォンから送信される妊婦受入可否情報をスマートフォンでとりまとめて情報の共有化を図ることにより、事務が効率化されている。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	11,860	14,078	14,106	時間	378	378	378
（うち一般財源）	5,931	7,039	7,053	人件費（千円）	1,553	1,527	1,527

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 福岡地域における妊婦の搬送調整は、妊婦・新生児の安全の確保、医師の負担軽減の観点から、事業の有効性が高いと判断されるため事業を継続する必要がある。</p>
<p>【見直し内容】 事業関係者の交代等を踏まえ、年度当初を目途に事業の再周知を福岡地域の関係医療機関に対して実施する。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	救急医療電話相談事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	6 誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2 誰もが必要な医療を受けられる社会をつくる		
	小項目	1 医療提供体制の確保	施策	7 医療・看護を担う人材確保と資質の向上		

1 事業のねらい・目的

- ・急病時の県民の救急医療に対する相談に応じることによる県民の不安軽減
- ・救急搬送における軽症者の割合を低減することによる救急搬送サービスの適正化
- ・軽症患者の救急医療機関への集中による救急医の負担増大の抑止

2 事業概要

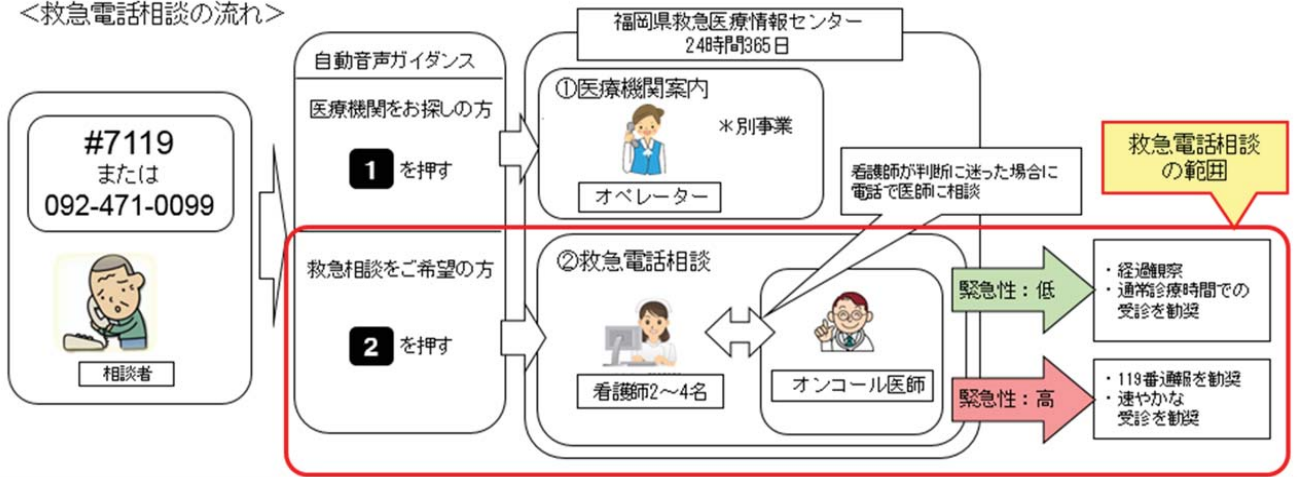
県民からの病気やケガに関する相談に対し、看護師が電話相談プロトコル（総務省消防庁）に基づく緊急度の判断を行い、受診の必要性等について電話によるアドバイスを行う。

<電話相談の流れ>

- ① 相談者が「#7119」もしくは「092-471-0099」をダイヤル。
- ② 自動音声ガイダンスが流れるので、「救急相談」を希望する場合は「2」を押す。
- ③ 「救急相談」では看護師が対応し、症状に基づく緊急性の有無や受診の必要性について、アドバイスを行う。看護師は必要に応じて医師（オンコール）の助言を受ける。
- ④ 緊急性が高い場合には、速やかな受診や119番通報を勧奨し、緊急性が低い場合は通常診療時間での受診等を勧奨する。

【事業スキーム図】

<救急電話相談の流れ>



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
救急搬送における軽症者の割合	目標	-	37.0%	35.9%	34.8%	33.7%	32.6%	32.6%	32.6%
	実績	37.0%	36.2%	35.8%	35.6%	37.6%			

【指標の考え方】

・先行事例である東京都において、救急搬送における軽症者割合が平成19年度:59.8%から平成25年度:51.6%に減少しており、7年間で8.2%減少していることから、本県でも年間1.1%~1.2%の減少を目指す。令和2年度以降は、令和元年度の水準を確保する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・指標としている「軽症者の割合」の、平成30年実績値は、前年を上回っており、平成30年の目標は未達成となっている。

(未達成の理由等)

・本県における平成30年の救急搬送人員は、前年を約8千人上回る約242千人となり、過去最高を更新しており、増加数のほとんどを満65歳以上の高齢者が占めている。この満65歳以上の搬送者については、その他の世代に比べ、軽症者の割合が高まっている。

・救急電話相談電話の受付件数は、年々増加し、令和元年度においては、47千件を超えているが、搬送件数と比較すると大きな乖離があり、さらなる周知に取り組む必要がある。

〔参考:各実績値〕

	H28	H29	H30
搬送人員（総数）	230,899人	234,121人	241,979人
（前年比）	(+7,073人)	(+3,222人)	(+7,858人)
搬送人員（満65歳以上）	134,669人	139,521人	146,770人
（前年比）	(+5,307人)	(+4,852人)	(+7,249人)
軽症者の割合内訳（満65歳以上）	15.9%	16.2%	17.8%
（前年比）	(+0.0㊦ イト)	(+0.3㊦ イト)	(+1.6㊦ イト)
軽症者の割合内訳（満65歳未満）	19.9%	19.4%	19.8%
（前年比）	(Δ0.4㊦ イト)	(Δ0.5㊦ イト)	(+0.4㊦ イト)

#7119 受付件数	H28	H29	H30	R元
	22,767件	35,118件	43,020件	47,136件

4 【事業の有効性】

救急医療に係る電話相談により、軽症者の搬送割合の増加が抑制され、救急搬送サービスが適正化される。

【事業の効率性】

プロトコルに沿って看護師が対応することにより、相談者の状況に応じた適切な対応が効率的に行われる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	97,536	96,171	96,171	時間	825.3	825.3	825.3
（うち一般財源）	97,536	96,171	96,171	人件費（千円）	3,391	3,333	3,333

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

救急搬送及び救急医の負担増大を抑止するとともに県民の不安軽減を図る必要があることから事業を継続する。

【見直し内容】

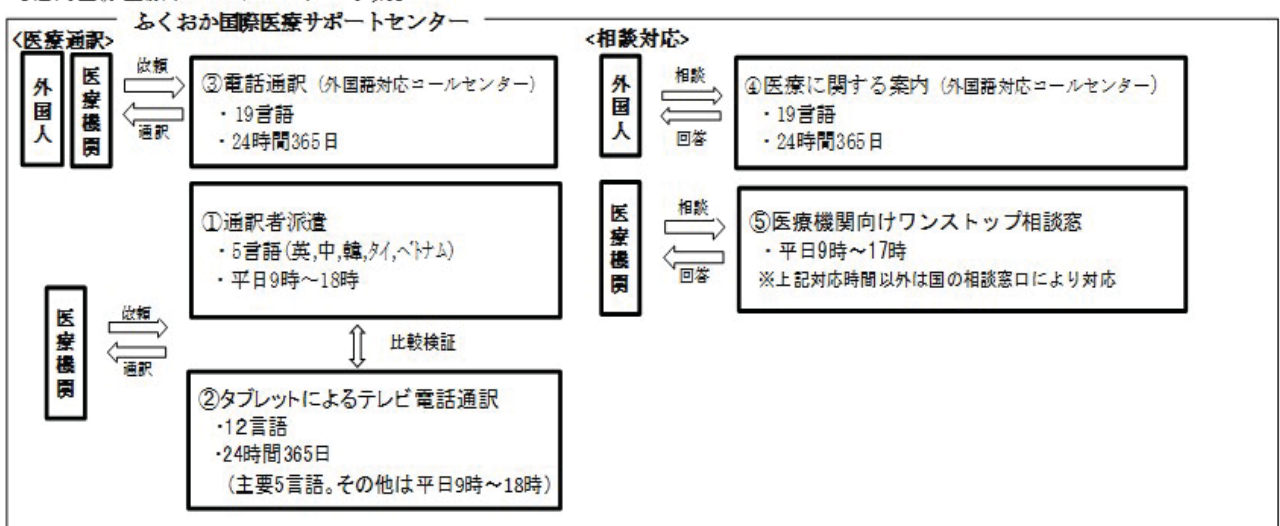
・広報資材として、新たに車両貼り付け用マグネットシートを制作し、県内の消防本部に配付するとともに、救急医療週間にあわせて、県内のコンビニエンスストアにチラシを配架するなど、様々な機会を活用し事業の周知活動を実施。
 ・特に救急搬送における高齢者の搬送が増加していることを踏まえ、高齢者に対する重点的な周知について検討。

事業名	医療に関する多言語支援事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	2	外国人が暮らしやすい地域づくり	施策	2	外国人受入環境の充実

1 事業のねらい・目的	<p>医療通訳機能を充実するとともに、医療機関から寄せられる外国人受入に関する様々な相談にワンストップで対応できる窓口を設置することにより、外国人に対して円滑に医療サービスを提供できる環境を構築する。</p>
2 事業概要	<p>1 ①医療通訳ボランティアの派遣、養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの依頼に基づき英語、中国語、韓国語外 2 言語の通訳ボランティア派遣を行うとともに、ボランティアの養成及び資質向上のためのフォローアップ研修を行う。 <p>2 ②タブレットによるテレビ電話通訳【R2 新規】※R2 年度は試行的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの依頼に応じ、医療通訳タブレット端末を郵送で貸し出し、テレビ電話通訳サービスを提供する。 対応言語：英語、中国語、韓国語外 9 言語 ※①医療通訳ボランティアの派遣、養成との補完関係について比較検証する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な検証ができなかった。 <p>3 「③電話通訳」及び「④医療に関する電話案内」の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門の電話通訳事業者を活用（委託）し、24 時間 365 日「電話通訳」及び「医療に関する電話案内」サービスを提供する。 対応言語：英語、中国語、韓国語外 16 言語 <p>4 ⑤医療機関向けワンストップ相談窓口【R2 新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人患者の受入に伴う医療機関からのさまざまな相談に、ワンストップで対応できるよう、医療機関向けの相談窓口を設置し、各種アドバイスを実施 対応時間：平日 9 時～17 時（対応時間外は、厚生労働省が全国一律の窓口により対応） <p>5 広報活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふくおか国際医療サポートセンターの利用拡大を図るため、PR 用のチラシの作成・配布等を実施する。（ホームページ更新及びメンテナンス、PR用チラシの作成配布等）

【事業スキーム図】

【福岡国際医療サポートセンター事業】



3 事業目標等								
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4
電話通訳・医療機関案内件数	目標		500	500	500	500	500	500
	実績		356	778	1,083			
医療通訳派遣件数	目標		250	250	250	250	250	250
	実績		120	91	174			
【指標の考え方】								
<ul style="list-style-type: none"> 電話通訳・医療機関案内件数：本県における事業実績を踏まえ、対応時間・対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。 医療通訳派遣：本県における事業実績を踏まえ、対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。 								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】								
<p>医療通訳派遣については目標の7割程度と目標を下回っているが、電話通訳及び医療機関案内については目標を大きく上回っており、事業全体としても目標を達成している。</p> <p>手軽に利用可能な電話通訳及び医療機関案内が医療通訳派遣よりも優先的に利用されたことにより、医療通訳派遣については目標を下回ったものと考えられる。</p>								

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 24時間365日の電話通訳・電話案内サービスの提供により、外国人がいつでも安心して相談できる環境が整備されている。ワンストップ相談窓口の開設により、医療機関がいつでも外国人患者の受入に伴う相談ができる環境が整備されている。
	【事業の効率性】 専門の電話通訳事業者の活用により、各言語へ速やかに対応できる。 また、医療通訳ボランティアの育成を行うことで、効率的に通訳者の技能向上が図られる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1決算	R2当初	R3当初
歳出	15,086	20,204	19,257	時間	900	900	900
（うち一般財源）	7,216	18,226	17,279	人件費（千円）	3,698	3,635	3,635

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小） <input type="checkbox"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）	
【上記の理由】 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、訪日外国人数が減少しているものの、外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備しておく必要があることから事業を継続する。	
【見直し内容】 委託内容の見直し。（▲947千円） チラシやカード等を作成し市町村や医療機関に配布していたが、資料データをHPに掲載して各自印刷をする方法に変更するなど、広報に係る委託費の見直しを行う。（▲309千円）また、R2年度契約実績に基づきテレビ電話通訳の委託費の見直しを行う。（▲638千円）	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	災害派遣医療チーム連携強化事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

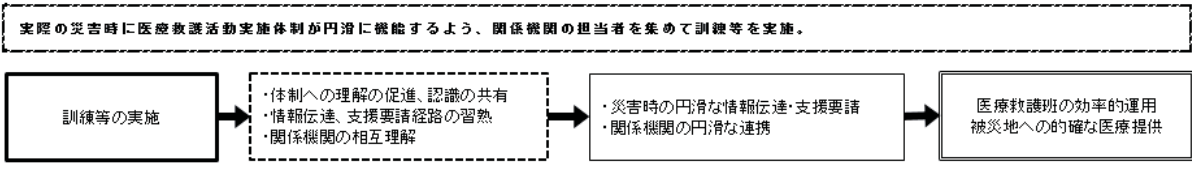
1 事業のねらい・目的

- ・医療チームを円滑に受入・活用できるよう、関係機関の災害時の情報収集・情報伝達能力の向上を図る。
- ・指揮命令系統のルール化を通じ、医療救護班 (DMAT、JMAT、日赤等) の活動調整を円滑にし、災害時におけるこれらの効率的・的確な活用等を図る。

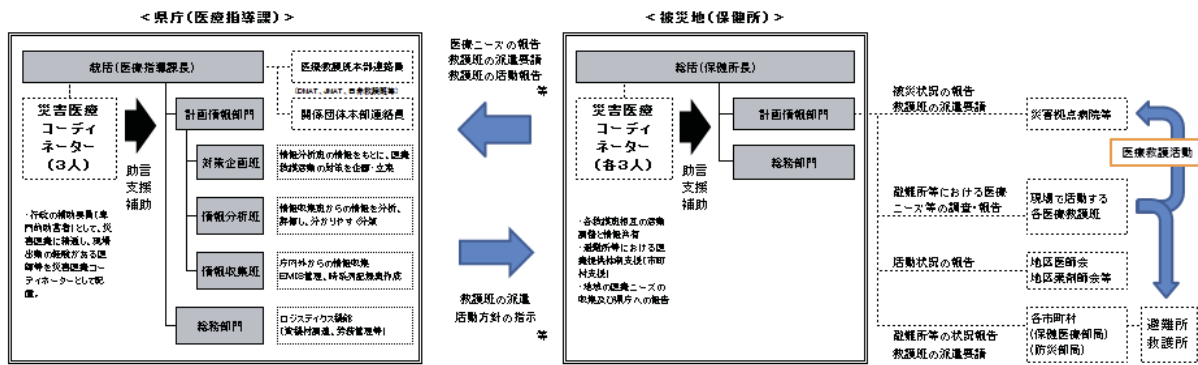
2 事業概要

- 大規模災害発生時に、被災現場や被災医療機関、市町村 (避難所・救護所等) への医療救護班の派遣及びその活動の調整・支援を円滑に実施するため、災害時の情報伝達・支援要請の経路等を明確にした体制を定め、災害時に当該体制が円滑に機能できるよう、関係機関との訓練を実施する。
 - ・実施回数：1日間×年4回 (県内4地域)
 - ・対象者：県、市町村、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、保健所の災害医療担当者等
 - ・訓練内容 (予定)
 - ① 本部運営演習 (連絡調整業務の総合訓練 (机上訓練))
 - ② 情報収集伝達演習 (支援要請等の情報伝達訓練、広域災害救急医療情報システム情報入力訓練)
 - ③ 避難所状況把握演習 (避難所の医療ニーズの集約・分析訓練)
 - ④ 医療救護班派遣調整演習 (受入拠点設置、救護班等受付及び活動情報等管理訓練)
 - ⑤ 医薬品等供給演習 (卸売業者等への情報伝達及び調達調整訓練)
 - ・講師等：災害医療ACT研究所 (石巻赤十字病院)

【事業スキーム図】



※医療救護活動の実施体制(イメージ)



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
訓練受講関係機関数	目標	-	170	170	170	170	170
	実績		69	74	23		

【指標の考え方】

県、市町村、災害拠点病院、医師会、保健所等の災害医療関係機関が全て訓練に参加することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催回数が1回に留まったことなどから、目標を下回った。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 災害時を想定した訓練を実施することにより、県内関係者の連携強化が図られ、実際の災害時に円滑に活動できることが期待される。
	【事業の効率性】 災害時の医療に幅広い知見を有する講師を迎えて訓練を実施することにより、様々な状況を想定した訓練を効率的に実施できる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	973	5,116	▲1,179	4,611	時 間	360	360	360
（うち一般財源）	420	4,306	▲1,179	3,807	人件費（千円）	1,479	1,454	1,454

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <p>地震や異常気象等による災害の発生は予見が困難であり、ひとたび発生すると甚大な被害が生じる場合がある。 困難な状況下で行われる発災後の医療救護活動には関係者の連携が重要であり、平常時から訓練を重ねておく必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>近年、令和2年7月豪雨、九州北部豪雨等、県内でも災害が発生していることから、県外の講師に加え県内の講師も訓練に招聘することとした。 なお、訓練開催日を早期に決定して参加者が予定を立てやすくするなど、参加者の増加を図りつつも開催回数を4回から3回に見直し、経費を499千円削減する。 ※研修・訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況によって、開催を判断する。</p> <p>また、東日本大震災の教訓から、小児周産期医療に関する情報収集、適切な助言を行うコーディネーター（災害時小児周産期リエゾン）を配置する必要性が指摘されており、厚生労働省が実施する研修に県内の小児・周産期医療提供体制に精通している医師を派遣し、災害時小児周産期リエゾンとして育成することにより、災害時の小児周産期医療分野の支援の充実・強化を図っている。 さらに、災害時における円滑かつ迅速な医療救護を行うため、平常時から、各主体が相互に会議等に参加し、DMAT、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの間の理解促進、顔の見える関係の構築を図っている。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	おくすり適正使用促進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	1	地域包括ケアの推進	施策	2	医療・介護サービスの充実

1 事業のねらい・目的

- ・服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなる。高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うとともに、高齢者の服用薬剤数を減らす取組みを促進する。
- ・服用薬剤数の適正化には、お薬手帳を活用した服薬情報の一元管理が重要であるため、お薬手帳を持参することの意義やメリットについて普及啓発する。

2 事業概要

- 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置
高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、情報共有の仕組み作りや普及啓発の方策について協議を行い、協議会を構成する医師会、薬剤師会等の関係団体を通じてその方策を各医師、薬剤師等へ普及させることにより、高齢者の服用薬剤数を減らす取組みを促進する。
- お薬手帳の活用促進
服薬情報の一元化を目的とし、お薬手帳の正しい活用を促進するため、以下の事業を行う。
 - (1) お薬手帳ホルダーの作成・配布
保険証及び診察券などと併せてお薬手帳を同時に携行できるポケット付きホルダー及びお薬手帳の持参を促すリーフレットを重複服薬者に送付する。
 - (2) お薬手帳持参及び一冊化の普及啓発
福岡県薬剤師会と連携して、啓発チラシを薬局へ配布し、薬局窓口における普及啓発を行う。

【事業スキーム図】

○ 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置

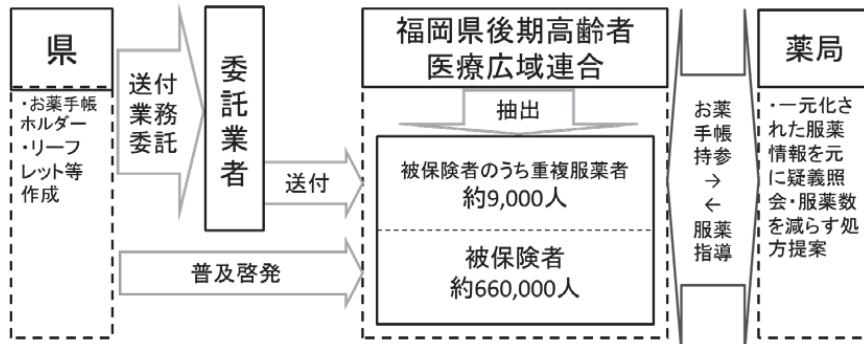
【厚生労働省】高齢者医薬品適正使用に関する検討会(H29～)

- 高齢者の薬物療法の現状と分析
- 「高齢者の医薬品適正使用の指針」作成

【福岡県】医薬品適正使用促進連絡協議会(H30～)

- 指針の医療現場への普及促進
- お薬手帳等を活用した服薬情報の一元化・多職種による情報共有
- 高齢者自身の理解・意識向上のための啓発

○ お薬手帳の活用促進



3 事業目標等								
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4
75歳以上の重複服薬者率	目標			1.64%	1.31%	0.98%	0.66%	0.33%
	実績	1.64%	1.58%	1.64%	調査中			
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなるため、後期高齢者医療広域連合被保険者を対象とし、事業開始後5年間で重複服薬者（※）を0にすることを目標とし、毎年漸減させる。 ※同一月に複数の医療機関から、30日以上同一薬効の薬剤の投与を受けている者。 								
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複服薬者率1.6%前後で推移しており、R1の目標値は達成できていない。お薬手帳ホルダー及びリーフレット送付対象者については、送付前後の重複該当月数の減少やお薬手帳持参率の増加といった一定の効果は見られているが、一般的に高齢になるにつれ服用薬剤数が増加する傾向があり、本事業の対象者は75歳以上の後期高齢者としていることから、新たに重複服薬者に該当することとなった者が多く、目標値を達成できなかったものと思料する。 取組みの効果解析を行い、効果的な患者へ啓発に努めるとともに、ポリファーマシー（※）解消に向けた医療関係者への働きかけを行っていく。 ※ポリファーマシー：多剤服用の中でも害（意識障害、低血糖、転倒など）をなすもの。 								

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師や薬剤師等医療関係者による連絡協議会において、医療等の現場の状況を踏まえた意見を伺い、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うこと、また、協議会構成団体を通じて医師等に普及啓発を図っていくことにより、効果的な取組みにつなげていくことができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複服薬者に対しお薬手帳ホルダー及びリーフレットを配布することで、お薬手帳の持参を促し、薬局における服薬情報の一元管理を促進している。

5 事業費（千円）	R1 決算	R2 当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3 当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	2,303	4,073	▲45	▲656	3,971	時間	735	735	735
（うち一般財源）	2,303	4,073	▲45	▲656	3,971	人件費（千円）	3,020	2,968	2,968

6 見直しの内容	
<p><u>継続</u>（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <u>一部改善</u> 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
<p>【上記の理由】</p> <p>重複服薬等による薬剤関連の有害事象を防ぐためには、患者の療養環境（医療機関への入院、高齢者施設への入所、在宅療養等）が変化した場合も、医師、薬剤師、その他の患者に携わる関係者が連携し、継続的に処方適正化に向けた取組みを行う必要がある。このため、医療機関や高齢者施設において処方適正化の取組みを開始しやすいよう、取組事例や取組みに有効なツールについて周知啓発を行っていく必要がある。</p>	
<p>【見直し内容】</p> <p>患者の治療に携わる関係者が連携し、処方適正化が必要な患者へ直接的なアプローチを行うことは、医薬品使用の適正化、薬剤関連の有害事象の防止に効果的であること、また、関係者に具体的事例を周知することでより処方適正化に取組みやすくなることから、重複服薬該当者へのお薬手帳ホルダー送付に替え、以下の取組みを行う。（▲102千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設において、医師・薬剤師・介護スタッフが連携して処方適正化アプローチを行うモデル事業を実施する。 医療機関における処方適正化の取組みを促進するため、優良な取組事例等について周知を図るための研修会を開催する。 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	薬物再乱用対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	6	薬物乱用防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

初犯者が回復プログラムを受けることができる支援体制を構築することで、再犯者率を減少させ、薬物乱用者の減少を図る。

2 事業概要

1 相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の整備
相談支援コーディネーターを薬務課に配置

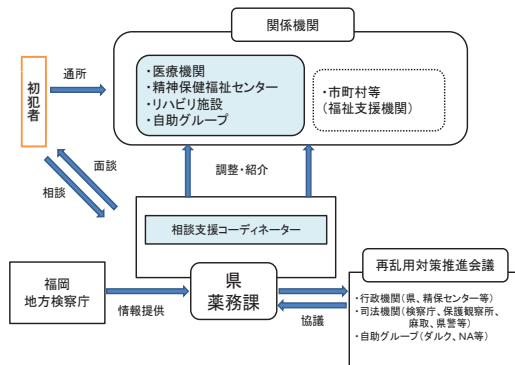
(2) 相談支援事業の実施
＜初犯者に対する回復・社会復帰支援＞
・執行猶予判決を受けた初犯者（薬物依存症者）が支援対象。
・相談支援コーディネーターが対象者との面談。回復プログラム実施施設、自助グループの紹介、同行等を実施。
＜県内医療機関等関係者に対する研修＞
・薬物再乱用対策推進のため、相談支援体制整備に向けた研修を実施。

(3) 回復プログラム体験
拘置所、留置場等を出所した後の初回相談時に回復プログラムを体験させる。

2 平日夜間又は休日の回復プログラム開催
日程：平日夜間又は休日（月1回程度で年12回）
場所：福岡地域及び北九州地域の2か所

3 再乱用対策推進会議
内容：薬物依存症者への相談支援体制のあり方等、中長期的課題を協議
実施回数：年2回
メンバー：行政（県、県警、九州厚生局等）、司法（福岡地検等）、医療機関、自助グループ

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
支援した初犯者数	目標	50	50	80	80	80
	実績	25	53	28(9月)		
対象者に紹介できる機関数(回復プログラム実施施設、医療機関、自助グループ等)	目標	13	16	19	22	25
	実績	13	19	21(9月)		

【指標の考え方】

- ・再犯者率の減少を図るため、初犯者の支援を行う。年間80名まで対応できる体制を構築。
- ・対象者に紹介できる機関を増やすことで、より円滑に紹介できるようにする。主に医療機関を中心に年間3件程度（福岡地区1件、北九州地区1件、筑豊・筑後地区1件）の協力を得ることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和元年度は「支援した初犯者数」及び「対象者に紹介できる機関数」の目標を達成している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・回復プログラムは認知行動療法に基づき、薬物使用を止めるための対処法を学習するもの。 ・再犯者(刑務所入所者や保護観察対象者)には回復プログラムが実施されているが、執行猶予判決を受ける初犯者は、その機会がなかった。本事業により、初犯者を薬物依存からの回復の機会につなげることができるため、再乱用防止対策に有効である。
	【事業の効率性】 ・福岡地方検察庁から初犯者の情報提供を受けられるため、対象者を的確に把握でき、効率的に事業を実施できる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,694	25,173	25,799	時間	2,000	2,000	2,000
(うち一般財源)	2,635	12,628	12,890	人件費(千円)	8,216	8,076	8,076

6 見直しの内容	<input type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略(平成31年1月策定)に再乱用防止対策の強化、福岡県再犯防止推進計画(平成31年3月策定)に薬物依存を有する人への支援が盛り込まれており、取組みを充実させていくことが求められている。 本県の覚醒剤事犯の再犯者率は全国平均よりも高い状況が継続しており、関係機関と連携しながら本事業を引き続き推進していく必要がある。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの関係で、グループワークで行う回復プログラムに不安を感じる方がおられる。このため、「平日夜間又は休日の回復プログラム」にオンライン参加を導入する。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	健康食品安全対策事業		部課(室)	保健医療介護部 業務課	事業 開始年度	H14
-----	------------	--	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	2	食品の安全・安心の確保	施策	1	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

健康食品による健康被害を防止するため、①流通後の抜き打ち検査、②健康被害発生後の収去検査を柱とした安全チェック体制の整備を早急に進める。

2 事業概要

1. 安全チェック体制の整備

(1) 買上げ検査の実施

① インターネット、口コミ、店舗販売等により県内に流通している健康食品等を買上げ、抜き打ち検査（成分検査）を実施する（検査機関（厚生労働大臣登録）への委託）。

② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。

(2) 収去等検査の実施

① 医薬品成分の含有が疑われる不正な健康食品等を発見した場合、収去等し、成分検査を行う（保健環境研究所で検査）。

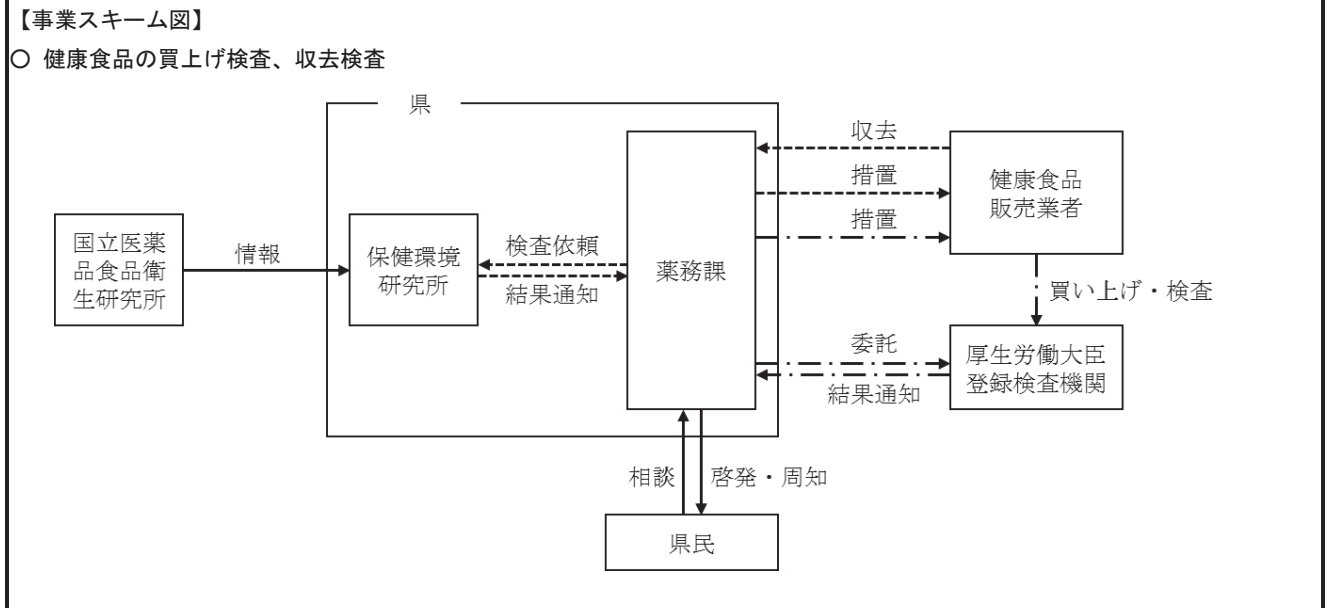
② 検査の結果、不正な成分の含有を確認した場合、県民に摂取中止を呼びかけ、当該製品を市場から撤廃させる。

(3) 検査技術の修得

新たな（検査経験のない）医薬品成分を含有した違反にも対応できるよう、保健環境研究所において検査技術を修得させる（国立衛生研究所での技術研修）。

2. 県民啓発

医薬品と健康食品の区別・相互作用など健康食品等に関する正しい知識の普及啓発を図る。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
健康食品等の医薬品成分検査件数	目標		30件	30件	30件	30件	30件
	実績	25件	30件	30件	30件	30件 (見込み)	
(参考) 不正健康食品率	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	28.0%	10.0%	16.7%	6.7%		

【指標の考え方】

- 本事業は、県民の不正な健康食品（未承認医薬品）による健康被害を防止することを目的として、平成14年度から約20製品の買上げ検査を実施しているが、毎年8製品程度から医薬品成分を検出しており、不正な健康食品の流通は後を絶たない。
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（平成29年6月）において、数値目標を健康食品等の医薬品成分検査件数を30件（平成27年度比 125%）とし、監視強化を図ることとしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年2回開催している買上げ品目選定のための会議を下半期1回に縮小しているが、当該会議で30品目選定の上、買上げる予定であり、目標達成の見込みである。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品成分が検出された健康食品を発見した場合は、直ちに報道発表を行い、県民に対して注意喚起を行っており、県民の健康被害の防止に寄与している。 ・買い上げ品目の選定については、日頃からインターネット検索等の熟練度（検索条件や流通品目の確認）が必要なことから、各担当者において情報交換を行うことにより、事業の有効性を高めている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品から検出される医薬品成分は、新たな成分が検出されることから、検査方法の熟練や標準物質の選定に努め、事業を効率的に実施している。 ・日々インターネット等を監視し、年々巧妙化する新たな販売先、販売方法等に効率的に対応できるよう努めている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,680	3,799	▲13	3,800	時間	88	88	88
（うち一般財源）	3,680	3,799	▲13	3,800	人件費（千円）	362	356	356

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場には相当数の不正な健康食品が流通している可能性があることから、当該買上検査及び購入サイドの県民に対する啓発を継続して実施する必要がある。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品成分を含有する食品の発見情報・健康被害情報を収集し、健康被害につながるおそれの高い製品を発見できるよう検索技術の向上を図るとともに、これらの製品の成分検査を実施し、医薬品成分検出の場合の検査結果の公表等の機会を捉え、県民へ効果的な啓発を行う。 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	認知症疾患医療センター事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	1	地域包括ケアの推進	施策	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

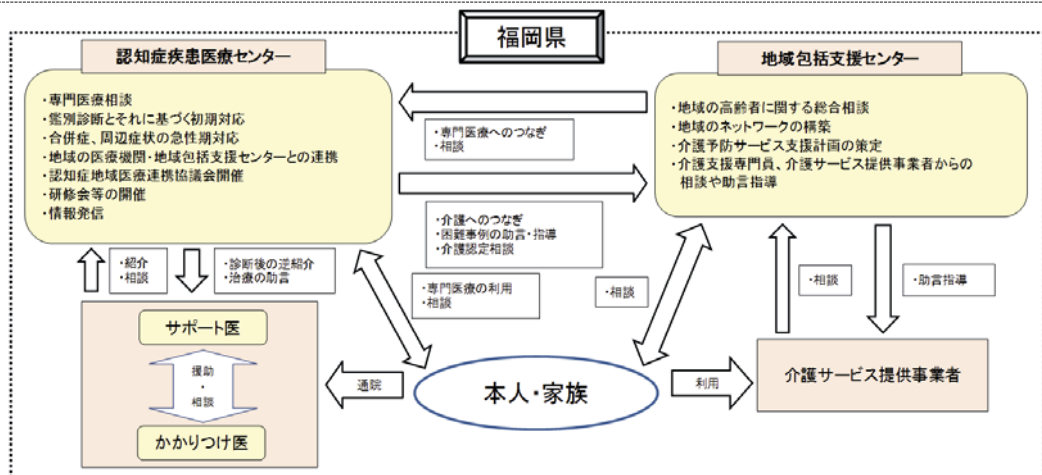
- ・専門医療を提供する医療機関が少なく、どこにあるのかがわかりにくいいため、拠点となる専門的医療機関を設置する。
- ・早期に診断を行い、鑑別診断に基づき適切な治療やケア方針の決定を行うため、かかりつけ医や地域包括センターに対する相談助言や、介護へつなぐ。
- ・各センターにおいてかかりつけ医等への研修会の開催や一般市民への普及啓発を行い、認知症への地域での理解を深め、早期発見早期治療に努める。

2 事業概要

県内に基幹的役割の地域型センター1か所、その他地域型センター10か所を設置し、以下の業務を実施する。

1. 情報センターとしての機能
地域の医療機関や認知症家族等に認知症に関する情報提供、本人・家族及び関係者からの相談対応
2. 地域における認知症医療の中核的施設としての機能
地域の関係機関のネットワーク会議や研修会・事例検討会の実施、症状、治療法や介護方法等、かかりつけ医や介護職員への情報提供と助言・指導、鑑別診断及びそれに基づく初期対応
3. 介護との連携
介護サービスが必要な患者の地域包括支援センターへのつなぎ、困難事例の対応方法の介護職員への助言・指導
4. 県域全体の調整機能(基幹的役割センター)
県域全体の連絡会議、他の10ヶ所のセンターへの研修、助言等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知症疾患医療センターの設置数	目標	11	11	11	11	11	11
	実績	11	11	11	11		
鑑別診断件数	目標	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
	実績	4,043	3,880	3,813			

【指標の考え方】

- ・県内13の二次医療圏の全てに認知症医療センターを設置するもの。
- ※なお、2つの二次医療圏(福岡・糸島、北九州)は、それぞれ福岡市、北九州市が認知症医療センターを設置している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・認知症医療センターの設置について、政令市を含め、全ての二次医療圏に設置した。
- ・鑑別診断件数については目標未達成である。その要因としては、認知症サポート医の養成が進み、かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者も増えていることから、地域の医療機関において鑑別診断が行える体制が整いつつあることが考えられる。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制が構築できる。 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施し、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供を行える。 また、一般病院・介護施設では、対応困難な事例に苦慮している例もあり、認知症医療センターによる助言・支援等により、適切な対応が図られる。</p>
	<p>【事業の効率性】 認知症医療センターが各地域の認知症に関する医療提供体制の中核となり、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めることにより、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、効果的・効率的な提供が図られる。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	37,617	37,944	37,964	時間	100	100	100
（うち一般財源）	18,757	19,076	19,086	人件費（千円）	411	404	404

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 ・令和元6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」における認知症医療センターの二次医療圏に1カ所以上の設置は達成しており、今後とも認知症医療センターへの受診に繋がる積極的な周知を図る必要がある。</p>
<p>（見直し内容） ・各地域で行われている認知症医療センター地域医療連携協議会において、認知症医療センターの受診への周知を図る。 ・各認知症医療センターによる研修会・事例検討会等での、認知症医療センターの受診への周知を図る。 ・福岡県ホームページの認知症医療センターページを改良し、各センターにおいて実施される県民向け研修会の周知を図る。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		介護と仕事の両立支援に関する相談支援事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる	
		7			1	NPO・ボランティアの活躍や地域コミュニティの活性化を通じて、ともに支え合う社会をつくる	
	小項目	1	地域包括ケアの推進	施策	5	地域で支え合う体制づくりの促進	
3	地域コミュニティの再生・活性化	2	地域で支え合う体制づくりの促進 (再掲)				

1 事業のねらい・目的

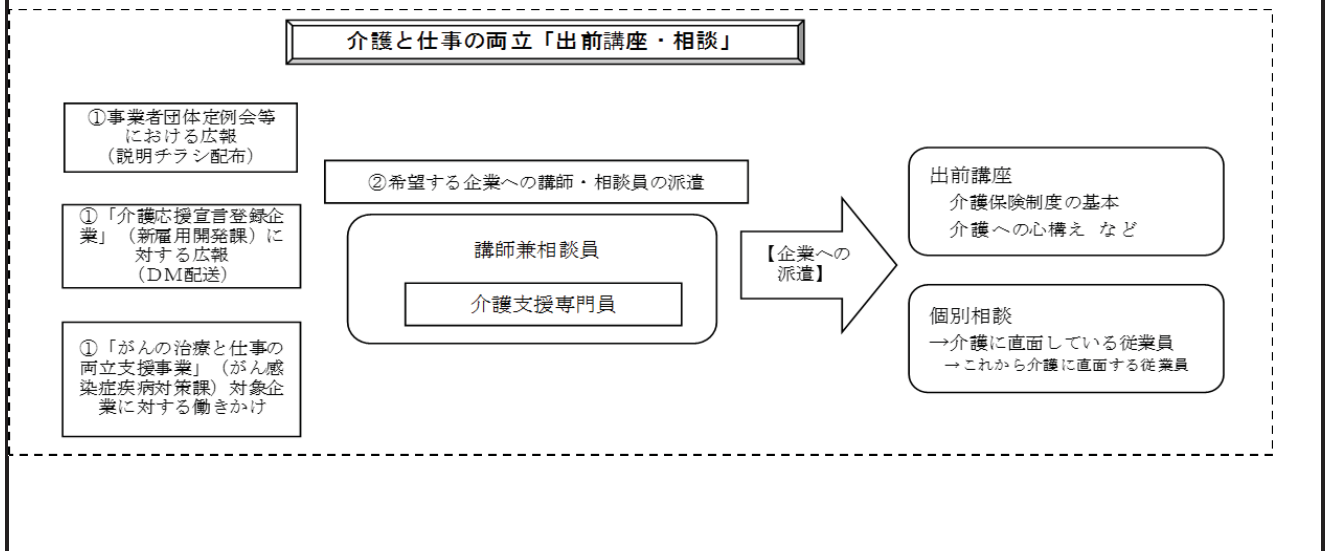
・介護している労働者への相談・支援体制の整備を行うことにより、「介護と仕事を両立」でき、家族の介護を理由とした離職・転職者を減少させることを目的とする。

2 事業概要

○従業員を対象とした「介護と仕事の両立『出前講座・相談』」の実施

・介護支援専門員が事業所に出向き、従業員向けに介護と仕事の両立に係る出前講座・相談を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3
開催数 (出前講座・相談)	目標	100回	200回	200回
	実績	46回	2回(※注)	

(※注)R2.9時点の実績

【指標の考え方】

・出前講座・相談を実施した回数とする。
※同部の類似事業である「がんの治療と仕事の両立支援事業」の目標値に合わせて当事業の目標を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・目標未達成。
(理由) 出前講座・相談はR1年度が事業開始初年度であり、事業の周知までに時間を要したため目標未達成となった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を実施することで、介護保険サービス等に対する理解が深められ、介護と仕事の両立を支援することができる。(R1出前講座受講者のアンケートでは、97.6%の方が参考になったと回答。) ・介護をしている従業員の相談対応をすることで、家族の介護を理由とした離職・転職者の減少につなげることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の事業見直しにより「出前講座・相談」を開始し、事業のターゲット層にダイレクトに働きかけることが可能となった。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	11,151	8,127	8,127	時間	1,200	990	990
（うち一般財源）	5,576	4,064	4,064	人件費（千円）	4,930	3,998	3,998

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を理由とした離職を防止するため、継続して事業実施する必要があるため。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、申し込み事業者数が非常に少ないため、今後はzoom等を活用しリモートでの講座が開催出来ないか検討する。 		

(様式1号)

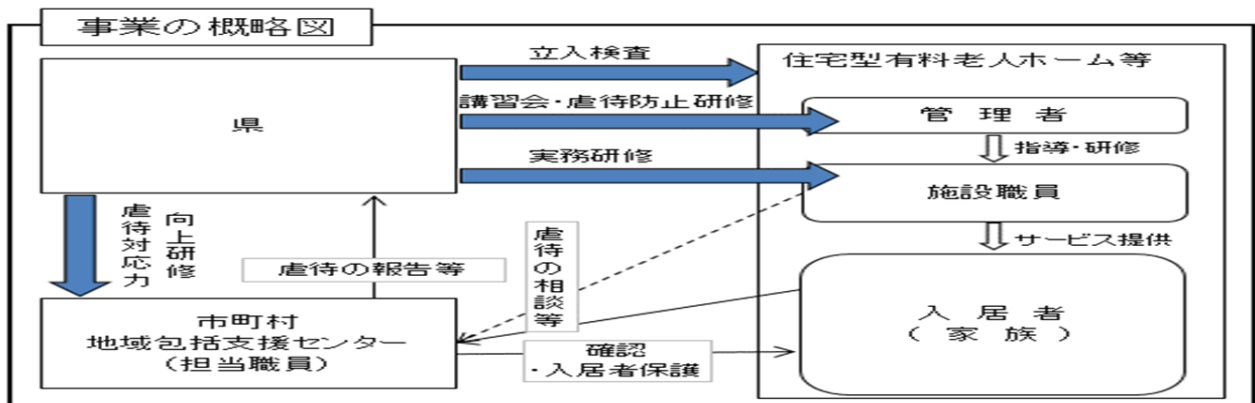
R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	住宅型有料老人ホーム等安心点検事業		部課(室)	保険医療介護部 介護保険課	事業 開始年度	H28
-----	-------------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる
	小項目	4	高齢者の尊厳が尊重される社会づくりの推進	施策	1	高齢者の権利擁護

1 事業のねらい・目的	住宅型有料老人ホーム等のサービスの質の確保を図る。
2 事業概要	<p>1 施設に対する指導・検査</p> <p>① 講習会 (集団指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者を対象に県内3か所 (北九州、福岡、久留米) で実施 (政令市・中核市と共催して実施) <p>② 虐待防止研修 (①と同時実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者を対象とした虐待防止研修を実施し、虐待防止に関する認識を深め、施設で虐待防止に取り組むためのノウハウを習得できるようにし、施設における虐待防止対策の徹底を図る。 <p>③ 立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年間ごとに各施設に自己点検チェックリストを提出させ、問題がある施設を中心に立入検査を実施する。 新規施設については、原則として開設から1年以内に、立入検査を実施する。 情報提供等で問題がある事業所に対して、立入検査を実施する。 <p>2 施設職員に対する実務研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設職員を対象とした実務研修の開催回数を増やし、カリキュラムを充実することにより、できる限り多くの施設職員の参加を促し、その介護技術の向上を図る。(政令市・中核市と共催して実施) <p>3 市町村職員に対する虐待対応力向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員及び地域包括支援センター職員を対象に、虐待防止の基礎知識、通報・相談受付の対応、虐待が確認された場合の改善指導についての研修を実施する。 3年間で60市町村の担当係長及び担当者、地域包括支援センター (現在201カ所) の3職種 (社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー) を対象として実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等	
成果指標	H28 H29 H30 R1 R2 R3
高齢者施設等における虐待発生率 (総合計画)	目標 0.13 0.15 0.13 0.14 0.14 0.14
	実績 0.16 0.13 0.14

【指標の考え方】

・県内の高齢者施設等における虐待発生率を、全国での発生率以下とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・県内の高齢者施設等における虐待発生率は、平成30年度は数値目標を下回ったものの、全国での発生率(0.18%)以下は達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全ての有料老人ホームの管理者に対して講習会（集団指導）・虐待防止研修を行うことで、適切な運営を促し、高齢者虐待につながる不適正な運営の防止を図ることができる。 ・県内の全ての有料老人ホームの職員を対象として実務研修を行い、介護技術の向上を図ることで事故や不適切なケアの防止を図ることができる。 ・自己点検で問題のある施設や苦情・不適正な運営の情報提供がなされた施設、開設されて間もない施設に対しては立入検査を行うことにより、不適正な運営に対して具体的な是正を図ることができる。 ・高齢者虐待防止法に基づく虐待の相談対応を行う市町村の職員に対して研修を行い、対応力の向上を図ることにより、虐待が疑われる事案に対する的確な対応を図ることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者や職員に対して継続して講習会や研修を行うことにより、施設の管理者や職員に異動があっても、適切な運営を行うための管理者・職員の素養を維持することができる。 ・市町村の職員に対しても、継続して研修を行うことにより、職員に異動があっても、虐待の相談対応能力を維持することができる。 ・問題の兆候がある施設に対して立入検査を行うことにより、早期の是正を促すことができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,224	3,213	3,213	時間	3,112	4,152	4,312
（うち一般財源）	1,029	3,213	1,710	人件費（千円）	12,785	16,766	17,412

6 見直しの内容			
<p>継続（ ） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善（ ） 縮小（ ）</p> <p>終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）</p>			
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームに対する指導・立入検査は、老人福祉法第29条第11項に基づき都道府県知事が行うものと定められた業務であり、継続して実施しなければならない。 ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修も、高齢者虐待防止法第19条に基づき市町村に対し都道府県が行う援助であり、市町村の人員体制の制約がある中で高齢者虐待疑義事案が頻出している現状では、終了することはできず継続して実施しなければならない。 ・事業目標は平成29年度以降、全国の発生率以下を達成しているが、虐待の疑い等の不適切な運営に関する苦情・情報提供は増加している。他都道府県・政令市・中核市管内における不適切な住宅型有料老人ホーム運営・トラブルについての報道も頻出するようになっており、施設や管理者・職員等に対する取組みを継続・強化しなければならない。 			
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な運営を確立するために、講習会（集団指導）及び虐待防止研修については、常に新たな事例や知見等を反映させる。会場や開催時間帯についても、多くの者が出席しやすいよう引き続き配慮する。 ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修についても、常に新たな事例や知見等を反映させる他、より多くの市町村からの出席がなされるよう市町村への広報・案内に努める。 ・苦情・情報提供に対しては施設への立入検査を行って事実確認や是正指導を行うこととなるが、苦情・情報提供が増加していることから、立入検査を実施する部署の人員体制の維持・拡充を図る。 			

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て応援社会づくり推進事業 (出会い・結婚応援事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	1	若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	2	結婚応援の推進

1 事業のねらい・目的

・ 独身者に出会いの場を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、地域社会全体で結婚を応援する気運を高める。

2 事業概要

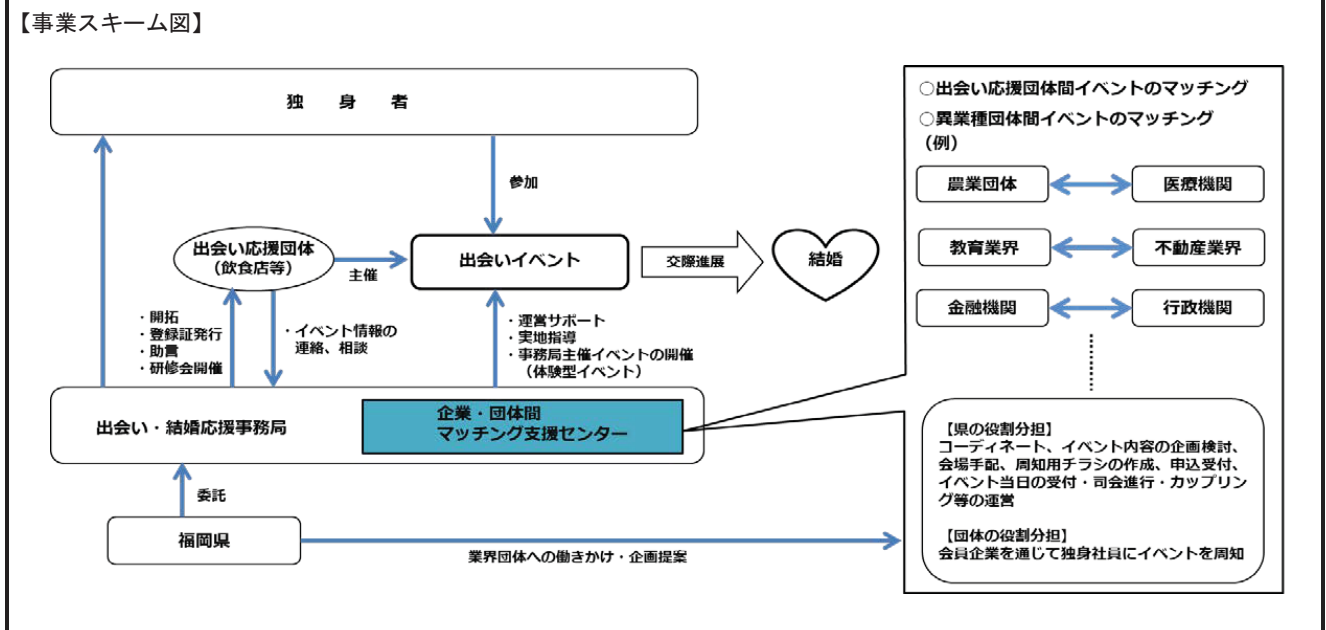
【出会い・結婚応援事業】

- メルマガ「あかい糸めーる」等による出会いイベント情報発信・イベントの支援等
(H17年度～※「あかい糸めーる」はH20年度から運用、交流会・研修会はH27年度、結婚応援宣言による結婚応援気運の醸成はH28年度から実施)
 - 出会い応援団体の登録拡大に向けた企業・団体への働きかけ。
 - 出会い応援団体に登録している企業・団体のトップに結婚応援に関する宣言をしてもらい、その宣言をインターネットや情報誌等を活用し、広く紹介することで気運を高める。
 - 出会い応援団体として県に登録した企業や団体等が行う出会いイベント情報をメルマガ「あかい糸めーる」で情報発信。
 - 地域の結婚応援関係者(市町村、出会い応援団体等)のネットワーク化や活動の活性化を支援する交流会、研修会を開催。
- 企業・団体間マッチング支援センターの運営 (R2年度～)
 - 個別企業及び業界団体(農業団体や教育業界、医療機関、不動産業界等)への働きかけ、出会いイベントのマッチング。
 - イベント参加者に対する成婚特典提供の働きかけ。
 - 九州・山口地域戦略会議次世代育成PTで取り組む広域婚活支援(企業間・異業種間婚活イベント)の実施。
- 婚活カステップアップセミナーの開催 (H29年度～)

市町村等と連携し、異性との交流が苦手な独身者や出会いイベント参加に戸惑う独身者等をサポートするためのセミナーを開催。
- 出会い応援団体に対する出会いイベントの開催に必要な感染防止対策等に係る経費に対する助成 (R2年度～)

出会い応援団体においてアクリル板等の購入経費や会場経費、タブレットやPCなどのオンライン環境整備費等、出会いイベントの開催に必要な感染防止対策等に係る経費を助成。
- オンラインを活用した出会いイベントの推進 (R2年度～)

オンラインを活用した出会いイベントを推進するため、オンラインイベントの普及啓発・支援を行うとともに、イベント補助オペレーターの配置などオンラインイベントの開催を支援。



3 事業目標等		成果指標	基準 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出会い応援団体登録数	目標	—	—	—	2,000団体	2,250団体	2,500団体	2,750団体	3,000団体
	実績	1,531団体	1,904団体						
出会い応援イベント参加者数	目標	—	—	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人
	実績	8,566人	8,779人						
出会い応援イベントにおけるカップル成立率	目標	—	—	38.0%	38.5%	39.0%	39.5%	40.0%	
	実績	37.5%	33.1%						

【指標の考え方】

- ・第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略（計画期間：R2～R6年度）のKPI（重要業績評価指標）を指標とする。
- ・第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（計画期間：R2～R6年度）の目標数値にも設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・出会い応援団体登録数は、更新時期を迎えた全ての子育て応援宣言企業に対する働きかけや事業者団体等の各種会合において登録の呼びかけを行っており、順調に推移。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントの開催回数は大きく減少しており、開催規模も縮小して実施されていることから参加者数は伸び悩んでいる。
- ・企業・団体と連携し、異業種間交流や体験型イベントなど独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供しており、カップル成立率は上昇傾向にある。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 本事業は、少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の流れを変えるために、地域社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目指しているもの。 令和元年度末現在、企業、商工団体、農協・漁協、消防団など1,900を超える企業・団体が「出会い応援団体」に登録しており、官民連携して、出会いの機会が少ない若者に出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりを行っている。さらに、平成28年度からは企業・団体トップによる結婚応援宣言を開始するなど、経済界を巻き込んで事業を実施している。
	【事業の効率性】 平成27年度に委託先を県の外郭団体から結婚相談等のノウハウを有する民間企業に切り替え、独身者の個別相談、出会い応援団体の登録拡大に向けた取組みや活動サポートを行っている。 平成30年度から、「出会い応援団体」の開拓に当たっては、全庁を挙げて様々な会合で積極的に呼びかけを行っており、登録数は、平成29年度末から約3倍増加している。（平成29年度末：659団体→令和元年度末：1,904団体）

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 9月補正	R2 2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	24,427	31,179	72,898	7,216	34,795	時間	2,700	3,600	2,700
(うち一般財源)	12,213	15,590	72,898	7,216	20,151	人件費(千円)	11,092	14,537	17,412

6 見直しの内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </div>
【上記の理由】	<p>未婚化・晩婚化に伴う人口減少や人口構造の変化は、経済活動はもとより持続的な社会保障制度の維持などに大きな影響を与える。また、企業活動にとっても労働力不足など直接的な影響をもたらす。</p> <p>一方、県の調査では、多くの若者が結婚を希望し、子どもを持ちたいという結果が出ている。</p> <p>このため、引き続き、官民連携して、本事業の推進を図る必要がある。</p>
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録拡大のため、事業者団体等と連携して、会合等の機会を利用した登録の働きかけを行う。 ・県内各地域において事業者団体等と連携して、異業種間交流や体験型のイベントなど独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供する。 ・出会いイベントの感染防止対策及びオンライン出会いイベントの開催を支援することにより、「新しい生活様式」を踏まえた出会いの場の提供拡大を図る。 ・カップル成立後から成婚に至るまでの支援を強化し、結婚への後押しを図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育所職員等研修事業 (保育士就職支援強化事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H25
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 4 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる 1 女性が活躍する社会をつくる		
	小項目	3 子育てを応援する社会づくりの推進 1 働く場における女性の活躍促進	施策	1 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 2 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)		

1 事業のねらい・目的

保育現場を離れて久しい「保育士有資格者」の再就職、及び保育士養成施設の学生等の保育所への就職を促進するため、コーディネーターを配置して保育士専門の無料職業紹介を実施し、求人側と求職側の勤務時間等の勤務条件をきめ細やかに調整することにより、円滑な保育士確保を図る。

2 事業概要

(1) 事業内容

- ・ 保育士資格を有しながら保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職を支援するため、求人側と求職側の条件面の調整を図るコーディネーターを2名配置し、保育士専門の無料職業紹介を実施する事業を県保育協会へ委託する。
- ・ 求人側と求職側の勤務時間等の条件をきめ細やかに調整し、就職を促進する。
- ・ 幼稚園教諭経験者に対し、保育士資格取得の特例制度の紹介や保育所体験実習の実施、さらに保育所への就職までを支援する。
- ・ また、就職希望者には保育所の体験実習を実施し、現場の雰囲気を感じてもらうことにより就職への不安感を払拭し、保育士確保を促進する。

(2) 対象経費

事務局人件費、旅費、マッチングサイト保守運用費、需用費等

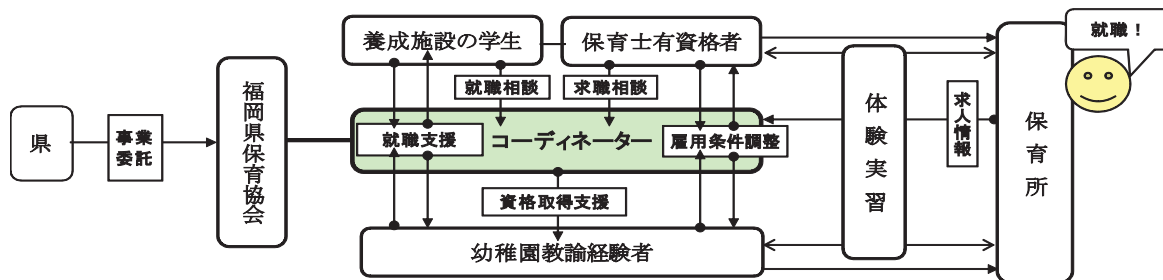
(3) 対象者

- ・ 現在保育現場に就労していない保育士有資格者
- ・ 潜在保育士研修・体験実習受講者
- ・ 幼稚園教諭経験者や保育士養成施設の学生等

(4) 目標件数

- ・ 就職決定件数 70件

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
就職決定件数	目標	180	180	180	70	70	70	70	70	70
	実績	41	27	17	39	34	77			

【指標の考え方】

平成30年度定員増による保育士不足見込328人の2割（70人）を潜在保育士から確保する。目標値については、事業開始時は他県の先行事例を参考に設定していたが、実績を踏まえて修正した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 就職決定件数の目標を達成（R1：77件）。平成31年1月に開設した保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」の周知及び求人・求職登録数の拡大を進め、潜在保育士の掘り起しを強化する。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・保育士就職支援センターにおいて潜在保育士の掘り起しや就職斡旋、保育所等に対する潜在保育士活用支援、就業中の保育士に対する就業継続支援等を行うことで、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保に資する。
	【事業の効率性】 ・事業の実施にあたっては、保育全般に関する情報や組織、県内保育所等とのネットワークなどを最大限に活用するため、県保育協会に委託して実施する。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,513	12,090	12,090	時間	80	80	80
（うち一般財源）	4,564	6,046	6,046	人件費（千円）	329	324	324

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では令和2年4月1日現在で1,189人の待機児童が発生しており、この解消に向けて市町村の子育て安心プランに基づき、保育所等緊急整備事業（保育所の創設、分園設置、増築等）等を実施し保育所等定員の増加を図ってきた。 ・上記保育所等定員増及び幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの増に伴い、新たに保育士の配置が必要となる見込みであり、新規資格取得者だけではこの需要に対応できないため、潜在保育士を掘り起こし、再就職を支援することが必要である。
<p>【見直し内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングサイトの広報チラシを市町村、公共施設、保育施設へ継続して配布するほか、インターネットやSNSを活用した広報により、県の取組みの周知を図る。 2 センター事業の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士に対する復職支援に加え、保育士以外の保育従事者（保育補助者等）も職業紹介の対象とし、保育人材の確保を総合的に支援する。 3 マatchingサイトの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・センター事業の強化に伴い、マッチングサイト「ほいく福岡」についても保育従事者全般を対象とした求人登録・求職登録ができるようHPを改修し、保育人材の確保を総合的に支援する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	保育所職員等研修事業 (子育て支援員研修事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 4 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる 1 女性が活躍する社会をつくる		
	小項目	3 子育てを応援する社会づくりの推進 1 働く場における女性の活躍促進	施策	1 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 2 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上(再掲)		

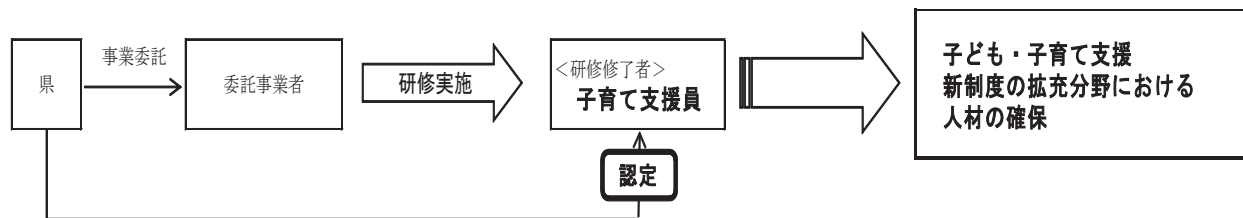
1 事業のねらい・目的

平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度で拡充される分野に従事する人材の確保が必要となってくるため、これに必要な研修を実施し、「子育て支援員」の育成及び確保を図る。

2 事業概要

- 1 子育て支援員研修の実施
子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得するために、基本研修及び専門研修を実施する。
- 2 修了証明書等の交付
基本研修及び専門研修の全科目を修了した者に対して、修了証書を交付する。
また、申請に応じて、「子育て支援員(基本研修)修了証明書」、「子育て支援員研修一部科目修了証書」を交付する。
- 3 研修修了者名簿の作成・管理
研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース、氏名、連絡先等を記載した名簿を作成し、整理する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
子育て支援員認定者数	目標	200	500	1,050	1,600	2,000	2,400	2,800
	実績	221	508	837	1,361	1,880		

【指標の考え方】

平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業が創設され、これらの支援の担い手となる人材の確保が必要となった。そのため本県では、平成27年度からこれらの支援の担い手となる子育て支援員を養成している。

令和2年度は県内4地区で2,400人の養成を目標に実施している。令和3年度は、認知度が上がり認定者が増加している現状を踏まえ、目標を県内4地区で2,800人とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度時点の認定者数は1,880人と、目標の2,000人を下回った。
広報期間が十分に確保できず、募集に結び付けられなかったためと考えられる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 子育て支援員は、子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等、これらの支援の担い手であり、人材を確保する必要がある。</p>
	<p>【事業の効率性】 ・研修ノウハウを有する団体に研修を委託することで、研修効率の向上及び内容の充実した研修を実施 ・地域のニーズや特徴を考慮し、専門研修の実施コースや研修会場を選定</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,608	3,670	3,701	時間	104	104	104
（うち一般財源）	1,804	1,835	1,851	人件費（千円）	428	420	420

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>		
【上記の理由】	<p>・平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や、女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保がますます必要となってくるため。</p>		
【見直し内容】	<p>・事業スケジュールを見直すとともに、企業主導型の施設等にも周知が行き渡るよう広報先を再検討し、効果的な募集に努める。</p>		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育所職員等研修事業 (保育士等キャリアアップ研修事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍促進	施策	1 2	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)

1 事業のねらい・目的

- ・国からは、都道府県が実施主体となり、研修による技能の習得のためのキャリアアップ研修が受講できる仕組みを構築することを求められており、平成30年度から研修を行うことで、今後、賃金改善の要件とされる研修の受講体制の構築を図るもの。
- ・保育士等の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が図られる。

2 事業概要

1. 保育士等キャリアアップ研修の実施

- ・保育士等キャリアアップ研修を事業者に委託し実施する。
※国庫補助(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費)を活用し、国、県1/2で実施。) (主な内容)
- ①研修の実施 ②研修修了証の交付 ③修了者の情報管理

【研修の概要】

1 研修分野

ア 専門分野別研修
(①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

イ マネジメント研修(⑦)

ウ 保育実践研修(⑧)

2 対象者及び要件

ア 副主任保育士(ライン職)

- ・経験年数概ね7年以上
- ・マネジメント研修⑦を含む、4分野の研修を修了

イ 専門リーダー(スタッフ職)

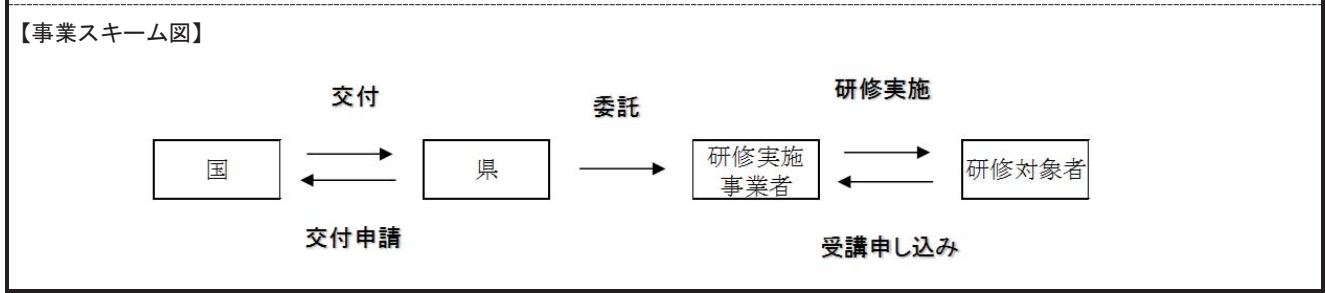
- ・経験年数概ね7年以上
- ・4分野の研修を修了

ウ 職務分野別リーダー

- ・経験年数概ね3年以上
- ・担当する職務分野の研修を修了(①~⑥から1分野)

3 研修時間 1分野15時間以上

4 研修修了の効果 全国で有効



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
研修受講者(修了者)数(人)	目標	—	13,000	9,000	8,500	12,500
	実績	—	12,511	7,289		

【指標の考え方】
 研修事業であることから、受講者(修了者)数とした。各年度の目標値については、研修要件が必須化される見込みの令和3年度までの必要受講者数とし、R3年度についてはR2年度当初に実施した需要見込調査の結果を反映した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 令和元年度の修了者は7,289人と、目標を下回っている。同研修は3日間で15時間の研修受講が必要であり、園によっては受講体制が整えられなかったことと、新型コロナウイルスの影響により年度末に行う予定であった研修を中止したことが原因である。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・国からは、都道府県が実施主体となり、研修による技能の習得のためのキャリアアップ研修を運営することを求められている。平成30年度から実施している研修を引き続き行うことで、今後、賃金改善の要件とされる研修の機会を提供する。 ・保育士等の職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が図られる。
	【事業の効率性】 ・事業を開始した平成30年度から企画提案公募により委託先を選定し、研修ノウハウを有する法人が実施している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	31,778	40,578	82,871	時間	300	300	300
（うち一般財源）	15,888	20,665	41,436	人件費（千円）	1,233	1,212	1,212

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・目標達成に向け、今後も事業を継続する。	
【見直し内容】 ・私立認可保育所等を対象とした研修については、受講ニーズに地区による偏りが見られるため、事前調査を実施する。 ・賃金改善において、研修受講の必須化が2022年度から開始される見込みであることから、多くの保育士が研修を受講できるよう、参加日程が柔軟に選べるオンライン方式の研修を検討する。（43,044千円増）	

(様式1号)

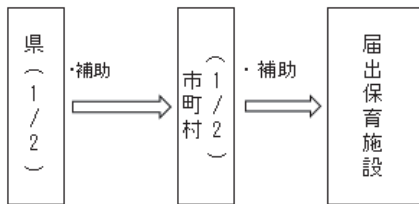
R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		届出保育施設保育環境支援事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R1
総合 計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる	
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍促進	施策	1 2	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)	

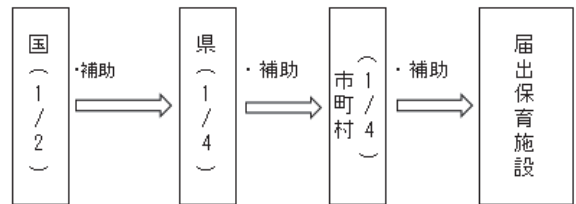
1 事業のねらい・目的	
<p>○認可施設同様、児童の健康への配慮が適切に行われる保育環境を確保する。 ○研修受講を支援していくことで、職員の専門性の向上を図り、一定の保育水準を確保する。</p>	
2 事業概要	
<p>1. 児童の健康診断費用への補助</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出保育施設を利用する児童の健康診断費用を助成する市町村に対する補助を行う。 <p>補助割合：県 1/2、市町村 1/2 (指定都市、中核市を除く) 対象施設：届出保育施設 (企業主導型を除く全ての届出保育施設が対象) 必要経費：健康診断費用@3,000円×約5,000人×1/2=7,500千円 ※対象児童数 5,363人 (H30.3.31現在) ※1人につき年間3千円を上限とする。 ※児童の健康に係る事項であることから指導監督基準を満たすものに限らず、全ての届出保育施設を対象とする。</p> <p>(2) 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出保育施設利用児童であっても、認可保育所と同様に健康状態や疾病を把握し、入所児童の健やかな発達・発育を促す。 <p>2. 届出保育施設研修代替職員費への補助</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出保育施設が、職員を県が実施する階層別・地区別の研修に参加させ、代替職員を任用した場合にその経費の一部を助成する。 <p>補助割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 (指定都市、中核市を除く) 対象施設：届出保育施設 (企業主導型を除く全ての届出保育施設が対象) 必要経費：日額単価@5,940円×135施設×3人 (1施設当たりの参加者数) 2,406千円 ※施設数はH30.3.31現在 ※補助にあたっては、国の補助金 (子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金) を活用し、県費負担を軽減する。</p> <p>(2) 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修受講機会を確保することで、保育士の専門性の向上が図られ、保育士に必要な知識・技能の習得・維持が図られる。 研修を受講する際の代替職員費に補助を行うことで、代替職員が確保され、施設における児童等の適切な処遇が担保される。 	

【事業スキーム図】

1. 児童の健康診断費用への補助



2. 届出保育施設研修代替職員費への補助



3 事業目標等															
成果指標															
健康診断助成児童数	<table border="1"> <tr><td>目標</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>実績</td><td>1,045</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	目標	5,000	5,000	5,000				実績	1,045					
目標	5,000	5,000	5,000												
実績	1,045														
代替職員補助人数	<table border="1"> <tr><td>目標</td><td>405</td><td>405</td><td>384</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>実績</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	目標	405	405	384				実績	0					
目標	405	405	384												
実績	0														
【指標の考え方】 健康診断助成児童数は対象となる児童数に基づき設定。代替職員補助人数は、施設数に基づき設定。															
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 健康診断助成：事業実施の主体が市町村となっており、市町村が実施しない場合は当該補助金の活用が進まない。 R1実績：9市町、44施設、1,045人 代替職員補助：事業実施の主体が市町村となっており、市町村が実施しない場合は当該補助金の活用が進まない。															

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・健康診断助成について 監査では、不適合事由として「乳幼児の健康診断」についての指摘が未だ多い。児童の健康状態の確認のために健康診断の着実な実施が必要と考えられる。(R1年度監査実績) ・代替職員補助について 国、市町村と協調して、研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、施設における児童等の適切な処遇が担保される。	届出保育施設等監査における主な不適合理由 <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>施設数</th></tr> <tr><td>避難・消火訓練の実施</td><td>102</td></tr> <tr><td>施設及びサービス内容の掲示</td><td>80</td></tr> <tr><td>契約内容の書面交付</td><td>59</td></tr> <tr><td>乳幼児の健康診断</td><td>54</td></tr> <tr><td>職員の健康診断</td><td>31</td></tr> </table>	項目	施設数	避難・消火訓練の実施	102	施設及びサービス内容の掲示	80	契約内容の書面交付	59	乳幼児の健康診断	54	職員の健康診断	31
	項目	施設数												
避難・消火訓練の実施	102													
施設及びサービス内容の掲示	80													
契約内容の書面交付	59													
乳幼児の健康診断	54													
職員の健康診断	31													
	【事業の効率性】 ・健康診断助成について 事業の実施にあたっては、実施主体である市町村が、管内の届出保育施設からの申請手続き等を行うこととしている。 ・代替職員補助について 補助を実施するにあたり、国県1/2とする場合より、市町村に負担を求めることで、県の負担を軽減した制度としている。													

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	556	9,305	5,300	時間	10	10	10
（うち一般財源）	556	8,102	4,100	人件費（千円）	42	41	41

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了（完了） <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止
【上記の理由】 ・健康診断助成について 認可保育所を希望しつつ届出保育施設を利用しているケースを踏まえると、届出保育施設の質の向上に努めていく必要がある。認可施設同様、児童の健康への配慮が適切に行われる保育環境を確保することが重要。監査での不適合事由として「乳幼児の健康診断」についての指摘が未だ多く、児童の健康状態の確認のために健康診断の着実な実施が必要となっている。ただし、対象児童数については、実態に合わせるため、市町村に実施した所要額調査結果を反映することとしたため。 ・代替職員補助について 本補助金は、届出保育施設で勤務する保育士に研修受講の機会を与えることにより、保育士に必要な知識の取得等が見込まれ、届出保育施設の質の向上につながるものであることから、継続して事業を実施していく。
【見直し内容】 ・健康診断助成について 対象児童数については、市町村に実施した所要額調査結果を反映することとした。（▲4,000千円） ・代替職員補助について 様々な機会を捉え、市町村に対し補助金の活用を促していく。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	3歳未満児保育所等入所確保事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R1
-----	-----------------	--	-------	-----------------	------------	----

総合 計画	10の事項	2 安心して子育てができること 4 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる 1 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3 子育てを応援する社会づくりの推進 1 働く場における女性の活躍促進	施策	1 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 2 幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上 (再掲)

1 事業のねらい・目的

○3歳未満児の受け入れを増やす保育施設への補助を実施し、増大する保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消を図る。
○3歳未満児の入所枠を増やすことで、保護者が安心して育児のために休業し、自ら希望する時期に入所させることができる環境を整備する。

2 事業概要

1 事業内容
待機児童発生市町村等(※)において、基準年度(平成30年度)を超えて3歳未満児を受け入れた保育施設に補助する。
(※実際に待機児童が発生した市町村及び「子育て安心プラン」を推進するための財政支援の対象となった市町村)

(1) 補助率：県1/2、市町村1/2

(2) 対象施設
待機児童発生市町村等の民営の認可保育所及び認定こども園
(施設整備により定員を増やした施設にあっては、整備後満2年を経過した施設に限る)

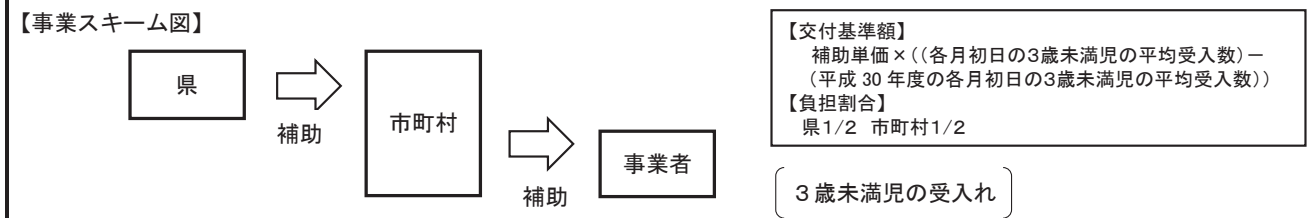
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳未満児計	3歳児	4歳以上児	計
R2.4.1現在	118	546	272	936	166	87	1,189
(割合)	9.9%	45.9%	22.9%	78.7%	14.0%	7.3%	

(3) 補助基準額
補助単価：0歳児1人当たり300千円、1・2歳児1人当たり150千円
補助単価×〔(事業実施年度の各月初日の3歳未満児の平均受入数)－(平成30年度*の各月初日の3歳未満児の平均受入数)〕
*平成30年度を基準年度とする

(4) 対象費用：補助事業実施に伴い増嵩した人件費、備品購入費その他必要な経費
※人件費については保育環境の改善効果があるものに限る

(5) 事業期間：令和元年度～令和3年度

2 効果
未満児の保育の受け皿を確保することにより、待機児童解消に資するとともに、保護者が自ら希望する時期に職場復帰できる環境を整備する。



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
本事業による3歳未満児受入増加数 (待機児童数のうち3歳未満児の数) ※H30試算	目標	—	816	828	828		
	実績	—	90	308 (10月時点)			

【指標の考え方】
・3歳未満児の受入数を増やし、増大する保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消を図る取組みの成果指標として「本事業による3歳未満児受入増加数」としている。
・「本事業による3歳未満児受入増加数」の目標数値は、福岡県内の待機児童数のうち3歳未満児の数(H30.4.1現在の数(816))を基にR1以降を試算したものとしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
・R1年度は事業開始初年度であり、事業期間が10月～3月の6か月間であったこと及び実施主体である市町村に対する周知が十分でなかったことから、目標達成に至らなかった。
・今後は、市町村に対してさらなる事業の周知を行い、補助実施を促進する必要がある。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・待機児童発生市町村において待機児童の約8割を占める3歳未満児の受入数を増加させることで、増大する保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消に直接的に寄与する。
	【事業の効率性】 ・交付額の算定においては、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする適切な補助方法としている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,932	42,750	42,375	時間	702	702	702
（うち一般財源）	0	42,750	42,375	人件費（千円）	2,884	2,835	2,835

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の待機児童数は令和2年4月1日現在で1,189名と依然として解消しておらず、そのうち3歳未満児は936人で待機児童の約8割を占める状況である。 ・平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度に伴う保育要件の緩和に加え、令和元年10月からの保育の無償化の影響により保育ニーズの増加が見込まれることから、保育需要の受け皿確保及び待機児童の解消を図るための支援が今後さらに必要となるため。
<p>【見直し内容】</p> <p>（費用対効果の向上） 市町村保育関係事務担当者会議等において本事業の周知を行うとともに、福岡県待機児童等対策協議会において、待機児童が発生している市町村に対し、本事業の趣旨や活用の有効性について説明を行うなど、市町村に対する本事業の積極的な活用を働きかける。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	医療的ケア児保育支援モデル事業	部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------	-------	-----------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる 女性が活躍できる社会をつくる
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍推進	施策	2 3	多様な保育ニーズへの対応 多様な保育ニーズへの対応(再掲)

1 事業のねらい・目的

市町村において、保育所、認定こども園等に保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置し、医療的ケアに従事させる費用の一部を補助することで、医療的ケア児の保護者が就労等により保育所の利用を希望した場合に、受け入れることができるようにするもの。

2 事業概要

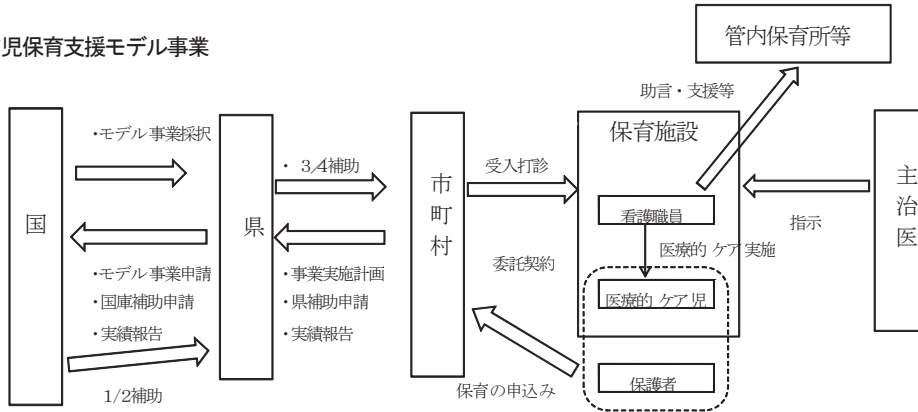
1 事業概要
保育所、認定こども園等において、医療的ケア児の保育を行うために、市町村が保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置する費用について補助等を行う。また、保育士が喀痰吸引等研修会に参加する際の費用や代替保育士雇上げ費について助成する市町村に補助を行う。

2 補助内容
○ 実施主体：市町村
○ 事業の内容
・市町村において看護師等を配置する際の費用を補助し、保育所等で医療的ケア児の受入れを行う。
・医療的ケア児を受け入れる保育所等について、看護職員、教員に対する研修を実施する。
・保育所に通う喀痰吸引が必要な児童を保育するため必要となる技術を保育士が身につけるための研修参加に係る旅費、代替保育士雇上げ費を補助する。また、医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会の設置等のための事業費を補助する。
・令和3年度から研修を受講した保育士が医療的ケア児保育支援者として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。
・令和3年度から一般事業化(市町村内の複数施設において本事業を実施可能)

3 負担割合
国1/2、県1/4、市町村1/4

【事業スキーム図】

医療的ケア児保育支援モデル事業



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
実施市町村	目標	4	4	2	2	3
	実績	0	0	2	1	

【指標の考え方】

本事業実施予定市町村。各市町村が保育所での看護師を配置するなど、医療的ケア児に必要な保育を提供する体制を作ること。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は、1町が国のモデル事業に採択され、事業実施。他1市も実施予定であったが、対象児童の利用延期のため、令和2年度は実施しないこととなった。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・医療的ケア児の保育ニーズに応えることで、多様な保育ニーズへの対応が図られる。
	【事業の効率性】 ・国のモデル事業を活用し、医療的ケア児の保育ニーズに対する支援を行うことで、安心して子どもを育てることができる環境を整える。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,786	4,334	6,394	時間	670	670	670
(うち一般財源)	1,216	1,444	2,131	人件費 (千円)	2,753	2,706	2,706

6 見直しの内容	
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け、今後も保育サービスの充実を図る必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を受講した保育士が医療的ケア児保育支援者として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。 ・国のモデル事業が一般事業化され、市町村内の複数施設において本事業の実施が可能となった。 ・事業内容及びモデル事業実施施設の取組内容の周知を図り、積極的利用を推進する。 ・実施市町村数の増加 (2市町から3市町) による増額 (+2,060千円)

事業名	高齢者子育て支援推進事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

- 子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現
人材養成と多様な活躍の場の提供→「ふくおか子育てマスター」の養成、活躍の場の確保と人材のマッチング
- マイスター間で連携するためのグループ化の促進
グループ化により、ローテーションを組んで継続して活動できる体制がとれ、マイスター間で情報共有できるなど、継続的・機動的な活動に有効

2 事業概要

1 子育て支援高齢者の養成

(1) ふくおか子育てマスター養成事業 (ふくおか子育てマスター認定研修)

- ・子育て支援等に関する研修を実施し、研修修了者に認定証を交付 (ふくおか子育てマスターとして県に登録・管理)。
[R2年度受講者数]200名 (50名×4地区) [研修時間]1回30時間 [研修メニュー]事故防止、子どもと遊び、相談対応等
[マスターの活躍の場]保育所・幼稚園での補助業務、地域イベントでの託児、絵本読み聞かせボランティア等

(2) 高齢者・県民の機運の醸成事業 (制度の周知・広報)

- ・「ふくおか子育てマスター」制度や高齢者の子育て支援分野での有効性を広く周知する広報を実施

2 子育てマスター活動支援

(1) 活動支援員の配置

- ・活動支援員を「70歳現役応援センター」内の「ふくおか子育てマスター」コーナーに配置
- ・研修の企画・運営のほか、マスターの登録・管理、相談対応を実施

(2) マッチング専任者の配置

- ・マッチング専任者を1名配置し、マスターと保育所等の子育て現場とのマッチング強化を図る

(3) 「ふくおか子育てマスター」フォローアップ研修の実施

- ・マスターの資質を維持・向上し、マスターへの信頼感・安心感を確かなものとするため、フォローアップ研修を実施
- ・安全対策や保育技術等、保育所等活動先に対応した専門知識のほか、就業・活動の動機づけとなるセミナーを実施

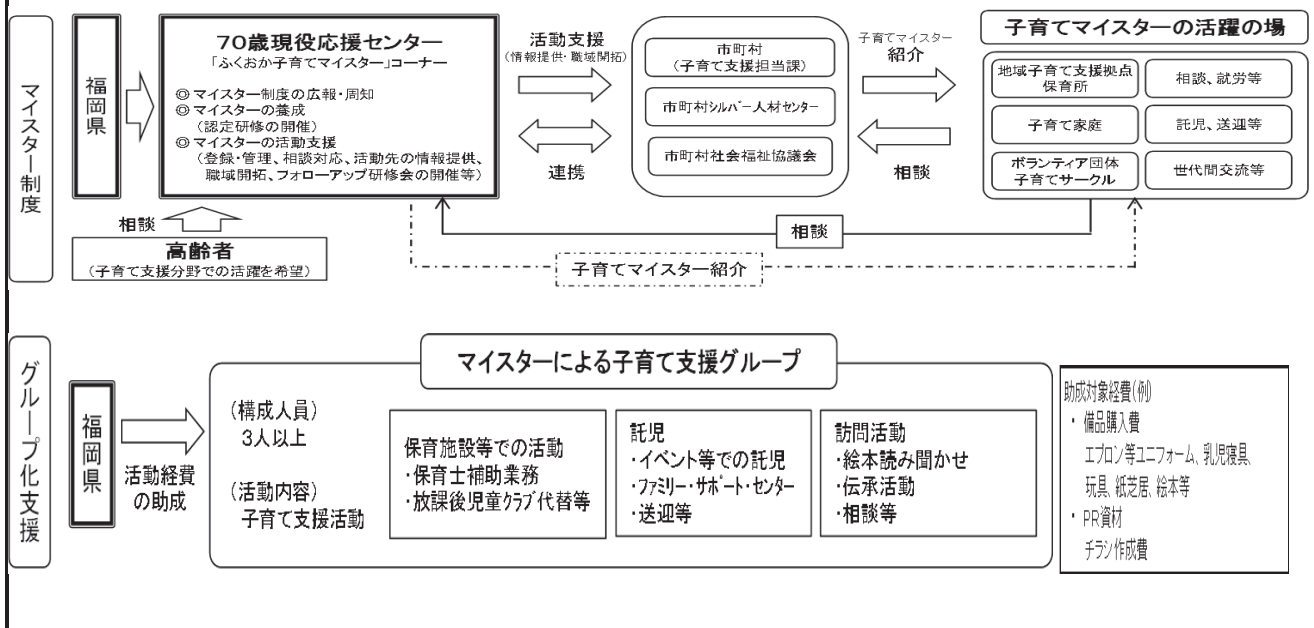
(4) マスターのグループ化支援

- ・一層の活躍推進を図るため、マスターのグループ化を進め、グループの初動経費 (活動資材等) の一部を助成
- ・助成対象 3人以上のマスターで結成する子育て支援グループ
- ・助成内容 活動初動経費 (エプロン等のユニフォーム、広報資材等の活動資材)
- ・助成額 「マスター1人につき1万円」又は「1グループにつき5万円」のいずれか少ない額

(マスター子育て支援グループの活動例)

- ・イベントでの託児や手作りおもちゃブースの出展
- ・地域の公民館で親子ひろばの開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等									
成果指標			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
マイスター認定者数	目標	1,100	1,200	1,300	1,400	1,660	1,780	1,900	
	実績	1,121	1,293	1,419	1,541	1,681			
【指標の考え方】 地方創生総合戦略において設定しているKPI（重要業績評価指標）の指標を目標とした。									
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 令和元年度時点の認定者数は1,681人と、目標の1,660人を達成した。									

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 平成27年度からの子育て支援新制度の本格施行により、地域において子育て支援を担う人材の確保が重要になっている。保育ニーズや子育て家庭の不安感解消を図るため、高齢者がその豊かな経験や知識を活かして子育て支援分野において「ふくおか子育てマイスター」として活躍する仕組みを作り、子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現を図る。
	【事業の効率性】 高齢者の就業支援に関する幅広い知見を有する団体に事業を委託することで、事業効率の向上及び内容の充実した研修等を実施。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	14,858	13,943	13,643	時間	104	104	104
（うち一般財源）	4,973	4,981	13,643	人件費（千円）	428	420	420

6 見直しの内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止	
【上記の理由】 ・平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保及び高齢者の社会進出の支援がますます必要となってくるため。		
【見直し内容】 ・令和元年度に作成した「子育てマイスター活用の手引き」を活用し、マイスターの活躍の場の開拓及び提供を積極的に行い、事業目的の達成に努める。		

事業名	子育て応援社会づくり推進事業 (「子育て応援の店」推進事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	施策	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

子育てを社会全体で応援する気運を高め、安心して子育てができる社会づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 「子育て応援の店」の登録店舗拡大 (平成18年度～)

18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大。子育て家庭に対する事業周知。

【サービスの内容】

- ・ 粗品のプレゼントやポイントサービスなどの経済的なサービス
- ・ ベビーベットやキッズスペースの設置などの設備面でのサービス
- ・ ミルクのお湯やお子様メニューの提供などのソフト面でのサービス
- ・ 事前に「子育て応援パスポート」の利用登録を行った子育て家庭に対する代金割引やドリンクの無料サービスなどの登録者限定のサービス (パスポートサービス)



「子育て応援の店」
ロゴマーク



子育て応援パスポート

(2) 「子育て応援パスポートアプリ (地図アプリ)」の配信 (令和元年度～)

子育て家庭の外出・移動を支援することを目的に、「子育て応援パスポート」サービス提供店舗を現在地やジャンルなどから簡単に探すことのできる地図アプリの配信。



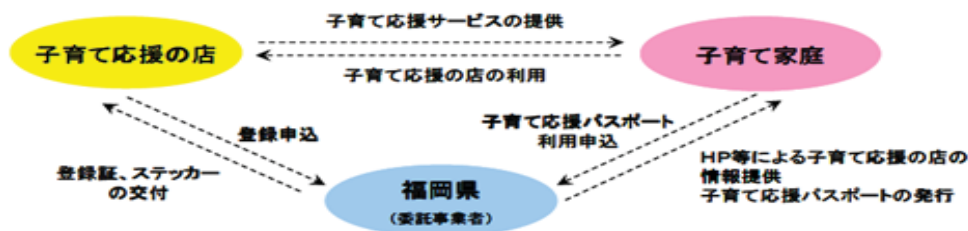
アプリログイン画面

(3) 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン (平成21年度～)

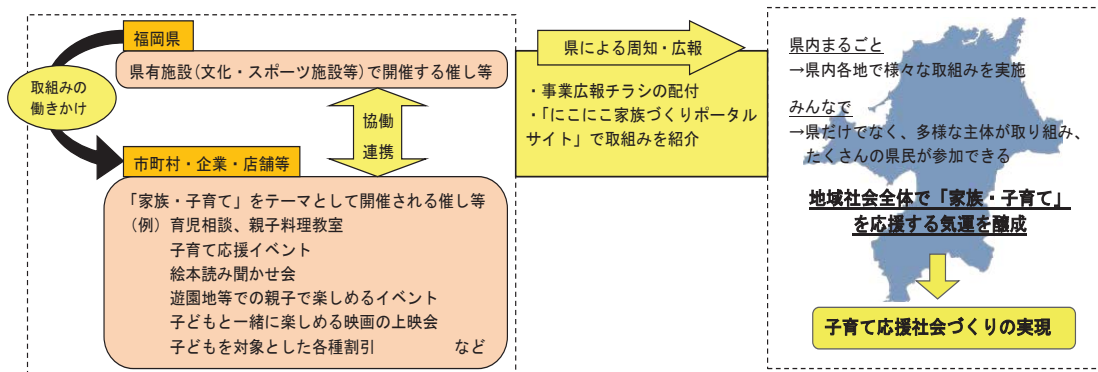
毎年11月を「ふくおか・みんなで家族月間」とし、県内各地で「家族・子育て」をテーマとしたイベントを開催するキャンペーンを官民が連携して実施。

【事業スキーム図】

<子育て応援の店>



<「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン>



3 事業目標等

成果指標	基準 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
「子育て応援パスポート」登録者数	目標	—	—	45,400	51,100	56,800	62,500
	実績	34,043	42,603				68,000

【指標の考え方】

- ・第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略（計画期間：R2年度～R6年度）のKPI（重要業績評価指標）を指標とする。
- ・福岡県総合計画（計画期間：H29年度～R3年度）の施策目標にも設定。
- ・第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（計画期間：R2年度～R6年度）の目標数値にも設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・平成30年度に、本事業の委託先を子育て支援のノウハウやネットワークを有する民間企業に変更。令和元年度、本委託先が発行する子育て情報誌への掲載（5回）や、子育て家庭を対象としたイベントにおいて登録の呼びかけ等を行った結果、順調に進捗している。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

本事業は、安心して子育てができる社会づくりを推進するため、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めることを目指しているもの。

子育て家庭に様々なサービスを提供する「子育て応援の店」登録店舗数は、令和元年度末時点で23,414店舗と全国第2位に上っている。更に、平成28年度から、内閣府の進める「子育て支援パスポート全国共通展開事業」に参加したことにより、他都府県におけるパスポートの相互利用が可能となり、利用者の利便性が向上している。

【事業の効率性】

有名チェーン店等を含め、幅広く利用できる旨を、県や市町村の広報媒体（県政だより、新聞定期広告、TV、ラジオ）を活用してPRしている。

また、令和元年度から、「子育て応援パスポートアプリ（地図アプリ）」の配信を行っており、本アプリにより、「子育て応援パスポート」の登録・表示が簡単にできるようになったことで、「子育て応援パスポート」登録者数の増加に加え、「子育て応援パスポート」サービス提供店舗の登録拡大にもつながっている。

さらに、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン等と連携し、「子育て応援の店」広報チラシを県内の保育所や幼稚園、子育て家庭が多く集まる施設等に配付しており、効率的に事業を実施している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,355	9,462	9,462	時間	999	1,000	1,000
（うち一般財源）	9,355	9,462	9,462	人件費（千円）	4,104	4,038	4,038

6 見直しの内容

継続（ ） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善（ ） 縮小（ ）
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）

【上記の理由】

地域社会全体で子育てを応援する取組みとして、引き続き本事業の推進を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・令和元年度から、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンと連携し、11月の家族月間期間中に街頭啓発イベントを実施しているが、より効果的・効率的な手法で街頭啓発イベントを実施する。
- ・新規登録拡大のため、経済団体と連携して、会合等の機会を利用した登録の働きかけや、子育て家庭を対象としたイベントの出店企業に対する個別の登録依頼を行う。また、県や市町村の広報媒体に加え、企業等の情報誌に「子育て応援の店」の情報を掲載するなど、様々な手段を活用した周知の強化等を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子ども医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	-----------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる
	小項目	2	子どもと母親などの健康の推進	施策	2	小児医療の充実

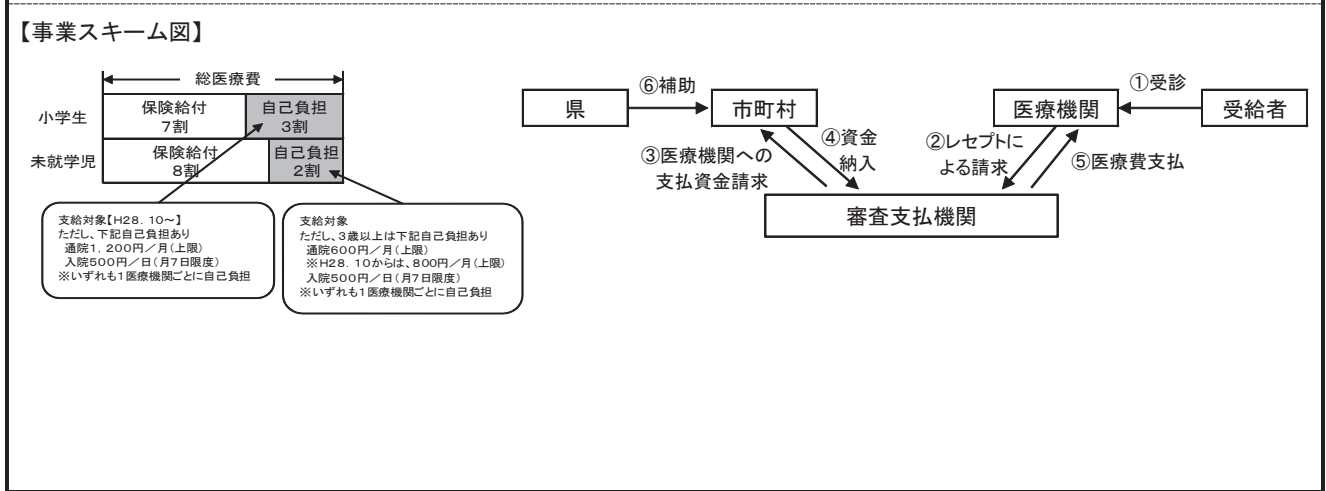
1 事業のねらい・目的

・ 県内市町村が実施する子ども医療費助成事業に補助を行い、子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るもの。

2 事業概要

区分	内容	
	H20.10～H28.9	H28.10～
助成対象	通院: 小学校就学前まで 入院: 小学校就学前まで	通院: 小学6年生まで 入院: 小学6年生まで
所得制限	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠
自己負担	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 600円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 800円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度) 小学生: 通院: 1,200円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)

※下線は、H28.10からの変更(新設)箇所



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	目標						
	実績	308,706	538,910	540,311	537,586	531,801	-

【指標の考え方】

・ 子どもの健康保持のため、子どもが必要とする医療を容易に受けることができるようにすることと子育て家庭の経済的支援が目標であるが、具体的な指標を設定することは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ H28.10の制度改正で、対象者を就学前から小学6年生に引き上げたことで、対象者が増加。これにより、目的である「子どもが必要とする医療を容易に受けることができる」状態の対象者が拡大した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象拡大等の制度改正により医療機関への受診がしやすくなったと考えられ、子どもの健康保持及び福祉の向上に寄与していると考えられる。 <p style="text-align: center;">対象者数 H28年度：538,910人 → H29年度：540,311人 → H30年度：537,586人 → R1年度：531,801人</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制や所得制限の導入などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	5,301,855	5,132,594	▲100	5,567,335	時間	993	993	993
（うち一般財源）	5,301,855	5,132,594	▲100	5,567,335	人件費（千円）	4,080	4,010	4,010

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策・子育て支援として、子どもが安心して医療を受けられるようにするため、保護者の負担軽減に関するニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が強く求められている。 ・定額自己負担や所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への補助対象を令和3年度から中学生まで拡大する。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親家庭等医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	---------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	1	安心して子どもを生き育てることが出来る社会をつくる
	小項目	2	子どもと母親などの健康の推進	施策	3	母子保健の充実

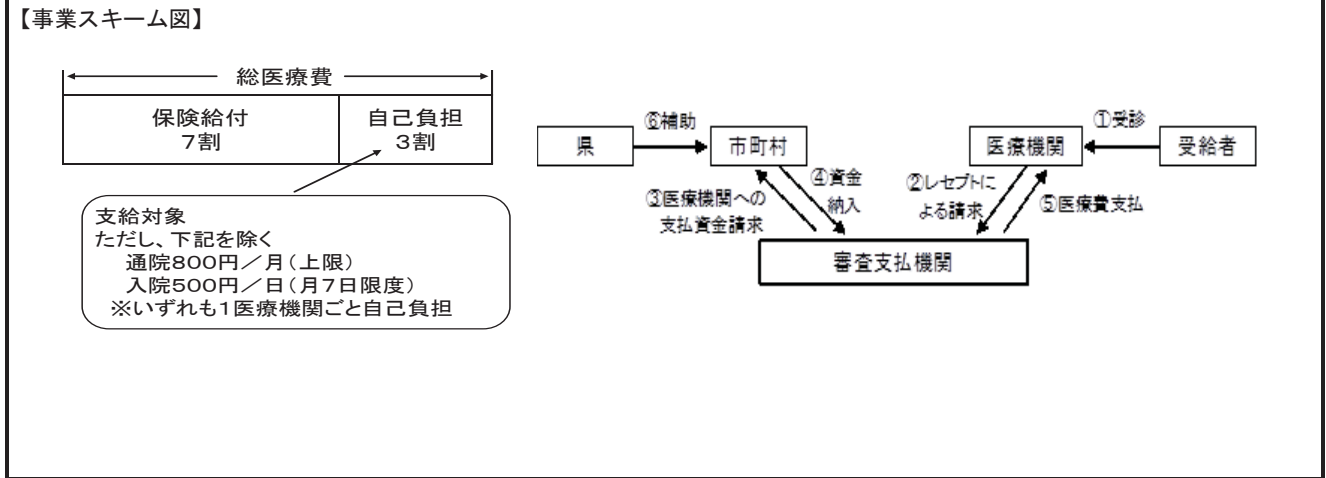
1 事業のねらい・目的

・ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるように、医療保険の自己負担分を公費で負担するもの。

2 事業概要

○ 制度概要：平成20年10月1日～

助成対象	母子家庭 父子家庭 養育者家庭	} 児童は小学校就学後から18歳の年度末まで
所得制限	児童扶養手当準拠	
自己負担	通院：800円/月(上限) 入院：500円/日(月7日限度)	



3 事業目標等

活動指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
対象者数	目標						
	実績	120,137	117,217	115,252	113,905	111,980	-

【指標の考え方】

・ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目標であるが、具体的な指標を示すことは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・H20.10に制度改正を行って、父子家庭を対象とし、一人暮らしの寡婦を対象外(2年間の経過措置でH22.9末廃止)とした。
・対象者数は、寡婦を対象外としたことでH22に減少。H23からは増加傾向にあったが、H25からは減少傾向が続いている。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・経済的負担を軽減し、医療機関への受診をしやすくすることで、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の向上に寄与していると考えられる。 H27年10月末現在：118,051人 → H28年10月末現在：113,319人 → H29年3月末現在：117,683人 → H30年3月末現在：115,896人 → H31年3月末現在：114,504人 → R2年3月末現在：111,980人
	【事業の効率性】 ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制の導入や一人暮らしの寡婦への助成廃止などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	1,730,225	1,582,650	▲198	1,646,748	時間	957	957	957
（うち一般財源）	1,730,225	1,582,650	▲198	1,646,748	人件費（千円）	3,932	3,865	3,865

6 見直しの内容				
<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	<input type="radio"/> 一部改善	<input type="radio"/> 縮小
<input type="radio"/> 終了	<input type="radio"/> 完了	<input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え）	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/>
【上記の理由】 ・母子家庭の世帯収入は、依然として低い水準にある者が多く、また、父子家庭の中には低所得者も見られる。現下の雇用情勢の悪化もあり、ひとり親家庭の支援へのニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が必要である。 ・定額自己負担制の導入等により、本制度は持続可能なものとなっている。				
【見直し内容】 ・今後も、県のホームページ及びひとり親家庭等の方に向けた冊子「福祉のしおり」にて、制度についての広報・周知を行っていく。				

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	児童相談所等情報基盤整備事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	2 3 安心して子育てができること 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 1 きめ細かな対応が必要な子どもを支える 「学力、体力、豊かな心」を育成する		
	小項目	1 3 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 豊かな心の醸成	施策	1 8 児童虐待の防止 児童虐待の防止 (再掲)		

1 事業のねらい・目的

「児童相談所管理システム」を構築し、児童相談所における相談受付から援助終了までの業務の一元管理を行うとともに、福岡学園における入所児童の問題行動等に係るリアルタイムな情報共有を図る。

2 事業概要

1 整備方針

- (1) 既存の1人1台パソコンでの操作が可能となるようWEB方式による整備を基本とする。
- (2) 法律改正等に伴うカスタマイズ費用の低減のため、パッケージシステムを活用する。
- (3) 児童情報等のデータ及びサーバーの管理は、外部のデータセンターを活用する。
(天災等によるデータ滅失時の復元、個人情報の管理徹底)。

2 整備内容

(1) 児童相談所用機能

児童相談所においては、記録の一元管理を進めた上で、虐待ケースの進捗管理や事務作業の効率化を図り、適切かつ丁寧な支援を可能とする。

- ① 相談から援助終了に至るまでのケース毎の記録の一元管理
- ② 一時保護決定通知書等の作成
- ③ 施設入退所児童等情報管理
- ④ 虐待ケースの進捗管理
- ⑤ 県警等関係機関との情報共有
- ⑥ 各種統計資料の作成 等

(2) 福岡学園用機能

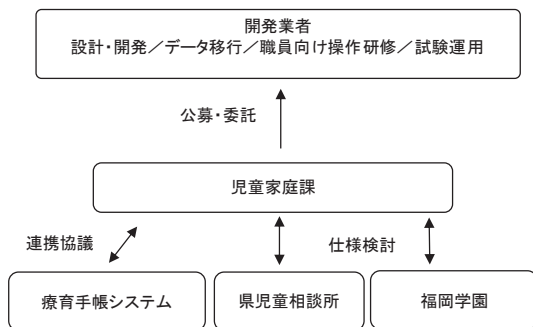
福岡学園においては、虐待や発達障がい児など配慮が必要な児童が増加傾向にあることから、以下の情報について、学園と分校での共有し、児童支援の向上を図る。

- ① 福岡学園の各寮での生活記録、服薬・アレルギー状況
- ② 分校での学習記録、部活動の状況 等

3 整備スケジュール

令和元年度 仕様書決定、公募
令和2年度 設計・開発、データ移行、職員向け操作研修、試験運用
令和3年度 運用開始

【事業スキーム図】



3 事業目標等			
成果指標		R2	R3
児童相談所等情報基盤の整備	目標	構築	運用開始
	実績		
【指標の考え方】 令和2年度中の開発完了を目指す。			
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 R2年度中にシステム整備完了予定。			

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 整備予定のシステムにおいては、児童相談所の相談情報の管理支援機能や文書作成・統計処理などの事務支援機能等を備えることとしており、年々増加する児童虐待相談への適切な対応や職員の負担軽減につながる。
	【事業の効率性】 総合評価方式一般競争入札により委託事業者を選定したことから、一定水準以上の機能や整備費用の妥当性を確保している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	0	41,644	—	時間	60	338	—
（うち一般財源）	0	41,644	—	人件費（千円）	247	1,365	—

6 見直しの内容			
継続（ <input type="checkbox"/> 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小（ <input type="checkbox"/> ）
終了（ <input checked="" type="checkbox"/> 完了	再構築（他の事業に組み替え）	廃止（ <input type="checkbox"/> ）	
【上記の理由】 令和2年度中の整備完了の予定であるため。			
【見直し内容】			

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	社会的養護推進事業 (施設退所児童等自立支援促進事業)		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える 1 「学力、体力、豊かな心」を育成する		
	小項目	1 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 3 豊かな心の醸成	施策	2 社会的養護の充実 9 社会的養護の充実 (再掲)		

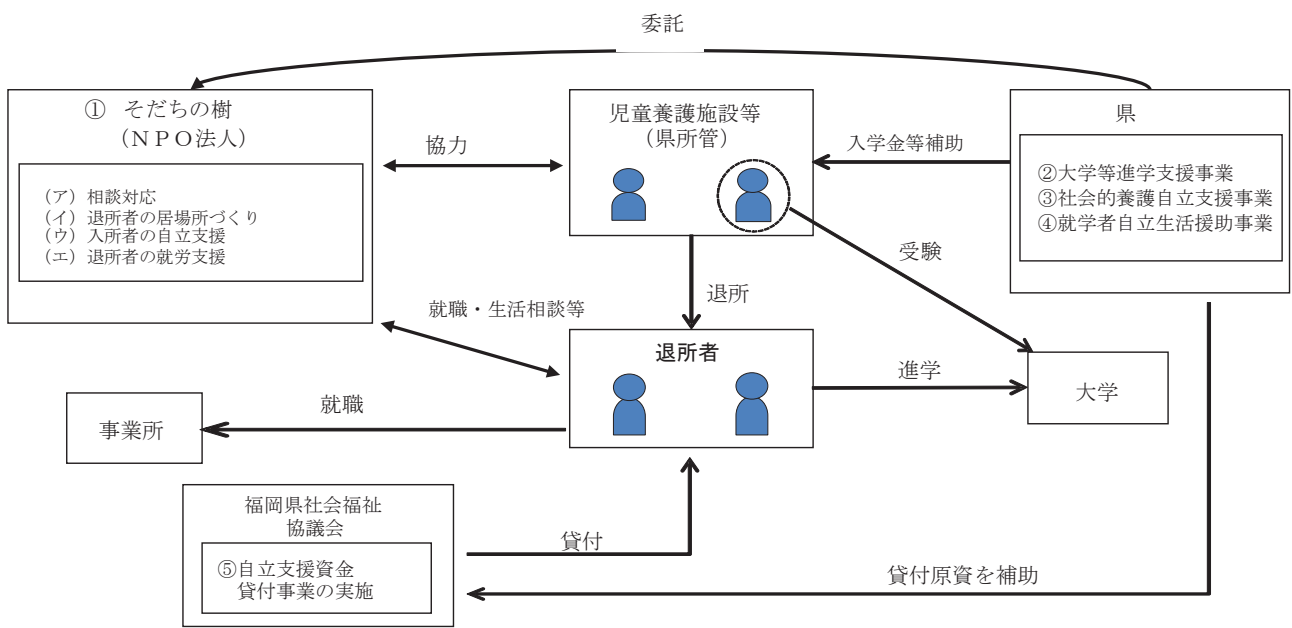
1 事業のねらい・目的

施設を退所した子どもは、家族の援助が期待できないため、自ら稼いだお金で、衣食住を整え、生活しなければならない。また、家庭の事情や養育環境から、社会性が欠如、コミュニケーションが不得手などの課題を抱えている場合が多い。このため、NPOを活用した相談対応、居場所づくりなどの支援を行うとともに、県及び県社会福祉協議会による経済的支援を実施することによって、施設退所者の自立支援を図るものである。

2 事業概要

事業名	事業内容	実施主体
① 施設退所児童等自立支援促進事業	<p>児童養護施設の入所者や退所者の生活、就職等に関する相談に応じるとともに、退所者が相互に情報交換等を行える居場所の提供などを行う。</p> <p>(ア) 相談対応 (電話、メール、来所) 退所者は就職しても雇用形態が不安定であるといった経済的な問題等があるため、生活上の問題 (住居等) や就業上の問題 (離職等) などの悩みに社会福祉士や弁護士などの専門職員が相談に対応。 電話相談：10:00~20:00 (土日祝日除く)、メール相談：24時間受付</p> <p>(イ) 退所者の居場所づくり 退所者が気軽に集まって、意見交換や情報交換を行う場を提供。 平日の10:00~17:00 フリースペースでパソコンやプリンターを開放し、お茶や軽食、漫画や本も準備。月1回、「ここ食堂」を実施。</p> <p>(ウ) 入所者の自立支援 退所を控えた子どもが抱える生活への不安や悩み等の相談に応じるほか、社会生活を始める上で必要な知識、社会常識を学ばせるための講習会を県内4地域で実施。</p> <p>(エ) 退所者の就労支援 ハローワークに同行するなど、退所者の就労を支援するとともに、就職後も定期的な面談などのフォローアップをすることで、退所者の自立支援を行う。</p>	NPO法人 そだちの樹
② 大学等進学支援事業 (H28~)	退所者が大学等への進学をあきらめることがないよう、大学進学時に係る費用 (受験料、入学金) について補助を行う。 *上限：30万円	県
③ 社会的養護自立支援事業 (H29~)	入所措置終了後も、支援が必要な者に対し、引き続き施設において生活できるよう、居住費及び生活費の支援を行う。	
④ 就学者自立生活援助事業 (H29~)	自立援助ホームに入所している20歳から22歳の年度末までの大学等に就学している者に対し、居住費及び生活費の支援を行う。	
⑤ 自立支援資金貸付事業 (H28~)	児童養護施設を退所する際に、家賃、生活費、就職に必要な資格取得費の貸付を行い、退所者の自立支援を図る。	県社会福祉協議会

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
① 施設退所児童等自立支援促進事業 (委託先NPO法人利用者数(延べ))	目標	400	1,000	1,000	1,000	1,000	2,392	2,392
	実績	175	682	1,655	2,408	3,113		
② 上記のうち施設退所前児童の相談受付・対応件数	目標			276	105	105	105	105
	実績			55	84	85		

【指標の考え方】

- 退所者の自立支援を目的とした事業であるため、NPO法人「そだちの樹」に委託している事業の利用者数（相談者数及びフリースペース利用人数）を成果指標とする。平成26年度末にこれまで委託していたNPO法人の事業実施が困難になったことから、平成27年11月から現法人への委託を開始。このことにより、平成27年度は利用者数が大幅に減少したため、その前の3年間（H24～26）の実績平均を目標指標とし、令和2年度からはH29～R1までの実績平均を目標指標とする。
- 施設退所前児童への相談受付・対応を行った件数を成果指標とする。
平成29年度の目標は、前年度の施設退所者の全員（92人）が平均3回の相談を行うとの見込みで276件としていたが、実際の退所者の状況は、家庭復帰が約5割、自立援助ホームへの入所や里親委託などが約2割であり、より支援を必要とする大学等への進学や就職は約3割であったことから、平成30年度以降の目標は、過去3年間（H27～H29）の大学等進学・就職者の平均人数35人が3回程度の相談を行うものと見込んで105件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標達成状況（総数）：達成
- 目標達成状況（退所前児童）：未達成

目標は達成できなかったものの、着実に相談実績を上げており、施設とも良好な関係性を構築しつつあるため、徐々に目標達成に向けて、問題が改善されている状況にある。

4 【事業の有効性】

- 児童養護施設等を退所した子どもは、経済的にも精神的にも家族の援助が期待できないため、多くの困難や不安を抱えており、社会から孤立しやすい状況にある。
- 本事業は、大学等の進学費用や退所後の生活費などの経済的支援を行うほか、相談窓口の設置や居場所の提供といった退所者が相談しやすい環境を整備するものであり、退所者の課題解決や自立促進につながっている。

【事業の効率性】

- 弁護士や社会福祉士などの専門家で構成し、若者への支援を行っているNPO法人や生活困窮者支援を行っている社会福祉協議会が事業を実施することにより、専門的知識を活用した課題解決が可能となり、事業効果が大きい。
- 初期経費や人件費、運営費などの費用面において、県が直営で実施するより効率的である。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	52,032	26,144	26,115	時間	55	55	55
(うち一般財源)	▲ 165	15,528	15,430	人件費（千円）	226	223	223

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 令和元年度の施設退所児童等自立支援促進事業利用者延べ人数のうち、施設退所前児童の利用者延べ人数が目標未達成であるため、一部事業を見直しの上、引き続きNPO法人を活用し、更なる施設退所児童の自立支援を図る。

【見直し内容】

- NPO法人と施設とのさらなる関係性構築のため、各施設にアフターケア専任の職員を配置し、定期的にNPO法人と専任職員による会議を設置する。その際、両者が退所を控えた児童についての情報を共有し、継続的かつ一貫した支援ができるよう体制を整える。

事業名	社会的養護推進事業 (里親委託推進事業)		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課		事業 開始年度	H24
-----	-------------------------	--	-------	----------------	--	------------	-----

総合計画	10の事項	2 3	安心して子育てができること 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 1	きめ細かな対応が必要な子どもを支える 「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	1 3	家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 豊かな心の醸成	施策	2 9	社会的養護の充実 社会的養護の充実 (再掲)

1 事業のねらい・目的

H28年の児童福祉法改正により、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達等を保障される権利を有することが明確化されるとともに、家庭養育優先の原則が示され、「里親の開拓、研修からサポートまで一貫した支援」が新たに都道府県の責務として明記された。県では、R2年3月に「福岡県社会的養育推進計画」を策定し、①子どものニーズに合わせた多様な里親の確保・育成、②里親の資質向上、③養育中の里親に対する支援の充実により、里親委託率の更なる向上を図る。

2 事業概要

対象 登録里親、里親を希望する方

事業概要

児童相談所に里親委託を推進する専任の職員(各1名※)を配置し、児童養護施設等の里親支援専門相談員と連携し、以下の事業を実施
※ 大牟田、宗像、京築児相は会計年度任用職員

(1) 里親説明会	里親制度の普及啓発と里親登録の推進を図るため、市町村単位など小規模の説明会や、チラシ配布等の普及啓発活動を行う。
(2) 里親研修	法定研修(基礎研修、登録前研修)を実施し、里親として必要な基礎知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図る。
(3) 里親施設実習	養育経験のない里親等に対し、施設や児童への理解を深め、養育に必要な知識や心構えを身につけることを目的に、児童養護施設等において実習を行う。
(4) 里親養育体験事業	養育経験のない里親が施設入所中の児童を短期間預かり、養育技術の向上を図るとともに、児童は家庭生活を経験する中で家庭のあり様を学ぶ。
(5) レスパイト・ケア	委託児童を養育している里親が、入院、冠婚葬祭又は学校行事等の事情によりレスパイト・ケアを必要とする場合に、他の里親や施設に児童を預け、一時的な休息を得る。
(6) 里親家庭への訪問支援	里親家庭への定期的な訪問や、里親からの相談対応等。
(7) 新生児の里親委託	新生児を退院直後から里親に委託する新生児里親委託(赤ちゃん縁組)の取組みを実施。
(8) 里親委託等推進委員会	児童相談所・児童養護施設など関係機関の連携を図るため、年2回を開催。

別途「里親養育等推進事業」を令和2年度から実施

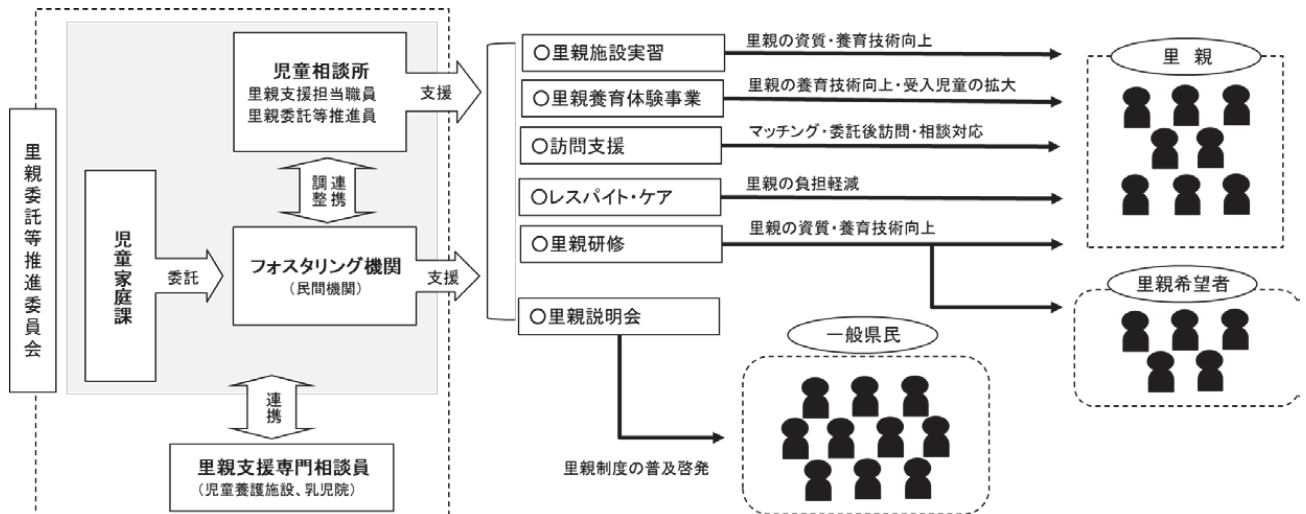
委託先 : 社会福祉法人及びNPO法人

実施箇所 : 福岡・久留米児童相談所管内

委託内容 : 里親制度の普及啓発、里親の募集・調査、委託後のフォローアップ等

※ 下記事業スキーム図参照

【事業スキーム図】



フォスタリング機関: 里親制度の普及啓発や里親委託の推進、里親支援の充実など一連の里親養育包括支援業務(フォスタリング業務)を行う。

3 事業目標等									
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4	
里親等委託率（総合計画）		目標	21.4%	22.3%	22.5%	22.7%	22.7%	-	
		実績	20.7%	20.4%	22.2%				
成果指標			H29	H30(実績)	R1(実績)	R2	R3	R4	
里親等委託率 (社会的養育推進計画)		目標	3歳未満	-	9.9%	15.1%	20.0%	31.3%	39.4%
			3歳以上就学前	-	16.2%	20.2%	21.0%	26.8%	34.0%
			就学期以降	-	23.2%	23.8%	25.1%	26.2%	27.5%

【指標の考え方】

- 「里親等委託率」を指標として設定する。
※ 里親等委託率とは、社会的養護が必要な児童に占める里親等委託児童（里親委託児童とファミリーホーム委託児童）の割合。
- R2年3月に「福岡県社会的養育推進計画」（計画期間：R2年度～R6年度）を策定。本計画において、里親委託率の目標値を年齢区分別に設定している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標達成状況：未達成
- 委託率は目標値までは達成しなかったが、各児童相談所の取組等により里親登録数の増加（H29：212世帯→R1：268世帯）に繋がった。
- 年齢区分別では、新生児里親委託等の取組みにより、3歳未満、3歳以上就学前の児童の里親委託が増加（3歳未満 H30:9.9%→R1:15.1%、3歳以上就学前 H30:16.2%→R1:20.2%）

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育する家庭養護は、子どもの健全な養育を図る上で重要。家庭養護が適当な子どもを適切に里親等へ委託するためには、①里親制度の周知による登録里親の開拓、②里親委託の前後における里親へのきめ細かな支援が必要。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と児童養護施設の連絡会議を定期的に開催し、各事業の進捗状況の把握など情報共有を行うことで、適切な事業実施に努めた。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,944	7,717	1,460	時間	488	488	488
（うち一般財源）	▲499	2,690	384	人件費（千円）	2,005	1,971	1,971

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 終了 （ 完了	<input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 「福岡県社会的養育推進計画」に基づき、里親への委託を推進するため、引き続き里親の支援に取り組む。 児童相談所における里親支援に加え、十分な専門性と経験を積んだ人材により継続した中長期的なソーシャルワークを実施する民間機関を活用し、里親の開拓から委託後のサポートまで一貫した支援に取り組む。 	
【見直し内容】	
(実施方法の見直し)	
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所職員の増員に伴い、里親委託等推進員（会計年度任用職員）を廃止。（▲5,309千円） 民間機関は、里親の開拓、研修、マッチング、委託後のサポートを実施、児童相談所は里親の調査、認定・登録、マッチング調整、措置決定を行い、連携しながら里親支援に取り組む。 令和2年度は、県内2か所の児童相談所（福岡・久留米）において外部委託を導入（令和3年度以降、順次他の児童相談所に外部委託を導入していく。） 	
(費用対効果の向上)	
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所が実施する里親研修について、外部委託による効率化を図るとともに研修内容の充実を図る。 	
(部局間の調整・連携)	
<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	社会的養護推進事業 (児童養護施設等人材確保事業)		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える 1 「学力、体力、豊かな心」を育成する		
	小項目	1 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 3 豊かな心の醸成	施策	2 社会的養護の充実 9 社会的養護の充実 (再掲)		

1 事業のねらい・目的

○児童養護施設等において、さまざまな問題を抱えた児童の養育を行う職員の人材確保を積極的に推進する必要があることから、児童養護施設等における大学等の実習生に対する指導体制等の充実を図り、学生の児童養護施設等への就職を促進する。

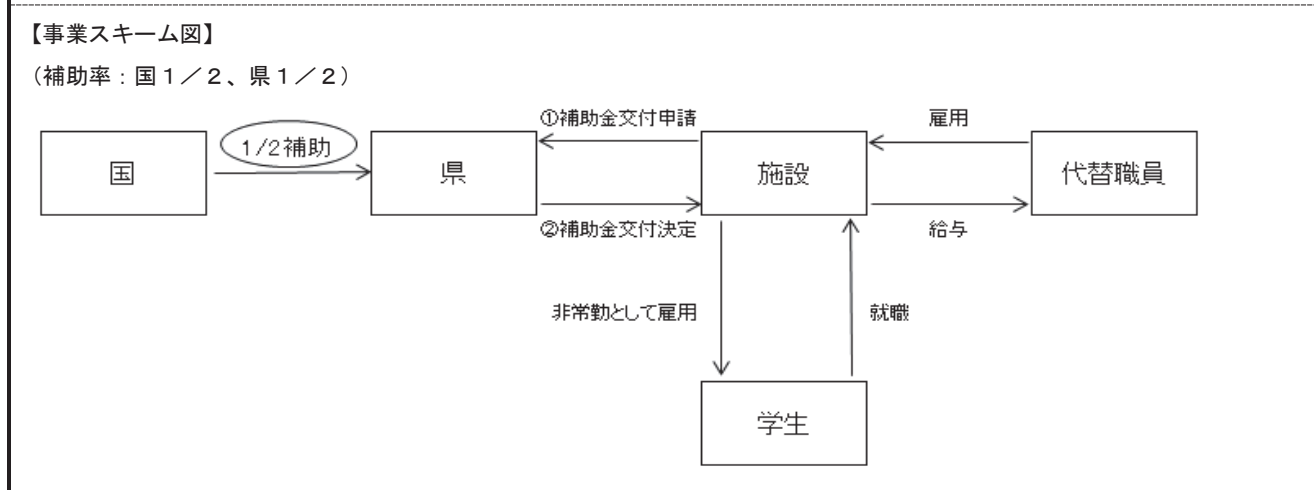
2 事業概要

1 事業内容

(1) 実習生に対する指導
児童養護施設等への就職を希望する学生の実習時に、指導にあたる職員の代替職員を雇い、指導職員が実習指導に専念する時間を確保することにより、実習生の受け入れを促進し、丁寧な実習指導により実習生の施設や入所児童への理解を深め、将来の人材確保を図る。
(1日当たり 5,940円)

(2) 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前の一定期間、非常勤職員として採用し、軽微な業務に従事させることで、入所児童との関係づくりや就職に関する不安の解消を促し、早期離職を防ぎ人材確保を図る。
(1日当たり 3,760円)

2 対象施設
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童養護施設等人材確保事業 (実施施設数)	目標	22	11	11	11	11	11
	実績	5	5	5	4		

【指標の考え方】
・対象施設数の約5割を目標に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
目標達成状況：未達成
未達成の理由：代替職員の確保が困難な施設が多く、目標達成とはならなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 児童養護施設等に入所している児童は、虐待を受けたり障がいがあるなど、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、その養育を行う職員の確保を積極的に推進する必要がある。学生実習の際の指導を行う職員の代替職員に要する経費や実習生を非常勤職員として採用する経費を補助することで、施設職員の人材確保を図る。</p>
	<p>【事業の効率性】 ・丁寧な実習指導で、施設の機能、入所児童への理解を深め、新卒者の児童養護施設等への就職につなげる。 ・採用前に施設と就職希望者のマッチングを行うことで、新規採用職員の離職率を減少させ、職員と児童との安定した信頼関係の構築を図る。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	1,556	3,239	3,239	時間	10	10	10
（うち一般財源）	▲322	1,620	1,620	人件費（千円）	42	41	41

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <p>・昨年度は、対象施設21施設中4施設で実施。施設に来年度の意向調査を行った結果、7施設が実施予定との回答であったため予算は据え置きとした。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>・引き続き各施設へ事業の周知を行い、積極的に実施するよう呼びかけていく。</p>

事業名	ひとり親サポートセンター事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	----------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2 2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	1 1	家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援 貧困など生活上の困難に直面した女性への支援	施策	3 1	ひとり親家庭の自立支援 ひとり親家庭の自立支援(再掲)

1 事業のねらい・目的

・ひとり親家庭等への支援については、平成14年度の母子及び寡婦福祉法の改正により、経済的支援から就業・自立に主眼をおいた①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による総合的な自立支援へと政策転換が行われた。
本事業は、ひとり親家庭等の状況に応じた効果的な自立支援を行うため、「ひとり親サポートセンター」を設置し、就業等の相談、自立支援プログラムの策定及び資格取得のための講習会を実施するものである。

2 事業概要

○委託先
県母子寡婦福祉連合会(春日・飯塚)
久留米市母子寡婦福祉会(久留米)

○概要

①就業等相談事業

- 家庭の状況や職業の適性等を踏まえた助言から職業紹介までを一貫して提供
- 個別の出張相談(H29～)、巡回相談の実施
- 養育費相談や法律相談の実施

②プログラム策定事業

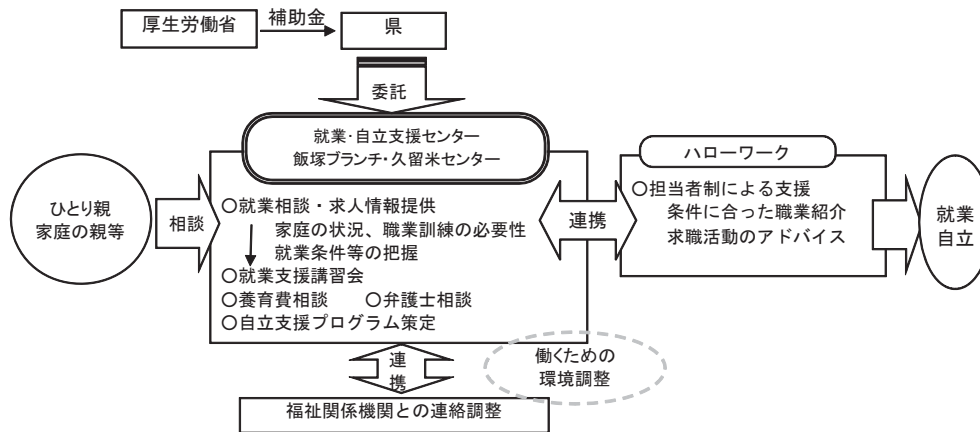
- 相談者の状況に応じ、自立支援計画書(プログラム)を作成。ハローワークと連携した就業支援を実施

③就業支援講習会

- 介護福祉士実務者研修(H29～)、パソコン技能習得、医療事務・介護事務等の資格取得講習会等を実施

センター等名称	所在地	対象地域	利用時間
春日センター (H15年度設置)	春日市原町3-1-7クローバープラザ6F (社福)福岡県母子寡婦福祉連合会内	福岡広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 ※夜間相談は予約制 20時まで 第1・第3土曜 9時～16時 日曜 9時～15時 (祝日、年末年始除く)
飯塚ランチ (H20年度設置)	飯塚市新立岩8-1興飯塚総合庁舎2F 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内	筑豊・北九州広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 (祝日、年末年始除く)
久留米センター (H20年度設置)	久留米市城南町15-3久留米市役所2F 久留米市ジョブプラザ内	筑後広域生活圏	月～金曜 9時～17時 土曜 9時～17時(電話相談対応) (祝日、年末年始除く)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
ひとり親家庭等就業・自立支援センター登録者数 A	目標	172	203	168	131	104	
	実績	193	160	125	99	47	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター就職者数 B	目標	104	144	116	93	78	
	実績	137	105	80	74	13	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター登録者の就職率 C=B/A(総合計画)	目標	60.0%	65.0%	69.0%	72.0%	74.0%	75.0%
	実績	71.0%	65.6%	64.0%	74.7%	27.7%	

※R2は7月末時点

【指標の考え方】

・H29年度までは相談件数を成果指標としていたが、相談件数には就業以外の生活相談(例:病気、子ども)も含まれるため、自立支援という観点から登録者における就職率を向上させることが望ましいと考え、一昨年度からは新たに登録者数を成果指標とすることとした。
登録者数の目標:前年度実績から5%増
就職率の目標:R3年度にハローワークのH23～H27年度平均就職率(65%)よりも10%高い75%を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ R1年度の就職率は目標を上回っている。これは、ハローワーク登録者に対しセンター事業を周知したこと、児童扶養手当現況届会場における周知、ハローワーク求人情報オンラインの活用、自立支援プログラム終了後1年間のアフターケアの実施により成果を上げたものと考えている。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ ひとり親家庭等では、子育てと家事・生計をひとりで担っており、就業だけでなく生活上の様々な問題を抱えていることから、相談から就業までの一貫した自立支援を身近な場所でワンストップで行うセンターの存在価値は大きいものと考えている。
- ・ また、パソコン技能習得や資格取得のための講習会については、全講座を託児付きとし、土日・夜間コースを設定するなど、就業中のひとり親等も受講しやすいように配慮している。

【事業の効率性】

- ・ 久留米センターについては、久留米市との共同設置により、県単独で設置するよりも経費の節減につながっている。（節減効果額 3,200千円(R1)）

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	28,593	28,894	▲746	28,894	時間	788	788	788
（うち一般財源）	13,793	14,046	▲373	14,046	人件費（千円）	3,238	3,182	3,182

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- ・ 様々な困難を抱えるひとり親家庭等の自立支援のため、就業相談、資格取得のための講習会、職業紹介までの一貫した就業支援が不可欠である。そのような中、ハローワークとの連携による就業支援（自立支援プログラムを策定）や、就業支援講習会の実施に取り組んでいる。
- ・ その結果、就職率（就職者の登録者に占める割合）は他のセンターより高く、また、現時点で子育て女性就職支援センターとは、情報共有や引継ぎ等により一定の連携もできている。今後は、これを活かしつつ、サポートセンターにおける登録者数及び就職者数の増加を図る必要がある。
- ・ 定期的にアンケート調査等を行い、現行の体制や支援内容を検証、改善につなげることで、ひとり親家庭等のニーズにあった支援を実施する。

【見直し内容】

- ・ 就職に有利な資格取得を支援するため、就業支援講習会の講習内容の見直しを検討する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	母子(父子)家庭自立支援給付事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H28
-----	------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4 女性がいきいきと働き活躍できること 2 安心して子育てができること	中項目	2 社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える 2 きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	1 貧困など生活上の困難に直面した女性への支援 1 家庭環境上の課題を抱えた子どもへの支援	施策	1 ひとり親家庭の自立支援(再掲) 3 ひとり親家庭の自立支援

1 事業のねらい・目的

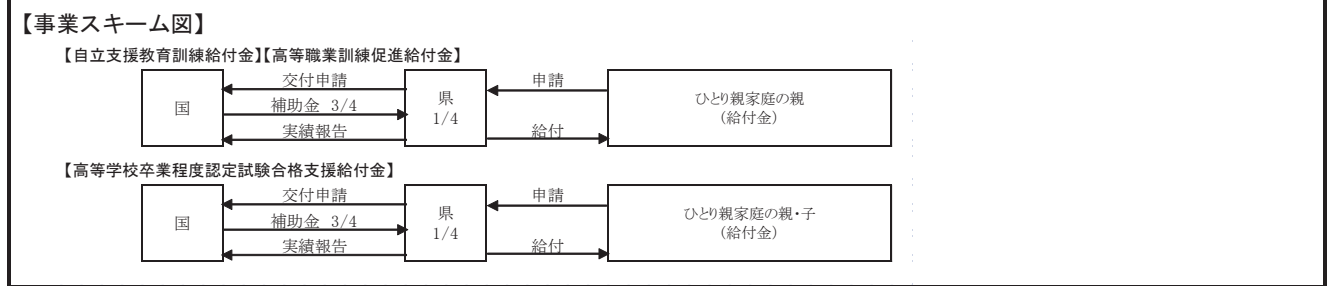
職業能力の開発を自主的に行う者に対する講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする者へ生活費を助成することにより、より良い条件での就職に結びつけ、ひとり親家庭の就労による収入増を目指す。

2 事業概要

【自立支援教育訓練給付金】
ひとり親家庭の親が自主的に行う職業能力開発を推進するため、予め指定した講座を受講した者に対して、講座終了後、給付金を支給する。
○対象講座 知事の指定する講座
○支給額 受講費用の6割(上限20万円)

【高等職業訓練促進給付金】
就職に有利な資格を取得するため、養成期間で長期に渡り専門的な訓練を受ける場合に「訓練促進給付金」及び「修了支援給付金」を支給し生活の負担減を図り、資格取得を容易にする。
○対象資格 就職に有利な国家資格(県知事認定の資格を含む)
○修業期間 1年以上

【高等学校卒業程度認定試験合格給付金】
高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給し、負担を軽減する。当該試験に合格することで、就職に有利となる職業能力の開発が容易となり正規雇用につながる。
○対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座
○支給額 講座終了時に受講費用の4割(上限10万円)
試験合格時に受講費用の2割(終了時と併せ上限15万円)



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
自立支援教育訓練給付金	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	100%	100%	88%	92%	100%	—	—
高等職業訓練促進給付金	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	69.2%	94.7%	90%	93%	88%	—	—

【指標の考え方】 資格取得者(講座受講者)のうち就職した者の割合(過去の実績を勘案し、80%の就職率を確保)

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高校卒業程度認定試験合格支援給付金	目標	—	80%	50%	50%	50%	50%	50%
	実績	—	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	—	—

【指標の考え方】 講座受講者のうち合格した者の割合 (試験平均合格率(約40%)に10%上乘せ)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 自立支援教育訓練給付金の令和元年度就職率は100%、高等職業訓練促進給付金の就職率は88%と目標を達成している。
- 高等学校卒業程度認定試験合格給付金は申請実績がなかったため、目標未達成。これは、当該補助制度が平成28年10月から開始しており、制度の周知不足等が原因と考えられる。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金受給者の就職率は目標を大きく上回っており、ひとり親の就職に寄与している。 母子世帯の親の最終学歴の中卒者割合が11.2%と高く、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業により当該試験に合格することで、就職に有利となる職業能力の開発が容易となり正規雇用に繋がるものと期待される。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> これら給付金や貸付金を利用して准看護師資格を取得して正規雇用された場合、母子世帯の年間収入が約158万円増えるとともに、児童扶養手当の削減や納税効果が期待される。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	87,235	97,689	82,083	時間	184	184	184
（うち一般財源）	21,809	24,423	20,522	人件費（千円）	756	743	743

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 母子世帯の非正規雇用率は48.8%（平成28年度福岡県ひとり親世帯等実態調査）となっており、収入の安定や増加に向けて正規雇用への転換が必要である。 この事業は、資格取得による正規雇用を目的としており、今後も事業の継続が強く求められている。 対象者には所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> 各給付金の給付見込（受給者数）の減による令和3年度事業費の減額（▲15,606千円）。

事業名	発達障がい児者支援推進事業	部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H27
-----	---------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

- 地域において、発達障がいに対応できる相談支援機能を強化
 - ・身近な地域の相談支援能力の向上
 - ・発達障がい者支援センターへ集中している相談を地域の相談機関へ分散
- 強度行動障がいがある者に適切な専門的支援が可能となるよう、関係機関職員の知識・技術の向上
 - ・障がい者虐待の防止
 - ・障がい福祉サービス事業所での受け入れ促進
- 発達障がい児者の支援の充実
 - ・発達障がいのある人及びその家族の福祉の向上を図る

2 事業概要

1 発達障がいに対する地域相談・支援機能強化事業

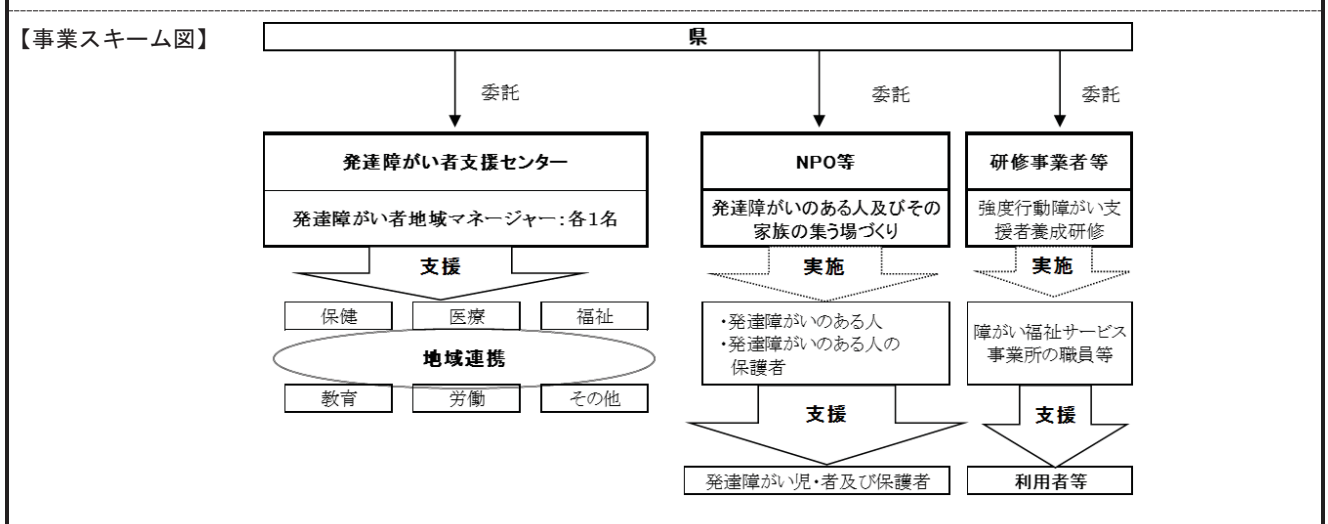
- ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業
 対象者：市町村、相談支援事業所等、地域において発達障がい児者を支援する機関
 内容：発達障がい者地域支援マネージャーを4地域各1名配置し、地域の関係機関の協力支援体制の構築に対する指導、助言等を実施。
- ・各種研修の実施

事業名	事業概要		
	定数	対象者	カリキュラム
相談支援従事者等に対する研修	80名	・相談支援事業所職員 ・児童発達支援センター職員 ・福祉相談窓口の市町村職員等	・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、相談に対する対応方法、事例演習等
保育士・幼稚園教諭サポート研修	340名	・県域の保育所、幼稚園に勤務する保育士・教諭	・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、早期発見の方法、事例演習等
強度行動障がい支援者養成研修	120名	・障がい福祉サービス事業所等の職員(通所、入所、訪問系サービス等)	・講義、グループワーク ・内容：強度行動障がい及び障がい特性に関する基礎知識、障がい特性に配慮した支援方法

2 発達障がいのある人及びその家族の集う場づくり事業

対象者：18歳以上の発達障がいのある人及びその家族等

内容：18歳以上の発達障がいのある本人及びその家族等が集う場を設置し、互いの悩みを共有し、情報交換のできる交流会活動を支援



3 事業目標等

事業名	成果指標	H29	H30	R1	R2	R3
相談支援従事者等に対する研修	受講者数 目標	80人	80人	80人	80人	80人
	実績	84人	145人	68人	実施中	
保育士・幼稚園教諭サポート研修	受講者数 目標	340人	340人	340人	340人	340人
	実績	151人	251人	301人	実施中	
強度行動障がい支援者養成研修	受講者数 目標	60人	60人	60人	60人	60人
	実績	65人	146人	57人	実施中	

【指標の考え方】

- ・「相談支援従事者等に対する研修」：政令市を除く相談支援事業所数226事業所（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各事業所1名の受講を想定し、各年度の目標を80人と設定。
- ・「保育士・幼稚園教諭サポート研修」：県内の公立私立の保育園及び幼稚園の数1,019施設（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各施設1名の受講を想定し、各年度の目標を340人と設定した。
- ・「強度行動障がい支援者養成研修」：近隣県の研修実施状況を参考に、各年度の目標を60人と設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・「強度行動障がい支援者養成研修」は、平成30年度まで、毎年度目標達成。令和元年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修日程が中止となったため、目標未達成。令和2年度については、現在実施中。
- ・「相談支援従事者等に対する研修」は、令和元年度の年度目標は未達成であるものの、3年間（平成29年度～令和元年度）で各事業所1名の受講目標を達成。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、開催規模を縮小して実施中。
- ・「保育士・幼稚園教諭サポート研修」は、支援者が参加しやすい夏休み期間中に開催し、受講者増につながったが、台風の影響による開催日変更等もあり、募集定数に満たなかった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、開催規模を縮小して実施中。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・発達障がい児者、強度行動障がい児者の支援に相当の知識及び経験等を有し、関係機関等に対して適切な指導や支援、研修の実施ができる法人等に事業を委託。研修のアンケートにおいても、参加者からは「一人で悩んでいたが安心した」、「具体的にわかりやすく、実践してみたいと思った」「今回の研修のような実践に結び付く研修を受けたい」との声があり、事業実施の効果があつたと考えられる。

【事業の効率性】

- ・研修会場として県有施設の活用を認めることで、委託料の低減を図る等、委託内容の見直しを行っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	19,682	25,654	24,954	時間	214	214	214
（うち一般財源）	4,628	12,989	12,639	人件費（千円）	880	865	865

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・発達障がいに対応できる相談機関等の増加及び発達障がいの早期発見のため、また、強度行動障がいに対する専門的支援に必要な関係機関職員の知識・技術の向上のために、引き続き事業を実施する。
- ・アンケート結果において、発達障がいを持つ子に対しての接し方や具体的な支援方法を知りたいなどの要望が上がっており、研修のニーズは大きいと思われる。

【見直し内容】

- ・「相談支援従事者等に対する研修」、「保育士・幼稚園教諭サポート研修」について、新型コロナウイルスの感染症の感染状況を鑑みながら、開催方法の精査を行うとともに、周知先の拡大や効果的な周知方法についても検討し、受講者の増加を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい児者支援推進事業 (発達障がい者支援拠点病院事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

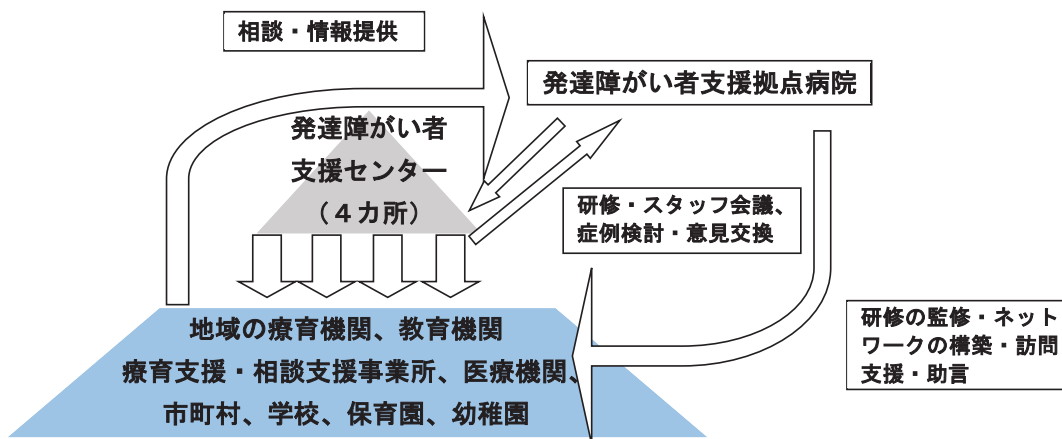
- 地域において、発達障がいに対応できる相談支援機能を強化
 - ・身近な地域の相談支援能力の向上
 - ・発達障がい者支援センターへ集中している相談を地域の相談機関へ分散
- 発達障がい児者の支援の充実
 - ・発達障がい者支援拠点病院による医学的知見からの指導・助言により、関係機関の技術向上と連携体制の構築を図る。

2 事業概要

県内の発達障がい者支援は、各地域の発達障がい者支援センターが中心となって取り組んでいるが、その取組みを最新の医学的知見から指導・助言する「発達障がい者支援拠点病院」を指定し、研修の実施、相談支援に関わる職員の知識や技術の向上、各地域の医療・福祉・保健・教育関係機関相互の連携体制の構築など、必要業務を委託することにより、機能の充実強化を図るもの。

- ①発達障がい者支援センタースタッフ養成研修及び症例検討
対象者：発達障がい者支援センター職員
内容：発達障がいに関する支援の考え方や発達障がいの診断と治療についての研修及び症例検討
- ②発達障がい者支援スタッフ会議及び情報交換
対象者：発達障がい者支援拠点病院職員、発達障がい地域支援マネジャー
内容：発達障がいに関する支援の情報共有及び各センターへの指導・助言
- ③発達障がい者支援関連の研修の監修
対象者：発達障がい者支援センター職員、発達障がいに関する研修委託事業者
内容：発達障がい関連の研修について監修
- ④発達障がい者支援地域協議会
対象者：発達障がい者支援地域協議会委員
内容：発達障がい児者施策等の報告
- ⑤地域病院医師等とのネットワーク構築
対象者：地域病院に勤務する医師
内容：困難事例等の情報の共有及び発達障がいの診療等に関する相談対応
- ⑥学校現場訪問支援
対象者：特別支援学校等に勤務する職員
内容：教職員との意見交換
- ⑦子どもの心の診療ネットワーク事業への対応
内容：連絡会議及び研修会への参加、当該事業に関する調査への対応

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3
発達障がいに対応できる医療機関（HP掲載数の増加）	目標	-	-	125	125	125	
	実績	69	69	82			

【指標の考え方】

- 平成26年度に、発達障がいに対応できる医療機関リスト作成のための調査を行った際、対象となった122機関のうち、64機関をHPに掲載した。（ $64 \div 122 \approx 52.5\%$ ）
- 令和元年度に再度このリスト作成のための調査を行い、対象機関239のうち、52.5%の掲載を目標とした。（ $239 \times 52.5\% \approx 125$ ）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 新リスト作成のための調査を令和元年度に実施し、掲載数が13増加したものの目標は未達成。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センターに対して最新の医学的知見から指導・助言を実施し、困難事例を支援するスタッフから「発達障がいについて理解が進んだ」、「とても参考になった」との声があったことから、発達障がい者支援の機能の充実強化の効果があつたと考えられる。 ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングを実施し、参加者から「プログラムへの理解が深まった」、「こどもの変化が感じられるようになった」との声があったことから、支援者及び当事者への支援強化の効果があつたものと考えられる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 各発達障がい者支援センターのスタッフ会議及び情報交換会に参加し、最新の医学的知見を共有することにより、発達障がい者支援の機能の充実強化を図ることとしている。 より保護者等が参加しやすいことを「基本プラットフォーム」とした、短縮型のペアレントトレーニングを実施することによって、他の医療機関への普及による支援強化を図ることとしている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	11,100	11,132	11,132	時間	180	180	180
（うち一般財源）	5,550	5,566	5,566	人件費（千円）	740	727	727

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センターに対して最新の医学的知見から指導・助言を実施し、困難事例を支援するスタッフから「発達障がいについて理解が進んだ」、「とても参考になった」との声があったことから、拠点病院へのニーズはあると考える。 短縮型のペアレントトレーニングについて、参加者から「こどもの変化が感じられるようになった」、「有償であったとしても参加したい」との声があったことから、拠点病院へのニーズがあると考えられる。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センターとの連携を密にし、センタースタッフの技術力向上と困難事例への対応力の強化を図る。 他医療機関への短縮型のペアレントトレーニングの普及に努める。

事業名	医療的ケア児支援事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

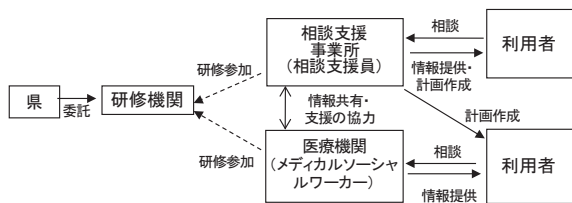
- 医療的ケア児等の症状を理解し、その症状に必要な医療・福祉制度に精通し、教育、保育など異なる分野間の支援をサポートできる人材を育成することで、医療的ケア児等が医療、福祉、教育、保育など各分野からの必要な支援及び連携した支援が受けられるようになる。
- 医療的ケア児等への支援拠点を設置することで、県内の医療的ケア児等に対する医療面における総合的な支援が可能となる。
- 身近な地域に医療型短期入所事業所が設置されることで、常時介護を行う家族が、病気や冠婚葬祭、旅行、休息等で一時的に介護できない場合に医療的ケア児等を安心して預けることができる。

2 事業概要

- 医療的ケア児等への適切な支援を可能とするコーディネーターの育成
 - 人材育成のための研修会の実施
 - ・対象：相談支援員、メディカルソーシャルワーカー
 - ・内容：医療的ケア児等の症状の理解、その症状に必要な医療・福祉制度、医療・福祉など異分野間との情報共有・支援に必要な協力方法など
 - ・事業方法：研修を実施する事業者に対して、県は研修費を負担
- 医療的ケア児等への総合的な支援拠点の設置
 - 運営費補助
 - 「新北九州市立総合療育センター」を県内の医療的ケア児等への医療や福祉サービスの総合的な支援拠点として位置付け、現センター運営費の一部補助を行う。
- 医療型短期入所事業所設置支援事業
 - 実地研修の実施
 - ・対象：医療型短期入所事業所の開設を検討している医療機関（病院、診療所）職員（看護師等）、介護老人保健施設職員（看護師、介護士）
 - ・内容：医療的ケア児等の受入に必要なノウハウ（保護者や医師等との連携、障がい特性の理解、コミュニケーション方法等）について、重症心身障がい児入所施設で実地研修を受講
 - ・事業手法：実地研修を実施する施設に対して、県は研修費を負担
 - 医療型短期入所サービス拡充促進
 - 医療機関や介護老人保健施設への医療型短期入所サービス事業実施施設の拡大を図る説明会を行う。

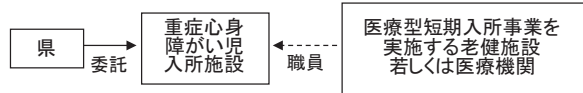
【事業スキーム図】

1 コーディネーターの育成

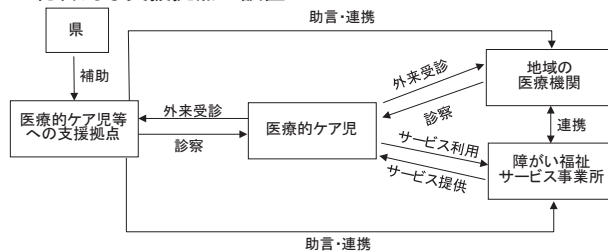


3 医療型短期入所事業所設置支援事業

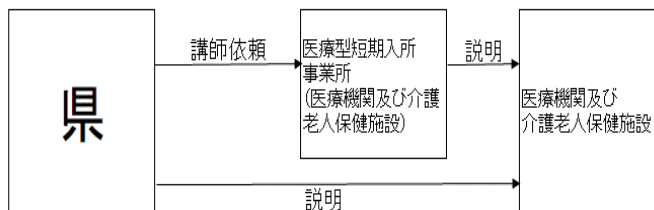
○実地研修の実施



2 総合的な支援拠点の設置



○医療型短期入所サービス拡充促進



3 事業目標等							
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3
コーディネーター育成研修の受講者数	目標		100	100	100	100	100
	実績		200(53)	175(88)	145(56)	実施中	
<p>【指標の考え方】 受講対象施設666（相談支援事業所443、医療機関223）の半数程度を3年間で養成。</p>							
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 平成29年度からの3年間で166施設197人のコーディネーターの養成を行った。受講者数については、毎年目標を達成している。 実績のうち括弧内は相談支援専門員の受講者数。</p>							

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 医療的ケア児支援の研修は、相談支援事業所や医療機関の関心が高く、受講者も多い。</p>
	<p>【事業の効率性】 研修を北九州市立総合療育センターに委託して開催することにより、研修内容の充実と費用の縮減が図られている。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	25,357	26,591	26,266	時間	764	764	764
（うち一般財源）	24,078	25,235	25,033	人件費（千円）	3,139	3,086	3,086

6 見直しの内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
<input type="checkbox"/> 終了（完了）	<input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え）	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改善
		<input type="checkbox"/> 縮小
<p>【上記の理由】 国の医療的ケア児等総合支援事業において、コーディネーター等の医療的ケア児支援者の養成を図ることとされているため。医療的ケア児の短期入所に対応できる事業所の増加を図る必要がある。</p>		
<p>【見直し内容】 国の研修カリキュラムの変更が予定されているため、適切に対応した研修内容とする。 医療型短期入所事業所の増加を図り、医療機関や介護老人保健施設を対象とした説明会を開催する。</p>		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	医療的ケア児支援事業 (医療的ケア支援人材育成研修助成・ 訪問型レスパイトケア)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R1
-----	--	--	-------	-----------------	------------	----

総合 計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

1 事業のねらい・目的

- ・医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材の増加を図る。
- ・医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図る。

2 事業概要

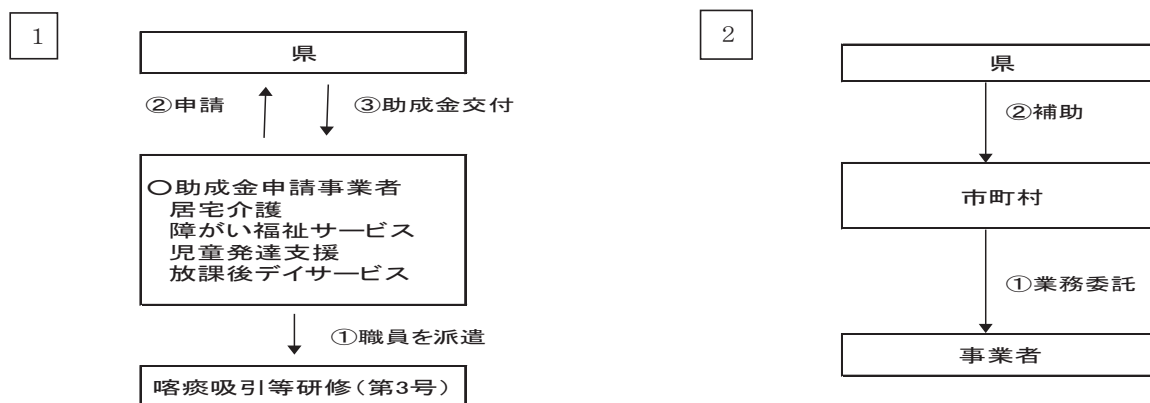
(1) 医療的ケア支援人材育成研修助成事業
障がい福祉サービス事業所等が介護職員等を喀痰吸引等研修(3号研修)に派遣する際に、県が当該事業者に対し、その受講費用の一部を助成する。

- ・対象：医療的ケア児支援に携わる障がい福祉サービス事業所(児童発達支援事業所等)、訪問介護事業所の職員(100人)
- ・助成金：一人当たり1回限り3万円を上限とする。

(2) 訪問型レスパイトケア事業
医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担を軽減するため、看護師を自宅に派遣するレスパイトケアサービスを実施する。

- ・対象：在宅で、日常的に経管栄養、口鼻腔吸引、気管切開部、酸素療法、人工呼吸器などの医療を必要とする児童を医療的ケア児とし、この児を介助する者を対象とする。
- ・実施主体：市町村
- ・実施事業者：訪問看護を実施する事業者(訪問看護ステーション)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所等の人材の増加（人）	目標	—	100	100	80	80	80
	実績		59	実施中			
訪問型レスパイトケアの利用日数（日）	目標	—	390	390			
	実績		25	実施中			

【指標の考え方】

- ・令和元年度までは、県がこれまで実施した喀痰吸引等研修(1,2号研修)の修了者約110名により対応できる人数(一人当たり3人を想定)を除き、県内の医療的ケア児800人(厚生労働省推計値)に対応できる人材を今後5年間で育成することを目標。($(800 - 110 \times 3) \div 5 = 100$ 人)
- 令和2年度からは、令和元年度喀痰吸引等研修(3号研修)の受講実績を踏まえた目標を設定。
 - ・県内の医療的ケア児(厚生労働省統計)…800人(①)
 - ・令和元年度喀痰吸引等研修(3号研修)受講者のうち医療的ケア児対応者…59人(②)(全受講者193人×県内重症心身障がい児割合30.5%)
 - ・1人当たりが対応する想定医療的ケア児数…2.2人(③)
 - ・令和2～5年度育成目標…305人($(① - ②) \times ③$)
 - 年度目標…80人($305 \div 4 \text{年} = 80$ 人)
- ・訪問型レスパイトケア事業の利用者数見込 65人(※) × 年6日 = 390日
- ※実態調査に回答した医療的ケア児数 136人 回答率 $136 \div 800 \text{人} = 17\%$ (1/5.8)
 - 訪問看護利用を希望する医療的ケア児数 11人
 - 利用者数見込 $11 \text{人} \times 5.8 = 65$ 人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所等の人材の増加については、令和元年度喀痰吸引等研修(3号研修)193名のうち、医療的ケア児対応者は59人と想定されるため、目標未達成。
- ・訪問型レスパイトケアの利用日数については、本事業の実施について実施主体である市町村に対して働きかけを行ったものの、令和元年度事業実施は3市町に留まったため目標未達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材の増加を図ることができる。 ・訪問型レスパイトケア事業の活用により、医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図ることができる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の障がい福祉サービス事業所や訪問看護ステーション等へ本事業周知のチラシを配布するとともに、研修会等の機会を捉えて周知を行う。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	259	28,282	▲10,820	27,050	時間	1,192	1,192	1,192
(うち一般財源)	259	28,282	▲10,820	27,050	人件費(千円)	4,897	4,814	4,814

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 縮小) </p> <p> <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止) </p>
----------	---

【上記の理由】

- ・医療的ケア児に対する支援体制を強化するため、医療的ケア児に対応できる人材の育成や家族の肉体的・精神的負担を軽減するレスパイトケアを実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・県内の障がい福祉サービス事業所等へ「医療的ケア支援人材育成研修助成事業」の周知をメール等により行い、人材の増加を図る。
- ・過去の実績に基づき、助成人数の見込を80人に減じた。
- ・市町村に対し「訪問型レスパイトケア事業」の事業実施を働きかけるとともに、県内訪問看護ステーションへ制度周知を行うなど、レスパイトケアの利用日数の増加を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

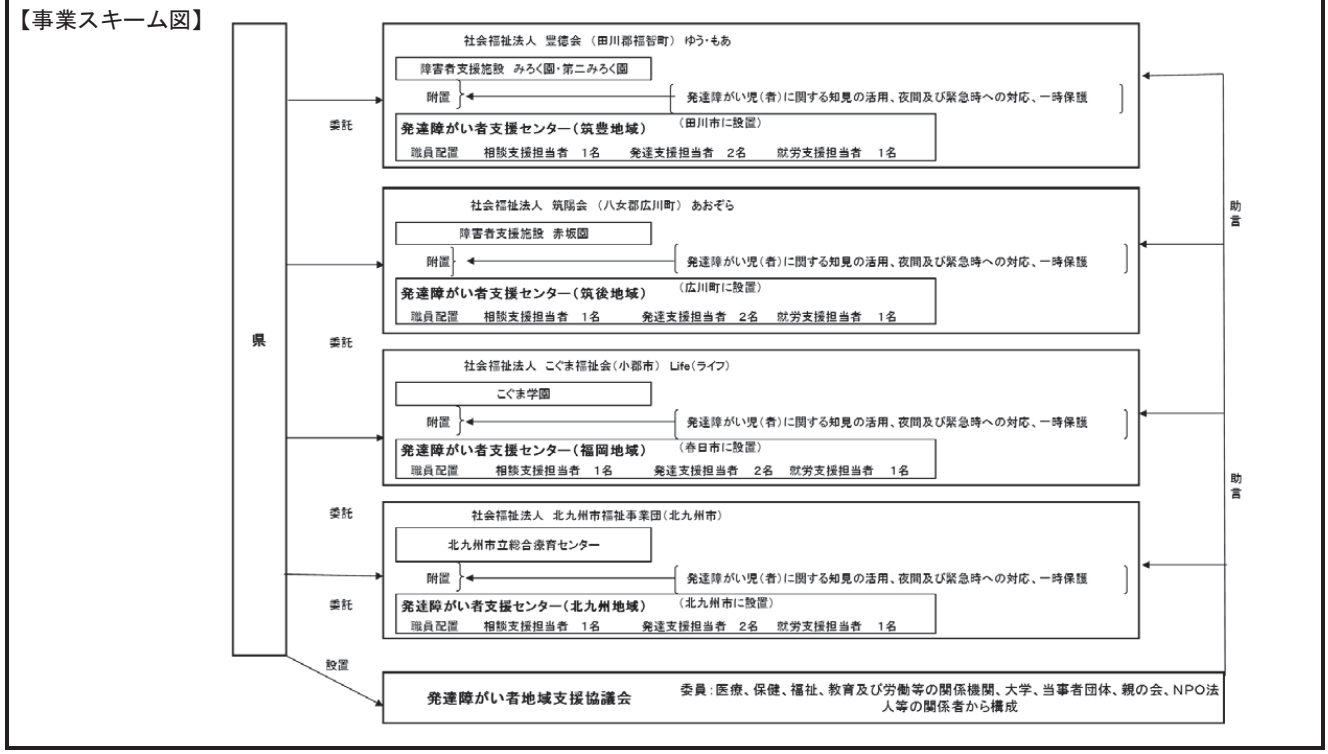
事業名	発達障がい者支援センター運営事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H15
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	2	障がい福祉サービスの充実

1 事業のねらい・目的

自閉症をはじめとする発達障がいのある障がい児(者) (「発達障がい児(者)」)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

- 発達障がい者地域支援協議会の設置運営
発達障がい児(者)に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、発達障がい児(者)への支援に関わる福祉、医療、教育、就労等の各分野の関係者から構成される発達障がい者地域支援協議会を定期的に開催する。(県主催。構成委員：24名)
- 発達障がい者支援センターの設置運営
自閉症をはじめとする発達障がいを有する障がい児(者) (「発達障がい児(者)」)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じ適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
①発達障がい児(者)及びその家族等に対する相談支援
②発達障がい児(者)及びその家族等に対する発達支援
③発達障がい児(者)に対する就労支援
④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修
- 発達障がい児の保護者向け研修会・交流会
発達障がいの子どもを育てる保護者に対し、発達障がいの特性や子どもとの関わり方等についての講座を開催するとともに、保護者同士が、互いの悩み等を語り合い、支援しあう交流会を開催し、当事者同士のつながりを支援する。
・年4回程度(4地域で開催)、1回2時間～2時間30分



3 事業目標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3
成果指標	目標	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	実績	2,983	2,526	3,798	3,798	実施中	
発達支援延件数	目標	800	800	930	930	930	930
	実績	937	911	1,407	1,123	実施中	
発達支援利用者数	目標	100人	100人	100人	100人	100人	100人
	実績	99人	147人	323人	178人	実施中	
保護者向け研修会・交流会受講者数	目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	95%	95%	92%	96%	実施中	
参加者の満足度	目標						
	実績						

【指標の考え方】

- ・発達支援延件数、利用者数については平成25年の利用実績（3,488件、863人）を元に設定した。
- ・保護者向け研修会・交流会の受講者数については、発達障がい者支援センターの利用者数（約1,000名）を参考に、今後、5年間で講座を受講できるよう開催することを想定し、H24年度の目標を200人と設定した。
- ・参加者に対するアンケート結果から、一人一人に対する支援をより手厚くするため、講義形式からペアレントトレーニング形式に変更することにより、H28年度からは募集定員を100人と設定する。
- ・参加者の満足度については、各回研修会、交流会の最後に参加者に対してアンケートを実施し、「大変参考になった」「参考になった」と回答のあった割合を示している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R1年度目標については達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	・アンケート結果において、参加者からは「勉強になった」、「同じような悩みを持つ人と話ができてよかった」、「今後も続けて欲しい」等の声があり、満足度も高いことから、家族支援の効果があったと考えられる。
	【事業の効率性】
	・研修会と交流会を別々に開催するのではなく、併せて実施することで、人件費や会場代等の経費節減を図った。
	・アンケートの意見を踏まえ、交流会の時間を多くとるように配分を変えたことで、より多くの保護者と意見交換を行えるようにした。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	H1	R2	R3
歳出	84,259	101,588	101,588	時間	214	214	214
（うち一般財源）	52,403	50,794	50,794	人件費（千円）	880	865	865

6 見直しの内容
<p>○継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ○一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>・アンケート結果において、参加者から「勉強になった」「同じような悩みを持つ人と話ができてよかった」等の声があり、満足度も高いことから、研修会、交流会へのニーズはあると考えられる。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大状況を鑑みながら、研修会、交流会の実施方法の精査を行うとともに、アンケート意見を研修内容に反映させるなど、発達障がいの特性や子どもとの関わり方、当事者同士のつながりを支援できるよう努める。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

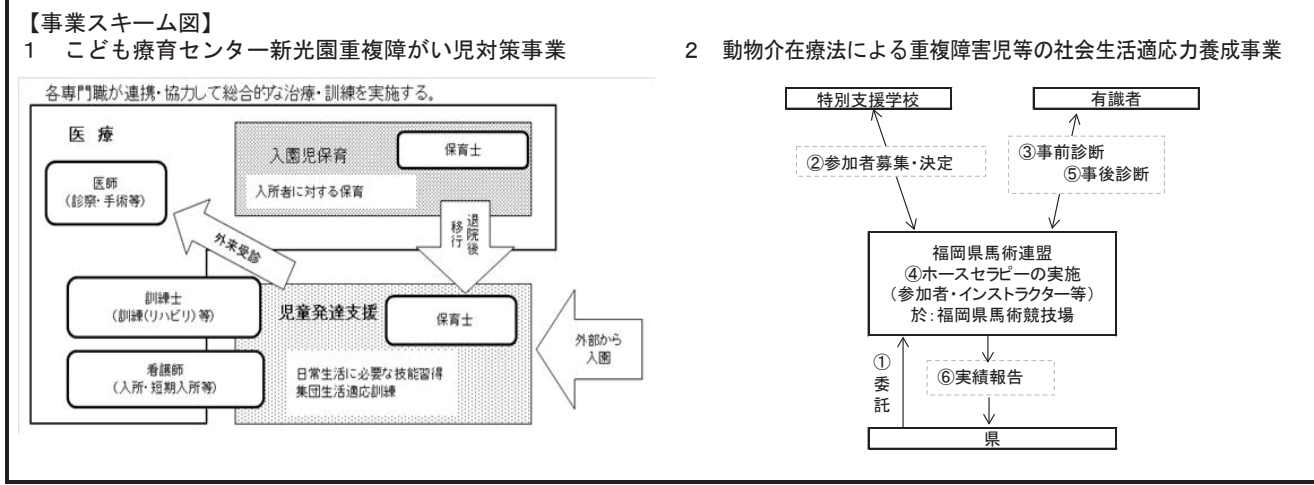
事業名	重複障がい児者等対策事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	2	障がい福祉サービスの充実

1 事業のねらい・目的

1 心身の重複障がい児者に対し、小児科精神医療と連携した複合的な処置をこども療育センター新光園で実施し、重複障がいへの的確なケアの実現を目指す。
 2 ホースセラピーの効果を医療的に検証しつつ、重複障がい児、発達障がい児等の社会生活適応力の向上を目指す。

2 事業概要

1 こども療育センター新光園機能強化事業<メディカル面>
 医師(整形外科、小児科、児童精神科)、及び各療法士(OT、PT、ST)、保育士といった複数の専門職種が連携・協力して、心身の重複障がい児に対して総合的な支援を行う。
 ① 児童精神科医による心身の重複障がい児の機能改善向上事業
 知的・精神面から患児の診断や治療を行うため、児童精神科をこども療育センター新光園に設置する。
 ② 心身の重複障がい児を対象とした児童発達支援事業所設置事業
 0歳～6歳の心身の重複障がい児を対象にした児童発達支援事業所をこども療育センター新光園に設置する(5日/週)。
 2 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業
 重複障がい児や発達障がい児等を対象に、医療・教育・スポーツの面から療法効果が期待できるホースセラピーを活用し、障がい児等の社会生活適応力を高める養成事業を実施(福岡県馬術競技場(古賀市)の資源を活用し、県馬術連盟と連携の上実施)
 ・1回当たり2時間 6回を1コースとし、2コース実施する。
 ・有識者の意見等に基づき、開始前と修了後の計2回、参加児童の変化を評価検証し、事業成果報告書を作成。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童精神科受診者数	目標	168人	168人	168人	72人	72人	72人
	実績	49人	66人	77人	81人	実施中	
ホースセラピー参加者数	目標	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	実績	16人	30人	57人	31人	実施中	

【指標の考え方】

- 児童精神科の受診者は1日平均3人程度の受診を見込む(1人1時間程度 予約制) 3人×月2回(午後)診察×12月=72人
- ホースセラピー参加者数は1コース10人程度×2コース=20人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 児童精神科医は月2回午後のみ診察をしていることから、達成不可能な目標であったため、今年度から目標値を修正する。
- ホースセラピー参加者は、平成29年度以降は目標を達成している。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科の受診者数は年々増加している。 ・ホースセラピーについては、事業開始時と比較すると、修了時の参加児童には動物（馬）への関心、成功体験の会得、積極性、他者との関係性の認識など、主に情緒面での変化を表す結果が得られた。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホースセラピーについては、令和元年度から参加校を4校から2校に変更することで、有識者（心理士）がそれぞれの参加児童の変化をより密に評価検証することができるようにした。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,649	6,162	6,165	時間	4,548	4,548	4,548
（うち一般財源）	3,055	3,072	3,072	人件費（千円）	18,684	18,365	18,365

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する事業として、ホースセラピーに参加した児童の改善効果を明確にする必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者（心理士）の意見に基づき、専門的な視点からの評価検証を継続する。 ・関係機関との調整を含めた事業運営の見直しを図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	在宅心身障がい児対策事業 (障がい児等療育支援事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	2	障がい福祉サービスの充実

1 事業のねらい・目的

- ・入所による支援を受けたくても受けられない在宅の身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等の本人及びその家族が安心して地域で暮らせるよう、本人及びその家族や教育機関関係者に対して、訪問、外来により療育指導等を行うもの。
- ・発達障がい児者の受入れが十分できていない地域における発達障がい児者について療育等支援を行う。

2 事業概要

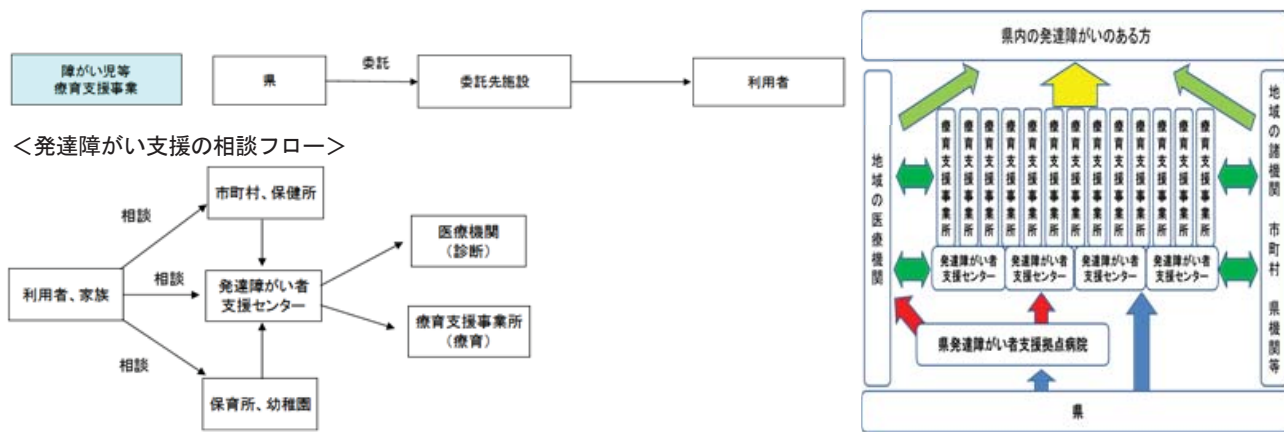
○障がい児等療育支援事業

- ・在宅支援訪問療育等指導事業
専門職員が家庭を訪問し、相談・助言・療育指導を行う。
- ・施設支援一般指導事業
地域の障がい児者の支援に関わる施設や学校、保育所等に対し、研修・相談・助言・療育指導を行う。
- ・在宅支援外来療育等指導事業
専門職員が各施設において、機能訓練・療育に関する相談・助言・指導を行う。

○発達障がい児者に対し医学的見地から療育支援を行う事業所を新たに指定

- ・在宅支援訪問療育等指導事業
医師等が家庭を訪問し、相談・助言・療育指導を行う。
- ・施設支援一般指導事業
地域の障がい児者の支援に関わる施設や学校、保育所等に対し、研修・相談・助言・療育指導を行う。
- ・在宅支援外来療育等指導事業
医師等が各施設において、機能訓練・療育に関する相談・助言・指導を行う。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
発達障がい児者への療育等支援延べ件数	目標	—	2,458	2,570	2,682	2,816
	実績	—	32	419	実施中	

【指標の考え方】

平成28年度実績(※)と伸び率により算出。
 ※平成28年度に県内の療育支援事業所に発達障がいに関する相談があった件数：2,458件。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

事業者の選定に時間を要し、平成30年12月に1か所目、平成31年4月に2か所目を指定。そのため、実績件数が少なく、令和元年度は目標未達成。
 令和2年6月より3か所目を指定し、現在事業実施中。
 療育支援事業を行っている13事業所に年間約4,500件、発達障がいに関する相談がある。発達障がいに関する相談は発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)に移行できるよう周知を行う。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】 発達障がい児等療育支援事業（医療連携型）では、医学的知見に基づく指導、助言を行うとともに、病院受診の調整も行っており、受診待機解消の効果もある。 また、令和2年度の第1四半期、第2四半期の相談実績が合計221件あり年間で442件の相談件数を見込んでいる。前年度の実績が419件であるため発達障がい児者への支援充実、強化の効果があると考えている。</p>
	<p>【事業の効率性】 令和元年度までは、県内全域を2事業所でカバーしていたが、医療機関の規模や場所の問題で、支援件数の制限や支援が手薄となっている地域があったため、令和2年度から指定事業所を1か所増やし支援強化を図っている。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	47,615	65,422	65,422	時間	576	576	576
（うち一般財源）	47,615	65,422	65,422	人件費（千円）	2,367	2,326	2,326

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 平成30年度の事業開始以来、支援件数が伸びていることから、発達障がい児者、その家族及び支援者からのニーズはあると考える。</p>
<p>【見直し内容】 現在指定している3事業所の事業実施状況や支援件数の伸びを踏まえ、支援が手薄なエリアの支援強化を図っていく。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がいによる理由とする差別解消推進事業 (障がい者差別解消促進事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	4	障がいのある人の権利擁護

1 事業のねらい・目的

現場体験による障がいのある方との交流やヘルプマークの作成等により、障がいを理由とする差別の解消を図り、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す。

2 事業概要

(1) 現場体験交流

ア 概要

・障がいのある人に飲食店等の事業所を訪問してもらい、従業員に実際の対応を体験してもらう。事業所の事前調査をし、それぞれ効果的なプログラムを策定して実施する。

イ 対象事業分野

・飲食店、宿泊施設、小売店、医療機関、レクリエーション施設、文化施設

⇒ 年2業種×県内4地区×3カ年

・商工会や青年会議所の協力を得て、当該事業所の従業員だけでなく、地域の同業者にも広く参加してもらう。

ウ 来店者役

・肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、精神障がいのある人、盲導犬同伴者(県社協や障がい当事者団体を通じて協力者を募る)

(2) ヘルプマークの作成

・外見から支援を必要としていることが分からない人に、周囲の人が配慮や支援をしやすい環境を醸成する。

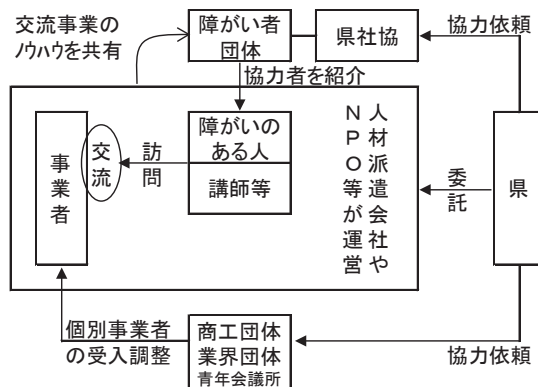
プログラムの例 (飲食店の場合)

・体験

問い合わせへの対応、店内案内(どの席が望まれるか、車いすサポート、視覚障がいのある人の誘導)、注文の受け方(筆談ボード、それぞれの店舗用に作成した点字メニュー・拡大メニューを使用)、配膳、支払

・店舗のバリアフリー状況(段差、トイレ等)の把握、意見交換会

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
現場体験交流事業の開催	目標	—	8	8	—
	実績	—	4	3 (予定)	—

【指標の考え方】

2業種の現場体験交流事業を県内4地区で開催する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・4地区で業種別の開催を予定していたが、企画提案内容を基に3種類の研修を設定したため目標未達成。
- ①サービス従事者向け研修 … 障がいのある人と一緒に街歩きし、公共空間におけるバリアを体験し、障がいのある人へのサポートやコミュニケーション方法を考える研修。
- ②多様な人材を雇用する現場視察研修 … 実際に障がいのある人たちが働く企業や就労支援事業所を見学し、就労を通じての関わり方、働き方を学ぶ研修。
- ③マネジメント研修 … 特例子会社の代表取締役から、障がいの有無に関わらず働きやすい職場にするためのマネジメント法や人材育成法のヒントを学ぶ研修。

(※R1: ①、②を各2回実施。③コロナのため中止)

※R2: ①、②、③を各1回開催予定。コロナによる予算減のため規模を縮小して実施中)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・座学の一方通行の研修とは違い、参加者と障がいのある人がコミュニケーションを取りながら実施するため、障がいのある人の生の声を聞きながら、参加者が「障がい」や「社会的障壁（バリア）」を実体験でき、より理解を深めることができる。
	【事業の効率性】 ・研修回数や定員を増やして参加者数を増やすことが難しいため、各回の研修内容をレポートにし、自由に閲覧できるようにホームページで公開した。公開後は、あらゆる機会を捉えて、周知を行った。（市町村会議、相談員研修等）

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	8,177	6,229	▲1,000	—	時間	995	995	—
（うち一般財源）	6,236	6,229	▲1,000	—	人件費（千円）	4,088	4,018	—

6 見直しの内容								
	継続（拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの	一部改善	縮小）				
	終了）	完了	再構築（他の事業に組み替え）	廃止）				
【上記の理由】	コロナ禍において障がいのある方が飲食店や病院を実際に訪問することが難しいため削減するもの。今後は啓発動画の制作等により障がいを理由とする差別解消を図っていくこととし、本事業については終了する。							
【見直し内容】								

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H27
-----	----------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	2	貧困の状況にある子どもへの支援	施策	1	教育の支援

1 事業のねらい・目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進する。

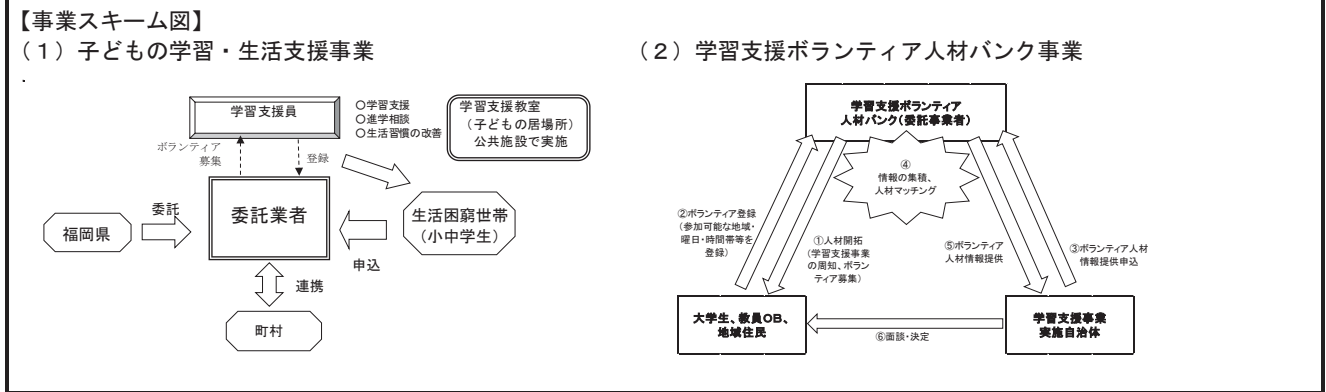
2 事業概要

(1) 子どもの学習・生活支援事業

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども(小中学生)を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアの協力を得て、町村の公共施設において、学習支援(週1回、2時間程度)を行うとともに、進学相談等に応じる。

(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業

- 学習支援ボランティアを県が一括して募集し、希望者を人材バンクに登録するとともにボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体に対し、人材バンクに登録された情報の提供やマッチングを実施する。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 子どもの学習・生活支援事業 (成果指標) 学習支援会場を有する町村数	目標	-	-	28	30	31	31
	実績	22	26	27	28		
(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業 (成果指標) ボランティア登録数	目標	-	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	実績	-	292	432	513		

【指標の考え方】

(1) 令和2年度までに、各町村において最低1箇所、何らかの学習支援を実施することを目標とする。

(2) 平成28年度のボランティア数を基に、学習支援事業実施町村数の伸び率を乗算した1,400人を目標と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(1) 未実施町に対する事業実施の働きかけを行っているが、日程や会場の確保等、町との調整に時間を要しているため、目標には達していない。

(2) 令和2年3月末時点の登録者数は、513人で目標に達していない。登録が低調となった理由は、市においてボランティアとして活動している者のほとんどは現在活動している場のみでの活動を希望しているため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>(1) 学習習慣の定着や基礎学力の向上といった効果のほか、放課後の居場所づくりにも寄与している。また、大学生など、子どもにとっての「お兄さん、お姉さん」という学校・家庭における人間関係以外の関係を作ることにより、子どもの自己肯定感の向上や自らのロールモデルを発見し将来に夢や希望を持つといった効果が見込まれる。</p> <p>(2) 効果的なボランティアの確保が図られ、県内の学習支援事業の安定した運営が可能となる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>(1) 町村による会場の無償提供や町村の広報誌等を活用した利用者の募集など、町村の教育部局や福祉部局に協力を要請し、事業経費の節減に努めている。</p> <p>(2) 町村の教育部局や福祉部局にリーフレットやポスターの掲示などの協力を要請し、事業経費の削減に努めている。</p>

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	20,744	22,968	26,099	時間	1,070	1,070	1,070
(うち一般財源)	9,415	11,485	13,051	人件費(千円)	4,396	4,321	4,321

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了) <input type="radio"/> 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="radio"/> 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>福岡県子どもの貧困対策推進計画において、生活保護世帯の子どもに係る高等学校等進学率及び高等学校等中退率の改善を数値目標として掲げており、本事業の実施は計画における目標達成に寄与する事業であることから、継続は必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>(1) 未実施町(3町)に対する事業実施の働きかけを行っていく。</p> <p>(2) 令和2年度より、登録者の少ない地域を中心に学習支援ボランティア未経験者向けの研修を実施し、学習支援に関わるきっかけを作ること、登録者数の増加を図る。</p> <p>(3) 令和3年度より、集合型での学習支援が困難な場合に、家庭の事情によりタブレットの所持ができない世帯に対して、タブレットの貸与を行う。(+4,554千円)</p>

事業名	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (子どもの進学支援事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	R1
-----	--------------------------------------	-------	-----------------	------------	----

総合 計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	2	貧困の状況にある子どもへの支援	施策	1	教育支援の充実

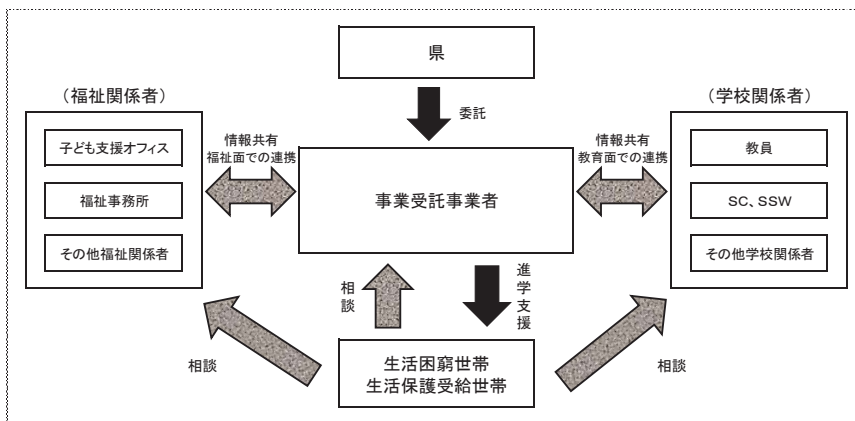
1 事業のねらい・目的

- ・ 大学進学に係る学習を継続的に支援することを通じ、自らの進路や将来の目標を持ってない、又は明確でない状況からの脱却を目指す。
- ・ 親の経済状況に左右されず、大学への進学を支援することにより、「貧困の世代間連鎖」を防止する。

2 事業概要

事業名	事業内容	対象者
大学進学実現 アシスト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援員が家庭訪問等を行い、子どもの状況に応じて目指したい進路の把握や大学・学部の情報提供、学力向上のための助言などを実施。 ・ 保護者に対しては、進学費用など進学に係る不安や悩みに対する助言を行うとともに、定期的に子どもへの支援状況を報告。 ・ 支援を行う上で、子どもの進学実現に資すると認められる場合は、教材の提供(現物支給)を行う。 	郡部に在住する生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)に属する中学3年生から高校3年生の子ども及び保護者

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談受付件数	目標	—	260	260	260	260	
	実績		11				
高校3年生の大学進学率	目標	—	19.9%	29.0%	38.1%	47.3%	
	実績		0%				

【指標の考え方】

- ・ 対象となりうる中学3年生及び高校生の数(潜在需要)を260名と推計し、目標とする。
- ・ 事業を利用した高校3年生の大学進学率を、生活保護世帯の大学・短大の進学率の3ヶ年平均(H28~H30)である19.9%から全世帯の平均である47.3%まで段階的に引き上げることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 令和元年度は利用者数が目標を大きく下回った。また、高校3年生の利用者がいなかったことから、大学進学率は0%となった。
- ・ 各町村教育委員会や県保健福祉(環境)事務所等に対して周知活動を行ったが、対象者への浸透が不十分だった。
- ・ また、本事業は家庭訪問による相談支援が中心であり、学習支援には対応していないことから、進学のための学力に不安を感じる利用者のニーズとずれている部分があった。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 本事業は、相談支援により子どもの進路に関する悩みを解消し、また保護者に対しても費用面での相談に応じることで、家庭の経済状況に左右されずに進学を支援し、貧困の世代間連鎖を防止することに寄与する。
	【事業の効率性】 ・事業の周知に関して、町村教育委員会や県保健福祉（環境）事務所等に協力を依頼し、事業費の削減に努めている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1決算	R2当初	R3当初
歳出	16,512	28,522	29,994	時間	1,027	1,027	1,027
（うち一般財源）	7,893	17,984	17,978	人件費（千円）	4,219	4,148	4,148

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	本事業は進学に関する相談支援を実施し、家庭の状況にかかわらず進学を実現することで貧困の世代間連鎖を防止することを目的としている。また、福岡県子どもの貧困対策推進計画において数値目標として掲げている、生活保護世帯の子どもに係る高等学校等進学率及び高等学校等中退率の改善についても、本事業の実施はこれらの達成に寄与することから、継続は必要である。		
【見直し内容】	(1) 町村教育委員会や県内の高等学校、県保健福祉（環境）事務所等を通じて、引き続き町村在住の中3～高校生に対する周知を行っていく。 (2) コロナ禍で家庭訪問が難しくなっていることや、よりきめ細かな相談支援及び学習支援を実施することで利用者を増加させるため、タブレット等のオンライン端末を利用した学習支援を令和2年10月より実施する。（オンライン環境がない利用者場合は、電話やメール等によって対応する。） (3) 令和3年度より、家庭の事情によりタブレットの所持ができない世帯にタブレットの貸与を行う。（+1,472千円）		

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・子どもに関する相談のみではなく、保護者からのお金や住まい、仕事に関する相談をきっかけに、親自身が認識していなかった子どもに係る課題を顕在化した上で支援を開始するなど、子ども及びその保護者が抱える様々な課題にワンストップで対応する相談機関として有効である。
	【事業の効率性】 ・自立相談支援事業と一体的に実施することにより、事務所借り上げ料や通信運搬費などランニングコストを削減し、委託費の削減につなげた。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	43,206	44,155	61,682	時間	1,006	1,006	1,006
（うち一般財源）	10,697	11,616	15,553	人件費（千円）	4,133	4,063	4,063

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 ・貧困の状況にある子育て世帯は、子どもの進学や生活習慣、保護者の就労や家計の管理など様々な問題を抱えており、これらの問題を解決するためには、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を受けられる仕組みが必要であり、事業の継続は必要である。
【見直し内容】 ・令和2年度は新型コロナウイルスの影響による住居確保給付金、総合支援資金等の申請の急増に伴い、子ども支援オフィスの相談件数も急増した。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は子育て世帯への迅速かつ的確な対応が必要であり、子どもオフィスの体制充実・安定を図るため、状況に応じて柔軟に対応する非常勤の相談支援員を1名配置（週3日）。（+2,327千円） ・相談者がより身近な場所で相談ができるよう、町村役場において出張相談会を実施。（+17,958千円）

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子ども支援オフィス運営事業 (生活に困窮する子育て世帯に対する 一時的住居の提供事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H30
-----	---	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	安心して子育てができること	中項目	2	きめ細かな対応が必要な子どもを支える
	小項目	2	貧困の状況にある子どもへの支援	施策	2	生活の支援

1 事業のねらい・目的

住居のない又は失うおそれのある生活に困窮する子育て世帯に対し、一時的に住居を提供することにより、安定した生活を営めるよう支援する。

2 事業概要

生活に困窮する子育て世帯に対して相談支援を行う「子ども支援オフィス」が、住居のない又は失うおそれのある相談者に対し、賃貸住宅など新たな住居(転居先)を見つけるまでの間、県があらかじめ協定を締結した旅館・ホテル等を活用して一時的に住居を提供する。

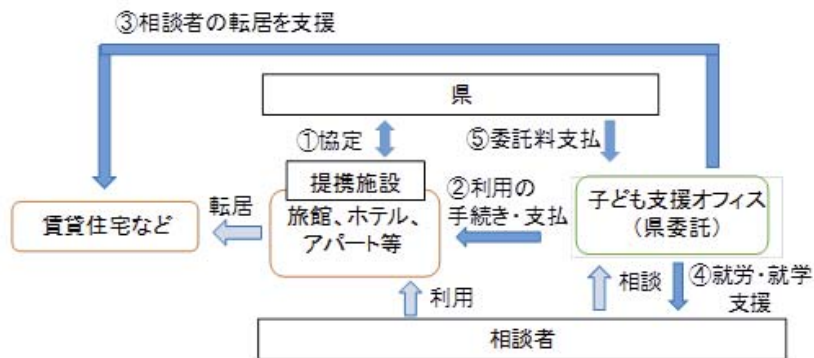
<事業対象者の要件>
住居のない又は失うおそれのある生活に困窮する子育て世帯であって、①及び②のいずれにも該当する者

① 申請日の属する月における世帯全体の収入額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)と生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。
② 申請日における世帯全体の金融資産の額が、上記基準額の6倍の額以下であること(ただし100万円を超えないこと)。

※事業対象者の要件(目安) (単位:万円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
①月収上限額	16.8	20.5	24.2	28.3	32.3
②資産上限額	73.8	94.2	100.0	100.0	100.0

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
利用者数(人)	目標	—	—	—	—
	実績	—	5	4	—
利用延べ人数(人・日)	目標	—	—	—	—
	実績	—	19	92	—

【指標の考え方】

利用者数及び利用延べ人数を指標とするが、住居のない又は失うおそれのある者への支援という事業の性質上、目標の設定は困難。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標の設定は困難であるが、住居のない又は失うおそれのある者に一時的な生活の場を提供している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 子ども支援オフィスに相談があった住居のない又は失うおそれのある者に対して、新たな住まいを見つけるまでの期間、ホテル等を都度借り上げることで一時的な生活の場を提供し、安定した生活の維持に寄与している。</p> <p>※支援実施者数 平成30年度 5人（19泊を提供） 令和元年度 4人（92泊を提供）</p>
	<p>【事業の効率性】 子ども支援オフィスの支援員が本事業の相談者の支援を併せて行うことにより、人件費を削減 シェルターを常設するのではなく、ホテル等と提携を結び必要時だけ利用することで、ランニングコストを削減</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	652	3,625	3,625	時間	240	240	240
（うち一般財源）	223	1,273	1,273	人件費（千円）	986	970	970

6 見直しの内容			
<p>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>			
【上記の理由】	<p>子ども支援オフィスでの相談においては、家庭での不平等により、住居のない又は失うおそれがあると考えられる相談が一定数ある。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による雇用状況の悪化等により、今後居住場所を失う生活困窮者が増えるおそれがあることから、相談者の生活支援の取組みとして、本事業を活用する必要がある。</p>		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた休業要請に基づき、インターネットカフェや漫画喫茶が休業することにより、居住場所を失う者が増えるおそれがある状況に対応するため、令和2年4月から、これまで「生活に困窮する子育て世帯」に限定していた標記事業の対象を拡大し、「生活に困窮する者」とした。 ・これに伴い、令和3年度から事業名を「生活困窮者自立支援事業（生活困窮者に対する一時的住居の提供事業）」に変更。 ・自立相談支援事務所や子ども支援オフィスでの相談から、住居のない又は失うおそれがある者を適切に把握することで、新たな住まいを見つけるまでの期間の一時的な生活の場を提供する。 ・相談者の生活環境に応じた一時的な生活の場を提供できるよう、県内のホテル等との提携を進める。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用者等)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課		事業 開始年度	H11
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	2	高齢者が安心して生活する社会をつくる	
	小項目	4	高齢者の尊厳が尊重される社会づくりの推進	施策	1	高齢者の権利擁護	

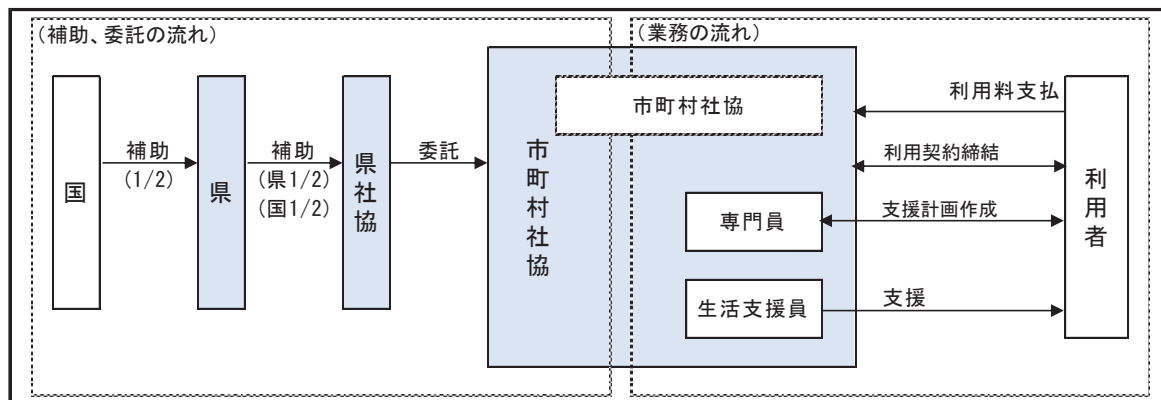
1 事業のねらい・目的

認知症高齢者や知的障がいのある人に対し、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行う日常生活自立センター(福岡県社会福祉協議会)に対し助成を行うことにより、高齢者等が自立した地域生活を送れるよう支援するもの。

2 事業概要

事業名	実施主体	事業概要
日常生活自立支援事業	日常生活自立支援センター (福岡県社会福祉協議会(県社協))	福祉サービスの利用援助事業を、県社協が県内の市町村社会福祉協議会(市町村社協)に業務委託して実施する。 【福岡県社会福祉協議会】 ・ 契約締結審査会の運営・関係機関連絡会議の運営 ・ 広報啓発・調査研究 ・ 生活支援員等の研修等 【市町村社会福祉協議会】 ・ 相談業務 ・ 利用申請の受付と判断能力の確認 ・ 支援計画の策定・契約の締結 ・ 専門員・生活支援員の配置によるサービス提供等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業利用者数	目標	510人	632人	781人	835人	960人	1,001人	1,081人
	実績	632人	710人	759人	846人	906人		

【指標の考え方】

- ・ 本事業の年度末時点の利用者数を指標とした。
- ・ 過年度の実績伸び率を参考に各年度の利用者数を見込み、目標を設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

高齢化の進展により利用者は年々増加しているが、市町村社協方式転換による利用者の伸びが予測を下回ったため、令和元年度は目標未達成となった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 本事業は、社会福祉協議会と本人との契約により利用できるものであり、成年後見人制度を利用する場合に比べ、家庭裁判所への申し立てが不要である点や日常的な金銭管理等の支援を行う点（成年後見人制度は財産管理や身上監護に関する法律行為を行う）で利用しやすく、利用者数も増加している。
	【事業の効率性】 業務支援システムを導入し、業務情報の一元管理や、書類の自動作成など業務の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	91,559	114,242	114,242	時間	566	566	566
（うち一般財源）	45,780	57,121	57,121	人件費（千円）	2,326	2,286	2,286

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
----------	---	--

【上記の理由】

- ・本事業の利用者数は年々増加している。（下表参照）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数	310人	376人	441人	510人	490人	632人	710人	759人	846人	906人	

- ・高齢化の進展等により、今後も本事業の利用者・相談件数の増加が見込まれる。
判断能力が不十分な者が今後も自立した地域生活を送ることができるようにするためにも、事業の継続は必要である。

【見直し内容】

- ・平成30年度まで県社協が市町村社協の中から実施区域ごとに「基幹的社協」を選定し、広域的な支援体制により事業を実施してきた。
- ・しかし、利用者数の増加に伴い、基幹的社協の業務負担が年々増大してきたため、令和元年10月から個々の市町村社協が実施する方式に見直し、体制の強化及びサービスの向上を図っている。
- ・令和3年度については引き続き、市町村社協方式での実施に伴う予算を措置し、判断能力に不安がある者にとって、身近な窓口としての体制を整備していく。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護自立促進事業 (長期入院患者 (高齢者・精神障がい者等) 社会復帰促進事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	---	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	1	生活保護受給者の自立支援

1 事業のねらい・目的

長期入院患者の退院促進の取組みに加え、退院後の支援により再入院を防ぎ、医療扶助費の縮減を図るとともに、地域生活への移行を促進する。

2 事業概要

〈退院支援〉
福岡県社会福祉士会に業務委託し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者をコーディネーター・アドバイザー（CA）として保健福祉（環境）事務所に派遣し、退院可能な長期入院患者に対し退院までの支援を行う。

〈退院後支援〉
・退院後できるだけ再入院しないように、退院後6か月間継続して生活相談等支援を行う。
・退院後、介護施設等へ入所した者で、さらに居宅生活への移行が可能な者に対し、引き続き本人・家族や地域との調整など地域移行のための生活準備支援を行う。

【参考】生活保護自立促進事業の概要

- 1 被保護者就労支援事業
- 2 長期入院患者（高齢者・精神障がい者等）社会復帰促進事業

【事業スキーム図】

```

graph LR
    A[保護・援護課] -- 委託 --> B[福岡県社会福祉士会]
    B <--> |連携| C[県保健福祉(環境)事務所]
    B -- "CAによる技術的支援" --> D((被保護者  
長期入院))
    C -- 支援 --> D
    D -- 退院 --> E[居宅・老人ホーム・グループホーム・施設等]
  
```

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
長期入院患者退院者数	目標	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	実績	77人	86人	77人	80人		
再入院者数	目標	—	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	8人	3人	0人	0人		

【指標の考え方】

- ・長期入院患者の退院者数を指標とし、平成27年度以降の目標値を平成26年度の退院者数を参考に70人とする。
- ・再入院については、再入院を出さないことを目標としているため、0人とする。ただし、他疾患及び全身状況の悪化による再入院については、これに含めないこととする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・退院者数について、平成30年度は目標70人に対し77人、令和元年度についても80人であり目標を達成している。
- ・再入院者数について、平成30年度は目標0人に対し0人、令和元年度についても0人であり目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護費への影響効果推計額の総計（退院による医療費の減額）は、平成30年度は192,281千円、令和元年度は292,193千円であり有効である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者が退院支援を行うことで、退院先の確保、社会資源の活用など効率的な運営が可能となる。 入院者について入院期間が3ヶ月を超えた時点で適宜リストアップし退院可能な状況であればできるだけ早い段階から退院へ向けた検討を行うことにより、退院に結びつく可能性が高い、入院期間が比較的短い患者に対して重点的に支援を行う。 支援により退院した者について、退院後のCAによるフォローアップ体制を充実させ、再入院を防ぐとともに、地域生活への移行を促進する。これにより、対象者が退院後の生活に安心感を持てるようになり、さらなる退院促進につながる。

5	事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
	歳出	28,686	29,357	29,357	時間	4,816	4,816	4,816
	（うち一般財源）	6,676	7,341	7,341	人件費（千円）	19,785	19,448	19,448

6	見直しの内容
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助費の削減は生活保護行政における大きな課題であり、特に、本来は入院、治療の必要がないにもかかわらず、退院後の受け入れ先がないために入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院をしている被保護者については、ケースワーカーのみでは退院先の確保、被保護者の退院後の生活の確立等が非常に困難であり、専門家による積極的な働きかけ、支援が必要である。
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士会ではCAの定例会議を実施し、進捗管理や事例検討を行って好事例や懸案・課題について情報共有を図っている。特に、平成29年度から事業の拡充として実施している退院後のフォローアップについては、今後、目標のあり方や運用方法の見直し等を検討する。 社会福祉士会での定例会議に保護・援護課からも出席して情報を共有し、CAと保護・援護課、保健福祉（環境）事務所間の一層の連携を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護自立促進事業 (被保護者就労支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	----------------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	1	生活保護受給者の自立支援

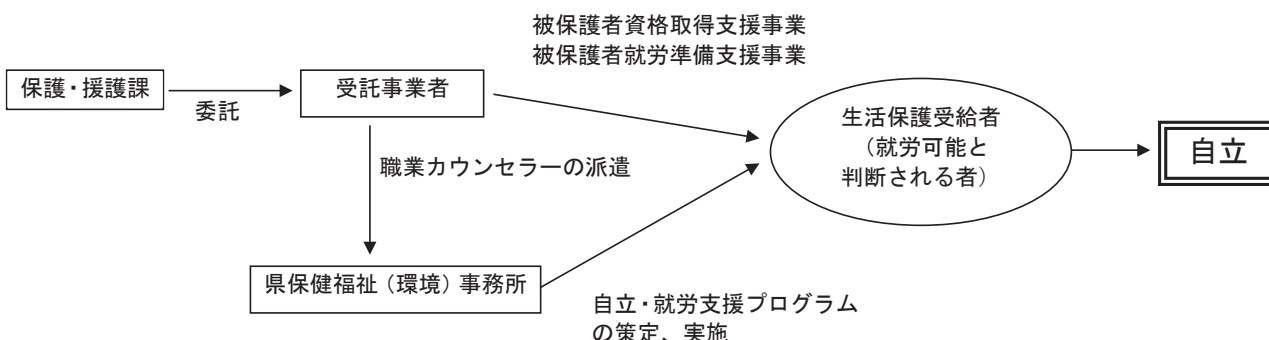
1 事業のねらい・目的

生活保護受給者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより、生活保護受給者の自立促進を図る。

2 事業概要

- 職業カウンセラーの配置
民間キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを福祉事務所に配置し(15人(年150日)配置)、求人情報の収集、就職方法(履歴書作成、面接)についての助言、職業安定所への同行を通じて、生活保護受給者の自立、就労支援を行う。
- 被保護者資格取得支援事業
対象者の状況に応じ、各地域の求人に応じた就職に有利となる資格取得を目的とした講座を実施する。
- 被保護者就労準備支援事業
被保護者のうち、生活のリズムが乱れている、社会との関わりに不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労の準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業参加率(※)	目標	59.8%	60.0%	62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%
	実績	62.1%	64.8%	63.5%	67.3%	68.0%		

【指標の考え方】

国が策定した「経済・財政再生計画改革工程表」において掲げられた本事業に係る指標に倣い、本県も同様の指標とした。国は平成30年度までに「60%」を達成することを目標としているが、本県では早期に達成する見込みがあったことから、R3年度までに70%を達成することを目標とし、H28年度以降、毎年2%増加するよう目標を設定した。

(※)事業参加率…保護の実施機関(福祉事務所)が就労可能と判断した生活保護受給者(現に就労している生活保護受給者も含む。)のうち、本事業に参加した者の割合

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標達成

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 就労可能と判断される生活保護受給者の職業適性の把握・就労意欲の喚起・就職スキル（履歴書作成・採用面接）の指導などキャリアコンサルタント等の専門性を活かした就労支援を実施することにより、毎年支援実施者の約3割が就職に結びついている。</p> <p>※支援実施者数（カッコ内は新規就労者数） 平成28年度890人（263人）、平成29年度818人（283人）、平成30年度813人（323人）、令和元年度682人（218人）</p>
	<p>【事業の効率性】 生活保護ケースワーカーによる就労支援に加え、キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを活用することにより、専門的・効果的な就労支援が可能。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	105,497	124,978	124,292	時間	297	297	297
（うち一般財源）	23,298	36,509	36,339	人件費（千円）	1,221	1,200	1,200

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】 本県は、生活保護率が全国平均より高く、また世帯類型別に見ると、就労可能な世帯が多く含まれている「その他の世帯」の比率が高い状況にあるため、引き続き被保護者に対する就労支援を実施する必要がある。 一方で、就労可能と判断される生活保護受給者の中には、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者も存在しており、就労の前段階の支援を実施して、就労につなげる取組みが必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健福祉（環境）事務所のうち、就労支援事業参加率が他に比べ低い事務所については事業の活用を促し、当該参加率の引き上げを図る。 ・ 就労支援事業の実施にあたっては、対象者の状況を踏まえ、就労準備支援事業や資格取得支援事業を促し、事業参加率の向上に取り組む。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (適正受診指導事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H24
-----	-----------------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	2	医療扶助の適正化

1 事業のねらい・目的

全国的に向精神薬の重複処方問題が発覚したことから、向精神薬の適正受診指導を行うことで医療扶助の適正化を図る。

2 事業概要

向精神薬の重複処方の適正化
平成24年度から、向精神薬の重複処方の適正化を図る目的で、適正受診指導員(薬剤師)を保健福祉(環境)事務所に派遣し、専門的知見による向精神薬の重複処方の抽出とケースワーカーが適正受診指導する上での助言を実施する。

【事業スキーム図】

(1) 向精神薬の重複処方の適正化

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 向精神薬適正受診指導 【旧指標】指導実施者数	目標	70	70	70	-	-	-
	実績	116	92	72	-	-	-
(1) 向精神薬適正受診指導 【新指標】指導による改善割合	目標	-	-	-	50%	50%	50%
	実績	30.2%	34.8%	37.5%	40.3%	-	-

【指標の考え方】

- 向精神薬の重複処方については、重複処方されている生活保護受給者に対し指導を行った人数としていたが、R1年度以降は事業効果を把握するため指導による改善割合を成果指標とする。改善割合の目標については、H28年度およびH29年度の事業実績をもとに設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 毎年度、改善割合は上昇しており、一定の効果は得られているものの、高齢や精神疾患等により本人の理解が得難い者や指導後一定期間改善されても再度重複を繰り返す者など指導が困難なケースの改善が図れなかったことにより、目標は未達成となった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ 向精神薬の重複処方については、適正受診指導員（薬剤師）の専門的な知見により、適正かどうかの見極めや医療機関との調整、ケースワーカーに対する助言により事業の円滑な運用に寄与した。
	【事業の効率性】 ・ 向精神薬の適正受診指導では、適正受診指導員（薬剤師）という専門職の派遣により効率化が図られた。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	7,812	6,431	6,204	時間	876	828	801
（うち一般財源）	1,368	1,608	1,551	人件費（千円）	3,599	3,344	3,235

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 終了（ 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止
【上記の理由】 ・ 向精神薬の重複処方については、全体としては一定の是正がみられるが、長期間改善されない者や一定期間改善がみられても、再度重複を繰り返す者など指導が困難な場合が多く、また、新たに重複になる者も懸念されるため、引き続き適正受診指導が必要であるため。	
【見直し内容】 ・ 重複処方の適正化については、重複していること本人が自覚していないこともあるため、医療機関や薬局と情報共有を行うことが重要である。そのため、お薬手帳の一冊化を図り、改善割合の向上を目指す。	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (生活保護受給者健康管理支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	6 誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3 社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える		
	小項目	1 生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	2 医療扶助の適正化		

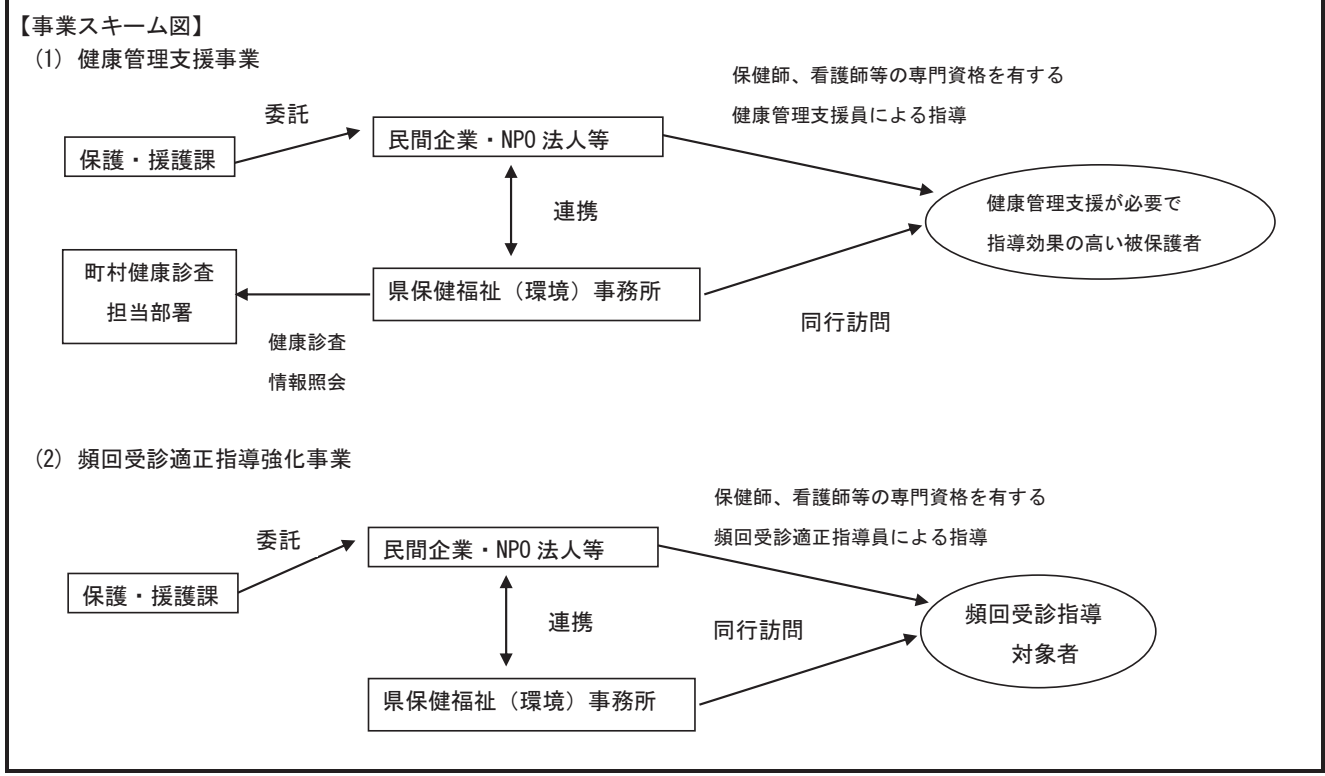
1 事業のねらい・目的

- 生活保護受給者に対する健康管理支援により、生活習慣病の重症化を予防し、生活保護受給者の自立を促進させる。
- 頻回受診者に対し、適正受診の指導を行うことにより医療扶助の適正化を図る。

2 事業概要

(1) 健康管理支援事業
保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を健康管理支援員として派遣し、以下の支援・指導を行う。
 ・生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析
 ・健診未受診者に対する受診指導
 ・生活習慣病(糖尿病、脂質異常症、高血圧など)を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や、疾病に応じた日常生活(食事、栄養、運動予防など)の健康管理支援を行う。

(2) 頻回受診適正指導強化事業
保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を頻回受診適正指導員として派遣し、医療レセプトデータを分析の上、頻回受診指導対象者を抽出し適正受診指導を行う。



3 事業目標等 (1) 健康管理支援事業

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
健康管理支援者数(人)	目標	300	300	300	300	300
	実績	257	144	319	調査中	

【指標の考え方】
 ・レセプトや健診データ等により生活習慣病の改善が必要とされる者を中心に、年300人に対して支援を行う。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・生活習慣病(特に糖尿病)の罹患者に対して、早期に支援対象者の選定を行い、嘱託医や主治医への面談を支援員とケースワーカーの連携を基に実施したことで目標達成となった。

3 事業目標等		(2) 頻回受診適正指導強化事業					
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3
頻回受診指導による改善者割合(%) (総合計画)		目標	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績	59.9	81.5	69.9	調査中	
【指標の考え方】							
・ 頻回受診指導対象者の改善割合を指標とし、毎年度の改善割合を80%とすることを目標とする。							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
・ 指導対象者数はH30年度の119人から83人に大幅に減少しているものの、その中で高齢等の理由で指導内容の理解を得難く、改善困難なケースが残りつつあることにより目標未達となった。							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の健康管理支援については、健康管理支援員（保健師、看護師等）の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な支援ができた。 頻回受診者に対する適正受診指導については、頻回受診適正受診指導員（保健師、看護師等）の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な指導ができた。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対して健康管理支援にかかる助言を行うにあたり、健康管理支援員（保健師、看護師等）という専門職の派遣により効率的な支援が図られた。 頻回受診者に対する適正受診指導は、H29年度以前までケースワーカーが行っていたが、頻回受診適正受診指導員（保健師、看護師等）という専門職の派遣により効率的かつ効果的な指導が図られた。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	20,296	25,036	20,353	時間	1,397	1,413	1,393
(うち一般財源)	0	6,261	5,090	人件費(千円)	5,739	5,706	5,625

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築 (他の事業に組み替え) <input type="checkbox"/> 廃止)
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実施する現状の医療・健康管理状況のデータ分析の結果を用いて、地域ごとの詳細な健康課題並びに対象者を把握することで、さらなる支援方法の見直しを行う。 令和2年度から頻回受診指導対象者の年齢や傷病別の分析を行うことで、属性に応じた効果的な指導の実施につなげる。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 健康管理支援事業におけるデータ分析はR2年度で終了。(▲4,653千円) 健康管理支援事業の一環として頻回受診の適正指導を行うことで、従前の通院指導にとどまらず疾病に罹患する前段階である生活習慣の改善指導もあわせて実施する。 本庁は指導員と月次ミーティングを行うことで、指導員の意見を聴取し、翌月以降ケースワーカーと指導員がより円滑に連携して指導を行えるよう調整を行う。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H27
-----	---------------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	3	生活困窮者等の自立支援

1 事業のねらい・目的

家計収支の均衡が取れていないなど家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の視点から必要な情報の提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

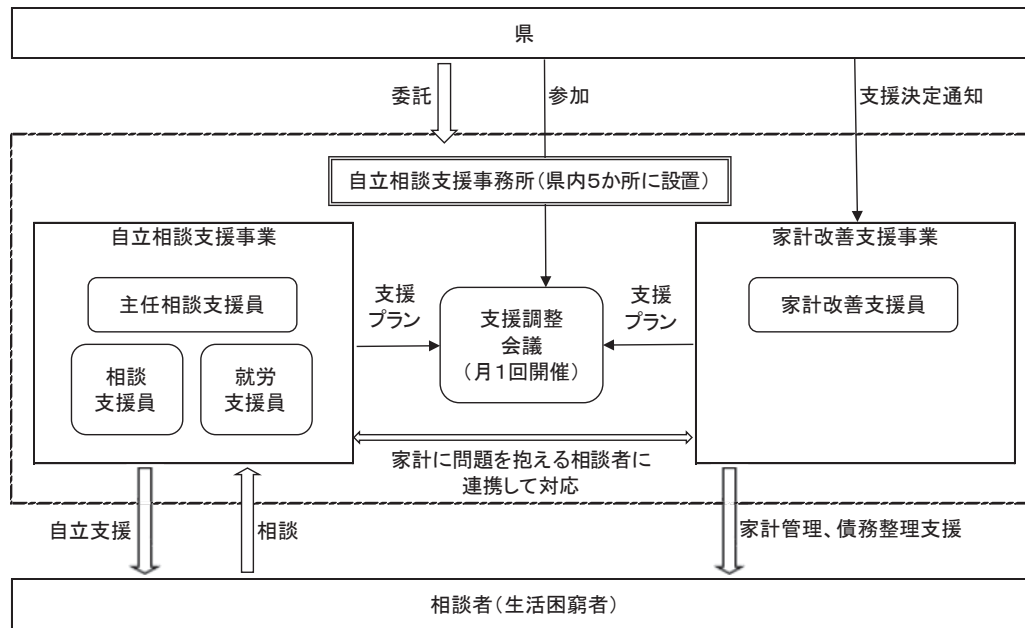
2 事業概要

生活困窮者自立支援法に基づき県内5か所に設置した福岡県自立相談支援事務所(郡部を所管)に家計改善支援員を配置し、相談者(生活困窮者)のうち家計に課題を抱えているものに対し、自立相談支援事業の相談支援員等と連携して、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。

【主な支援内容】

- ・家計管理に関する支援(家計表の作成支援、出納管理の支援等)
- ・滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ・貸付のあっせん

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
新規相談件数	目標	270	550	554	554	554	554
	実績	450	539	578	540		

【指標の考え方】

- ・新規相談件数を指標とした。
- ・平成28年度の実績が目標値を大幅に上回ったことから、平成29年度以降の目標値を上方修正した。
- ・平成28年度の新規相談支援事業の新規相談件数のうち32.6%が家計相談支援事業を利用していることから、自立相談支援事業の目標値に32.6%を乗じたものを目標値とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成30年10月から那珂川町が市となり、県所管でなくなった影響により、令和元年度は目標を14件未達。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ファイナンシャルプランナーなど専門的な知識を有した家計改善支援員が、家計に課題を抱える相談者に応じた個別の支援プランを作成し、家計管理に関する支援や税・公共料金などの滞納の解消に向けた支援、債務整理に関する支援をきめ細かく行うことにより、相談者の家計再生に寄与している。
	【事業の効率性】 ・家計改善支援事業と関連性の高い自立相談支援事業を同一の事業者へ委託し、両事業を一体的に実施することで、早期に税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化を図った。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R2 2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	21,670	21,800	21,930	21,931	時間	390	390	390
(うち一般財源)	7,190	7,267	5,483	7,310	人件費 (千円)	1,603	1,575	1,575

※当事業のR3予算は、一部前倒しでR2 2月補正予算で計上

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (<input type="radio"/> 完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	・新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により急増する家計改善支援業務に対応するため。
【見直し内容】	・各自立相談支援事務所の家計改善支援員の人数を倍増する(6名→12名)。(+21,930千円)

事業名	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H30
-----	---------------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	3	社会的に厳しい状況にある生活困窮者等を支える
	小項目	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進	施策	3	生活困窮者等の自立支援

1 事業のねらい・目的

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対する就労に向けた準備として、基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。

2 事業概要

ア 生活困窮者就労準備支援事業

- 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に応じた支援を実施する。

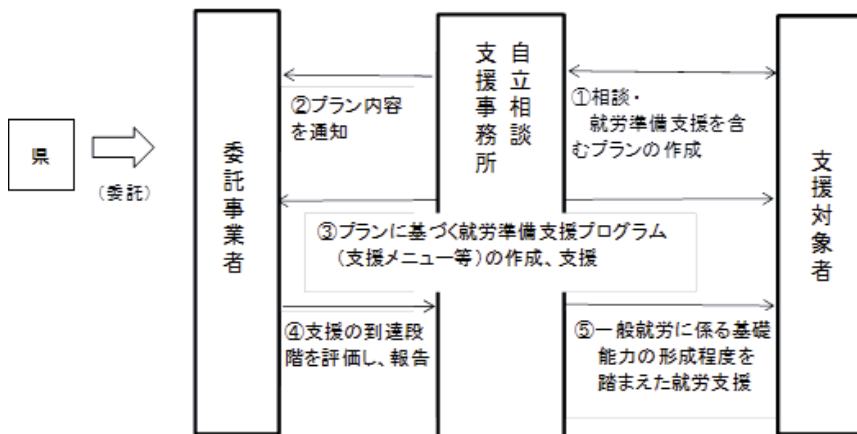
支援対象者及び支援内容

区分	対象者	支援内容
日常生活自立	生活習慣が身につけていない者 ・生活のリズムが崩れている	適正な生活習慣形成のための指導・訓練といった支援 ・起床・就寝、適正な身だしなみに関する支援員の助言や指導 ・適正な運動やバランスのとれた食事の摂取などに関する訓練(ウォーキングや調理実習) ・対象者が不安やストレスを感じる場面の状況把握や対処法への指導(個別診断、自己分析)
社会生活自立	社会的能力が不足している者 ・コミュニケーション能力不足 ・社会生活に慣れていない	人や社会との接点を作るとともに、社会的能力(コミュニケーション能力等)の習得への支援 ・挨拶の励行等、座談会(人と話す場)やコミュニケーション講座への参加 ・地域の事業所での職場見学 ・清掃、イベントの手伝い(受付、会場設営)といった地域ボランティア活動への参加
就労自立	一般就労に向けた実践的支援が必要な者 ・面接やビジネスマナーの知識不足 ・仕事の経験が乏しい	事業所等での就労体験の実施、一般雇用への就職活動に向けた技法等取得の支援 ・模擬面接の実施や履歴書等の作成訓練、求人票の見方やストレス解消法などの講座 ・事業所、店舗等における就労体験(清掃、配達、農作業、資料作成事務等の補助) ・知識や技法の取得(ビジネスマナーやパソコン講座等)

イ 生活困窮者アウトリーチ支援事業 (令和2年度新規事業)

- 県の自立相談支援事務所に訪問支援(アウトリーチ)を行う支援員を配置し、生活困窮者のうち、ひきこもり状態にある等、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者に対し、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援等を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
就労支援・就労に結びついた割合	目標	—	100%	100%	100%	100%
	実績		88.6%	80.4%		

【指標の考え方】
事業利用者の全てが事業利用終了後、就労支援又は就労に結びつくことを目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
事業利用者の中には支援開始後に途中で支援継続を辞退した者もいたが、支援終了した者の多くは、ハローワークでの就労支援や、就職に結びついている。

(1) 平成30年度
・H30年度事業利用者51名（H30年度支援35名…①（支援終了：31名…②、支援途中で辞退：4名）、翌年度まで支援継続16名）
→実績（②／①）：31人／35人＝88.6%

(2) 令和元年度
・前年度からの支援継続16名（R1年度支援16名…①（支援終了：12名…②、支援途中で辞退：4名）、支援継続中0名）
・R1年度事業利用者47名（R1年度支援30名…③（支援終了：25名…④、支援途中で辞退：5名）、支援継続中17名）
→実績（(②+④)／(①+③)）：37人／46人＝80.4%

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 直ちに就労に結びつくことが困難な者に対して、適正な生活習慣の形成をはじめとする支援プログラムを実施し、求職活動ができる状態になるよう支援することで、求職活動に入る者に加えて、就職に結びつく者も出ており、生活困窮者の自立支援に寄与している。</p> <p>※事業利用者 [平成30年度] ・平成30年度の新規利用者：51名、うち支援終了者：31名 （うち生活保護受給者等就労自立促進事業（HW事業）を利用：9名、就職：12名、その他（※）：10名）</p> <p>[令和元年度] ・平成30年度からの継続利用者：16名、うち支援終了者：12名 （うち生活保護受給者等就労自立促進事業（HW事業）を利用：1名、就職：1名、その他：10名） ・令和元年度の新規利用者：47名、うち支援終了者：25名 （うち生活保護受給者等就労自立促進事業（HW事業）を利用：9名、就職：7名、その他：9名）</p> <p>(※) その他…自立相談支援事務所による就労支援を利用、国の職業訓練を利用、県が認定する就労訓練事業所が実施する就労訓練を利用、自ら求職活動を実施 など</p>
	<p>【事業の効率性】 本県では、委託事業者の主体的な努力の促しや事業の実効性の向上を図るため、委託料の支払い方法について、成功報酬型を導入している。 （委託料内訳…①：基礎経費、②：支援決定に応じた成功報酬、③：支援終了者の状態に応じた追加報酬）</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	15,320	30,135	30,135	時間	377	377	377
（うち一般財源）	5,109	10,063	6,732	人件費（千円）	1,549	1,523	1,523

6 見直しの内容
<p>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>
<p>【上記の理由】 直ちに就労に結びつくことが困難な者に対して支援プログラムを実施することで、求職活動ができる状態になり、求職活動や就職に結びついている。 自立相談支援においては、ひきこもりや長期無業者に関する相談があり、就労を通じた支援を進める必要がある。</p>
<p>【見直し内容】 ・生活困窮者アウトリーチ支援事業の活用により潜在的な就労準備支援のニーズの掘り起こしを進め、利用者増を図る。</p>

R2年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若者就職支援センター事業 (旧：若者しごとサポートセンター事業)	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H16
-----	-------------------------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 2 安心して子育てができること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1 若者の就職支援 1 若者の就職支援（再掲）

1 事業のねらい・目的

- フリーター等不安定な雇用状態にある若者の能力を効果的に向上させ、新たな分野への興味を喚起させる。
- 企業との接点を数多く設定し求人数を拡大することにより、求職者と企業の出会いの場を多く設け、就職の促進を図る。

2 事業概要

1 きめ細かな相談支援

- 個別就職相談
相談窓口を県内4か所に設置（福岡、北九州、筑後、筑豊）し、専門の就職相談員による個別就職相談を実施
- 訪問型大学生等就活支援事業
大学生等を対象に、就職活動における個人面接や集団面接などを想定した個別指導や複数名でのグループ指導等を実施
- 就職ガイダンス
大学3年生等向けに、就職活動に関する基礎知識の習得に向けた就職ガイダンスを実施
- 就職後の若者のフォローアップ
若者の職場への定着を図るため、就職後における仕事やキャリア形成等の個別相談、県内企業における職場定着研修を実施

2 就職支援のためのセミナーの開催

- 就職支援セミナー
社会人スキルを習得させるため、自己分析・面接対策、グループワーク、OA研修等を実施
- 正社員就職応援セミナー
正社員としての職務経験が乏しい求職者の正社員就職を支援するため、自己分析・面接対策、業界・職種研究セミナー、企業交流会を実施

3 企業と求職者等の出会いの場の提供

- 合同会社説明会・面談会
求職者と県内企業のマッチングを促進するため、合同会社説明会・面談会等を実施
- 地元企業紹介事業
地元企業への理解を深めるとともに、企業規模や知名度にとらわれない職業選択を促進するため、学生（高校、大学等）を対象とした地元企業の経営者による授業や企業見学会・座談会を実施
- 学校と地元企業の交流会
学校と企業の出会いの場として、高校教員と地元企業の交流会及び大学等と地元企業の就職情報交換会を実施
- 社会人インターンシップ
就職氷河期世代の本意非正規雇用労働者等で正規雇用による就職を希望している者と人材不足に悩む県内企業のマッチングを促進するため、インターンシップを実施

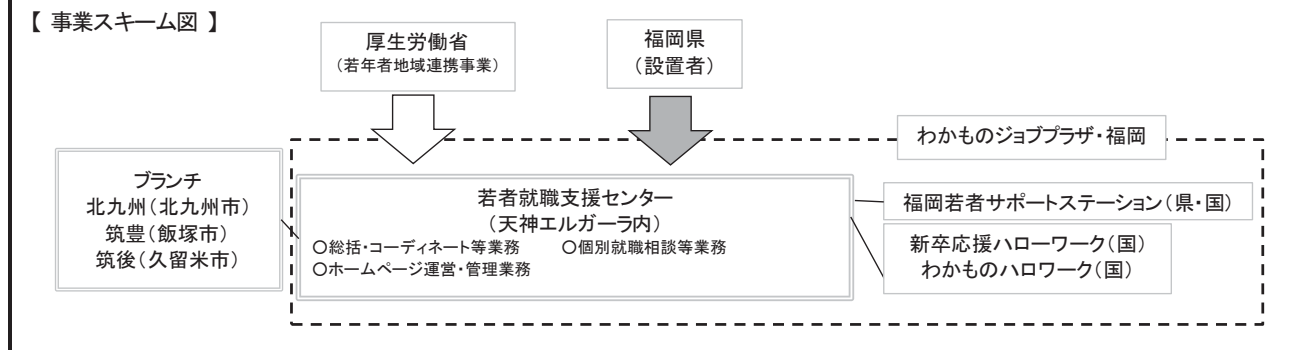
4 U I Jターン就職の促進

- 県外大学生のU I Jターン就職支援
東京圏等のU I Jターン就職支援協定締結大学等と連携し、大学等が主催するU I Jターン相談会へのアドバイザー派遣、業界研究会及び座談会を実施
- 転職イベントブース出展
転職専門の民間事業者が実施するイベントに福岡県ブースを出展し、U I Jターン就職を促進

5 人材不足分野への転職支援等マッチング支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った方々等の早期再就職及び人材不足分野（建設、福祉・介護、農業、運輸、警備、販売等）の企業の人材確保を支援するため、次の事業を実施

- 求人開拓
求人開拓専門員を配置し、人材不足分野の企業への採用コンサルティングや新たな求人の掘り起こしを実施
- ミニ面接会
企業と求職者が出会いの場を提供するため、県内各地域で企業3社程度が参加するミニ面接会を月4回実施



3 事業目標等									
【若者就職支援センター】									単位：人
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2(12月末)	R3	総合計画目標値
新規登録者数	目標	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	9,500	9,500	—
	実績	8,747	9,845	9,203	6,720	5,954	3,051	—	—
就職者数 (総合計画)	目標	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	7,400	7,400	37,000
	実績	6,015	6,293	7,390	5,471	4,499	1,966	—	20,373
※ H27-R1は「若者しごとサポートセンター」の実績、R2、R3及び総合計画目標値は「若者就職支援センター」の数値（「若者しごとサポートセンター」と「30代チャレンジ応援センター」の合計値）									
【30代チャレンジ応援センター】									単位：人
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
新規登録者数	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	—	—	
	実績	1,126	921	853	1,000	834	—	—	
就職者数 (総合計画)	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—	—	
	実績	913	780	620	560	577	—	—	
※ H27-R1は「30代チャレンジ応援センター」の実績、R2は「若者就職支援センター」の実績に計上									
【指標の考え方】									
・ 事業目的は、各種支援による若者の就職に係る能力の向上、県内企業との出会いの場の提供による就職の促進であることから、センターの「新規登録者数」とセンターの登録者のうち「就職した者の数」を指標とする。									
【目標達成状況、未達成のときはその理由】									
・ 新規登録者数は目標値9,500人に対し6,788人、就職者数は目標値7,400人に対し5,076人となっている。（「若者しごとサポートセンター」と「30代チャレンジ応援センター」の合計値）									
・ 本県の有効求人倍率は平成31年4月に1.62倍になるなど、雇用情勢の改善傾向が続き、結果としてセンターの新規登録者数が減少。その結果、出口の就職者数についても想定より減少したものの。									

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	・ きめ細かな相談支援やセミナーの開催、企業と求職者の出会いの場の提供等の支援を組み合わせることで、令和元年度は、目標には届かなかったものの、5,076人の就職につながっている。また、就職率についても7割以上を維持している。
	【事業の効率性】	・ 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等の意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 9月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	176,370	196,427	9,739	25,301	178,195	時間	3,921	3,921	3,921
(うち一般財源)	131,703	145,753	0	0	130,189	人件費(千円)	16,108	15,833	15,833

6 見直しの内容									
<input type="radio"/> 継続 (<input checked="" type="radio"/> 拡充) 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (<input type="radio"/> 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)									
【上記の理由】									
<ul style="list-style-type: none"> 本県の有効求人倍率は平成31年4月に1.62倍になるなど、雇用情勢の改善傾向が続いてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月の有効求人倍率は1.00倍となり、県内で新型コロナウイルス感染症が発生する前の1月時点の1.45倍と比べると、0.45ポイント低下している。 令和2年度については、4月及び9月補正でセンターの機能を強化したが、雇用情勢は全体として弱い動きとなっており、センターの担う役割の重要性が増している。 									
【見直し内容】									
<ul style="list-style-type: none"> 「若者しごとサポートセンター」と「30代チャレンジ応援センター」の統合による節減(▲12,750千円) 転職イベントブース出展については、新規事業である「ウェブ活用型就職支援事業」において、ウェブを活用して、より効率的に実施することとし、令和2年度で終了。(▲5,180千円) 令和2年度の補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の早期再就職及び人材不足分野(建設、福祉・介護、農業、運輸、警備、販売等)企業の人材確保を支援するため、求人開拓専門員の配置による企業への採用コンサルティング(求人要件緩和)や求人開拓、相談窓口における相談員の増員、県内各地域におけるミニ面接会の開催等、センターの機能を強化したところである。 令和3年度も引き続きセンターの機能を充実させ、離職者等の早期再就職及び人材不足分野企業の人材確保を支援していく。 									

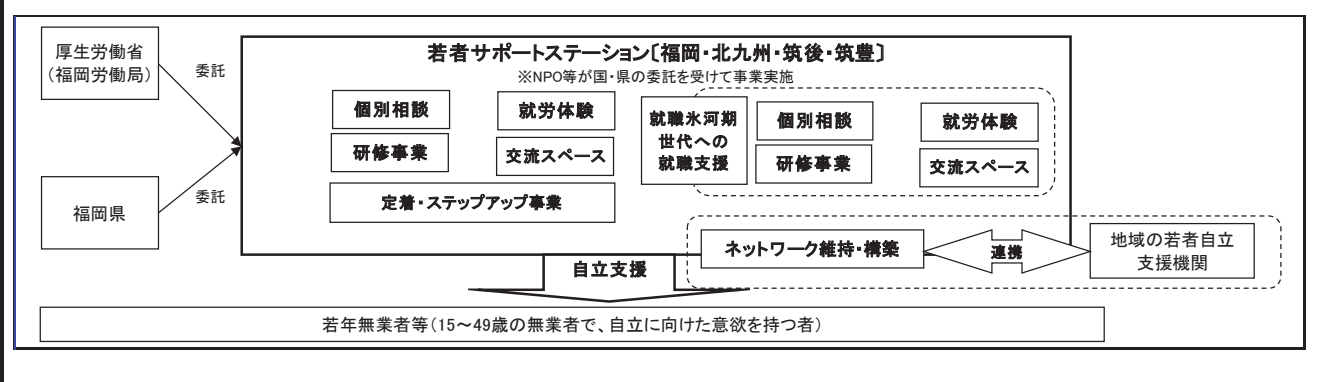
事業名	若者自立支援事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H18
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 2 安心して子育てができること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる	
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1 若者の就職支援 1 若者の就職支援 (再掲)	

1 事業のねらい・目的
 若者雇用促進法に基づき、15～49歳の学校を卒業・中退後あるいは仕事を辞めた後、一定期間無業の状態にある若年無業者等の若者の職業的自立を支援する施設である「若者サポートステーション」において、利用者の状態に応じた支援プログラムを実施し、就職や進学等、早期の進路決定を図る。

2 事業概要

- 1 個別相談**
- ① **キャリア相談(国事業)**
 キャリアコンサルタント等による個別相談
 【内容】
 ・ 個人の状況の把握(現状、職歴の把握)
 ・ 自立できない要因の整理
 ・ 目標の設定と課題の克服
- ② **心理相談**
 臨床心理士等の心理専門職による個別相談、グループカウンセリング
 【内容】
 ・ 知的障がい・発達障がいなどの疑いがある人等を対象に障がい特性の見立て
 ・ 心の問題を抱えた利用者の問題改善に向けた継続的支援
- ③ **ボランティア体験**
 企業での就労体験に自信を持ってない利用者について、ボランティアへの参加を促し、自信を付与
- ④ **交流スペースでの支援** ※福岡、北九州のみ
 定期的(週3日程度)に交流スペースでの支援を実施し、各支援事業の補完的機能を持たせ、利用者の活動停滞を防止
 ≪交流スペースでの支援メニュー≫
 ○予約不要の簡単な個別相談
 急いで相談したいが予約がとれない場合等に短時間の相談対応を実施
 ○利用者同士の「雑談」練習
 同じ悩みを持つ人と率直に話すことで、前向きな活動に繋げる
 ○個別就職活動支援
 パソコンを使って会社情報の収集、履歴書、自己PR書作成を行う場を提供し、個別指導を行う。
 ○軽作業
 サポステ事務局や受託団体本体の広報物発送業務や、サポステ広報資料作成業務等をグループで行い、集団での作業を学ぶ。
- ⑤ **定着・ステップアップ事業(国事業)**
 支援により就職した利用者に対し、職場定着のためのフォローや、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援
 【内容】
 ・ 定着・ステップアップ相談、セミナー
- ⑥ **地域の若者支援機関とのネットワーク維持・構築**
 県内4サポステ体制が整ったことを踏まえ、地域の関係機関(ひきこもり支援機関、発達障がい支援機関、ハローワーク等)との連携強化、ノウハウ共有のため、情報交換会等を実施
 【内容】
 ・ 地域の関係機関との情報交換会の開催(県内4地域×年2回)
 ・ 県内関係機関連携会議、県内サポステ合同会議の開催(年各1回)
- 2 研修事業**
- ① **グループワーク**
 対人関係の不安解消、生活習慣の改善等を目的とした訓練
 【内容】
 ・ ゲーム、レクリエーション等を通じたコミュニケーション訓練 等
- ② **基礎能力習得講座**
 就労に向けたより具体的な訓練
 【内容】
 ・ 発声練習、グループディスカッション
 ・ ビジネスマナー
 ・ 履歴書の書き方、面接訓練 等
- ③ **家族セミナー(サポステPR+講演+保護者交流会)**
 若年無業者等の問題で悩みを抱える保護者等に対する支援
 【内容】
 ・ 若年無業者・ひきこもり等に関する専門家による講演
 ・ サポステ事業のPR
 ・ 家族同士の交流会
- 3 就労体験**
- ① **職場体験・就労支援事業(国事業)**
 働く自信を付与するため、企業等において**長期**の就労体験を実施
- ② **就労体験(県事業)**
 働く自信を付与するため、企業等において**短期**の就労体験を実施
 【内容】
 ・ 利用者に合わせた就労体験受入企業の開拓
 ・ 体験先企業と利用者間のコーディネート、事前、事後の研修

【事業スキーム図】



成果指標		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
就職者数 (進路決定者数含む)	目標	200	450	450	450	450	450	450	450	450
	実績	432	563	569	566	370	300	349	241	

※R2は12月時点

【指標の考え方】

- ・本事業は、若年無業者等の若者の職業的自立を目的としているため、本事業の支援を受けた結果、就職、職業訓練、進学等、若年無業者状態から脱した実人数である進路決定者数を成果目標とする。
- ・県内4か所にサポステを設置した平成25年度の実績を踏まえて目標値を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・進路決定者数の目標値450人に対し、実績値349人となった。
- ・本県の有効求人倍率は平成31年4月に1.62倍になるなど、雇用情勢の改善傾向が続き、結果として新規登録者数が前年比で、131人減少。その結果、進路決定者数についても想定より減少したものの。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・進路決定者数は、平成18年8月以降累計で4,124名、新規登録者数は6,928名にのぼる。(R2.12末現在) ・県内4か所(福岡・北九州・筑後・筑豊)に設置したサポステにおいて地域に密着した個別相談や就労体験等の支援を行った結果、令和元年度の進路決定者数は349名、進路決定率も7割を超えており、若者の職業的自立の支援の一助となっている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・県担当者、各サポステスタッフ、委託事業者が出席する会議を定期的開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について協議し、事業効率化を図っている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	33,343	38,665	42,095	時間	5,281	5,281	5,281
(うち一般財源)	33,343	34,690	38,120	人件費(千円)	21,695	21,325	21,325

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの))	<input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)
<input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・本県の若年無業者が15～34歳人口に占める割合は3.2%(33,400人)と全国平均2.3%に比べて0.9ポイント高くなっている。(平成29年総務省統計局「就業構造基本調査」より ※調査頻度：5年に一度)。 ・一般的に、若年無業者期間が長期化し年齢が高くなるほど就職に不利となるため、将来的に生活保護受給者となる可能性が高まる。若年無業者等の若者の早期自立を後押しするため、国が措置する基盤的な事業と一体的に、地域の実情に合わせて県事業を実施し、効果的な支援を行う必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により試行的に実施したオンラインによる相談や研修について、利用者のニーズや現場の相談員の声を踏まえながら、福岡労働局とも連携して、今後のオンライン支援のあり方について検討していく。 ・サポステの新規登録者の増加を図るため、広報を強化する(3,975千円)。 	

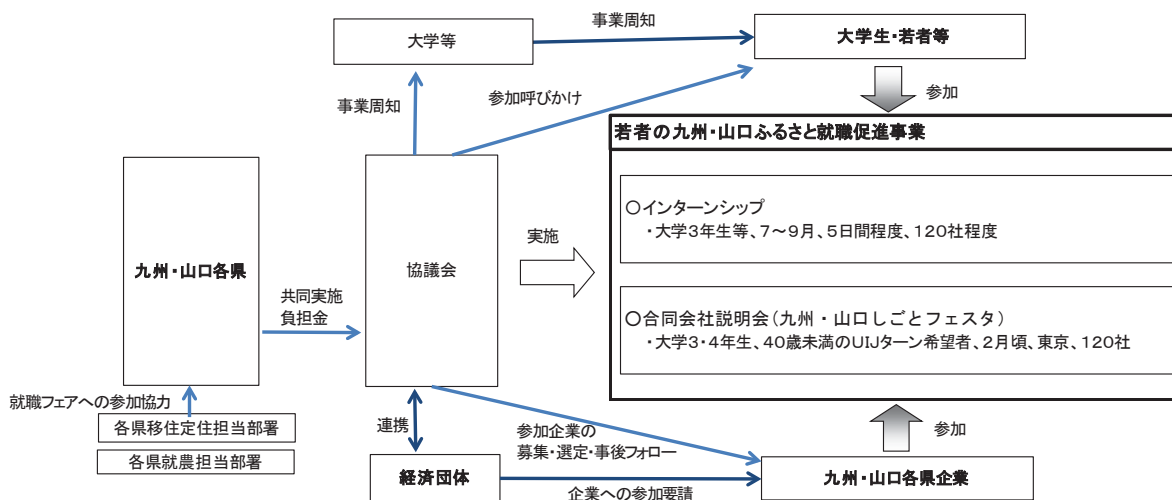
(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若者の九州・山口ふるさと就職促進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課		事業 開始年度	H27
総合 計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 2 安心して子育てができること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 1 安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる			
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1 若者の就職支援 1 若者の就職支援 (再掲)			

1 事業のねらい・目的	東京圏等からの若者人材の九州・山口への還流と地域定着の促進を図る。
2 事業概要	<p>1 合同会社説明会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京圏の大学生等及び40歳未満のUIJターン就職希望者を対象に、九州・山口各県が共同で合同会社説明会を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・参加企業約120社 (各県約15社) + 各県ブース2~3 ※全体で約150ブース ・各県、就職のほか就農、移住・定住に関する相談を実施し、各県の魅力などの情報を発信。基調講演、就活ミニ講座の開催。 ・参加者 (学生) 向け事前セミナー (九州・山口で働く・住むをテーマ) UIJターンへの意欲向上を支援。 ・参加企業向け事前セミナー (東京圏と九州・山口の採用活動の違いや効果的なプレゼン方法等) により人材確保を支援。 ○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の終息が不透明な現状を踏まえ、九州・山口各県においてウェブを活用した企業説明会等「新しい生活様式」を踏まえた取組みを実施し、九州・山口各県の連携による事業は令和3年度以降に実施することとなった。 <p>2 インターンシップの実施 (7~9月) ※福岡県単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京圏等の大学3年生等を対象に、夏季休暇等を利用した福岡県企業への短期間 (5日間程度) インターンシップを実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象: 東京圏等の大学3年生等 (1~2年生も可)、計20名 ・参加予定者を対象に、マナー習得などの事前セミナーを実施。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
インターンシップ、合同会社説明会等参加者数	目標	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	実績	331人	772人	852人	1,083人	976人	-
うち九州・山口内企業への就職者数	目標	20人	100人	100人	100人	100人	100人
	実績	37人	81人	152人	205人	356人	-

【指標の考え方】

- ・本事業は九州地域戦略会議で策定された「九州創生アクションプラン」(H27～R1)の事業の一環として実施しており、目標は九州・山口各県で協議のうえ決定。R2年度については「第2期九州創生アクションプラン」の事業としてを九州・山口各県で協議することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響によって今年度は共同事業は実施しないこととしたため、目標は設定していない。
- ・東京圏等の若者を対象にしたインターンシップ、合同会社説明会等の参加者数 1,000人を目指す。
九州・山口各県から東京圏への進学者 7,190人(沖縄除く) × 14.1% = 1,000人
※他県実績の最高値14.1%を目標とする。
- ・インターンシップ、合同会社説明会等参加者の九州・山口各県内企業への就職者数年間100人を目指す。
上記参加者1,000人 × 10% = 100人
(H27年度は1,000人 × 43% (既卒者参加率) × 6% (既卒者就職率) × 70% (1月以内の内定率) = 20人)
※他県実績の最高値11.2%→約10%を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

民間主催転職イベントへ出展したが、イベント全体の来場者数が減少したことに伴い、九州・山口各県ブースへの来場者数が減少したものの。

4 【事業の有効性】

・本県においても、生産年齢人口(15歳～64歳)は年々減少、また、老年人口(65歳～)は増加基調にある。さらに、人口移動を年齢階級別にみると、就職時期にあたる20代前半では、転出超過となっており、本県は東京都への転出割合が高い。
・一方、民間企業の調査によると、県外の大学に進学した者の58.6%がUターン就職を希望していることから、U I Jターン就職支援の有効性は高い。

【事業の効率性】

・Uターンを目的とした首都圏の学生に対する就職マッチング事業は、これまでも九州・山口各県が単独で実施してきたところであるが、九州・山口各県が連携し広域で発信することにより、移住、就農など地域の特性に応じた多様な受け皿に関する情報を骨太で発信することが可能となる。
・学生等にとっては、企業・地域の魅力や情報を一度に収集できることから就職・移住の選択肢が拡大。Uターンだけでなく潜在的なI Jターン就職の機会拡大につながる。企業にとっても、九州・山口一体となって発信することにより、幅広い多様な人材(適材)を確保することができる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	10,015	8,244	—	時間	2,835	2,835	—
(うち一般財源)	5,302	4,597	—	人件費(千円)	11,647	11,448	—

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

本事業は平成27年10月に九州地域戦略会議で策定された「九州創生アクションプラン」(しごとの場づくりプロジェクト)の一環として実施してきたが、当該プロジェクトの期間が令和元年度で終了したところである。
令和2年度からは「第2期九州創生アクションプラン JEWEL S+」として実施しているが、令和3年度以降の具体的な事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今後九州・山口8県で協議のうえ検討していくこととしている。

【見直し内容】

特になし

事業名	東京圏からの移住・就業支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課 企画地域振興部 広域地域振興課	事業開始年度	R1
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
		2	安心して子育てができること		1	安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる
	小項目	1	求職者の状況に応じたきめ細やかな就職支援	施策	1	若者の就職支援
		1	若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進		2	中高年の就職支援
					1	若者の就職支援 (再掲)

1 事業のねらい・目的

- 国(内閣官房・内閣府)は、東京圏の一極集中是正を目的として、東京23区から東京圏以外へのUIJターン就職を後押しする取組みを創設。具体的には、地方創生推進交付金(国1/2)を活用し、各自治体が東京23区居住者又は通勤者と地元企業との「マッチングサイト」を開設。
この仕組みを利用して東京圏以外に移住し、就職した者に「移住支援金」を支給するもの。
- このスキームを活用し、東京23区からの移住者の経済的負担を軽減することで、移住を促進し県内企業の人材確保に繋げるもの。

2 事業概要

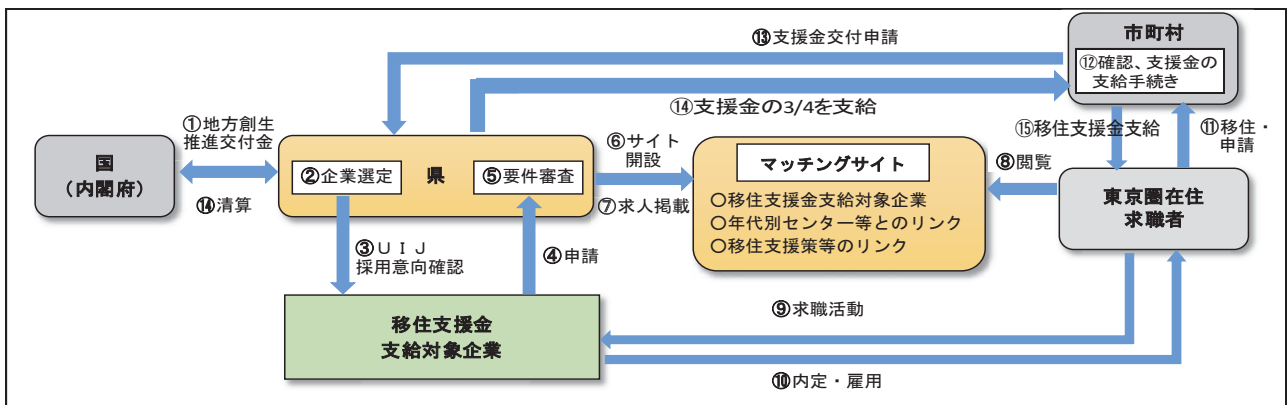
- マッチングサイトの開設及び求人開拓(労働政策課で実施)
 - 東京23区からのUIJターン採用を希望する企業の情報を、一元的に管理し発信する「マッチングサイト」を開設。(国1/2、県1/2)
 - 「移住支援金」の支給対象企業(資料2:約3千社)に働きかけ求人開拓を行う。意向調査でUIJターンの意向を確認し、求人を依頼する。(2千社程度を想定)
 - 国主導で行う全国統一での求人情報オープンデータ化に対応し、開拓した求人企業に、求人の出し方の指導・チェックを行う。
 - 求人企業の効果的な情報発信を支援するため、待遇や従業員数などの基本情報に加え、企業の魅力や求める人材像を分かりやすく伝えるための求人広告の作成を支援。
 - サイト開設に当たっては、「年代別・対象別就職支援センター」や「よかとこ移住相談センター」等の既存サイトとのリンクを図り、効果的に情報を発信。
- 移住支援金の支給(広域地域振興課で実施)
 - 上記マッチングサイトを利用し、県内に移住のうえ「移住支援金」対象企業に就職した東京23区在住者(新規学卒者を除く)に対し、移住支援金を支給する。(国1/2、県1/4、市町村1/4)
 - 移住支援金については、移住に伴う引越しなどに関し、様々な費用負担等が発生することを踏まえ、定額(100万円/1人、単身世帯は60万円/1人)とする(100名/年を想定)。
(参考)単身世帯割合48%=83/173組(よかとこ移住相談センター実績)
 - 県内に5年以上の居住意思を示す者を対象とし、雇用後3か月以上経過後に支給。

資料2 移住支援金支給対象企業の考え方

【国の要件】
地域経済への波及効果等の観点から、地域にとって重要な位置付けにあるものとして都道府県が選定する以下の中小企業
・資本金10億円以上の企業でないこと
・みなし大企業でないこと
・勤務地及び本店所在地が一都三県の外であること等

【対象企業案】
県の戦略産業として位置付けている下記の業種のうち、県が設置する協議会等の構成員企業とする。(約3千社)
①自動車 ②水素・燃料電池 ③ロボット
④軽量Ruby ⑤再生可能エネルギー ⑥有機EL ⑦医療福祉機器 ⑧航空機 ⑨バイオ ⑩食品製造 ⑪IoT
その他市町村等が地域経済に寄与するものとして推薦する企業についても対象とする。

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
	成果指標		R1	R2 (12月末時点)	R3	R4	R5	R6
マッチングサイトに新たに掲載された求人数	目標	180	320	320	320	320	320	
	実績	212	139					
移住就業者数	目標	30	100	100	100	100	100	
	実績	0	1					
【指標の考え方】								
<ul style="list-style-type: none"> 「マッチングサイトに新たに掲載された求人数」について、本事業の対象となる法人は福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略において戦略産業としている成長産業分野（自動車・航空機関連産業、バイオ・メディカル・有機EL関連産業、ロボット関連産業、IoT・ソフトウェア関連産業、水素・燃料・再生可能エネルギー関連産業、食品製造関連産業）を主なものとしている。県が設置する成長産業分野に関連する協議会等の構成員企業は約3,000社である。また、（独法）労働政策研究・研修機構が実施した「企業の多様な採用に関する調査（H29）」において、中途採用の意向のある企業は59.4%である。よって3,000社の59.4%（1,782社）に基づき、概算で事業全体の目標を1,780件（1社につき1件の求人）と設定した。なお、初年度である2019年度については予算措置の時期等も踏まえ、180件とし、残りの各年度を320件（1,600件/5年）とした。 「移住就業者数」について2015年の国勢調査によれば、福岡県の人口は約510万人であり、東京圏を除く43道府県の人口の合計9,100万人に対する割合は、5.6%である。国の1年あたりの目標10,000人の5.6%は560人となる。一方、福岡県における他県からの転入者は約10万人であり、このうち世帯主として期待される35～44歳の人数は1万5000人程度であり、割合は15%であることから、560人の15%（84人）に基づき、概算で100人と設定した。なお、初年度である2019年度については、予算措置の時期等も踏まえ、30人とした。 								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】								
<ul style="list-style-type: none"> R1年度の求人数は目標を達成。 移住就業者数については、事業開始が10月となったため移住支援金の申請期間が短くなったことや、支給対象者の要件が「東京23区に5年連続して在住又は通勤する」と厳しい要件となっていたこと等により、実績につながらなかったもの。 								

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房の「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査」（令和2年3月）によると、東京圏在住者（20～59歳）の49.8%が「地方暮らし」に関心があると答えており、そのうち60.3%が発信してほしい情報として「仕事、就職に関する情報」と回答している。「マッチングサイト」はUIJターン採用を希望する企業の情報や「よかところ移住センター」といった移住支援に係る情報を掲載することによって、東京圏から本県にUIJターンを希望する者のニーズに対応するものとなっている。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 県担当者と委託事業者との間で定期的に協議を行うことにより、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、事業の効率化を図っている。

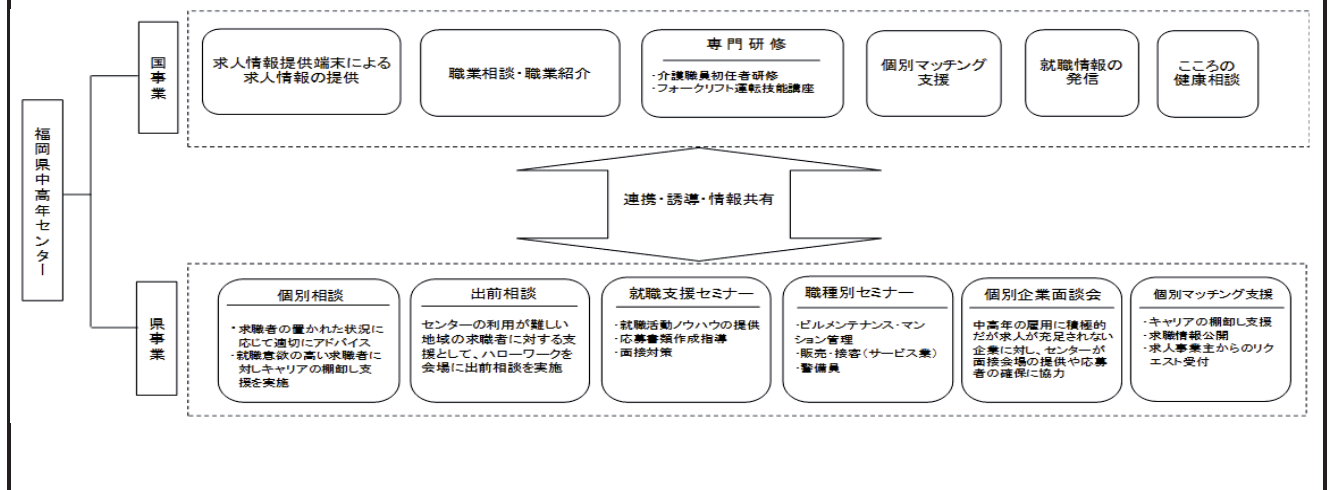
5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	20,247	77,419	133,445	時間	1,967	1,967	1,967
（うち一般財源）	10,124	28,710	86,723	人件費（千円）	8,081	7,943	7,943

6 見直しの内容	<p>継続（<input checked="" type="checkbox"/> 拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、本県のふくおかよかところ移住センターの相談件数が前年比で約6割の増加となるなど地方への移住の関心が高まってきていることから、国の地方創生推進交付金を活用し、本事業を継続するとともに県独自に支援対象者を拡大する。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏において開催される移住関連のフェアやセミナー、UIJターン就職イベント等においてチラシの配布・配架、出展ブースでの宣伝を実施し、周知の強化を図る。 マッチングサイトに掲載される求人企業の魅力が伝わるよう、情報発信を工夫する。 移住支援金の支援対象者を県独自に拡大し、他自治体との差別化を図ることで本県への移住を促進する。 拡大する内容としては、移住元の対象地域を3大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）に拡大するとともに、対象職種に本県の人材不足分野である医療福祉、農林漁業を追加。 次年度から「1 マッチングサイトの開設及び求人開拓」と「2 移住支援金の支給」については、分けて評価することとし、「2 移住支援金の支給」については、「福岡県移住・定住促進費」にて評価を行う。

事業名	中高年就職支援センター事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H21
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる	
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	施策	2	中高年の就職支援	

1 事業のねらい・目的	<p>県と国が共同で「福岡県中高年就職支援センター」を設置。県は専門のアドバイザーによる個別相談コーナーを、国は職業相談、職業紹介機能を有するコーナーを設置するとともに、その他就職に役立つ各種支援を一体的に実施することにより、中高年求職者の早期再就職を支援する。</p>
2 事業概要	<p>(1) 個別就職相談 中高年センターに専門のアドバイザーを配置し、きめ細かな個別就職相談を実施する。また、県内各地域の求職者に対しては、ハローワークや市町村に出向いての出前相談（県内17箇所）を実施する。</p> <p>(2) セミナーの開催 ① 就職支援(基本)セミナー 「就職活動のポイント」「応募書類作成の方法」「面接対策(ロールプレイング)」等、座学と演習を組み合わせた2日間の就職支援セミナーを実施する。 ② 職種別セミナー 仕事内容に関する基礎知識を付与し、職種転換の判断材料とするとともに、仕事について理解不足のまま応募を繰り返すことによる求職活動期間の長期化を防止する。(ビルメンテナンス(マンション管理)、販売・接客(サービス業)、警備員の3コース)</p> <p>(3) ハローワークと連携した個別マッチング支援 就職意欲及び緊要度が高い求職者に対して、アドバイザーが対象者の希望条件、経験及びスキル等の情報を整理し、本人の同意を得てセンターHPへ当該情報を公開。なお、求人事業所からリクエストがあった場合は、ハローワークと連携して、求人者と対象者の面接の場の設定等により、マッチングを実施する。</p> <p>(4) 個別企業面接会の実施 中高年求職者の雇用が見込まれる1社単独の面接会をセンター内で実施する。</p> <p>(5) 事業主向け個別相談の実施 人材確保に苦慮している事業主を対象に、中高年者の雇用状況、活用メリットの提供等中高年者の人材活用に関する個別相談を予約制で実施する。</p> <p>(6) 人材不足分野への転職支援等マッチング支援の強化 新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った方々等の早期再就職及び人材不足分野(建設、福祉・介護、農業、運輸、警備、販売等)の企業の人材確保を支援するため、次の事業を実施。 ① 求人開拓 求人開拓専門員を配置し、人材不足分野の企業への採用コンサルティングや新たな求人の掘り起こしを実施する。 ② 就職促進セミナー 人材不足分野で働くことの魅力を理解し、応募意欲を高めてもらうための求職者向けセミナーを開催する。 ③ ミニ面接会 企業と求職者の出会いの場を提供するため、県内各地域で企業3社程度が参加するミニ面接会を月4回実施する。</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等		R2は12月末現在						
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	総合計画 最終目標値
中高年センター利用者の就職者数 (総合計画)	目標	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	14,000(H29~R3)
	実績	3,014	3,131	3,138	3,100	1,616		10,437
出前相談利用者の就職者数(内数)	目標	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	実績	1,109	1,166	1,209	1,214	635		

【指標の考え方】

- 目標値はH27年度の実績(就職者数3,070人、うち出前相談利用者の就職者数1,107人)を踏まえて設定したもの。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- R1年度のセンター利用者の就職者数は3,100人(目標2,800人)、出前相談利用者の就職者数は1,214人(目標1,100人)とともに目標を達成。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 中高年センターは県・ハローワークが一体的支援を実施する施設であり、県の個別就職相談により就職可能性を高めた上で、ハローワークのあつ旋サービスにつなげるという連携体制を構築している。それぞれの窓口で求職者の状況に応じて適切な窓口へ誘導が行われており、併せて各窓口で共通の認識の下、求職者にとって有効な支援内容(就職支援セミナー、専門講座、個別企業面接会等)の提案、案内が行われており、就職者数の実績向上につながっている。 出前相談についてもハローワークの協力を得て庁舎内でのチラシの配架や職業相談窓口からの誘導により利用者数を確保するとともに、ワンストップによりハローワークのあつ旋サービスにつなげることで就職者数の実績向上につながっている。また、各地域で実施している就職支援セミナーについても、出前相談とセットで受講することで就職可能性の向上が見られる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等の意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 9月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	54,521	55,074	3,129	46,727	45,834	時間	1,600	1,600	1,600
(うち一般財源)	33,739	34,048	0	0	29,394	人件費(千円)	6,573	6,461	6,461

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の有効求人倍率は平成31年4月に1.62倍になるなど、雇用情勢の改善傾向が続いてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月の有効求人倍率は1.00倍となり、県内で新型コロナウイルス感染症が発生する前の1月時点の1.45倍と比べると、0.45ポイント低下している。 令和2年度については、4月及び9月補正でセンターの機能を強化したが、雇用情勢は全体として弱い動きとなっており、センターの担う役割の重要性が増している。 <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別就職相談、セミナーの運営体制の見直しによる節減。(▲9,172千円) 令和2年度の補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の早期再就職及び人材不足分野(建設、福祉・介護、農業、運輸、警備、販売等)企業の人材確保を支援するため、求人開拓専門員の配置による企業への採用コンサルティング(求人要件緩和)や求人開拓、相談窓口における相談員の増員、県内各地域におけるミニ面接会の開催等、センターの機能を強化したところである。 令和3年度も引き続きセンターの機能を充実させ、離職者等の早期再就職及び人材不足分野企業の人材確保を支援していく。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	外国人材を受け入れる企業に対する支援事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	R1
-----	----------------------	-------	-------------------	------------	----

総合計画	10の事項	1	活力あふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	3	安心して働くことができる環境の整備	施策		

1 事業のねらい・目的

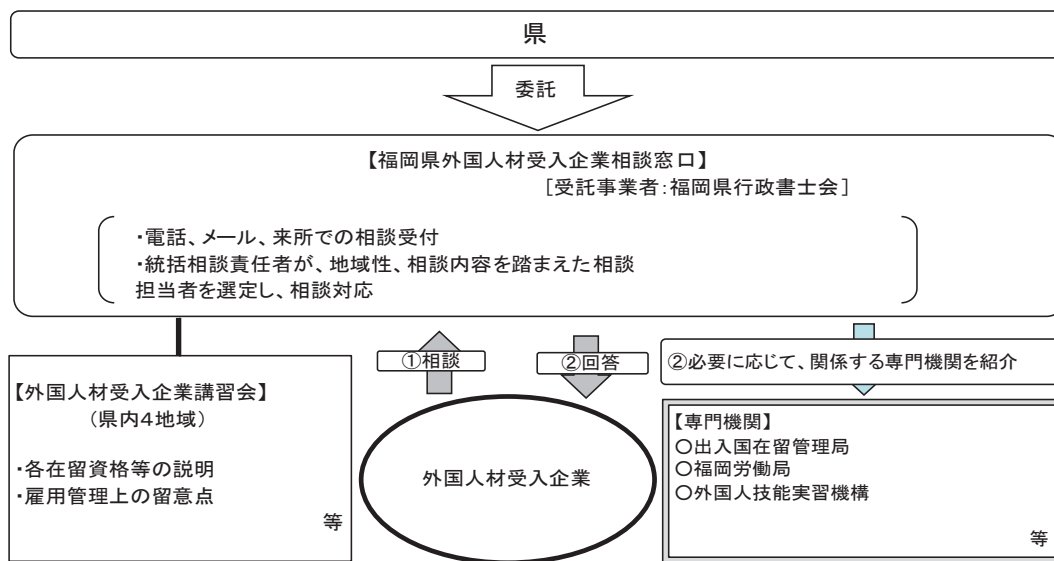
○外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、事業主が遵守すべき法令や雇用管理について啓発、各企業の相談対応

2 事業概要

1 外国人材受入に係る企業向け相談・支援体制の構築
 ・外国人材の受入に際しては、特定技能制度や技能実習制度等、理解・遵守すべき法令等が多岐に亘ることから、企業向けの相談・支援体制を構築。
 ・入国管理局や外国人機能実習機構、福岡県留学生サポートセンター等と連携し、企業を適切にリファー。

2 外国人材活用に係る企業講習会の実施
 ・県内4箇所で外国人材活用における労働基準関係法令や雇用管理等に関するセミナー開催する。併せて、各企業の課題解決のため個別相談会を行う。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	合計
支援企業数 (延べ)	目標	500	1,000	1,000	2,500
	実績	380	集計中		

【指標の考え方】

- ・企業向け相談窓口の設置や企業講習会の開催により、支援を行った企業数(延べ)を指標として設定する。
- ・3年間で、福岡県内の3割以上の外国人雇用事業所に支援を行うことを目標とする。
(参考: 目標数値の設定根拠)
6,621事業所(平成29年度) × 0.3 = 1,986事業所 < 2,500事業所

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和元年度実績について、目標に達していない。
- ・上記の要因としては、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、講習会及び出張相談会について予定していた回数を実施できなかったことが考えられる。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業向け窓口において、関係法令に精通した相談員による相談対応により、外国人雇用に際し企業の抱える疑問の解消や、県内企業における外国人材の適正な受入の促進を図ることができた。 ・企業向け講習会・出張相談会の実施により、県内企業への外国人雇用に係る法令等の周知を図ることができた。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県担当者と委託事業者との間で定期的に行う打ち合わせの中で、事業の進捗状況や、事業実施における課題とその解決策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	7,113	10,075	16,422	時間	930	1,300	1,734
（うち一般財源）	3,556	5,038	12,271	人件費（千円）	3,821	5,250	7,001

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (<input type="radio"/> 拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の技能実習実施者による労働基準関係法令違反は、年々増加傾向にあるため、当事業の継続により、引き続き県内企業への外国人受入に関する各種法令の周知を図っていく必要があること。 ・技能実習制度が適正に運営されるためには、受入企業に対する支援を行う監理団体の役割が一層重要となり、県としても監理団体の業務が適切に実施されるための支援を新たに実施する必要があること。 ・県が設置する「外国人材受入対策協議会『労働環境部会』」において、外国人材受入れの具体的なイメージを持っていない企業が多いため、外国人材の適正な就労環境から見た好事例の収集に取り組むべきとの方向性で一致したこと。
<p>【見直し内容】</p> <p>既存の取組みに加え、下記の取組みを令和3年度より新たに実施する予定。</p> <p>(1) 県内監理団体に対する研修・啓発 令和2年度実施の監理団体向け調査により把握された課題やニーズ等をもとに、県内監理団体相互の研鑽を目的としたセミナーを開催し、監理団体業務における課題の解消や、団体の実情にあった効果的な取組みについての理解を深める。</p> <p>(2) 福岡県内の外国人受入好事例の収集及び発信 外国人材の適正な労働環境及び活躍の場について具体的なイメージを持ってもらうため、働いている場面やコミュニケーション（言語）の工夫等について、外国語字幕付動画を作成し発信するとともに、合わせて事例集として取りまとめ配布する。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	企業における働き方改善推進事業 (働き方改革推進事業)		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	3	安心して働くことができる環境の整備	施策	1	ワーク・ライフ・バランスの推進

1 事業のねらい・目的

働き方改革は、若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりを目指す取組みであり、人材不足による倒産が懸念される地方の中小企業にとって、人材の確保・定着や業務効率化等にも資するものである。

県では、これまで県全体での気運醸成や先駆的事例の創出等の取組みを推進してきたが、今後は気運醸成から具体的な取組みの実践に導き、企業の自主的・自立的な取組みを進められていくものへと移行させていく必要がある。

このため、県内各企業の働き方改革の取組みを進めるため、魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を県内4地域で開催し、参加企業に対し、取組みの支援を行うとともに、実践企業へのフォローや県サイトを使用した情報発信を図る。

2 事業概要

<企業の取組みを促進>

(1) 働き方改革地域実践事業 (R2~)

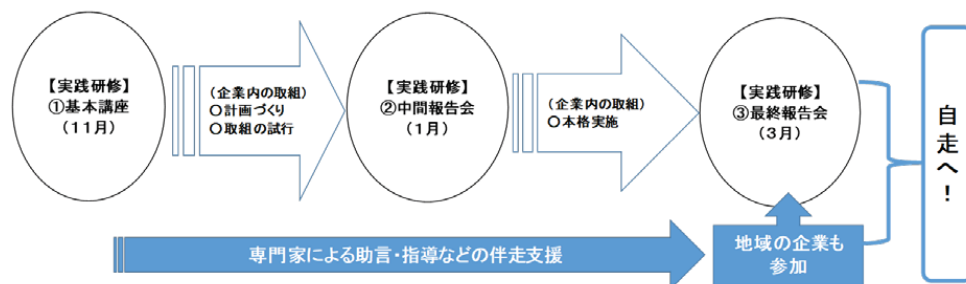
働き方改革に取り組もうとする企業を支援するため、魅力ある職場づくりに向けて、企業内での「働き方改革」の取組みの議論・検証を行うワークショップを県内4地域で開催するほか、アドバイザーの伴走支援により、企業内での取組みを実践までつなげる。

(2) 働き方改革実践企業 (よかばい・かえるばい企業) サポート事業 (R2~)

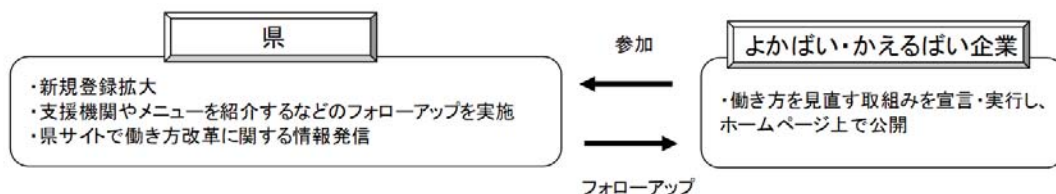
働き方改革の取組みを宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」の新規登録拡大を図るとともに、取組みに隘路がある企業については、適切な支援機関やメニューを紹介するなどのフォローアップを実施する。

【事業スキーム図】

○働き方改革地域実践事業スキーム



○働き方改革実践企業 (よかばい・かえるばい企業) サポート事業スキーム



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
「働き方改革」の取組みを実施した企業数	目標	300社	300社	300社	300社	300社
	実績	157社	169社	362社		

【指標の考え方】

「子育て応援宣言企業」登録制度において、開始(平成15年9月)からおよそ4年経過(平成20年3月)した登録企業数が1,424社であったことから年間当たりの企業数を算出

1,424社 ÷ 4年7か月 = 300社

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度については、アドバイザー派遣により、長時間労働は正のためのクラウドサービス導入による業務効率化や育児・介護と仕事の両立のための柔軟な勤務形態の導入(テレワーク)など、アドバイザー派遣企業において働き方改革の具体的な取組みが促進されたほか、ふくおか・よかばい・かえるばいキャンペーンの実施により、働き方改革に取り組む企業は362社となり、目標を達成した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴い、今後、労働力人口はますます減少していく。若者を中心にワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を求める傾向にあり、企業が必要な人材を確保するためには、柔軟な働き方を可能とするなど、働く人にとって魅力ある職場環境整備が必要である。また、働き方改革は企業の生産性向上や、人材の確保にも資するものであり、企業活動を維持していくためにも必要不可欠である。 ・県では、働き方改革に対する気運醸成のため平成29年、30年と働き方改革推進大会を開催。併せて令和元年度までは個々のニーズに対応するため、アドバイザーを企業に派遣し、これまで計339社の企業を支援した。今後は、働き方改革の取り組みを県内各地域に広げていく必要があるが、令和2年度からの「働き方改革地域実践事業」のスキームにより、これまでの1対1の対応にとどまらず、知見の横展開を図り「魅力ある職場づくり」に向けた取り組みを広く支援していくことが可能となる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算の中で、最大の効果が表れるよう、令和元年度から令和2年度にかけて事業の見直しを行った。 ・知見の横展開を図るため、県内4地域で「魅力ある職場づくり」に向けた実践的な研修を実施。最終報告会には一般からの参加を募り公開して行い、企業の取り組みを共有することで、身近な企業の事例について効率的に横展開を図ることが可能となる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	22,221	16,514	14,033	時間	1,676	1,676	1,676
（うち一般財源）	11,111	8,257	7,017	人件費（千円）	6,886	6,768	6,768

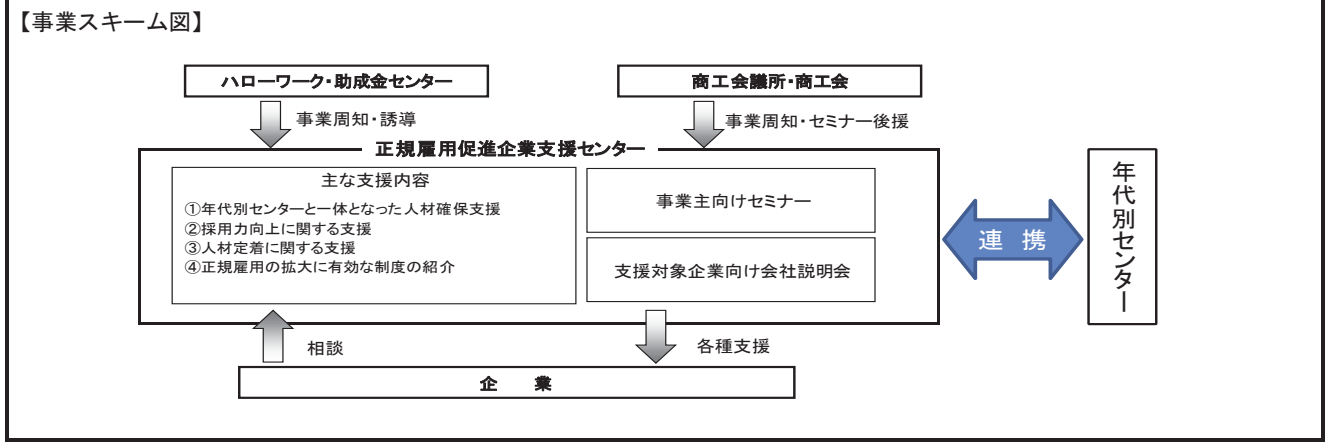
6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、「気運醸成」から「具体的な取り組みの実践」に導き、企業の自主的・自立的な取り組みで進められていくものへと移行させていく必要がある。また、そうした事例を見える化し、地域での横展開を図ることで、県内企業のさらなる取り組みの実践につなげていく必要がある。 ・このため、令和2年度の成果を踏まえ、事業実施内容の見直し等により改善を図り、事業を継続実施する。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業のさらなる取り組みの実践につなげるため、令和2年度に本事業に参加した企業の取組事例を取りまとめる予定。取組事例は、地域の身近な事例として令和3年度事業での周知等に活かし、さらなる横展開を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	正規雇用促進特別対策事業			部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H27
総合 計画	10の事項	1 4	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	5 1	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 女性が活躍する社会をつくる	
	小項目	3 1	安心して働くことができる環境の整備 働く場における女性の活躍促進	施策	3 6	安定的な雇用の促進 安定的な雇用の促進 (再掲)	

1 事業のねらい・目的	県内企業における正規雇用の拡大を図るため、国や関係機関と連携し、企業へのきめ細かな支援により、労働者の職業的安定を促進するとともに、企業における人材の確保に資する。
2 事業概要	<p>○ 福岡県正規雇用促進企業支援センターにおける企業に対する人材確保支援 (就職氷河期世代活躍に向けた企業支援を含む)</p> <p>1 支援対象企業に対する個別 (訪問) 相談の実施 企業の労務管理経験者、社会保険労務士等を雇用促進アドバイザー及び企業コーディネーターとして配置し、人材確保等に課題を抱える企業に対して正規雇用化への支援策案内を含めた働きかけを行う。 また、令和2年度は就職氷河期世代の活躍支援に向けて必要な企業への支援も実施。</p> <p>① 年代別センターと一体となった人材確保支援 年代別センターホームページへの企業情報掲載案内や合同会社説明会への参加案内</p> <p>② 採用力向上に関する支援 企業のPR方法等に関する助言、採用に関する知識・ノウハウの付与</p> <p>③ 人材定着に関する支援 限定正社員制度の説明、就業規則や賃金体系の見直しに向けた助言 ※限定正社員制度：正社員のうち、勤務地、勤務時間、職務等を限定した雇用制度</p> <p>④ 正規雇用の拡大に有効な制度の紹介 雇用関係助成金 (キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金) の紹介など</p> <p>2 セミナー及び会社説明会の実施</p> <p>① 事業主向けセミナーの開催 ・ ハローワークや助成金センターとの連携・協力による正規雇用の拡大促進 ・ 事業主のニーズに応じた人材確保や定着、採用ノウハウの付与を目的としたセミナーを開催</p> <p>② 会社説明会の開催 ・ 支援対象企業への人材確保支援の一環として、会社説明会を開催</p>



3 事業目標等																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">正規雇用就職者数 (総合計画)</td> <td>目標</td> <td>300</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>262</td> <td>880</td> <td>894</td> <td>908</td> <td>973</td> <td>523</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※就職者数は10月・3月に把握することとしている。</p> <p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> H27年度実績を踏まえて、年代別センター (合同会社説明会参加企業、HP登録企業等) 及び福岡助成金センターとの連携による正規センターへの誘導企業数の見込み 700社 うち正規センターにおける個別相談を通じて正規雇用 (正規雇用への転換を含む) につながった人数 各企業1名以上 <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> R1年度の正規雇用就職者数は973人で目標を達成した。 	成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	正規雇用就職者数 (総合計画)	目標	300	700	700	700	700	700	700	実績	262	880	894	908	973	523	-
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																			
正規雇用就職者数 (総合計画)	目標	300	700	700	700	700	700	700																			
	実績	262	880	894	908	973	523	-																			

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保及び人材定着に関するノウハウが乏しい企業が多く、特に中小零細企業においては人材確保に苦慮していることから、企業PR方法や求人票の作成方法、人材定着に資する雇用管理制度の導入方法などを習得できる人材確保支援セミナー及び人材定着支援セミナーの実施が効果的であり企業ニーズにも対応したものである。 ・ セミナー受講企業を雇用促進アドバイザーによる個別（訪問）相談に誘導の上、企業の個々の課題に応じた個別アドバイスを実施することにより、セミナー受講のみで終わらせるのではなく、継続的支援及び企業ニーズに応じた適時・適確な支援が実施できている。 ・ 人材確保や人材定着に資する雇用関係助成制度等を十分に了知できていない企業が多く、正規センターにおいて、これら制度の紹介を通じた活用アドバイスを行うことによって、当該制度の活用を通じた正規雇用の拡大が図られている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,577	16,456	21,037	時間	4,188	4,188	4,188
（うち一般財源）	16,577	4,114	16,456	人件費（千円）	17,205	16,912	16,912

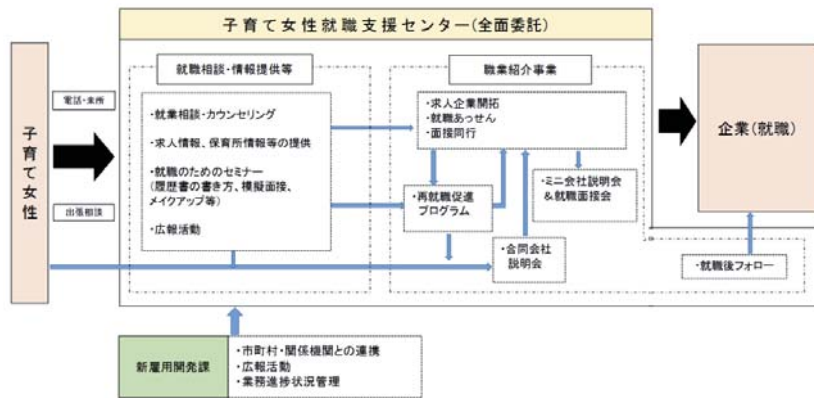
6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の人材確保・人材定着支援に有効な事業であることから、事業実施内容の見直し等により改善を図り事業を継続する。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業に対して個別（訪問）相談の他、ウェブを活用した個別相談を実施する。 ・ 人材不足の企業へのアプローチにノウハウを有する本センターの強みを生かし、若者就職支援センター及び中高年就職支援センターと連携して企業の人材確保につなげる。 ・ 県内企業のセンター利用を促進するため、広報を強化する（4,581千円）

事業名	子育て女性就職支援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H21
-----	-----------------	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1 4	活力にあふれ成長に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	5 1	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	1 1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 働く場における女性の活躍促進	施策	3 7	女性の就職支援 女性の就業支援

1 事業のねらい・目的	就業相談・情報提供から求人開拓・就職あっせんまでを一貫して実施することで、時間や場所の制約等により就業が難しい子育て中の女性の就業を促進する。
2 事業概要	<p>(1) 子育て女性就職支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内4か所(福岡、北九州、筑後、筑豊)に、子育て女性就職支援センターを設置 <p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉部門や市町村と連携し、保育関連情報を提供 インターネットサイト(「働きたいママ応援サイト」等)による情報提供 ハローワークの求人情報活用等による求人情報の提供 <p>②就業相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談、市町村出張相談等による相談機会の提供 相談者に対し必要な支援を検討し、調整・手配 就業プラン作成、アドバイス等の実施 <p>③就職サポートセミナーの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の現状の理解を深め、基礎的スキルの習得、離職期間のブランク克服を目的とする就職サポートセミナーを開催 マナー講座、応募書類の書き方、面接対策等の内容を託児付きで実施 <p>④求人開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て女性のニーズに合った求人を積極的に開拓 <p>⑤就職あっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職者に対する求人紹介 面接指導及び当日の面接同行 <p>⑥就職後のフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業開始後1か月間のフォローアップを実施 就職者及び企業への就業状況や書面交付状況等の確認を実施 <p>(2) 合同会社説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で就職できるよう、地区ごとでの合同会社説明会を開催 福岡、北九州、筑後、筑豊各地区1回、計4回開催 ミニ会社説明会・就職面接会を各地区2回、計8回開催 <p>(3) ウーマンワークカフェ北九州</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月に開所した「ウーマンワークカフェ北九州」において、国・県・北九州市が連携し、再就職やキャリアアップ、創業など、女性の幅広いニーズにワンストップで対応 <p>(4) 子育て女性の再就職促進プログラム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な就職活動の一步を踏み出せないセンター登録者に対し、職場体験を柱としたプログラムを実施し、就職活動の活性化を支援。 <p>(5) 就職支援システム(ホームページ)の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職登録、求人登録、求人情報の閲覧・検索、求人へのエントリー機能を持つシステムを構築し、利用者の利便性を高める。 <p>(6) コーディネーター増員</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した求人を開拓し、マッチングを強化するコーディネーターを4名増員 <p>(7) WEB合説の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍での企業と求職者の出会いの場としてWEB合同会社説明会を開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
子育て女性就職支援センターによる就職者数(総合計画)	目標	600人	650人	700人	700人	700人	700人	700人	750人	5年間累計で3,600人				
	実績	335人	512人	545人	468人	605人	619人	624人	721人	882人	802人	903人	238人	

※R2年度実績は9月末現在

再就職促進プログラム事業 受講者の就職率		R1	R2	R3
	目標	30%	30%	30%
	実績	40%		

【指標の考え方】

- ・子育て女性就職支援センターによる就職者数を目標とし、総合計画における目標値：平成29～R3年度の5年間累計で3,600人（平成27年度の就職者数実績の約15%増を5年間維持）を目指す。
- ・再就職促進プログラムの受講生については、就職率30%以上を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 就職者数は年々増加し、順調に推移している。5年間累計の目標達成のためには、次の課題が考えられる。
- 様々な問題を抱える就職困難ケースの相談が増えており、丁寧なカウンセリングや条件にあった求人開拓など、来所から就職までに時間を要する場合が多い。例：短時間の勤務、自宅近くの勤務など条件の制約が多い。職種、賃金など就職先に対して希望する条件が高い。
 - 子育て中の女性にとって、子育てや家事等をしながらセンターまで足を運ぶことへのハードルが依然として高い。
 - 子育て女性就職支援センターの認知度が十分とはいえないため、対象や手段など広報の工夫により、より一層の周知を図る必要がある。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・女性の就業支援において、特に子育て女性は時間や勤務場所など制約が多いことから、個別相談から求人情報や保育情報などの情報提供、就職あっせん、就職後のフォローアップまでを一貫して支援することが、子育て中の女性の就職に対する疑問や問題の解決に寄与し、就職につながっている。
- ・就職支援にあたっては、民間の有料職業紹介業者のノウハウを活用し求人開拓、就職あっせんを実施。利用者からも高い評価を得ている。
- ・職場見学により、職場環境や雰囲気を確認したり、従業員との交流で実際の働き方のイメージを把握できることから、仕事と子育ての両立についての不安軽減や、就職活動のきっかけとなり、就職につながっている。
- ・グループワークを実施することで同じ目標に向かう仲間ができ、相互に刺激しあうことで就職意欲が喚起される。

【事業の効率性】

- ・利便性向上のために、市町村での出張相談やセミナーの開催など、市町村等関係機関と連携した運営がなされている。
- ・個別相談から就職あっせん、就職後のフォローアップまで一貫して実施することで、各段階での業務の重複が避けられ、効率的な運用がなされている。
- ・ウーマンワークカフェ北九州において、国・北九州市と連携して女性の幅広いニーズにワンストップで対応。特に、家事や育児で時間的制約の多い子育て中の女性にとっては、一か所で多様な情報やサービスを入手でき、これまで以上に支援が充実している。
- ・職場見学については、利用者・企業のいずれにとってもお互いの特性等を確認できる機会となる。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R2 9月補正	R2 2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	59,306	73,334	29,711	14,410	25,779	58,237	時間	4,551	4,551	4,551
(うち一般財源)	32,378	36,667	29,711	14,410	25,779	29,119	人件費(千円)	18,696	18,377	18,377

※ 当事業のR3予算の一部は、前倒してR2 2月補正予算で計上

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・女性が活躍できる社会の実現のためには、子育て中の女性を中心とした女性の就業率向上が不可欠。
- ・子育て中の女性は、家事や育児で時間や場所の制約があり、再就職が難しいことから、個別相談から就職あっせん、フォローアップまできめ細かな支援を引き続き実施することが必要。
- ・特に新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化等から解雇・雇止めが生じており、企業及び求職者へのきめ細かな支援を行うセンターの必要性が高まっている。

【見直し内容】

(その他)

- ・人員体制を見直し、求人開拓に従事するコーディネーターを増員することで、子育て中の女性に適した求人開拓を重点的に行い、求人・求職マッチングの強化を図る。(＋14,429千円)
- ・県内各地で開催する合同会社説明会については、コロナ禍での参加を容易にするため、開催方法を対面型からWEB形式に変更する。(＋3,150千円)
- ・子育て中や介護中、コロナ禍においても有用な「テレワーク」を活用した多様な働き方を広く周知することで、女性の就職意欲を喚起し、活躍の場を広げる。(＋1,000千円)
- ・就職支援システム(ホームページ)構築の終了(▲5,932千円)

事業名	障がい者就業・生活支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H17
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 5 高齢者や障がいのある人が安心してはたらくと生活できること	中項目	5 雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 3 障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる		
	小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 障がいのある人の雇用の拡大	施策	4 障がいのある人の就職支援 1 障がいのある人の就職支援 (再掲)		

1 事業のねらい・目的

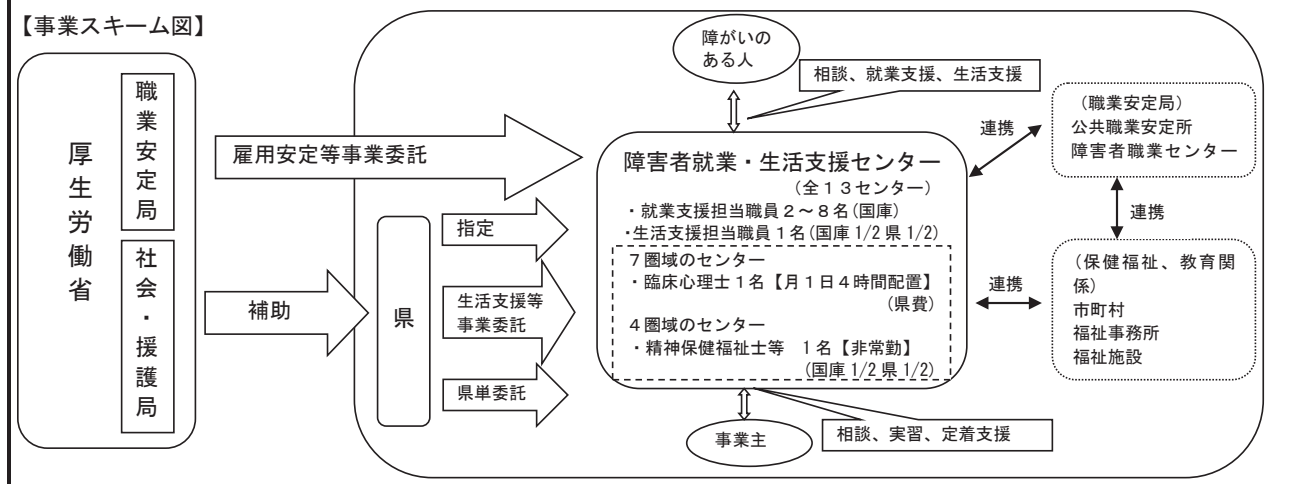
求職障がい者の就労支援及び在職障がい者の職場定着を図ることによる障がい者雇用の促進・安定。
総合計画に掲げる障がい者雇用率の達成。

2 事業概要

1 障害者就業・生活支援センターの指定及び障害者就業・生活支援センター事業
 (1) 「障害者就業・生活支援センター」を県内13障がい保健福祉圏域全てに設置。センターでは、障がいのある人への就業・生活面での助言や職場実習のあっせん等、事業主への雇用管理や職場定着に係る助言等を行う。
 (2) 県内4生活圈域(北九州、福岡、筑豊、筑後)のセンターに、心理検査やカウンセリングを行う心理専門職を配置し、精神障がい又は発達障がいなど見えにくい障がいのある人の職業適性や障がい特性を的確に把握し、就労支援に活用する。
 (3) 精神障がいのある人の職場定着を支援するため、県内4生活圈域のセンターに「精神保健福祉士」などの非常勤職員を配置し、求職者・家族に対する相談支援や医療機関と連携した病状把握と服薬指導等の生活指導、就職後の職場訪問による定着支援等を実施。
 (4) 4月補正において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動自粛や休業等の影響により、職業生活リズムが崩れる恐れのある障がいのある人に対する生活支援の強化を図るため、県内2センターの生活支援員を各1名増員。

2 一般就労を希望する障がいのある人の就労に向けた支援
 特別支援学校高等部2、3年生の生徒及び就労支援施設や在宅の知的障がい又は精神障がいのある人のうち一般就労希望者を対象に、公共職業安定所及び就業中の障がいのある人等を講師として、就労に向けた総合的な講座を実施する「障がい者就職準備講座」を開催。【令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部オンラインにて開催】

3 特別支援学校卒業生の就職拡大
 特別支援学校の生徒たちが、日頃学んでいる清掃などの職業技能を、企業の人事担当者の前で披露する技能見学会を開催。併せて企業と教職員との交流会も開催。【令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見学会は中止、代替措置として、企業への実習の案内及び企業と教職員との交流会を実施】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する障がいのある人の数	目標	598	653	598	598	598	676	676	605
	実績	565	535	573	634	710	684		

【指標の考え方】

- 平成30年度までの目標は、全13センターにおいて、平成23年度既存センター(8センター)における就職者数の平均値(就職者数46人)を達成することとしている。
- 令和元年度及び令和2年度の目標は、1年間の増加数を「平成25年度から平成29年度までの就職実績の平均増加数21人」と見込み、平成29年度実績634人に2年分の増加数42人(=21人×2年)を加算した値とする。
- 令和2年度の就職件数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現時点で前年度同月比の88.5%と大きく減少しており、3月までの累計は、605人(=令和元年度実績684人×0.885)程度と見込まれる。令和3年度は、さらなる減少が想定されるが、令和3年度の目標は、少なくとも令和2年度の就職見込件数は維持できるよう605人とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年度における就職者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けたものの、684人と目標値の676人を上回っており、事業の効果がみられる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、障がいのある人の身近な地域で、就業とそれに伴う生活面での指導、助言等の支援、事業主に対する障がいのある人の採用や雇用管理に関する相談支援が県内全域で可能となった。 障害者就業・生活支援センターの指定要件を満たした社会福祉法人等に委託することで、障がいのある人の就業支援に精通した支援担当者を配置することが可能となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けたものの、令和元年度は年間684人の就職を達成している。 中核的なセンターに心理専門職又は精神保健福祉士等を配置し、カウンセリング等による障がい特性の把握や求職者に対する生活指導等を行うことで、精神障がい又は発達障がいのある人に対する効果的な就労支援が可能となった。 就職準備講座の開催により、受講者は、一般就労の現実を知るとともに、就職に向けた自身の課題を知ることができるようになった。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、県民は県内どこでも等しく障がいのある人の就職や雇用の相談支援を受けることが可能となった。また、センター相互の連携と機能強化のため、全13センターによる連絡会を発足し、学習会やセミナー等の啓発活動を行うことにより、県全体でのさらなる就労支援の強化が図られている。 就職準備講座では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催方式を集合型からオンラインに変更し、各特別支援学校の生徒など県内の一般就労希望者に対して、就職活動に役立つ動画を配信した。オンライン化に伴い、広く参加を促すことが可能となった。 特別支援学校生徒による技能見学会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、その代替措置として、交流会を開催し、進路指導の教職員と企業の人事担当者が情報交換により相互理解を深める機会を提供した。また、実習受入企業の増加を目指し、HP上で実習受入申込書、実習受け入れ時期や連絡先等を掲載、併せて、掲載内容を経済団体等の協力を得て、未達成企業等へ通知し、採用企業拡大につなげることにした。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	87,188	87,461	9,459	87,461	時間	820	835	821
（うち一般財源）	48,950	49,223	4,730	49,223	人件費（千円）	3,369	3,372	3,316

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 新型コロナウイルス感染症拡大のため、企業の求人数が減少傾向にある中、令和3年3月に法定雇用率は2.3%に上げられる予定であり、法定雇用率未達成企業の増加が見込まれることから、企業及び求職者のきめ細かな支援を行うセンターの必要性はさらに高まっている。
- 県内特別支援学校卒業生の就職は、実習に参加できない等、今年度は厳しい状況におかれており、就職率の維持向上を目指し、特別支援学校と連携し、生徒の就職希望者の拡大と障がい者雇用に対する企業の理解促進を図る必要がある。
- 障がいのある求職者のうち、特に精神障がいのある求職者が増加しており、事業主の精神障がい者雇用に関する理解促進と就職・定着支援につながる取組みが必要。

【見直し内容】

(部局間の調整・連携)

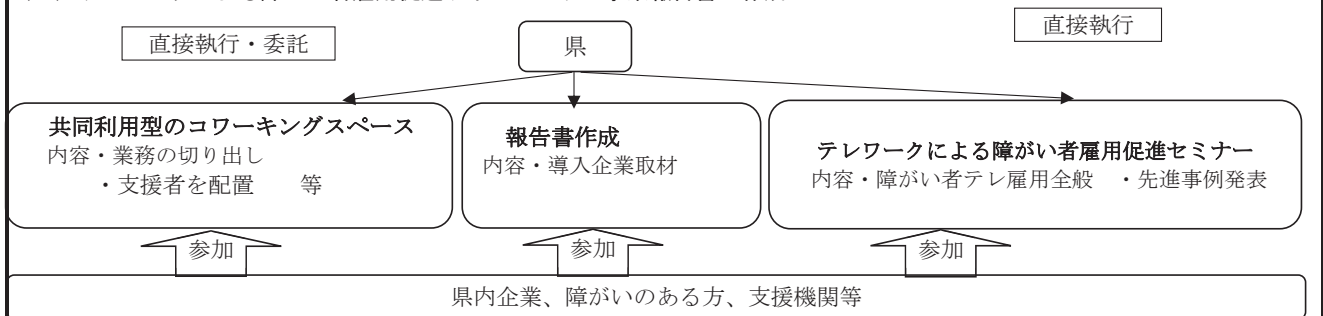
- センターは、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し就労支援を行う。就職拡大に向けて、センターと特別支援学校や就労移行支援事業所、医療機関等との連携・情報共有し、就職に結びつかなかった方の支援を強化する。
- 精神障がい又は発達障がいなど就労困難な障がいのある求職者が急増していることを踏まえ、精神障がい又は発達障がいのある人の雇用に関する理解促進のための啓発や、在宅であれば安定して就労できる人も多いことから、テレワークの推進など実例を示し、働き方の多様化による就職・定着支援につなげる。
- 障害者就業・生活支援センター支援員等の支援力強化のための研修の充実。

事業名	障がい者雇用の促進を図るためのテレワーク活用事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課		事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	1 5	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出 高齢者や障がいのある人が安心してはたらくと生活できること	中項目	5 3	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる 障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる	
	小項目	1 1	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 障がいのある人の雇用の拡大	施策	4 1	障がいのある人の就職支援 障がいのある人の就職支援(再掲)	

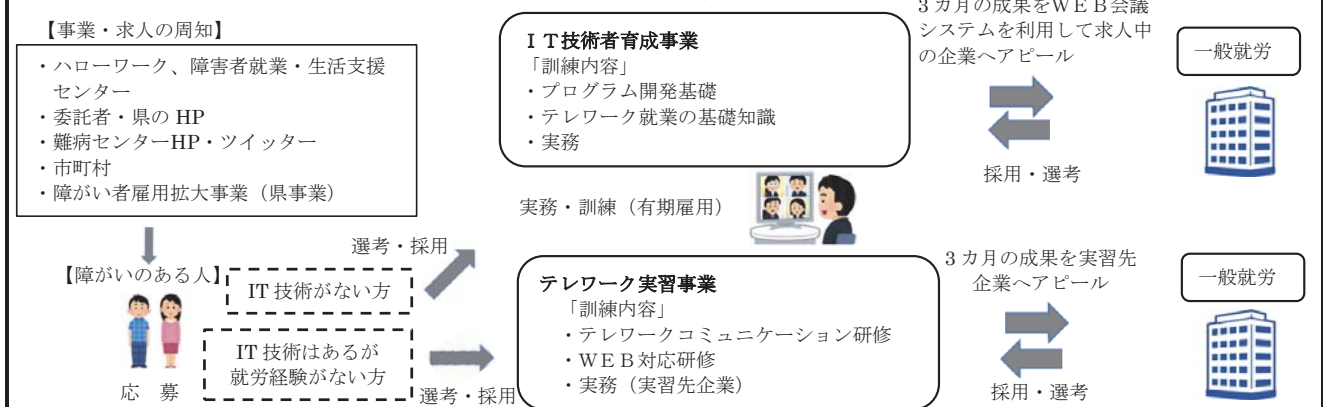
1 事業のねらい・目的	<p>テレワークを活用した障がい者雇用(以下「障がい者テレ雇用」という。)を県内企業等に周知することで、障がい者テレ雇用の促進につなげる。</p>
2 事業概要	<p>(1) テレワークによる障がい者雇用促進セミナーの開催(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、WEB形式で開催) ・障がい者テレ雇用の促進を図るため、県内企業・就労希望者・支援機関等を対象にセミナーを開催。 ・効果的なテレワーク導入のために、労務管理・情報セキュリティの留意点や障がい者テレ雇用を進めるための方策、県内企業における先進事例等を紹介。</p> <p>(2) 共同利用型のコワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業 ・企業に雇用される障がいのある社員向けの共同利用型の障がい者テレワークオフィスを開設。 ・障がい者雇用が進んでいない県内企業に対して、専門家がテレワークで可能な「業務の切り出し」から採用支援まで幅広くサポートするとともに、利用者の障がい特性に合わせた支援ができる常駐の支援員を配置。</p> <p>(3) テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業報告書の作成 ・令和元年度に障がい者テレ雇用に意欲のある企業が、県が委託した専門家の導入サポートを受け、雇用を実現するというモデル事業を実施。公募により選定したモデル企業4社で雇用が実現。 ・モデル事業を踏まえ、障がい者テレ雇用のノウハウや雇用事例等を取りまとめた報告書を作成し、セミナー等で配布。</p> <p>(4) テレワークによる障がい者雇用促進のためのIT技術者の育成事業 ・一般就労を希望する障がいのある人を企業で有期雇用し、テレワークによる教育訓練や実務に3か月間従事させる。 ・テレワーク勤務が可能なIT技術者を育て、即戦力として障がい者テレ雇用につなげる。</p> <p>(5) テレワークによる障がい者雇用促進のためのテレワーク実習事業 ・IT技術等はあるが、就職経験等の乏しい求職者に対し、テレワークによる実習を通じて障がいのある人の就労を支援。 ・就労を希望する人に対し、企業で3か月間の有期雇用を行って経験を積み、その後の就労につなげる。</p>

【事業スキーム図】

- (1) テレワークによる障がい者雇用促進セミナーの開催
- (2) 共同利用型のコワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業
- (3) テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業報告書の作成



- (4) テレワークによる障がい者雇用促進のためのIT技術者の育成事業
- (5) テレワークによる障がい者雇用促進のためのテレワーク実習事業



3 事業目標等					
成果指標			H30	R1	R2
(1) セミナー参加者のうち、障がい者雇用のためのテレワーク制度構築開始企業数(累計)※	目標		6社	16社	24社
	実績		8社	21社	32社
(2) IT技術等育成者数	目標		—	—	33人
	実績		—	—	33人

(R3.2月1日現在)

※テレワーク制度構築開始企業数：テレワークの導入に向けて、専門家への相談や機器の導入等具体的な準備に着手した企業

【指標の考え方】

(1) 本事業は、障がい者テレ雇用の有効性を県内企業等に周知することで、企業が障がい者テレ雇用に向けた取組みを行う契機とするものであることから、制度構築開始企業数を目標値に設定。
 設定根拠：セミナー参加企業(100社)のうち、平成28年度時点の九州・沖縄の在宅勤務導入率2.1%の3倍程度の割合の企業(6社)が制度構築開始することを目標にする。R1はモデル事業実施のため、10社(6社+4社(モデル企業))、R2は、事例集の掲載予定企業2社を含め、8社(6社+2社(掲載予定企業))とした。

(2) 加えて、本事業により育成されたIT技術者等の数を目標値に設定
 設定根拠：育成事業等で募集する障がいのある求職者数

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(1) 障がい者雇用のためのテレワーク制度構築開始企業数は、毎年着実に増加しており、目標を達成している。
 (2) 目標を達成している。(R3.2月1日現在)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人のテレワーク雇用は、当初導入できないと考える企業や就労支援事業所が多かったが、セミナー等で理解促進を図ったことから、実効性への理解が進み、障がい者テレ雇用を導入する、または検討する企業や就労支援事業所が増えてきている。 さらに、障がい者雇用率は年々上昇するとともに、セミナー参加者は延べ600人を超え、テレワークオフィスの利用申込が14名(募集が10名程度のところ)となる等、当該取組みは一定の効果があったと考えている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナーの開催方法を従来の集合型からWEB形式へ変更し、効率的に障がい者テレ雇用に係る情報を発信した。 セミナーをはじめとする一連の事業に関しては、経営者協会や中小企業連合会等経済団体と連携し、事業の内容を団体のメールマガジンや広報紙等で情報提供するとともに、市町村にも依頼をし、広報紙への掲載や事業に共催いただくなど、関係団体と連携し、効率的に取組みを進めることができた。 コワーキングスペースを活用した障がい者雇用導入支援事業では、民間企業(委託事業者)と自治体がそれぞれの得意分野を生かし、例えば、物件の選定は民間企業、経済団体・学校等を活用した広報等は自治体等、役割分担をして効率的かつ効果的に事業が推進できた。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 9月補正	R2 2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,998	12,158	27,832	20,096	9,772	時間	1,338	3,054	3,100
(うち一般財源)	5,147	6,079	27,832	0	4,886	人件費(千円)	5,497	12,333	12,518

※当事業のR3予算は、前倒してR2.2月補正予算で計上

6 見直しの内容
<p>継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に伴い、新たな生活様式が求められており、基礎疾患を抱えた障がいのある方も多いことから、今後もテレワークという働き方をさらに進めていく必要があるため。 テレワークの利点の一つは、これまでは通勤が困難である地方においても雇用が広がることであるため、市町村とも連携し、地方の雇用の拡大、地方創生を目指すため。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> R2.4月補正(別事業)でテレワークオフィス「こといろ」に設置したテレワーク相談窓口を継続するとともに、必要に応じて、相談員(アドバイザー)を企業に派遣することとした。 また、テレワーク導入に意欲がある企業の人事担当者等に対し、「こといろ」におけるテレワーク体験等やテレワーク体験セミナー・「こといろ」見学会を実施する。 育成事業や実習事業については、より就職に結びつくよう実施内容・期間・人数等を見直した。 テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業報告書の作成については、R2年度で終了(▲2,386千円) セミナー参加者数が増加することにより、障がい者テレ雇用を導入する企業も増加すると見込まれるため、セミナー参加者数を成果指標の目標値に設定する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て応援宣言企業推進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H15
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること	中項目	1 安心して子どもを生み育てることができる社会をつくる		
	小項目	3 子育てを応援する社会づくりの推進	施策	4 仕事と子育ての両立支援		

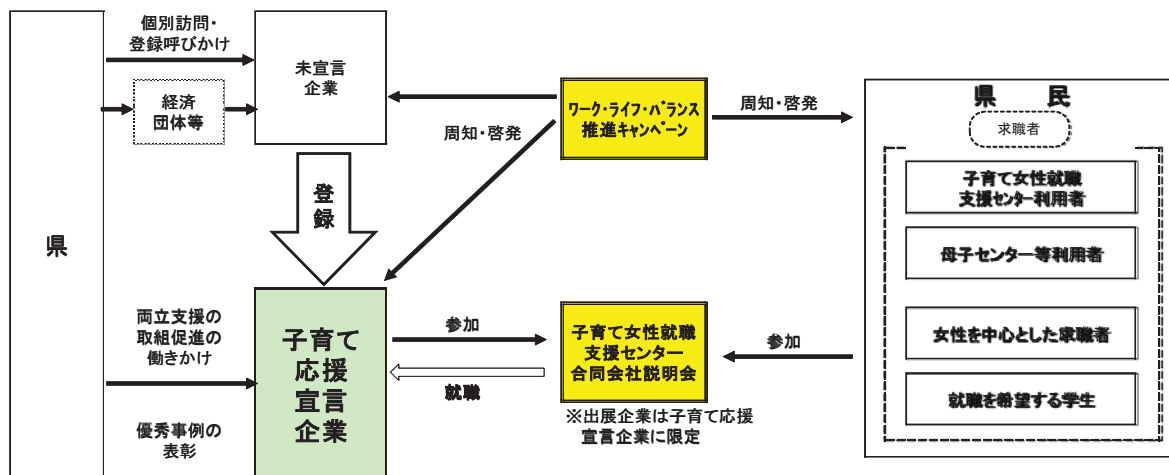
1 事業のねらい・目的

企業・事業所のトップが自主的に従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組みを宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進し、育児休業の取得等がしやすい職場環境づくりを推進することにより、従業員が出産・子育てをしながら引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指す。

2 事業概要

- (1) 子育て応援宣言企業の登録拡大
 - ・ホームページによる宣言企業の取組紹介、経済団体等と連携した会員企業等への働きかけ、未宣言企業を直接訪問しての事業説明などを通じ、両立支援の取組みへの理解を求め、登録を拡大。
- (2) 九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施
 - ・誰もが働きやすい魅力的な職場づくりに取り組む企業を増やすため、推進月間(10月)を中心に、九州・山口各県で様々な事業を実施するとともに、テレワークなど「新しい生活様式」を踏まえた働き方の取組事例を九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンサイトで紹介。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 子育て応援宣言企業数 (総合計画)	目標	5,500	6,000	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
	実績	5,455	6,055	6,306	6,806	7,179	7,329	
(2) 子育て応援宣言企業の女性従業員の育児休業取得率 (総合計画)	目標	—	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上
	実績	96.2%	96.5%	95.6%	98.3%	96.6%		
(3) 子育て応援宣言企業の男性従業員の育児休業取得率 (総合計画)	目標	—	→	→	→	→	→	13%以上
	実績	5.4%	2.7%	4.8%	5.2%	9.8%		

※R2年度実績は9月末現在

【指標の考え方】

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに取り組む「子育て応援宣言企業」の登録数を指標とし、R3年度8,000社(従業員5人以上の県内企業の約30%)を目標値とする
- (2) H23~H27の5年間で最も高かった数値(H25, H27: 96.2%⇒97%)の維持を目指す
- (3) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「少子化社会対策大綱」のKPI(13%)と同水準を目指す

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- (1) 宣言企業数は毎年着実に増加しているが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響からR2年度の伸びは緩やかとなっている。
- (2) 目標に達していないが高水準にある。
- (3) 目標には達していない。福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査によると、男性従業員が育児休業を利用しない理由として、「職場に迷惑がかかるから」や「育児休業を取れるような雰囲気ではないから」という理由が上位に挙がっており、育児休業取得率の向上のためには、職場環境の改善が必要。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりについては、企業における取組みの重要性について、関係団体訪問や戸別訪問による事業説明、ホームページ等を活用した広報を通じてより多くの企業に啓発を行うことで、企業経営者をはじめ社員の意識向上、取組事例の普及促進、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に寄与。 ・九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施により、誰もが働きやすい魅力的な職場づくりを推進。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請様式の見直しを適時行うとともに、登録の手続き（新規・更新）を電子申請対応とし、登録事務の軽減と利便性の向上を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	7,201	3,051	3,040	時間	10,023	10,023	10,023
（うち一般財源）	3,390	1,526	1,520	人件費（千円）	41,175	40,473	40,473

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、少子高齢化が進み、人材確保がより困難になっていくことが予想されるため、企業においては、従業員の多様な働き方に理解を示し、働き続けやすい職場環境を整えることがさらに重要となる。 ・宣言企業は大きな広がりを見せており、宣言企業における女性の育児休業取得率は96.6%となるなど効果を上げているが、男性の育児休業取得率は9.8%と低い水準。 ・男性の育児休業取得を進めるためには、男性の家事・育児参画を後押しする制度の創設や上司等の理解が必要。子育て応援宣言企業へのアンケートでも、「上司等から取得を促す」取組みが、男性の育児休業取得に最も効果的と考えられている。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援宣言企業のさらなる拡大に努めるとともに、宣言企業の新規開拓や更新企業等への働きかけの際に先進的な宣言の実例を紹介するほか、ホームページや企業向けのメールマガジンへの掲載など、様々な機会を通じて周知を行い、宣言内容のさらなる充実を図る。 ・働き方や家事・育児に対する男性の意識改革を促し、男性の育児休業取得促進、育児参加拡大を図るため、企業に対し、男性従業員の育児参加等に係る取組みの必要性や有効な取組事例等につき、周知・啓発を行う。 ・コロナ禍での多様な働き方の実現のため、テレワークや会議・事務手続きのオンライン化といった「新しい生活様式」を踏まえた働き方の優良事例を企業に周知する。

事業名	70歳現役社会推進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいがある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	1	高齢者が元気で活躍する社会をつくる
	小項目	1	70歳現役社会づくりの推進	施策	1	いきいきと働くことが出来る仕組みづくり

1 事業のねらい・目的

○ 福岡県70歳現役応援センターを中心に、高齢者が年齢にかかわらず、職場や地域で活躍できる選択肢の多い「70歳現役社会」の実現を目指す。

2 事業概要

福岡県70歳現役応援センター事業

- 高齢者の活躍の場の拡大
 - ・ 70歳以上まで働ける制度導入企業の開拓
- 就業・社会参加支援
 - ・ 応援センターにおける総合相談、マッチング支援(求人開拓専門員を4名増員)
 - ・ 70歳現役職域発掘・創造事業
 - ・ 進路未決定者フォロー事業(R3年度に延期)
 - ・ シニア世代活用企業拡大事業
- セミナーの実施
 - ・ 企業向け、従業員向けセミナー

70歳現役社会づくりの推進

- 福岡県70歳現役社会推進協議会の運営
 - ・ 官民一体となって70歳現役社会づくりに取り組む協議会(県、経済団体、高齢者関係団体、NPO団体など18団体で構成)の運営
- 九州・山口70歳現役社会推進協議会の運営
- 九州・山口70歳現役社会推進大会の開催

【事業スキーム図】 事業概要参照

3 事業目標等

成果指標		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
70歳現役応援センターによる進路決定者数(人)(総合計画) 【基準】H27:1,342人/年	目標	—	—	—	—	—	—	—	—	—	累計 13,000
	実績	306	717	1,042	1,342	1,492	1,497	1,611	1,678	1,425	
	累計	306	1,023	2,065	3,047	4,899	6,396	8,007	9,685	11,110	

(R3.1月末現在)

【指標の考え方】

- ・ 70歳現役応援センターによる進路決定者数 2021年度までの累計13,000人を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 目標達成に向け、着実に取り組んでいる。今後も、進路決定者の増加に向け、センターの周知方法の改善を図るとともに、ハローワークに設置が進んできた「生涯現役支援窓口」との連携体制を整えていく。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となった推進体制 70歳現役社会づくりを進める上では、企業をはじめ各層の幅広い理解と協力が必要であり、県だけでなく、関係機関・団体が一体となった取組みが求められる。このため、70歳現役社会づくりの推進母体として、行政、経済団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体等で構成される「福岡県70歳現役社会推進協議会」を設立し、70歳現役社会の実現に向け官民一体となって取り組んでいる。 ・九州一体となった70歳現役社会づくり 九州・山口各県、経済団体、労働者団体で構成する「九州・山口70歳現役社会推進協議会」で、九州・山口が一体となって「70歳現役社会」づくりに取り組み、「70歳現役社会」の必要性和取組みを、九州・山口各県や全国に発信する。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「九州・山口70歳現役社会推進協議会」の事務局である本県と「九州・山口70歳現役社会推進大会」開催県との役割分担を的確に行い、新聞その他広告媒体で全国に向けて発信し、九州・山口における70歳現役社会づくりを推進する気運の高揚と、意識改革・理解促進を図っている。 九州・山口70歳現役社会推進大会を各県で開催（H29年11月：福岡県、H30年10月：佐賀県、R1年11月：長崎県、R2中止）

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2.6月補正	R2.9月補正	R2.2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	131,874	169,975	▲11,712	9,218	16,347	161,329	時間	3,600	3,600	3,600
(うち一般財源)	67,947	84,988	▲5,856	9,218	16,347	89,665	人件費(千円)	14,789	14,537	14,537

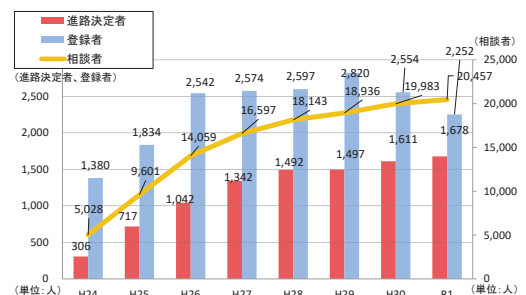
※ 当事業のR3予算の一部は、前倒しでR2.2月補正予算で計上

6 見直しの内容	<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
----------	--

【上記の理由】

- ・少子・高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口は、今後さらに減少していく。
労働力が減少する時代を迎える中、社会の活力を維持していくためには、高齢者が活躍し続けることが益々重要となるため、本事業の継続が必要。
- ・70歳現役応援センターの相談件数は、増加傾向で推移。
進路決定者数も着実に増加の一方、新規登録者数は伸び悩んでおり、新規登録者の掘り起こし強化が必要。
- ・進路決定者のさらなる拡大を図るため、高齢者への働きかけ強化に加えその受け皿となる求人企業への働きかけ強化が必要
- ・九州・山口が一体となった「70歳現役社会づくり」の必要性和その取組みを九州・山口各県や全国に発信するため、九州・山口70歳現役社会推進協議会アクションプランに基づく取組みの継続実施が必要。

相談件数、登録者、進路決定者数の推移



【見直し内容】

(その他)

- 70歳現役応援センターにおいて高齢者雇用の受け皿となる求人企業のさらなる拡大を図る取組みを実施することにより、進路決定者の拡大につなげる。
 - ・人員体制を見直し、有効求人倍率の高い職種に特化した求人開拓を行う求人開拓専門員を4名新たに配置 (+10,931千円)
 - ・人手不足分野へのキャリアチェンジを促す合同会社説明会を開催 (+1,143千円)
 - ・システム改修の終了 (▲2,000千円)
- 「九州・山口70歳現役社会推進協議会」の事務局として、九州各県で毎年度開催している「九州・山口70歳現役社会推進大会」の開催支援及び県内における70歳現役社会づくりの理解促進・認知度向上を図る取組みを実施。特にR3年度は、九州・山口高年齢者雇用優良企業等表彰を実施することとなっている。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	建設専門工事人材育成支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 職業能力開発課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	2	職業能力の向上	施策	1	企業ニーズに沿った人材育成

1 事業のねらい・目的

人手不足が深刻な建設業界の企業は、限られた人材で生産性の向上を図っていくことが求められているため、建設業界在職者への技能習得を支援し、一人で複数の役割を担える多能工を育成する。

2 事業概要

○認定職業訓練助成事業費補助の実施 (国庫補助事業)
認定職業訓練を活用した建設専門工事業への支援を実施し、在職者の技能習得 (多能化) を図る。

(1) 認定訓練助成事業費補助金
認定訓練を実施する事業主若しくはその団体が訓練に要した事業費について、福岡県認定訓練助成事業費補助金交付要綱に基づき、その2/3を国及び県で負担する。

(2) 補助対象
建設専門工事業に係る在職者訓練を実施する事業主や業界団体

①対象訓練 躯体基礎科 定員28名 (14名×2コース)
仕上げ科 定員20名 (1コース)

【事業スキーム図】

厚生労働省 → 補助金 → 福岡県 → 補助金 → 認定職業訓練実施団体等

2/3 (県負担1/2、国負担1/2) 1/3 (自己負担)

3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3
認定訓練修了者数 (達成状況)	目標	2,300	2,300	2,300
	実績	2,437		

【指標の考え方】

- 認定訓練校が輩出した修了者を成果指標として採用する。
- 平成27年度に補助基準の見直しがあったため、平成27年度の実績 (2,280) に近い数値を目標値とする。

※参考 (過年度実績)
H27 2,280人、H28 2,275人、H29 2,029人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
R1年度は目標達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 人手不足が深刻な建設業界において、限られた人材で生産性の向上を図っていくことが求められているため、建設業界在職者への技能習得を支援し、一人で複数の役割を担える多能工を育成する。令和元年度は、足場・型枠の知識習得のほかフオークリフト運転技能を習得させており、建設業界での多能工の育成を行った。
	【事業の効率性】 中小企業等の取組を活用しつつ多能工人材の育成を効率的に行うことができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	662	3,092	3,092	時間	240	240	240
（うち一般財源）	331	1,546	1,546	人件費（千円）	986	970	970

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として建設分野の有効求人倍率は高く、深刻な人材不足が続いている。（建設躯体工事業：9.30、建設業：4.32） ・労働力人口が減少する中で、限られた人材で生産性の向上を図るためには、多能工化の育成は継続した課題となっている。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業界では、引き続き人手不足の状態が続き、従業員への多能工化へのニーズが高いことから、これまでのカリキュラムに新たに「玉掛け」や「小型移動式クレーン」の技能習得を加え、さらなる多能工人材の育成に取り組むこととした。 		